

第 1 6 8 回 社会 保 障 審 議 会 介 護 給 付 費 分 科 会

日 時 平 成 3 1 年 2 月 1 3 日 (水) 1 7 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0

場 所 ベルサル飯田橋駅前 ホール (1 階)

○ ○
[]

江 今 井 伊 田 井 石 石 安
澤 井 上 藤 中 口 本 田 藤
委 委 委 委 分 分 委 委
員 員 員 員 科 科 員 員
○ ○ ○ ○ 会 会 員 員
○ ○ ○ ○ 長 長 代 代
○ ○ ○ ○ 理 理

速
記
○

[]

関
係
者

大 西 委 員 ○
荻 野 委 員 ○
尾 崎 委 員 ○
(代 理 戸 田 参 考 人)
小 原 委 員 ○
河 本 委 員 ○
齋 藤 (訓) 委 員 ○
(代 理 荒 木 参 考 人)
齊 藤 (秀) 委 員 ○
老 人 保 健 課 ○
川 口 企 画 官 ○

○ 田 中 認 知 症 施 策 推 進 室 長
○ 武 井 高 齢 者 支 援 課 長
○ 尾 崎 振 興 課 長
○ 眞 鍋 老 人 保 健 課 長
○ 大 島 老 健 局 長
○ 諏 訪 園 審 議 官
○ 山 本 審 議 官
○ 黒 田 総 務 課 長
○ 橋 本 介 護 保 險 計 画 課 長
○ 山 本 介 護 保 險 指 導 室 長

関
係
者

○ 佐 藤 委 員
○ 瀬 戸 委 員
(代 理 小 泉 参 考 人)
○ 武 久 委 員
○ 田 部 井 委 員
○ 東 委 員
○ 堀 田 委 員
○ 松 田 委 員
○ 柴 田 福 祉 人 材 確 保 対 策 室 長
○ 宮 崎 医 療 介 護 連 携 政 策 課 長

事 務 局

記 者 ・ 傍 聴 者

社会保障審議会介護給付費分科会(第 168 回)議事次第

日時：平成 31 年 2 月 13 日（水）
17：00 から 19：00 まで
於：ベルサール飯田橋駅前 ホール

議 題

1. 2019 年度介護報酬改定に係る諮問について
2. 平成 30 年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査
(2019 年度調査)の実施内容及び進め方について
3. 2019 年度介護事業経営概況調査の実施について
4. その他

社会保障審議会介護給付費分科会委員名簿

31.2.13現在

氏 名	現 職
安 藤 伸 樹	全国健康保険協会理事長
井 口 経 明	東北福祉大学客員教授
石 田 路 子	NPO法人高齢社会をよくする女性の会理事（名古屋学芸大学看護学部教授）
石 本 淳 也	公益社団法人日本介護福祉士会会長
伊 藤 彰 久	日本労働組合総連合会総合政策局生活福祉局長
井 上 隆	一般社団法人日本経済団体連合会常務理事
今 井 準 幸	民間介護事業推進委員会代表委員
江 澤 和 彦	公益社団法人日本医師会常任理事
大 西 秀 人	全国市長会介護保険対策特別委員会委員長（高松市長）
荻 野 構 一	公益社団法人日本薬剤師会常務理事
※ 尾 崎 正 直	全国知事会社会保障常任委員会委員長（高知県知事）
小 原 秀 和	一般社団法人日本介護支援専門員協会副会長
亀 井 利 克	三重県国民健康保険団体連合会理事長（名張市長）
河 村 文 夫	全国町村会政務調査会行政委員会委員（東京都奥多摩町長）
河 本 滋 史	健康保険組合連合会常務理事
齋 藤 訓 子	公益社団法人日本看護協会副会長
齊 藤 秀 樹	公益財団法人全国老人クラブ連合会常務理事
佐 藤 保	公益社団法人日本歯科医師会副会長
瀬 戸 雅 嗣	公益社団法人全国老人福祉施設協議会理事・統括幹事
武 久 洋 三	一般社団法人日本慢性期医療協会会長
◎ ※ 田 中 滋	埼玉県立大学理事長
田部井 康 夫	公益社団法人認知症の人と家族の会理事
東 憲太郎	公益社団法人全国老人保健施設協会会長
堀 田 聰 子	慶応義塾大学大学院健康マネジメント研究科教授
松 田 晋 哉	産業医科大学教授

（敬称略、50音順）

※は社会保障審議会の委員

◎は分科会長

2019年度介護報酬改定について

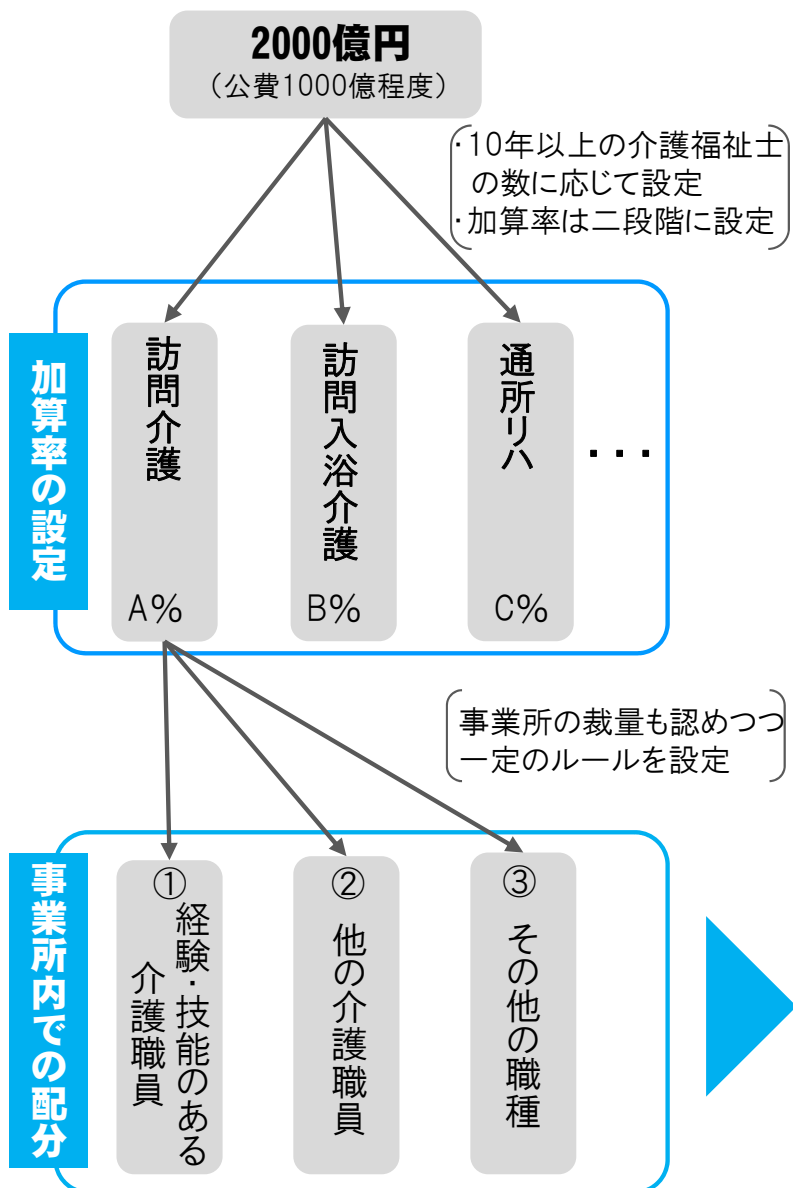
新しい経済政策パッケージに基づく介護職員の更なる処遇改善

国費210億円程度
※ 改定率換算+1.67%

○ 新しい経済政策パッケージ（抜粋）

介護人材確保のための取組をより一層進めるため、**経験・技能のある職員に重点化**を図りながら、**介護職員の更なる処遇改善**を進める。

具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう**柔軟な運用を認めること**を前提に、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について**月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠**に、公費1000億円程度を投じ、処遇改善を行う。



- ▶ ①経験・技能のある介護職員において「月額8万円」の改善又は「役職者を除く全産業平均水準（年収440万円）」を設定・確保
→ リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を実現

▶ 平均の処遇改善額が、

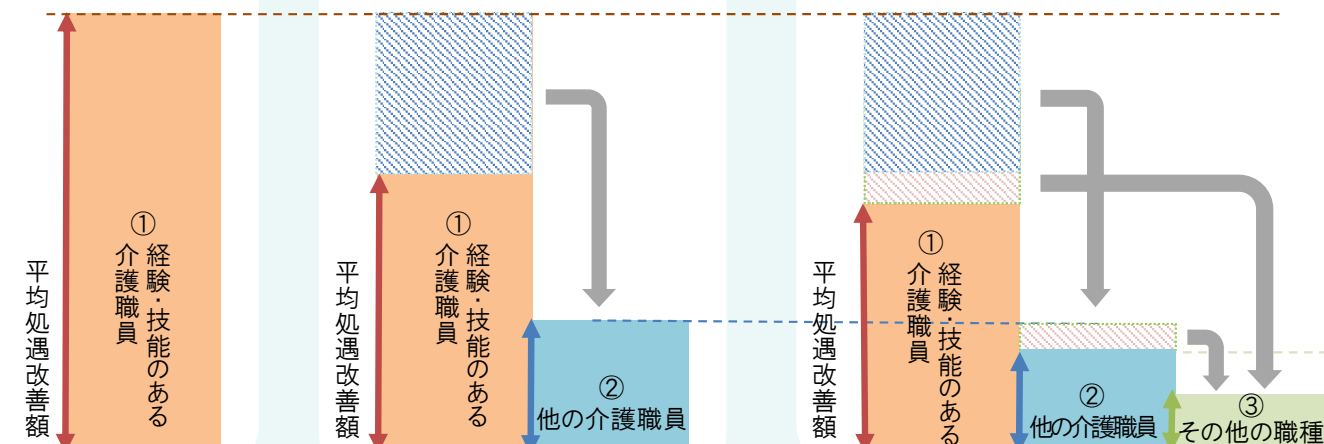
- ・ ①経験・技能のある介護職員は、②その他の介護職員の2倍以上とすること
- ・ ③その他の職種（役職者を除く全産業平均水準（年収440万円）以上の者は対象外）は、②その他の介護職員の2分の1を上回らないこと

※ ①は、勤続10年以上の介護福祉士を基本とし、介護福祉士の資格を有することを要件としつつ、勤続10年の考え方は、事業所の裁量で設定

※ ①、②、③内での一人ひとりの処遇改善額は、柔軟に設定可能

※ 平均賃金額について、③が②と比べて低い場合は、柔軟な取扱いが可能

全て選択可能



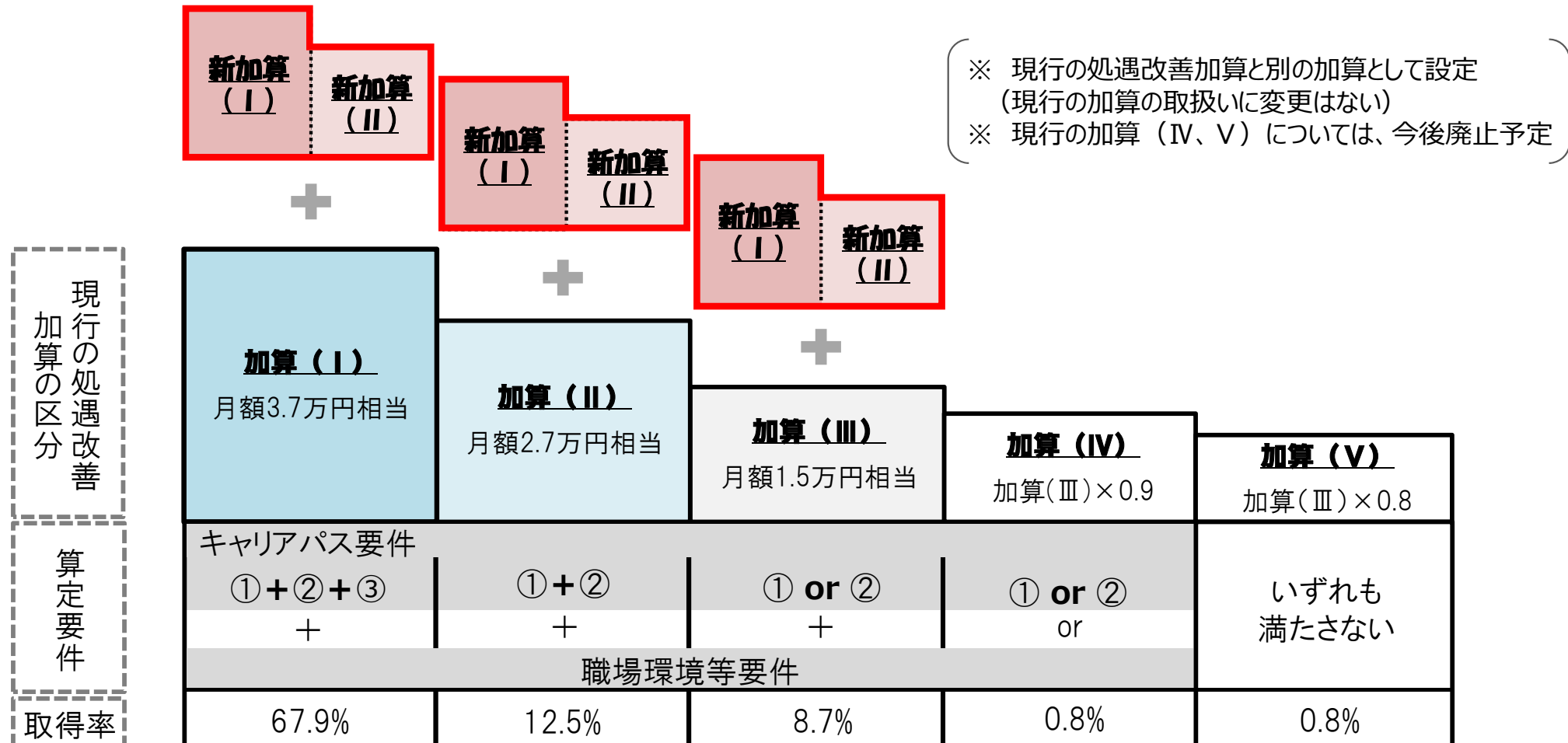
処遇改善加算全体のイメージ

<新加算（特定処遇改善加算）の取得要件>

- ・ 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること
- ・ 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
- ・ 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

<サービス種類内の加算率>

- ・ サービス提供体制強化加算（最も高い区分）、特定事業所加算（従事者要件のある区分）、日常生活継続支援加算、入居継続支援加算の取得状況を加味して、加算率を二段階に設定
- ・ 加算率の設定に当たっては、1段階とした場合の加算率を試算した上で、原則、新加算（Ⅱ）の加算率がその $\times 0.9$ となるよう設定（ただし、新加算（Ⅰ）と新加算（Ⅱ）で加算率の差が大きくなる場合（1.5倍を超える場合）には、 $\times 0.95$ となるよう設定）



介護職員等の処遇改善加算に係る加算率について

1. 加算算定対象サービス

* 1段階×0.95としたサービス区分

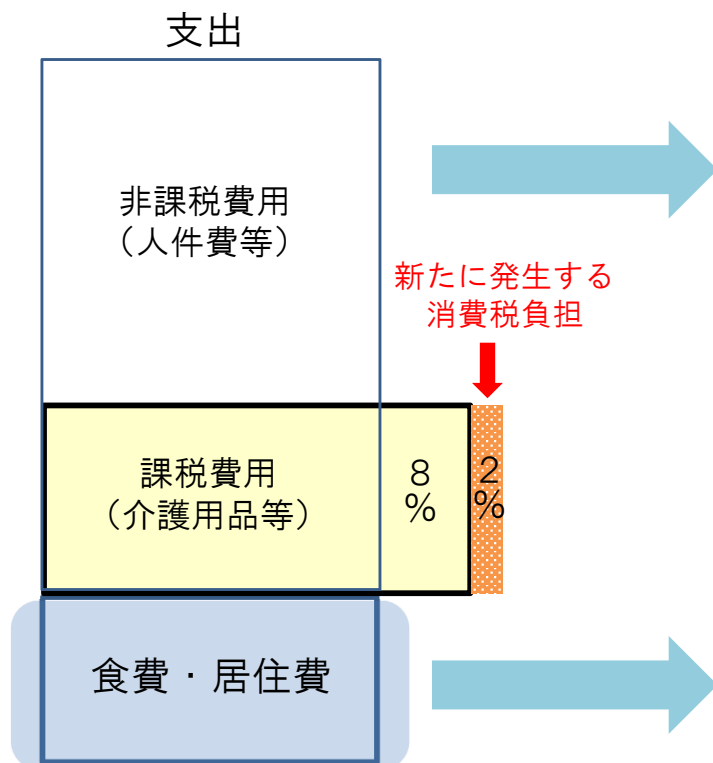
サービス区分	特定処遇改善加算		現行の処遇改善加算				
	新加算Ⅰ	新加算Ⅱ	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ	加算Ⅴ
・訪問介護 ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6.3%	4.2%	13.7%	10.0%	5.5%	加算(Ⅲ)により算出した単位 ×0.9	加算(Ⅲ)により算出した単位 ×0.8
・(介護予防)訪問入浴介護 *	2.1%	1.5%	5.8%	4.2%	2.3%		
・通所介護 ・地域密着型通所介護 *	1.2%	1.0%	5.9%	4.3%	2.3%		
・(介護予防)通所リハビリテーション	2.0%	1.7%	4.7%	3.4%	1.9%		
・(介護予防)特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 *	1.8%	1.2%	8.2%	6.0%	3.3%		
・(介護予防)認知症対応型通所介護	3.1%	2.4%	10.4%	7.6%	4.2%		
・(介護予防)小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 *	1.5%	1.2%	10.2%	7.4%	4.1%		
・(介護予防)認知症対応型共同生活介護 *	3.1%	2.3%	11.1%	8.1%	4.5%		
・介護老人福祉施設 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・(介護予防)短期入所生活介護	2.7%	2.3%	8.3%	6.0%	3.3%		
・介護老人保健施設 ・(介護予防)短期入所療養介護(老健)	2.1%	1.7%	3.9%	2.9%	1.6%		
・介護療養型医療施設 ・(介護予防)短期入所療養介護(病院等)	1.5%	1.1%	2.6%	1.9%	1.0%		
・介護医療院 ・(介護予防)短期入所療養介護(医療院)	1.5%	1.1%	2.6%	1.9%	1.0%		

2. 加算算定非対象サービス

サービス区分	加算率
(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)福祉用具貸与、 特定(介護予防)福祉用具販売、(介護予防)居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援	0%

消費税率引上げにあわせた介護報酬等に係る消費税の取扱い

改定率 +0.39%
※ 基準費用額の対応で、別途国費 7 億円程度



①介護報酬

- 介護報酬については、給付の9割をしめる基本報酬への上乗せを行う。上乗せ率は、各サービスの課税費用の割合を算出して定める。（加算報酬についても、課税費用の割合が高いものについては、上乗せを行う。）
- 在宅サービスの利用量の上限である区分支給限度額について、介護報酬の上乗せに伴い引き上げを行う。

②食費、居住費（基準費用額の対応）

- 食費、居住費への補足給付の算出の基礎となる費用について、消費税率引き上げによる影響分について上乗せを行う。

介護保険サービスにおける費用構造推計の結果

社保審一介護給付費分科会
第166回(H30.12.12) 資料2より

	①非課税費用 (収支差額を含む)	②課税費用	③減価償却費	②、③の合計
1 介護老人福祉施設※	84.1	14.1	1.8	15.9
2 介護老人保健施設※	77.0	18.4	4.6	23.0
3 介護療養型医療施設※	70.8	25.8	3.3	29.2
4 訪問介護（介護予防を含む）	83.5	15.4	1.2	16.5
5 訪問入浴介護（介護予防を含む）	75.6	23.0	1.4	24.4
6 訪問看護（介護予防を含む）	83.9	14.8	1.3	16.1
7 訪問リハビリテーション（介護予防を含む）	71.0	25.8	3.2	29.0
8 通所介護（介護予防を含む）※	75.9	19.9	4.2	24.1
9 通所リハビリテーション（介護予防を含む）※	75.8	20.5	3.7	24.2
10 短期入所生活介護（介護予防を含む）※	85.1	13.4	1.5	14.9
11 特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）※	76.8	22.4	0.8	23.2
12 福祉用具貸与（介護予防を含む）	44.7	51.8	3.5	55.3
13 居宅介護支援	84.1	14.7	1.2	15.9
14 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	88.0	10.9	1.0	12.0
15 夜間対応型訪問介護	81.5	17.0	1.5	18.5
16 地域密着型通所介護	72.0	23.7	4.2	28.0
17 認知症対応型通所介護（介護予防を含む）※	78.4	17.8	3.9	21.6
18 小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）※	79.3	16.4	4.3	20.7
19 認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）※	86.1	13.1	0.8	13.9
20 地域密着型特定施設入居者生活介護※	82.9	15.7	1.4	17.1
21 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護※	85.5	11.6	2.9	14.5
22 看護小規模多機能型居宅介護※	76.3	18.7	5.0	23.7
全 体	79.0	18.4	2.7	21.0

(注1)平成29年度介護事業経営実態調査(以下「調査」という。)の結果数値等を用いて推計。

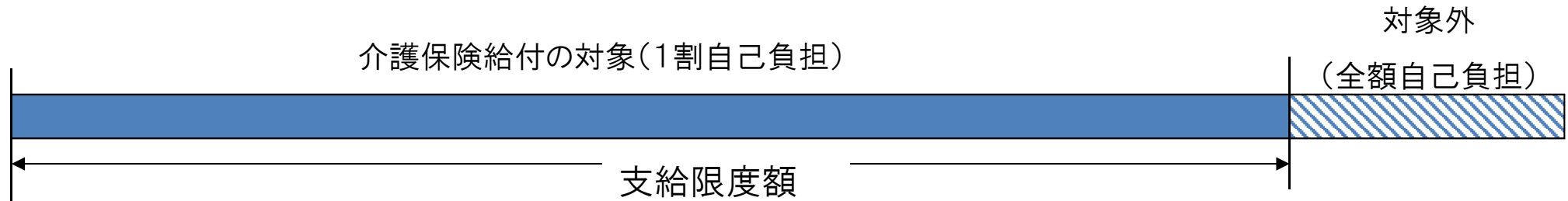
(注2)※を付したサービスについては、保険給付対象外の費用(建物及び建物付属設備減価償却費、給食材料費等)を除いて算出しているため、調査結果の数値と異なる。

(注3)全体については、総費用額に対するサービス毎の費用額の構成比に基づいて算出した加重平均値である。

区分支給限度基準額について

- 在宅サービスについて、利用者の状況に応じた適正なサービスを提供する観点から、必要な居宅介護サービスのモデルを用いて、要介護度毎に区分支給限度基準額を設定。

→ 支給限度額を超えるサービスを受けた場合、超える分の費用は全額自己負担



- 要介護度別の支給限度額

	支給限度額(円)【見直し後】	支給限度額(円)【現行】
要支援1	50,320	50,030
要支援2	105,310	104,730
要介護1	167,650	166,920
要介護2	197,050	196,160
要介護3	270,480	269,310
要介護4	309,380	308,060
要介護5	362,170	360,650

(注)額は介護報酬の1単位を10円として計算。

施設系サービスにおける食費・居住費の平均的な費用額の推移

			【見直し後】 基準費用額 (月額)	【現行】 基準費用額 (月額)	平成29年度 介護事業経営実態調査 (①)		平成26年度 介護事業経営実態調査		平成20年度 介護事業経営実態調査		平成17年度 介護事業経営実態調査		平成16年 介護事業経営概況調査	
					(平成28年度収支)		(平成26年3月収支)		(平成20年3月収支)		(平成17年3月収支)		(平成16年9月収支)	
食費					合計	43,644	合計	41,183	合計	40,361	合計	40,270	合計	42,229
			42,317	41,952	調理員等	26,089	調理員等	23,807	調理員等	24,193	調理員等	23,952	調理員等	25,339
					材料費等	17,555	材料費等	17,376	材料費等	16,167	材料費等	16,319	材料費等	16,891
居住費	多床室	特養	25,992	25,536	合計	43,217								
			(国庫補助金等相当額を 勘案)	(国庫補助金等相当額を 勘案)	減価償却費	32,748								
		老健療養			光熱水費	10,469	光熱水費	11,215	光熱水費	10,101	光熱水費	9,863	光熱水費	9,490
			11,461	11,248	(H28家計調査)		(H25家計調査)		(H19家計調査)		(H17家計調査)		(H15家計調査)	
			[~26年度 9,728]									[H16家計調査 9,484]		
	従来型個室	特養	35,598	34,960	合計	54,427	合計	54,097	合計	53,913	合計	61,787	合計	53,931
			(国庫補助金等相当額を 勘案)	(国庫補助金等相当額を 勘案)	減価償却費	36,524	減価償却費	31,022	減価償却費	34,955	減価償却費	43,871	減価償却費	37,688
					光熱水費	17,903	光熱水費	23,075	光熱水費	18,958	光熱水費	17,916	光熱水費	16,243
		老健			合計	43,959	合計	47,660	合計	57,172	合計	57,343	合計	60,509
			50,707	49,856	減価償却費	27,452	減価償却費	26,206	減価償却費	40,742	減価償却費	43,247	減価償却費	44,428
					光熱水費	16,507	光熱水費	21,454	光熱水費	16,430	光熱水費	14,096	光熱水費	16,081
		療養			合計	38,620	合計	35,127	合計	60,449	合計	64,938	合計	63,936
			50,707	49,856	減価償却費	27,711	減価償却費	23,767	減価償却費	47,655	減価償却費	52,251	減価償却費	50,827
					光熱水費	10,909	光熱水費	11,360	光熱水費	12,793	光熱水費	12,688	光熱水費	13,109
	ユニット型個室の多床室		50,707	49,856										
	ユニット型個室			合計	63,848	合計	64,642	合計	67,036	合計	62,477	合計	67,794	
60,982		59,888	減価償却費	45,693	減価償却費	39,988	減価償却費	49,546	減価償却費	43,839	減価償却費	49,071		
			光熱水費	18,155	光熱水費	24,654	光熱水費	17,490	光熱水費	18,638	光熱水費	18,723		

注1 基準費用額の月額は、一月を30.4日とし、これに日額を掛け合わせて算出している。

注2 調理委託している場合の費用は、調理員等を含めている。

注3 減価償却費、光熱水費には食事サービス部門が含まれている。

注4 家計調査の数値は、高齢者世帯1月あたり光熱水費支出額を世帯人員で除した値である。

注5 27年度に多床室の基準費用額は見直しを行った。

注6 27年8月から特養の多床室の入所者から居住費(室料相当分)の負担を求めることとした。

低所得者の食費・居住費の負担軽減（補足給付）の仕組み①

- 食費・居住費について、利用者負担第1～第3段階の方を対象に、所得に応じた負担限度額を設定。
- 標準的な費用の額（基準費用額）と負担限度額との差額を介護保険から特定入所者介護サービス費（補足給付）として給付。

			基準費用額(日額(月額)) 上段:見直し後 下段:現行	負担限度額 (日額(月額))		
				第1段階	第2段階	第3段階
食費			1,392円 (4.2万円) 1,380円 (4.2万円)	300円 (0.9万円)	390円 (1.2万円)	650円 (2.0万円)
居住費	多床室	特養等	855円 (2.6万円) 840円 (2.6万円)	0円 (0万円)	370円 (1.1万円)	370円 (1.1万円)
		老健・療養、医療院等	377円 (1.1万円) 370円 (1.1万円)	0円 (0万円)	370円 (1.1万円)	370円 (1.1万円)
	従来型個室	特養等	1,171円 (3.6万円) 1,150円 (3.5万円)	320円 (1.0万円)	420円 (1.3万円)	820円 (2.5万円)
		老健・療養、医療院等	1,668円 (5.1万円) 1,640円 (5.0万円)	490円 (1.5万円)	490円 (1.5万円)	1,310円 (4.0万円)
	ユニット型個室的多床室		1,668円 (5.1万円) 1,640円 (5.0万円)	490円 (1.5万円)	490円 (1.5万円)	1,310円 (4.0万円)
	ユニット型個室		2,006円 (6.1万円) 1,970円 (6.0万円)	820円 (2.5万円)	820円 (2.5万円)	1,310円 (4.0万円)

※月額については、一月を30.4日として計算

低所得者の食費・居住費の負担軽減（補足給付）の仕組み②

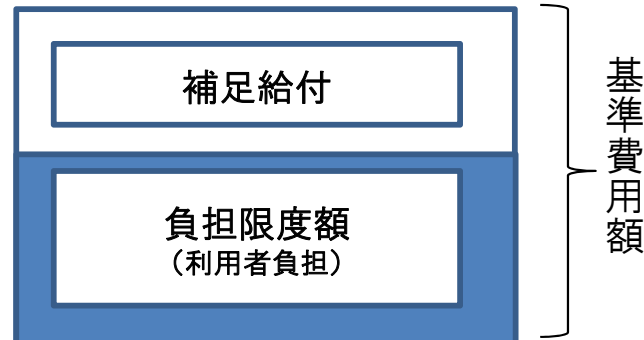
対象者

負担軽減の対象となる低所得者

利用者負担段階	主な対象者	
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯(世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。)全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者	かつ、預貯金等が 単身で1,000万円 (夫婦で2,000万円) 以下
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税であって、 年金収入金額(※)＋合計所得金額が80万円以下	
第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税であって、第2段階該当者以外	
第4段階	・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者	

※ 平成28年8月以降は、非課税年金も含む。

制度のイメージ



基準額

⇒食費・居住費の提供に必要な額

補足給付

⇒基準費用額から負担限度額を除いた額

社保審一介護給付費分科会	
第168回 (H31. 2. 13)	資料 2

介護報酬の算定構造

介護サービス

:平成31年10月改定箇所

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における短期入所療養介護費
 - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費
 - ホ 介護医療院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 介護療養施設サービス
 - イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス
 - ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス
 - ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス
- 4 介護医療院サービス

Ⅰ 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1 訪問介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	
			身体介護の(2)～(4)に引き続き生活援助を行った場合	2人の訪問介護員等による場合	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	特定事業所加算	共生型訪問介護を行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	
訪問介護費又は共生型訪問介護費	イ 身体介護	(1) 20分未満	所要時間が20分から起算して25分を増すごとに+66単位(198単位を限度)	×200/100	夜間又は早朝の場合+25/100 深夜の場合+50/100	特定事業所加算(Ⅰ) +20/100 特定事業所加算(Ⅱ) +10/100 特定事業所加算(Ⅲ) +10/100 特定事業所加算(Ⅳ) +5/100	指定居宅介護事業所で障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等により行われる場合 ×70/100 指定居宅介護事業所で重度訪問介護従業者養成研修修了者により行われる場合 ×93/100 指定重度訪問介護事業所が行う場合 ×93/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	
		(2) 20分以上30分未満										
		(3) 30分以上1時間未満										
		(4) 1時間以上										
		(5) 1時間以上										
	ロ 生活援助	(1) 20分以上45分未満	(182単位)	(224単位)								
		(2) 45分以上										
	ハ 通院等乗降介助											

二 初回加算	(1月につき +200単位)
--------	----------------

ホ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき +100単位)
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき +200単位)

ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	

ニ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	

※ 緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の(1)20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。

2 訪問入浴介護費

基本部分		注 介護職員3人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問入浴介護費	(1回につき 1,256単位)	×95/100	×70/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1回につき +36単位) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1回につき +24単位)						
ハ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×58/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×23/1000) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき (3)の90/100) (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき (3)の80/100)	注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計					
ニ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×21/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×15/1000)	注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計					
		：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目					

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

+〇〇単位⇒

所定単位数 + 〇〇単位

-〇〇単位⇒

所定単位数 - 〇〇単位

×〇〇/100⇒

所定単位数 × 〇〇/100

+〇〇/100⇒

所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100

3 訪問看護費

基本部分		注	注	注		注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		准看護師の場合	夜間又は早朝の場合、若しくは深夜の場合	複数名訪問加算(Ⅰ)	複数名訪問加算(Ⅱ)	1時間30分以上の訪問看護を行う場合	要介護5の者の場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算(※)	特別管理加算	ターミナルケア加算	医療保険の訪問看護が必要であるものとして主治医が発行する訪問看護指示の文書の訪問看護指示期間の日数につき減算(1日につき)
イ 指定訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (312単位)	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +402単位	30分未満の場合 +201単位 30分以上の場合 +317単位	+300単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +574単位	1月につき +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位	1月につき 死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合 +2,000単位		
	(2) 30分未満 (469単位)														
	(3) 30分以上1時間未満 (819単位)														
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,122単位)														
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (297単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90/100														
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (264単位)	×90/100				+300単位					1月につき 訪問看護ステーションの場合 +574単位 病院又は診療所の場合 +315単位			-97単位	
	(2) 30分未満 (397単位)														
	(3) 30分以上1時間未満 (571単位)														
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (839単位)														
ハ 定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所と連携する場合 (1月につき 2,945単位)		准看護師による訪問が1回でもある場合 ×98/100					+800単位								
ニ 初回加算 (1月につき +300単位)															
ホ 退院時共同指導加算 (1回につき +600単位)															
ヘ 看護・介護職員連携強化加算 (1月につき +250単位)															
ト 看護体制強化加算 (イ及びロを算定する場合のみ算定)	(1) 看護体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +600単位)														
	(2) 看護体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +300単位)														
チ サービス提供体制強化加算	イ及びロを算定する場合 (1回につき 50単位を加算)														
	ハを算定する場合 (1月につき 50単位を加算)														

：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早期・夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

4 訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問リハビリテーション加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	短期集中リハビリテーション実施加算	リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)	リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)	リハビリテーションマネジメント加算(Ⅲ)	リハビリテーションマネジメント加算(Ⅳ)	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合	
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 292単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	1日につき +200単位	1月につき +230単位	1月につき +280単位	1月につき +320単位	1月につき +420単位 (3月に1回を限度)	1回につき →20単位
	介護老人保健施設の場合											
	介護医療院の場合											
ロ 社会参加支援加算		(1日につき 17単位を加算)										
ハ サービス提供体制強化加算		(1回につき +6単位)										
		※「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目										

5 居宅療養管理指導費

基本部分			注	注	注
			特別地域居宅療養 管理指導加算	中山間地域等にお ける小規模事業所 加算	中山間地域等に居 住する者へのサー ビス提供加算
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費(Ⅰ) (Ⅱ)以外	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合	+15/100	+10/100	+5/100
		(509単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合			
		(485単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合			
		(444単位)			
	(2) 居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅時医学総合管理科又は特定施設入居時等 医学総合管理科を算定 する場合)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合			
		(295単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合			
		(285単位)			
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合	+100単位		
		(509単位)			
		(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合			
		(485単位)			
		(3) (1)及び(2)以外の場合			
		(444単位)			
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合			
		(509単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合			
		(377単位)			
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の 薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合			
		(560単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合			
		(415単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合			
		(379単位)			
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合			
		(509単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合			
		(377単位)			
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合			
		(539単位)			
		(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合			
		(495単位)			
		(3) (1)及び(2)以外の場合			
		(444単位)			
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合			
		(509単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合			
		(377単位)			
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合			
		(356単位)			
		(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合			
		(324単位)			
		(3) (1)及び(2)以外の場合			
		(296単位)			
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合			
		(356単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合			
		(324単位)			

※ ハ(2)ー(一)(二)(三)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。

6 通所介護費

[illegible]

7 通所リハビリテーション費

[illegible]

※「生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを要しない場合の算定」については、「生活行為向上リハビリテーション実施加算」に対する評価であるため、告示の欄に表記。ただし、算定構造上では、「医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護、介護職員等の員数が基準に満たない場合」と「理学療法士等体制強化加算」の間に注があるものとみなして単位数を算定する。

※「生活行為向上リハビリテーション」の実施後に「リハビリテーション」を継続した場合の減算については、「生活行為向上リハビリテーション実施加算」に対する評価であるため、告示の順に記載。ただし、算定機上では、「医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護、介護職員」の人数が基準を満たさない場合に「理学療法士等体制強化加算」の欄に注があるものとみなし単位数を算定する。

①「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

8 短期入所生活介護費

[illegible]

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

介護 10

ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465
------	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

ハ 診療所における短期入所療養介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	
				利用者の数及び入院患者の数の合計が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	食堂を有しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	緊急短期入所費入加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所短期入所療養介護費(Ⅰ)	a 診療所短期入所療養介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1	(675 単位)	×70/100	診療所設備基準 減算 －60単位	－25単位	＋200単位 (7日間を限度)	＋90単位 (7日間を限度)	＋120単位	片道につき ＋184単位
			要介護2	(724 単位)							
			要介護3	(772 単位)							
			要介護4	(821 単位)							
			要介護5	(870 単位)							
		b 診療所短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜療養機能強化型A＞ ＜従来型個室＞	要介護1	(702 単位)							
			要介護2	(754 単位)							
			要介護3	(804 単位)							
			要介護4	(855 単位)							
			要介護5	(906 単位)							
		c 診療所短期入所療養介護費(Ⅲ) ＜療養機能強化型B＞ ＜従来型個室＞	要介護1	(693 単位)							
			要介護2	(743 単位)							
			要介護3	(793 単位)							
			要介護4	(843 単位)							
			要介護5	(893 単位)							
		d 診療所短期入所療養介護費(Ⅳ) ＜多床室＞	要介護1	(779 単位)							
			要介護2	(828 単位)							
			要介護3	(878 単位)							
	要介護4		(925 単位)								
	要介護5		(974 単位)								
	e 診療所短期入所療養介護費(Ⅴ) ＜療養機能強化型A＞ ＜多床室＞	要介護1	(811 単位)								
		要介護2	(863 単位)								
		要介護3	(914 単位)								
		要介護4	(964 単位)								
		要介護5	(1,015 単位)								
		f 診療所短期入所療養介護費(Ⅵ) ＜療養機能強化型B＞ ＜多床室＞	要介護1	(800 単位)							
	要介護2		(851 単位)								
	要介護3		(901 単位)								
	要介護4		(950 単位)								
	要介護5		(1,001 単位)								
(二) 診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)	a 診療所短期入所療養介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞		要介護1	(598 単位)							
		要介護2	(642 単位)								
		要介護3	(685 単位)								
	b 診療所短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要介護4	(730 単位)								
		要介護5	(773 単位)								
		要介護1	(704 単位)								
(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要介護1	(800 単位)	×97/100							
		要介護2	(850 単位)								
		要介護3	(898 単位)								
		要介護4	(946 単位)								
		要介護5	(995 単位)								
	(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜療養機能強化型A＞ ＜ユニット型個室＞	要介護1	(828 単位)								
		要介護2	(880 単位)								
		要介護3	(930 単位)								
		要介護4	(980 単位)								
		要介護5	(1,031 単位)								
	(三) ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅲ) ＜療養機能強化型B＞ ＜ユニット型個室＞	要介護1	(818 単位)								
		要介護2	(869 単位)								
		要介護3	(919 単位)								
		要介護4	(968 単位)								
		要介護5	(1,018 単位)								
	(四) ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅳ) ＜ユニット型個室の多床室＞	要介護1	(800 単位)								
		要介護2	(850 単位)								
		要介護3	(898 単位)								
		要介護4	(946 単位)								
		要介護5	(995 単位)								
	(五) ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅴ) ＜療養機能強化型A＞ ＜ユニット型個室の多床室＞	要介護1	(828 単位)								
		要介護2	(880 単位)								
		要介護3	(930 単位)								
		要介護4	(980 単位)								
		要介護5	(1,031 単位)								
	(六) ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅵ) ＜療養機能強化型B＞ ＜ユニット型個室の多床室＞	要介護1	(818 単位)								
		要介護2	(869 単位)								
		要介護3	(919 単位)								
		要介護4	(968 単位)								
		要介護5	(1,018 単位)								
(3) 特定診療所短期入所療養介護費		(一) 3時間以上4時間未満	(656 単位)								
		(二) 4時間以上6時間未満	(808 単位)								
		(三) 6時間以上8時間未満	(1,261 単位)								
(4) 療養食加算				(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))							
(5) 認知症専門ケア加算		(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)		(1日につき 3単位を加算)							
		(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)		(1日につき 4単位を加算)							
(6) 特定診療費											
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ		(1日につき 18単位を加算)								
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ		(1日につき 12単位を加算)								
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		(1日につき 6単位を加算)								
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		(1日につき 6単位を加算)								
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		(1月につき 所定単位×26/1000)								
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		(1月につき 所定単位×19/1000)								
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		(1月につき 所定単位×10/1000)								
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		(1月につき 所定単位×90/100)								
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		(1月につき 所定単位×90/100)								
(9) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		(1月につき 所定単位×15/1000)								
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		(1月につき 所定単位×11/1000)								
注：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目											

ホ 介護医療院における短期入所療養介護費

※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
※ (3)及び(6)を適用する場合には、(※2)を適用しない。

10 特定施設入居者生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注								
		看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	介護職員の員数が基準に満たない場合	身体拘束の防止未実施減算	入居継続支援加算	生活機能向上連携加算	個別機能訓練加算	夜間看護体制加算	若年性認知症入居者受入加算	医療機関連携加算	口腔衛生管理体制加算	栄養スクリーニング加算	障害者等支援加算	委託先である指定居宅サービス事業者により居宅サービスが行われる場合									
イ 特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要介護1 (536 単位)	×70/100		→54単位	1月につき +200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき+100単位	1日につき +12単位	1日につき +10単位	1日につき +10単位	1日につき +120単位	1月につき +80単位	1月につき +30単位	1日につき +5単位 (6月に1回を限度)											
	要介護2 (602 単位)			→60単位																			
	要介護3 (671 単位)			→67単位																			
	要介護4 (735 単位)			→74単位																			
	要介護5 (804 単位)			→80単位																			
ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費 (1日につき 82単位)		×70/100												訪問介護 ・身体介護 所要時間15分未満の場合 95単位 所要時間15分以上30分未満の場合 100単位 所要時間30分以上1時間未満の場合 261単位 に所要時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに88単位を加算した単位数 所要時間1時間30分以上の場合 560単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに38単位を加算した単位数 ・生活援助 所要時間15分未満の場合 48単位 所要時間15分以上1時間未満の場合 95単位に所要時間15分から計算して所要時間が15分増すごとに48単位を加算した単位数 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 118単位 所要時間1時間15分以上の場合 261単位 ・通院等乗降介助 1回につき 86単位 他の訪問系サービス及び通所系サービス 通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90/100 福祉用具貸与 通常の福祉用具貸与と同様 ※ ただし、基本部分も含めて要介護別により定める限度を上限とする。									
ハ 短期利用特定施設入居者生活介護費 (1日につき)※		×70/100																					

11 福祉用具貸与費

基本部分		注	注	注
福祉用具貸与費 (別記指定福祉用具貸与に準じた費用の額を当該事業所の所在地に適用される1 単位の単価で除して得た単位数) 歩行器 歩行補助つえ 認知症老人徘徊感知機器 移動用リフト 自動排尿処理装置	車いす	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1 単位の単価で除して得た単位数を加算 (各々の用具ごとに貸与費の100/100を限度)	交通費に相当する額の2/3に、相当する額を事業所の所在地に適用される1 単位の単価で除して得た単位数を加算 (各々の用具ごとに貸与費の2/3を限度)	交通費に相当する額の1/3に、相当する額を事業所の所在地に適用される1 単位の単価で除して得た単位数を加算 (各々の用具ごとに貸与費の1/3を限度)
	車いす付属品			
	特殊寝台			
	特殊寝台付属品			
	床ずれ防止用具			
	体位変換器			
	手すり			
	スロープ			
	歩行補助			
	歩行補助つえ			

「特別地域福祉用具貸与加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 要介護1の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトを算定しない。
自動排尿処理装置については要介護1から要介護3の者については算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)

Ⅱ 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分				注 運営基準減算	注 特別地域居宅介護支援加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 特定事業所集中減算
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1) 居宅介護支援費(Ⅰ) 要介護1・2 (1, 057単位) 要介護3・4・5 (1, 373単位)	(2) 居宅介護支援費(Ⅱ) (※)	要介護1・2 (529単位)	(運営基準減算の場合) ×50/100 (運営基準減算が2月以上継続している場合) 算定しない	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき ー200単位
			要介護3・4・5 (686単位)					
		(3) 居宅介護支援費(Ⅲ) (※)	要介護1・2 (317単位)					
			要介護3・4・5 (411単位)					
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)								
ハ 特定事業所加算	(1) 特定事業所加算(Ⅰ) (1月につき +500単位)							
	(2) 特定事業所加算(Ⅱ) (1月につき +400単位)							
	(3) 特定事業所加算(Ⅲ) (1月につき +300単位)							
	(4) 特定事業所加算(Ⅳ) (1月につき +125単位)							
ニ 入院時情報連携加算	(1) 入院時情報連携加算(Ⅰ) (1月につき +200単位)							
	(2) 入院時情報連携加算(Ⅱ) (1月につき +100単位)							
ホ 退院・退所加算 (入院または入所期間中1回を限度に算定)	(1) 退院・退所加算(Ⅰ)イ (+450単位)							
	(2) 退院・退所加算(Ⅰ)ロ (+600単位)							
	(3) 退院・退所加算(Ⅱ)イ (+600単位)							
	(4) 退院・退所加算(Ⅱ)ロ (+750単位)							
	(5) 退院・退所加算(Ⅲ) (+900単位)							
ヘ 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 (+300単位)								
ト 看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 (+300単位)								
チ 緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月に2回を限度に +200単位)								
リ ターミナルケアマネジメント加算	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合 (+400単位)							

※居宅介護支援費(Ⅱ)・(Ⅲ)については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が40件以上である場合、40件以上60件未満の部分については(Ⅱ)を、60件以上の部分については(Ⅲ)を算定する。

1 介護福祉施設サービス

[illegible]

2 介護保健施設サービス

[illegible]

外泊時費用			入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
注 外泊時費用（在宅サービスを利用する場合）			入所者に対して居宅における外泊を認め、施設が在宅サービスを提供した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定	
注 ターミナル ケア加算	(1) 死亡日以前4日以上30日以下	療養型老健以外の場合 （1日につき 160単位を加算）		
		療養型老健の場合 （1日につき 160単位を加算）		
	(2) 死亡日以前2日又は3日	療養型老健以外の場合 （1日につき 820単位を加算）		
		療養型老健の場合 （1日につき 850単位を加算）		
	(3) 死亡日	療養型老健以外の場合 （1日につき 1,650単位を加算） 療養型老健の場合 （1日につき 1,700単位を加算）		
注 特別療養費				
注 療養体制維持特別加算			イ 療養体制維持特別加算（Ⅰ） （1日につき 27単位を加算） ロ 療養体制維持特別加算（Ⅱ） （1日につき 57単位を加算）	
ハ 初期加算			（1日につき 30単位を加算）	
ニ 再入所時栄養連携加算（※2）			注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。	
			（入所者1人につき1回を限度として400単位を加算）	
ホ 入所前後訪問指導加算（Ⅰ）（※2）	在宅強化型の場合	（1回につき 450単位を加算）	注 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を含額においた施設サービス計画の策定と及び診療方針の決定を行った場合に算定	
	在宅強化型以外の場合	（1回につき 450単位を加算）		
ホ 入所前後訪問指導加算（Ⅱ）（※2）	在宅強化型の場合	（1回につき 480単位を加算）	注 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を含額においた施設サービス計画の策定と及び診療方針の決定を行うことに加え、生活機能の改善目標及び退所後も含めた切れ目ない支援計画を作成した場合に算定	
	在宅強化型以外の場合	（1回につき 480単位を加算）		
ヘ 退所時等支援等加算（※2）	(1) 退所時等支援加算	(一) 試行的退所時指導加算 (400単位)	注 入所期間が1月を超える入所者が試行的に退所する場合において、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合	
		(二) 退所時情報提供加算 (500単位)		
		(三) 退所前連携加算 (500単位)		
	(2) 訪問看護指示加算	（入所者1人につき1回を限度として300単位を算定）		注 退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
ト 栄養マネジメント加算			（1日につき 14単位を加算）	
チ 低栄養リスク改善加算（※2）			（1月につき 300単位を加算）	
リ 経口移行加算（※2）			（1日につき 28単位を加算）	
ス 経口維持加算（1月につき）（※2）	(1) 経口維持加算（Ⅰ）	（400単位）	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。 注 経口維持加算（Ⅰ）を算定していない場合には、算定しない。	
	(2) 経口維持加算（Ⅱ）	（100単位）		
ル ロ腔衛生管理体制加算（※2）			（1月につき 30単位を加算）	
ヲ ロ腔衛生管理加算（※2）			（1月につき 90単位を加算）	
ワ 療養食加算			（1回につき 6単位を加算（1日に3回を限度））	
カ 在宅復帰支援機能加算			（療養型老健に限り1日につき 10単位を加算）	
コ かかりつけ医連携薬剤調整加算（※2）			（入所者1人につき1回を限度として125単位を加算）	
タ 緊急時施設療養費	(1) 緊急時治療管理	療養型老健以外の場合 （1月に1回3日を限度に、1日につき18単位を算定） 療養型老健の場合 （1月に1回3日を限度に、1日につき18単位を算定）		
	(2) 特定治療			
レ 所定疾患施設療養費（※2）	(1)所定疾患施設療養費（Ⅰ）	（1月に1回7日を限度に、1日につき230単位を算定）		
	(2)所定疾患施設療養費（Ⅱ）	（1月に1回7日を限度に、1日につき450単位を算定）		
ソ 認知症専門ケア加算	(1)認知症専門ケア加算（Ⅰ）	（1日につき 3単位を加算）		
	(2)認知症専門ケア加算（Ⅱ）	（1日につき 4単位を加算）		
ツ 認知症行動・心理状態緊急対応加算	療養型老健以外の場合	（入所後7日に限り 1日につき200単位を加算）		
	療養型老健の場合	（入所後7日に限り 1日につき200単位を加算）		
ネ 認知症情報提供加算			（1回当たり 350単位を加算）	
ナ 地域連携診療計画情報提供加算（※2）	在宅強化型の場合	（入所者1人につき1回を限度として300単位を加算）		
	在宅強化型以外の場合	（入所者1人につき1回を限度として300単位を加算）		
ラ 看護マネジメント加算（※2）			（イ(1)、ロ(1)を算定する場合のみ算定）（1月につき 10単位を加算（3月に1回を限度））	
ム 接せつ支援加算（※2）			（1月につき 100単位を加算）	
ウ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	（1日につき 18単位を加算）		
	(2) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	（1日につき 12単位を加算）		
	(3) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	（1日につき 6単位を加算）		
	(4) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	（1日につき 6単位を加算）		
キ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	（1月につき +所定単位×39／1000）	注 所定単位は、イからウまでにより算定した単位数の合計	
	(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	（1月につき +所定単位×29／1000）		
	(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	（1月につき +所定単位×16／1000）		
	(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	（1月につき +(3)の90／100）		
	(5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）	（1月につき +(3)の80／100）		
ク 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	（1月につき +所定単位×21／1000）	注 所定単位は、イからウまでにより算定した単位数の合計	
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	（1月につき +所定単位×17／1000）		

※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を適用しない。
※ イ(4)及びロ(4)を適用する場合には、(※2)を適用しない。

3 介護療養施設サービス

イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

[illegible]

注 外泊時費用	入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
注 試行的退院サービス費	入院患者に対して居宅における試行的退院を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定（(2)及び(4)の基本単価に限る。）	
注 他科受診時費用	入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
(5) 初期加算	(1日につき 30単位)	
(6) 退院時指導等加算（※3）	(一) 退院時等指導加算	① 退院前訪問指導加算（入院中1回（又は2回）を限度に、480単位を算定）
		② 退院後訪問指導加算（退院後1回を限度に、460単位を算定）
		③ 退院時指導加算（400単位）
		④ 退院時情報提供加算（500単位）
	(二) 訪問看護指示加算	⑤ 退院前連携加算（500単位）
		（入院患者1人につき1回を限度として 300単位算定）
(7) 栄養マネジメント加算	(1日につき 14単位を加算)	
(8) 低栄養リスク改善加算（※3）	(1月につき 300単位を加算)	
(9) 経口移行加算（※3）	(1日につき 28単位を加算)	
(10) 経口維持加算（1月につき）（※3）	(一) 経口維持加算（Ⅰ）	(400単位)
	(二) 経口維持加算（Ⅱ）	(100単位)
(11) 口腔衛生管理体制加算（※3）	(1月につき 30単位を加算)	
(12) 口腔衛生管理加算（※3）	(1月につき 90単位を加算)	
(13) 療養食加算	(1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))	
(14) 在宅復帰支援機能加算（※3）	(1日につき 10単位を加算)	
(15) 特定診療費（※3）		
(16) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算（Ⅰ）	(1日につき 3単位を加算)
	(二) 認知症専門ケア加算（Ⅱ）	(1日につき 4単位を加算)
(17) 認知症行動・心理症状緊急対応加算	(入所後7日以内に 1日につき200単位を加算)	
(18) 排せつ支援加算（※3）	(1月につき 100単位を加算)	
(19) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	(1日につき 18単位を加算)
	(二) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	(1日につき 12単位を加算)
	(三) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	(1日につき 6単位を加算)
	(四) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	(1日につき 6単位を加算)
(20) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	(1月につき 所定単位×26/1000)
	(二) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	(1月につき 所定単位×19/1000)
	(三) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	(1月につき 所定単位×10/1000)
	(四) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	(1月につき 十(三)の90/100)
	(五) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）	(1月につき 十(三)の80/100)
(21) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	(1月につき 所定単位×15/1000)
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	(1月につき 所定単位×11/1000)

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経路措置減算を適用しない。
※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
※ 一定の要件を満たす入院患者の数が規率に満たない場合には、(※3)を適用しない。

ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

基本部分				注 入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	注 一定の要件を満たす入院患者の数が規率に満たない場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 身体拘束廃止未実施加算	注 廊下幅が設備基準を満たさない場合	注 若年性認知症患者受入加算
(1) 診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) 診療所型介護療養施設サービス費 (Ⅰ) 看護<6:1> 介護<6:1>	a 診療所型介護療養施設サービス費 (ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (627 単位)	×95/100	×95/100		－63単位	診療所療養病床設備基準減算 －60単位	
			要介護2 (676 単位)				－68単位		
			要介護3 (724 単位)				－72単位		
			要介護4 (772 単位)				－77単位		
			要介護5 (822 単位)				－82単位		
		b 診療所型介護療養施設サービス費 (ⅱ) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護1 (654 単位)				－65単位		
			要介護2 (706 単位)				－71単位		
			要介護3 (756 単位)				－76単位		
			要介護4 (807 単位)				－81単位		
			要介護5 (858 単位)				－86単位		
		c 診療所型介護療養施設サービス費 (ⅲ) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1 (645 単位)				－65単位		
			要介護2 (695 単位)				－70単位		
			要介護3 (745 単位)				－75単位		
			要介護4 (795 単位)				－80単位		
			要介護5 (845 単位)				－85単位		
	看護・介護<3:1>	d 診療所型介護療養施設サービス費 (ⅳ) <多床室>	要介護1 (731 単位)	×95/100	－73単位				
			要介護2 (780 単位)		－78単位				
			要介護3 (830 単位)		－83単位				
			要介護4 (877 単位)		－88単位				
			要介護5 (926 単位)		－93単位				
		e 診療所型介護療養施設サービス費 (ⅴ) <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1 (763 単位)		－76単位				
			要介護2 (815 単位)		－82単位				
			要介護3 (866 単位)		－87単位				
			要介護4 (916 単位)		－92単位				
			要介護5 (968 単位)		－97単位				
	(二) 診療所型介護療養施設サービス費 (Ⅱ) 看護・介護<3:1>	a 診療所型介護療養施設サービス費 (ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (752 単位)	×95/100	－75単位				
			要介護2 (803 単位)		－80単位				
			要介護3 (853 単位)		－85単位				
			要介護4 (902 単位)		－90単位				
			要介護5 (954 単位)		－95単位				
		b 診療所型介護療養施設サービス費 (ⅱ) <多床室>	要介護1 (549 単位)		－55単位				
			要介護2 (593 単位)		－59単位				
			要介護3 (637 単位)		－64単位				
			要介護4 (682 単位)		－68単位				
			要介護5 (725 単位)		－73単位				
(2) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 (656 単位)	×95/100	×97/100	－66単位				
		要介護2 (699 単位)			－70単位				
		要介護3 (743 単位)			－74単位				
		要介護4 (787 単位)			－79単位				
		要介護5 (831 単位)			－83単位				
		要介護1 (752 単位)			－75単位				
		要介護2 (802 単位)			－80単位				
		要介護3 (850 単位)			－85単位				
		要介護4 (898 単位)			－90単位				
		要介護5 (947 単位)			－95単位				
	(二) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (Ⅱ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要介護1 (780 単位)	－78単位						
		要介護2 (832 単位)	－83単位						
		要介護3 (882 単位)	－88単位						
		要介護4 (932 単位)	－93単位						
		要介護5 (984 単位)	－98単位						
		要介護1 (770 単位)	－77単位						
		要介護2 (821 単位)	－82単位						
		要介護3 (871 単位)	－87単位						
		要介護4 (920 単位)	－92単位						
		要介護5 (971 単位)	－97単位						
	(三) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (Ⅲ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要介護1 (752 単位)	×95/100		－75単位				
		要介護2 (802 単位)			－80単位				
		要介護3 (850 単位)			－85単位				
		要介護4 (898 単位)			－90単位				
		要介護5 (947 単位)			－95単位				
		要介護1 (780 単位)			－78単位				
		要介護2 (832 単位)			－83単位				
		要介護3 (882 単位)			－88単位				
		要介護4 (932 単位)			－93単位				
		要介護5 (984 単位)			－98単位				
(四) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (Ⅳ) <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (770 単位)	×95/100	－77単位						
	要介護2 (821 単位)		－82単位						
	要介護3 (871 単位)		－87単位						
	要介護4 (920 単位)		－92単位						
	要介護5 (971 単位)		－97単位						
	要介護1 (780 単位)		－78単位						
	要介護2 (832 単位)		－83単位						
	要介護3 (882 単位)		－88単位						
	要介護4 (932 単位)		－93単位						
	要介護5 (984 単位)		－98単位						
(五) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (Ⅴ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (770 単位)	×95/100	－77単位						
	要介護2 (821 単位)		－82単位						
	要介護3 (871 単位)		－87単位						
	要介護4 (920 単位)		－92単位						
	要介護5 (971 単位)		－97単位						
	要介護1 (780 単位)		－78単位						
	要介護2 (832 単位)		－83単位						
	要介護3 (882 単位)		－88単位						
	要介護4 (932 単位)		－93単位						
	要介護5 (984 単位)		－98単位						
(六) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (Ⅵ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (770 単位)	×95/100	－77単位						
	要介護2 (821 単位)		－82単位						
	要介護3 (871 単位)		－87単位						
	要介護4 (920 単位)		－92単位						
	要介護5 (971 単位)		－97単位						
	要介護1 (780 単位)		－78単位						
	要介護2 (832 単位)		－83単位						
	要介護3 (882 単位)		－88単位						
	要介護4 (932 単位)		－93単位						
	要介護5 (984 単位)		－98単位						

注 外泊時費用		入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき、362単位を算定	
注 他科受診時費用		入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
(3) 初期加算		(1日につき 30単位を加算)	
(4) 退院時指導等加算(※1)	(一) 退院時等指導加算	a 退院前訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合 注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
		b 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、460単位を算定)	
		c 退院時指導加算 (400単位)	
		d 退院時情報提供加算 (500単位)	
		e 退院前連携加算 (500単位)	
	(二) 訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位算定)		
(5) 栄養マネジメント加算		(1日につき 14単位を加算)	
(6) 低栄養リスク改善加算 (※1)		(1月につき 300単位を加算)	
(7) 経口移行加算 (※1)		(1日につき 28単位を加算)	
(8) 経口維持加算(1月につき) (※1)	(一) 経口維持加算(Ⅰ)	(400単位)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
	(二) 経口維持加算(Ⅱ)	(100単位)	
(9) 口腔衛生管理体制加算 (※1)		(1月につき 30単位を加算)	
(10) 口腔衛生管理加算 (※1)		(1月につき 90単位を加算)	
(11) 療養食加算		(1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))	
(12) 在宅復帰支援機能加算 (※1)		(1日につき 10単位を加算)	
(13) 特定診療費 (※1)			
(14) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)	
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)	
(15) 認知症行動・心理症状緊急対応加算		(入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)	
(16) 排せつ支援加算 (※1)		1月につき 100単位を加算)	
(17) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	(1日につき 18単位を加算)	
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	(1日につき 12単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 6単位を加算)	
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)	
(18) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×26/1000)	注 所定単位は、(1)から(17)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×19/1000)	
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×10/1000)	
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +(三)の90/100)	
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +(三)の80/100)	
(19) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×15/1000)	注 所定単位は、(1)から(17)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×11/1000)	

※ 一定の要件を満たす入院患者の数が規準に満たない場合には、(※1)を適用しない。

4 介護医療院サービス

基本部分			注		注		注		注		注		注		
			夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	入所者の数が入所者の定員を超える場合	医師、薬剤師、看護職員、介護職員、介護支援専門員の員数が基準を満たさない場合	又は	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	又は	常勤のコンピューターターをユニット毎に配置していない等ユニット化における体制が未整備である場合	身体拘束廃止未実施施設	療養環境の基準(廊下)を満たさない場合	療養環境の基準(線養環境)を満たさない場合	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算	若年性認知症入所者受入加算	
イ	Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅰ)	(一)Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅰ)<従来型個室>	要介護1	898単位	-25単位	×70/100	×70/100	×90/100	×90/100	×97/100	-70単位	-25単位	-25単位	夜間勤務等看護(Ⅰ) +23単位	+120単位
			要介護2	807単位							-81単位				
			要介護3	1,044単位							-104単位				
		(二)Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅱ)<多床室>	要介護4	1,144単位							-114単位				
			要介護5	1,234単位							-123単位				
			要介護1	804単位							-81単位				
	(2)Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅱ)	(一)Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅰ)<従来型個室>	要介護2	816単位							-82単位				
			要介護3	1,151単位							-115単位				
			要介護4	1,250単位							-125単位				
		(二)Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅱ)<多床室>	要介護5	1,340単位							-134単位				
			要介護1	688単位							-69単位				
			要介護2	798単位							-80単位				
ロ	Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅰ)	(一)Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅰ)<従来型個室>	要介護3	1,026単位	-103単位										
			要介護4	1,124単位	-112単位										
			要介護5	1,212単位	-121単位										
		(二)Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅱ)<多床室>	要介護1	796単位	-80単位										
			要介護2	904単位	-90単位										
			要介護3	1,134単位	-113単位										
	(2)Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅱ)	(一)Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅰ)<従来型個室>	要介護4	1,231単位	-123単位										
			要介護5	1,320単位	-132単位										
			要介護1	677単位	-67単位										
		(二)Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅱ)<多床室>	要介護2	779単位	-78単位										
			要介護3	1,010単位	-101単位										
			要介護4	1,107単位	-111単位										
ハ	特別介護医療院サービス費(Ⅰ)	(一)Ⅰ型特別介護医療院サービス費(Ⅰ)<従来型個室>	要介護5	1,194単位	-119単位										
			要介護1	768単位	-77単位										
			要介護2	889単位	-89単位										
		(二)Ⅰ型特別介護医療院サービス費(Ⅱ)<多床室>	要介護3	1,117単位	-112単位										
			要介護4	1,211単位	-122単位										
			要介護5	1,304単位	-130単位										
	(2)Ⅱ型特別介護医療院サービス費	(一)Ⅱ型特別介護医療院サービス費(Ⅰ)<従来型個室>	要介護1	653単位	-65単位										
			要介護2	747単位	-75単位										
			要介護3	925単位	-95単位										
		(二)Ⅱ型特別介護医療院サービス費(Ⅱ)<多床室>	要介護4	1,046単位	-105単位										
			要介護5	1,118単位	-112単位										
			要介護1	762単位	-76単位										
ニ	ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅰ)	(一)ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅰ)<ユニット型個室>	要介護2	851単位	-86単位										
			要介護3	1,062単位	-106単位										
			要介護4	1,154単位	-115単位										
		(二)ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅱ)<ユニット型個室の多床室>	要介護5	1,245単位	-124単位										
			要介護1	637単位	-64単位										
			要介護2	731単位	-73単位										
	(2)ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅱ)	(一)ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅰ)<ユニット型個室>	要介護3	936単位	-94単位										
			要介護4	1,024単位	-102単位										
			要介護5	1,107単位	-110単位										
		(二)ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅱ)<ユニット型個室の多床室>	要介護1	746単位	-75単位										
			要介護2	841単位	-84単位										
			要介護3	1,046単位	-105単位										
ホ	ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅰ)	(一)ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅰ)<ユニット型個室>	要介護4	1,134単位	-113単位										
			要介護5	1,217単位	-121単位										
			要介護1	626単位	-63単位										
		(二)ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅱ)<ユニット型個室の多床室>	要介護2	720単位	-72単位										
			要介護3	925単位	-93単位										
			要介護4	1,013単位	-101単位										
	(2)ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅱ)	(一)ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅰ)<ユニット型個室>	要介護5	1,091単位	-109単位										
			要介護1	735単位	-74単位										
			要介護2	830単位	-83単位										
		(二)ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅱ)<多床室>	要介護3	1,035単位	-104単位										
			要介護4	1,123単位	-112単位										
			要介護5	1,201単位	-120単位										
ヘ	ユニット型特別介護医療院サービス費(Ⅰ)	(一)ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費(Ⅰ)<ユニット型個室>	要介護2	820単位	-82単位										
			要介護3	1,044単位	-104単位										
			要介護4	1,166単位	-116単位										
		(二)ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費(Ⅱ)<ユニット型個室の多床室>	要介護5	1,267単位	-127単位										
			要介護1	824単位	-83単位										
			要介護2	924単位	-93単位										
	(2)ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費(Ⅱ)	(一)ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費(Ⅰ)<ユニット型個室>	要介護3	1,166単位	-117単位										
			要介護4	1,267単位	-127単位										
			要介護5	1,357単位	-136単位										
		(二)ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費(Ⅱ)<多床室>	要介護1	815単位	-82単位										
			要介護2	924単位	-92単位										
			要介護3	1,142単位	-114単位										

注 外泊時費用		入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定
注 試行的退所サービス費		入所者に対して居宅における試行的退所を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定
注 他科受診時費用		入所者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定
ト 初期加算 (1日につき 30単位)		
チ 再入所時栄養連携加算 (※2) (入所者1人につき1回を限度として400単位を加算)		注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
リ 退所時指導等加算 (※2)	(一) 退所時等指導加算	a 退所前訪問指導加算 (入所中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)
		b 退所後訪問指導加算 (退所後1回を限度に、460単位を算定)
		c 退所時指導加算 (400単位)
		d 退所時情報提供加算 (500単位)
		e 退所前連携加算 (500単位)
	(二) 訪問看護指示加算 (入所者1人につき1回を限度として 300単位を算定)	注 入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合 注 退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
ス 栄養マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)		
ル 低栄養リスク改善加算 (※2) (1月につき 300単位を加算)		注 栄養マネジメント加算を算定していない場合及び経口移行加算・経口維持加算を算定している場合は、算定しない。
ヲ 経口移行加算 (※2) (1日につき 28単位を加算)		注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
ウ 経口維持加算 (1月につき) (※2)	(一) 経口維持加算(Ⅰ)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
	(二) 経口維持加算(Ⅱ)	注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。
カ 口腔衛生管理体制加算 (※2) (1月につき 30単位を加算)		注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合
ヨ 口腔衛生管理加算 (※2) (1月につき 90単位を加算)		注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。
タ 療養食加算 (1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))		
レ 在宅復帰支援機能加算 (※2) (1日につき 10単位を加算)		
ソ 特別診療費 (※2)		
ツ 緊急時施設診療費	ア 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定)	
	イ 特定治療	
ネ 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)	注
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)	
ナ 認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)		
ラ 重度認知症疾患療養体制加算	(一) 重度認知症疾患療養体制加算(Ⅰ) 要介護1・2 (1日につき140単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき40単位を加算)	
	(二) 重度認知症疾患療養体制加算(Ⅱ) 要介護1・2 (1日につき200単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき100単位を加算)	
ム 移行定着支援加算 (※2) (1日につき93単位を加算)		
ワ 排せつ支援加算 (※2) (1月につき 100単位を加算)		
キ サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)	
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)	
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)	
ノ 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×26/1000)	注 所定単位は、イからキまでにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×19/1000)	
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×10/1000)	
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 所定単位×90/100)	
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 所定単位×80/100)	
オ 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×15/1000)	注 所定単位は、イからキまでにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×11/1000)	

※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
※ ハ及びヘを適用する場合には、(※2)を適用しない。

介護報酬の算定構造

介護予防サービス

:平成31年10月改定箇所

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問入浴介護費
- 2 介護予防訪問看護費
- 3 介護予防訪問リハビリテーション費
- 4 介護予防居宅療養管理指導費
- 5 介護予防通所リハビリテーション費
- 6 介護予防短期入所生活介護費
- 7 介護予防短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
 - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費
- 8 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 9 介護予防福祉用具貸与費

II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

- 介護予防支援費

Ⅰ 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問入浴介護費

基本部分		注 介護職員2人が 行った場合	注 全身入浴が困難 で、清拭又は部分 浴を実施した場合	注 事業所と同一・建物 の利用者又はこれ 以外の同一・建物の 利用者20人以上に サービスを行う場合	注 特別地域介護予防 訪問入浴介護加算	注 中山間地域等にお ける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に居 住する者へのサー ビス提供加算	
イ 介護予防訪問入浴介護費		(1回につき 849単位)	×95/100	×70/100	事業所と同一・建物の利用者 又はこれ以外の同一・建物の 利用者20人以上にサービス を行う場合 ×90/100 事業所と同一・建物の利用者 の利用者50人以上にサービ スを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ サービス提供体制強化 加算		(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1回につき +36単位) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1回につき +24単位)						
ハ 介護職員処遇改善加算		(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×58/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×23/1000) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき (3)の90/100) (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき (3)の80/100)						
ニ 介護職員等特定処遇 改善加算		(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×21/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×15/1000)						

：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域介護予防訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

〔脚注〕

1. 単位数算定記号の説明

+〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
-〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
+〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100

2 介護予防訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		定看護師の場合	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	複数名訪問加算(Ⅰ)	複数名訪問加算(Ⅱ)	時間30分以上の介護予防訪問看護を行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域介護予防訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時介護予防訪問看護加算(※)	特別管理加算
イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100	30分未満の場合 +254単位	30分未満の場合 +201単位	+300単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +574単位	1月につき (Ⅰ)の場合 +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位
	(2) 30分未満											
	(3) 30分以上1時間未満											
	(4) 1時間以上1時間30分未満											
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90/100											
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能	×90/100	深夜の場合 +50/100	30分以上の場合 +402単位	30分以上の場合 +317単位	+300単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100				1月につき +315単位	
	(2) 30分未満											
	(3) 30分以上1時間未満											
	(4) 1時間以上1時間30分未満											
ハ 初回加算		(1月につき +300単位)										
ニ 退院時共同指導加算		(1回につき +600単位)										
ホ 看護体制強化加算		(1月につき +300単位)										
ヘ サービス提供体制強化加算		(1回につき +6単位)										

：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域介護予防訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時介護予防訪問看護加算」、「特別管理加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の介護予防訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

3 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注	
			同一建物 の利用者又はこれ 以外の同一建物の 利用者20人以上に サービスを行う場合	特別地域介護予防 訪問リハビリテ ーション加算	中山間地域等に おける小規模事業 所加算	中山間地域等に 住する者へのサー ビス提供加算	短期集中(リハビ リテーション)実 施加算	リハビリテーションマ ネジメント加算	事業所の医師がリ ハビリテーション科 の作成に係る診 療を行わなかった 場合
イ 介護予防訪問 リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 292単位	事業所と同一建物 の利用者又はこれ 以外の同一建物の 利用者20人以上に サービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物 の利用者の利用者 50人以上にサービ スを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	1日につき +200単位	1月につき +230単位	1回につき →20単位
	介護老人保健施設の場合								
	介護医療院の場合								
ロ 事業所評価加算			(1月につき 120単位を加算)						
ハ サービス提供体制強化加算			(1回につき +6単位)						

：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

4 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分			注	注	注			
				特別地域介護予防 居宅療養管理指導 加算	中山間地域等に 居住する者へのサ ービス提供加算			
イ 医師が行う場合 （月2回を限度）	(1) 介護予防居宅療養 管理指導費（Ⅰ） （Ⅱ）以外	（一） 単一建物居住者1人に対して行う 場合						
		(500単位)						
		（二） 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合						
		(400単位)						
		（三）（一）及び（二）以外の場合						
		(444単位)						
	(2) 介護予防居宅療養 管理指導費（Ⅱ） （在宅介護学協会 管理料又は特定施設 入居研修等学協会 管理料を算定す る場合）	（一） 単一建物居住者41人に対して行う 場合						
		(200単位)						
		（二） 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合						
		(200単位)						
		（三）（一）及び（二）以外の場合			(200単位)			
ロ 歯科医師が行う場合 （月2回を限度）	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合							
	(500単位)							
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合							
	(400単位)							
	(3)（1）及び（2）以外の場合				(444単位)			
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の 薬剤師が行う場合 （月2回を限度）	（一） 単一建物居住者1人に対して行う 場合	+100単位	+15/100	+10/100			
		(500単位)						
		（二） 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合						
		(400単位)						
		（三）（一）及び（二）以外の場合						
		(370単位)						
	(2) 薬局の薬剤師の場合 （月4回を限度）	（一） 単一建物居住者1人に対して行う 場合						
		(500単位)						
		（二） 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合						
		(370単位)						
		（三）（一）及び（二）以外の場合						(340単位)
ニ 管理栄養士 が行う場合 （月2回を限度）	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合							
	(500単位)							
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合							
	(400単位)							
	(3)（1）及び（2）以外の場合							(444単位)
ホ 歯科衛生士等 が行う場合 （月4回を限度）	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合							
	(500単位)							
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合							
	(500単位)							
	(3)（1）及び（2）以外の場合				(200単位)			

※ ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。

5 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	
			利用者の数が利用定員を超える場合	医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	リハビリテーションマネジメント加算	生活行為向上リハビリテーション実施加算	生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合の減算(※)	若年性認知症利用者受入加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合
イ 介護予防通所リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	要支援1	×70/100	×70/100	+5/100	1月につき +330単位	利用開始日の属する月から3月以内 (1月につき+900単位) 利用開始日の属する月から3月超6月以内 (1月につき+450単位)	減算対象月から6月以内 ×85/100	1月につき +240単位	－376単位
		要支援2								－752単位
	介護老人保健施設の場合	要支援1								－376単位
		要支援2								－752単位
	介護医療院の場合	要支援1								－376単位
		要支援2								－752単位
ロ 運動器機能向上加算 (1月につき 225単位を加算)										
ハ 栄養改善加算 (1月につき 150単位を加算)										
ニ 栄養スクリーニング加算 (1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))										
ホ 口腔機能向上加算 (1月につき 150単位を加算)										
ヘ 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	(1月につき 480単位を加算)							
		運動器機能向上及び口腔機能向上	(1月につき 480単位を加算)							
	(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	栄養改善及び口腔機能向上	(1月につき 480単位を加算)							
		運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	(1月につき 700単位を加算)							
ト 事業所評価加算 (1月につき 120単位を加算)										
チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	要支援1	(1月につき 72単位を加算)							
		要支援2	(1月につき 144単位を加算)							
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	要支援1	(1月につき 48単位を加算)							
リ 介護職員処遇改善加算	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援2	(1月につき 96単位を加算)							
		要支援1	(1月につき 24単位を加算)							
		要支援2	(1月につき 48単位を加算)							
リ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×47/1000)								注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×34/1000)								
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×19/1000)								
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +(3)の90/100)								
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +(3)の80/100)								
ヌ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×20/1000)								注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×17/1000)								

：「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※「生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合の減算」については、「生活行為向上リハビリテーション実施加算」と対をなす評価であるため、告示の順に表記。ただし、算定構造上では、「医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合」と「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」の間に注があるものとみなして単位数を算定する。

6 介護予防短期入所生活介護費

基本部分				注		注	注	注	注	注	注	注	注		
				夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	介護・看護職員の員数が基準に満たない場合又は	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	共生型介護予防短期入所生活介護を行う場合	生活相談員配置等加算	生活機能向上連携加算	機能訓練体制加算	個別機能訓練加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
イ 介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) 「従来型個室」	要支援1 (466 単位) 要支援2 (579 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	指定短期入所事業所が行う場合 ×92/100	1日につき +13単位	1月につき +200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき +100単位	1日につき +12単位	1日につき +56単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
		(二) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) 「多床室」	要支援1 (466 単位) 要支援2 (579 単位)												
	(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) 「従来型個室」	要支援1 (438 単位) 要支援2 (549 単位)												
		(二) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) 「多床室」	要支援1 (438 単位) 要支援2 (549 単位)												
ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) 「ユニット型個室」	要支援1 (545 単位) 要支援2 (662 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	指定短期入所事業所が行う場合 ×92/100	1日につき +13単位	1月につき +200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき +100単位	1日につき +12単位	1日につき +56単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
		(二) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) 「ユニット型個室の多床室」	要支援1 (545 単位) 要支援2 (662 単位)												
	(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) 「ユニット型個室」	要支援1 (514 単位) 要支援2 (638 単位)												
		(二) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) 「ユニット型個室の多床室」	要支援1 (514 単位) 要支援2 (638 単位)												
ハ 療養食加算				(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))											
ニ 認知症専門ケア加算		(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)		(1日につき 3単位を加算)											
		(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)		(1日につき 4単位を加算)											
ホ サービス提供体制強化加算		(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ		(1日につき 18単位を加算)											
		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ		(1日につき 12単位を加算)											
		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		(1日につき 6単位を加算)											
		(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		(1日につき 6単位を加算)											
ヘ 介護職員処遇改善加算		(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		(1月につき +所定単位×83/1000)											
		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		(1月につき +所定単位×60/1000)											
		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		(1月につき +所定単位×33/1000)											
		(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		(1月につき +(3)の90/100)											
		(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		(1月につき +(3)の80/100)											
ト 介護職員等特定処遇改善加算		(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		(1月につき +所定単位×27/1000)											
		(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		(1月につき +所定単位×23/1000)											
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した															

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	注			
				移動を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合又は	医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数が基準に満たない場合	移動のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットにおける体制が未整備である場合	移動職員配置加算	個別リハビリテーション実施加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	利用者に対して送迎を行う場合	
(1) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>【基本型】	要支援1 (580 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき+24単位	1日につき+240単位	1日につき+200単位(7日間を限度)	1日につき+120単位	1日につき+34単位	1日につき+46単位	1日につき+46単位		
			要支援2 (721 単位)												
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<従来型個室>【在宅強化型】	要支援1 (621 単位)												
			要支援2 (762 単位)												
		c 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅲ)<多床室>【基本型】	要支援1 (613 単位)												
			要支援2 (768 単位)												
		d 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅳ)<多床室>【在宅強化型】	要支援1 (660 単位)												
			要支援2 (816 単位)												
	(二) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)<療養型老健:看護職員を配置>	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>【療養型】	要支援1 (584 単位)												
			要支援2 (725 単位)												
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>【療養型】	要支援1 (621 単位)												
			要支援2 (777 単位)												
	(三) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)<療養型老健:看護オンコール体制>	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>【療養型】	要支援1 (584 単位)												
			要支援2 (725 単位)												
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>【療養型】	要支援1 (621 単位)												
			要支援2 (777 単位)												
	(四) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)<特別介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費>	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要支援1 (568 単位)												
			要支援2 (707 単位)												
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要支援1 (601 単位)												
			要支援2 (752 単位)												
(2) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<ユニット型個室>【基本型】	要支援1 (623 単位)				×97/100				1日につき+24単位	1日につき+240単位		1日につき+34単位	1日につき+46単位
			要支援2 (781 単位)												
		b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<ユニット型個室>【在宅強化型】	要支援1 (668 単位)												
			要支援2 (826 単位)												
		c ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅲ)<ユニット型個室の多床室>【基本型】	要支援1 (623 単位)												
			要支援2 (781 単位)												
		d ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅳ)<ユニット型個室の多床室>【在宅強化型】	要支援1 (668 単位)												
			要支援2 (826 単位)												
	(二) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)<療養型老健:看護職員を配置>	a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<ユニット型個室>【療養型】	要支援1 (651 単位)												
			要支援2 (809 単位)												
		b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<ユニット型個室の多床室>【療養型】	要支援1 (651 単位)												
			要支援2 (809 単位)												
	(三) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)<療養型老健:看護オンコール体制>	a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<ユニット型個室>【療養型】	要支援1 (651 単位)												
			要支援2 (809 単位)												
		b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<ユニット型個室の多床室>【療養型】	要支援1 (651 単位)												
			要支援2 (809 単位)												
	(四) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)<ユニット型特別介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費>	a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<ユニット型個室>	要支援1 (611 単位)												
			要支援2 (764 単位)												
		b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<ユニット型個室の多床室>	要支援1 (611 単位)												
			要支援2 (764 単位)												

注 特別療養費		
注 療養体制維持特別加算	(一)療養体制維持特別加算(Ⅰ)	(1日につき 27単位を加算)
	(二)療養体制維持特別加算(Ⅱ)	(1日につき 57単位を加算)
(3) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))		
(4) 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)
	(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)
(5) 緊急時施設療養費	(一) 緊急時治療管理	療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を限度に1日につき518単位を算定) 療養型老健の場合 (1月に1回3日を限度に1日につき518単位を算定)
	(二) 特定治療	
(6) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	(1日につき 18単位を加算)
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	(1日につき 12単位を加算)
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 6単位を加算)
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)
(7) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×39/1000)
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×29/1000)
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位×16/1000)
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 十(三)の90/100)
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき 十(三)の80/100)
		※ 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計
(8) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×21/1000)
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×17/1000)
		※ 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計
② 「特別療養費」と「緊急時施設療養費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目		

□ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

[illegible]

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注 利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 廊下幅が設備基準を満たさない場合	注 食堂を有しない場合	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 利用者に対して送迎を行う場合				
(1) 診療所介護予防防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所介護予防防短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<6:1>	a 診療所介護予防防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (509 単位) 要支援2 (639 単位)	×70/100	診療所設備基準減算 －60単位	－25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位					
		b 診療所介護予防防短期入所療養介護費(ⅱ) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要支援1 (536 単位) 要支援2 (666 単位)											
		c 診療所介護予防防短期入所療養介護費(ⅲ) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要支援1 (527 単位) 要支援2 (657 単位)											
		d 診療所介護予防防短期入所療養介護費(ⅳ) <多床室>	要支援1 (566 単位) 要支援2 (717 単位)											
		e 診療所介護予防防短期入所療養介護費(ⅴ) <療養機能強化型A> <多床室>	要支援1 (598 単位) 要支援2 (749 単位)											
		f 診療所介護予防防短期入所療養介護費(ⅵ) <療養機能強化型B> <多床室>	要支援1 (587 単位) 要支援2 (738 単位)											
	(二) 診療所介護予防防短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護・介護<3:1>	a 診療所介護予防防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (452 単位) 要支援2 (565 単位)							×97/100				
		b 診療所介護予防防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援1 (516 単位) 要支援2 (651 単位)											
	(2) ユニット型診療所介護予防防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所介護予防防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要支援1 (591 単位) 要支援2 (744 単位)											
			(二) ユニット型診療所介護予防防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>									要支援1 (618 単位) 要支援2 (771 単位)		
		(三) ユニット型診療所介護予防防短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要支援1 (609 単位) 要支援2 (762 単位)											
			(四) ユニット型診療所介護予防防短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット型個室の多床室>										要支援1 (591 単位) 要支援2 (744 単位)	
(五) ユニット型診療所介護予防防短期入所療養介護費(Ⅴ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>		要支援1 (618 単位) 要支援2 (771 単位)												
		(六) ユニット型診療所介護予防防短期入所療養介護費(Ⅵ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>		要支援1 (609 単位) 要支援2 (762 単位)										
(3) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))														
(4) 認知症専門ケア加算		(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)												
		(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)												
(5) 特定診療費														
(6) サービス提供体制強化加算		(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)			注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計									
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)												
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)													
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)													
(7) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×26/1000)			注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計										
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×19/1000)													
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×10/1000)													
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(三)の90/100)													
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(三)の80/100)													
(8) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×15/1000)			注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計										
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×11/1000)													
：「特定診療費」「サービス提供体制強化加算」「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目														

二 老人性認知症患者療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分					注					注	注
					利用者の数及び入院患者の数の合計が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たものの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1 (815 単位)	×70/100	×70/100	×90/100		×90/100		
			看護＜3:1＞ 介護＜6:1＞	要支援2 (977 単位)							
		b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜多床室＞	要支援1 (922 単位)								
			要支援2 (1,077 単位)								
		(二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1 (752 単位)							
			要支援2 (922 単位)								
	一般病院	b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜多床室＞	要支援1 (810 単位)								
			要支援2 (1,001 単位)								
		(三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1 (730 単位)							
			要支援2 (894 単位)								
		b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜多床室＞	要支援1 (788 単位)								
			要支援2 (974 単位)								
		(四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1 (718 単位)							
			要支援2 (878 単位)								
		b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜多床室＞	要支援1 (775 単位)								
			要支援2 (958 単位)								
		(五) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ)	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1 (658 単位)							
			要支援2 (819 単位)								
		経過措置型	b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜多床室＞	要支援1 (765 単位)							
			要支援2 (921 単位)								
(2) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)		(一) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞		要支援1 (566 単位)	×70/100	×70/100	×90/100	×90/100			
				要支援2 (727 単位)							
		(二) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜多床室＞		要支援1 (624 単位)							
				要支援2 (806 単位)							
(3) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要支援1 (942 単位)	×70/100	×70/100	×90/100		×90/100		
			要支援2 (1,098 単位)								
		b ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜ユニット型個室の多床室＞	要支援1 (942 単位)								
			要支援2 (1,098 単位)								
	(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要支援1 (834 単位)								
		要支援2 (1,027 単位)									
	b ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜ユニット型個室の多床室＞	要支援1 (834 単位)									
		要支援2 (1,027 単位)									

(4) 療養食加算		(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))
(5) 特定診療費		
(6) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	(1日につき 18単位を加算)
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	(1日につき 12単位を加算)
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 6単位を加算)
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)
(7) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×26/1000)
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×19/1000)
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×10/1000)
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +(三)の90/100)
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +(三)の80/100)
(8) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×15/1000)
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×11/1000)
：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目		

8 介護予防特定施設入居者生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
		看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	介護職員の員数が基準に満たない場合	身体拘束廃止未実施減算	生活機能向上連携加算	個別機能訓練加算	若年性認知症入居者受入加算	医療機関連携加算	口腔衛生管理体制加算	栄養スクリーニング加算	障害者等支援加算	委託先である指定介護予防サービス事業者により介護予防サービスが行われる場合
イ 介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要支援1 (181 単位)	×70/100		－18単位	1月につき ＋200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき＋100単位	1日につき ＋12単位	1日につき ＋120単位	1月につき ＋80単位	1月につき ＋30単位	1回につき ＋5単位 (6月に1回を限度)		
	要支援2 (310 単位)			－31単位								
ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき 55単位)			×70/100								1日につき ＋20単位	指定訪問介護 ・1週に1回程度の訪問介護が必要とされた者 1,034単位 ・1週に2回程度の訪問介護が必要とされた者 2,108単位 ・1週に2回を超える訪問介護が必要とされた者 (要支援2である者に限る。) 3,344単位 指定通所介護 ・要支援1 1,459単位 ・要支援2 3,053単位 ・介護予防訪問系及び介護予防通所系サービス 通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90/100 (介護予防通所リハビリテーションの選択的サービス(運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上)の加算が可能) ・介護予防福祉用具貸与 介護予防の福祉用具貸与と同様 ※ただし、基本部分も含めて介護予防サービスの区分支給限度基準額を限度とする。 ※訪問介護系サービスについては、「指定訪問介護」によるもの。 「総合事業(「指定第一号訪問事業」)」によるものがある。 ※通所介護系サービスについては、「指定通所介護」によるもの。 「総合事業(「指定第一号通所事業」)」によるものがある。
ハ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)										
ニ サービス提供体制強化加算		(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算) (4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)										
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×82/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計										
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×60/1000)											
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×33/1000)											
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)											
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)											
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×18/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計										
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×12/1000)											

9 介護予防福祉用具貸与費

基本部分		注	注	注
		特別地域介護予防福祉用具貸与加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
介護予防福祉用具貸与費 (指に指定介護予防福祉用具貸与に要した費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単位で除して得た単位数)	車いす	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単位で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の100/100を限度)	交通費に相当する額の2/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単位で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の2/3を限度)	交通費に相当する額の1/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単位で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の1/3を限度)
	車いす付風呂			
	特殊寝台			
	特殊寝台付風呂			
	床ずれ防止用具			
	体位置換器			
	手すり			
	スロープ			
	歩行器			
	歩行補助つえ			
	認知症老人徘徊感知機器			
	移動用リフト			
	自動排泄処理装置			

：「特別地域介護予防福祉用具貸与加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度額管理の対象外となる算定項目

※ 要支援1又は要支援2の者については、車いす、車いす付風呂、特殊寝台、特殊寝台付風呂、床ずれ防止用具、体位置換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置を算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)

Ⅱ 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

基本部分	
イ 介護予防支援費(1月につき)	
	(431単位)
ロ 初回加算	(+300単位)
ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	(+300単位)

介護報酬の算定構造

地域密着型サービス

:平成31年10月改定箇所

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 2-2 地域密着型通所介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 8 複合型サービス費

II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

Ⅰ 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注								
			准看護師によりサービス提供が行われる場合	通所サービス利用時の調整 (1日につき)	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合	特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算	特別管理加算	ターミナルケア加算							
イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ) (1月につき)	(1) 訪問看護サービスを行わない場合	要介護1 (5,680 単位)	×98/100	－62単位	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合 1月につき －600単位	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +315単位	1月につき (Ⅰ)の場合 +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合 +2,000単位							
		要介護2 (10,138 単位)		－111単位														
		要介護3 (16,833 単位)		－184単位														
		要介護4 (21,293 単位)		－233単位														
		要介護5 (25,752 単位)		－281単位														
	(2) 訪問看護サービスを行う場合	要介護1 (8,287 単位)		－91単位														
		要介護2 (12,946 単位)		－141単位														
		要介護3 (19,762 単位)		－216単位														
		要介護4 (24,361 単位)		－266単位														
		要介護5 (29,512 単位)		－322単位														
ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅱ) (1月につき)	要介護1 (5,680 単位)	－62単位																
	要介護2 (10,138 単位)	－111単位																
	要介護3 (16,833 単位)	－184単位																
	要介護4 (21,293 単位)	－233単位																
	要介護5 (25,752 単位)	－281単位																
ハ 初期加算 (1日につき +30単位)																		
ニ 退院時共同指導加算 一体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所であって訪問看護サービスが必要な者のみ算定可能 (1回につき +600単位)																		
ホ 総合マネジメント体制強化加算 (1月につき 1,000単位を加算)																		
ヘ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位)																	
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)																	
ト サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1月につき +640単位)																	
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1月につき +500単位)																	
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +350単位)																	
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +350単位)																	
チ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×137/1000)		注 所定単位は、イからトまでにより算定した単位数の合計															
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×100/1000)																	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×55/1000)																	
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)																	
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)																	
リ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×63/1000)		注 所定単位は、イからトまでにより算定した単位数の合計															
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000)																	
：「事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合」、「特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」については、支給限度額管理の対象外の算定項目																		

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

+〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
 -〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
 ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
 +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 24時間通報 対応加算	注 事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合
イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)	基本夜間対応型訪問介護費	1月につき 610単位	事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合 ×90/100
	(1月につき 1,013単位)		
	定期巡回サービス費		
	(1回につき 379単位)		
	随時訪問サービス費(Ⅰ)		
	(1回につき 578単位)		
	随時訪問サービス費(Ⅱ)		
	(1回につき 778単位)		
ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)	(1月につき 2,751単位)		事業所と同一 建物の利用者 50人以上に サービスを行う 場合 ×85/100
ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1回につき 18単位を加算)		
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1回につき 12単位を加算)		
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)イ (1月につき 126単位を加算)		
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)ロ (1月につき 84単位を加算)		
ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×137/1000)	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の 合計	
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×100/1000)		
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×55/1000)		
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)		
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)		
ホ 介護職員等特定処遇改善 加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×63/1000)	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の 合計	
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000)		
：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目			

2-2 地域密着型通所介護費

[illegible]

4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注		注	注	
			登録者数が登録定員を超える場合	従業者の員数が基準を満たさない場合又は	過少サービスに対する減算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	
イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1	10,364	単位)	×70/100	×70/100	+5/100
		要介護2	15,232	単位)			
		要介護3	22,157	単位)			
		要介護4	24,454	単位)			
		要介護5	26,964	単位)			
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1	9,338	単位)			
		要介護2	13,724	単位)			
		要介護3	19,963	単位)			
		要介護4	22,033	単位)			
		要介護5	24,295	単位)			
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)		要介護1	567	単位)			
		要介護2	634	単位)			
		要介護3	703	単位)			
		要介護4	770	単位)			
		要介護5	835	単位)			
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)				
ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算(Ⅰ)	(1月につき 800単位を加算)					
	(2) 認知症加算(Ⅱ)	(1月につき 500単位を加算)					
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 800単位を加算)				
ヘ 看護職員配置加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護職員配置加算(Ⅰ)	(1月につき 900単位を加算)					
	(2) 看護職員配置加算(Ⅱ)	(1月につき 700単位を加算)					
	(3) 看護職員配置加算(Ⅲ)	(1月につき 480単位を加算)					
ト 看護連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 64単位を加算)				
チ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 1,000単位を加算)				
リ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 1,000単位を加算)				
ス 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき +100単位)					
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき +200単位)					
ル 栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))				
ヲ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合						
	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ		(1月につき 640単位を加算)				
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ		(1月につき 500単位を加算)				
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		(1月につき 350単位を加算)				
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		(1月につき 350単位を加算)				
	(2) ロを算定している場合						
	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ		(1日につき 21単位を加算)				
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ		(1日につき 16単位を加算)				
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		(1日につき 12単位を加算)				
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		(1日につき 12単位を加算)				
フ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×102/1000)			注 所定単位は、イからフまでにより算定した単位数の合計		
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×74/1000)					
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×41/1000)					
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +(3)の90/100)					
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +(3)の80/100)					
カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×15/1000)			注 所定単位は、イからフまでにより算定した単位数の合計		
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×12/1000)					

：「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注		
イ 認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 (761 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	身体拘束廃止未実施減算 －76単位 －80単位 －82単位 －84単位 －85単位 －75単位 －78単位 －81単位 －82単位 －84単位	夜間支援体制加算(Ⅰ) 1日につき +50単位	夜間支援体制加算(Ⅱ) 1日につき +25単位	認知症行動・心理症状緊急対応加算 1日につき +200単位 (7日間を 限度)	若年性認知症利用者受入加算 1日につき +120単位
		要介護2 (797 単位)								
		要介護3 (829 単位)								
		要介護4 (837 単位)								
		要介護5 (854 単位)								
	(2) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 (749 単位)								
		要介護2 (784 単位)								
		要介護3 (808 単位)								
		要介護4 (824 単位)								
		要介護5 (840 単位)								
ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)※	(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 (789 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	身体拘束廃止未実施減算 －76単位 －80単位 －82単位 －84単位 －85単位 －75単位 －78単位 －81単位 －82単位 －84単位	夜間支援体制加算(Ⅰ) 1日につき +50単位	夜間支援体制加算(Ⅱ) 1日につき +25単位	認知症行動・心理症状緊急対応加算 1日につき +200単位 (7日間を 限度)	若年性認知症利用者受入加算 1日につき +120単位
		要介護2 (825 単位)								
		要介護3 (849 単位)								
		要介護4 (865 単位)								
		要介護5 (882 単位)								
	(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 (777 単位)								
		要介護2 (813 単位)								
		要介護3 (837 単位)								
		要介護4 (853 単位)								
		要介護5 (869 単位)								

注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定							
注 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算)									
	(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)									
	(3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)									
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)							
ニ 医療連携体制加算	(1) 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき 39単位を加算)									
	(2) 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき 49単位を加算)									
	(3) 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき 59単位を加算)									
ホ 退居時相談援助加算 (400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))										
ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)									
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)									
ト 生活機能向上連携加算 (1月につき 200単位を加算)										
チ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 30単位を加算)			注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた 歯科衛生士が、介護職員に対する 口腔ケアに係る技術的助言及び指導 を月1回以上行っている場合							
リ 栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定) (1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))										
ヌ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)									
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)									
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)									
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)									
ル 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×111/1000)	注 所定単位は、イからヌまでにより算定した 単位数の合計								
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×81/1000)									
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×45/1000)									
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)									
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)									
ヤ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×31/1000)	注 所定単位は、イからヌまでにより算定した 単位数の合計								
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×23/1000)									

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

基本部分		注 看護・介護職員の 員数が基準に満た ない場合	注 身体拘束廃止未 実施減算	注 入居継続支援加 算	注 生活機能向上運 携加算	注 個別機能訓練 加算	注 夜間看護体制 加算	注 若年性認知症入 居者受入加算	注 医療機関連携 加算	注 口腔衛生管理体 制加算	注 栄養スクリーニ ング加算
イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)	要介護1 (535 単位)	×70/100	→54単位	1日につき +36単位	1月につき +200単位 ※ただし、個別機 能訓練加算を算 定している場合 は、1月につき+ 100単位	1日につき +12単位	1日につき +10単位	1日につき +120単位	1月につき +80単位	1月につき +30単位	1回につき +5単位 (6月に1回を 限度)
	要介護2 (601 単位)		→60単位								
	要介護3 (670 単位)		→67単位								
	要介護4 (734 単位)		→73単位								
	要介護5 (802 単位)		→80単位								
ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)※	要介護1 (535 単位)	×70/100					1日につき +10単位	1日につき +120単位			
	要介護2 (601 単位)										
	要介護3 (670 単位)										
	要介護4 (734 単位)										
	要介護5 (802 単位)										
ハ 退院・退所時連携加算(イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)											
ニ 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算)										
	(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)										
	(3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)										
ホ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)										
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)										
ヘ サービス提供体制強化 加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)										
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)										
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)										
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)										
ト 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×82/1000)										
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×60/1000)										
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×33/1000)										
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)										
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)										
チ 介護職員等特定処遇改善 加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×18/1000)										
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×12/1000)										

※ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

[illegible]

8 複合型サービス費

基本部分			注		注	注	注	注	注					
			登録者数が登録定員を超える場合	又は 従業者の員数が基準に満たない場合	過少サービスに対する減算	サテライト体制未整備減算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	訪問看護体制減算(1月につき)	末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1月につき)	特別の指示により頻回に医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1日につき)				
イ 看護小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1 (12,401 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	×97/100	+5/100	－925単位	－925単位	－30単位				
		要介護2 (17,352 単位)						－925単位	－925単位	－30単位				
		要介護3 (24,392 単位)						－925単位	－925単位	－30単位				
		要介護4 (27,665 単位)						－1,850単位	－1,850単位	－60単位				
		要介護5 (31,293 単位)						－2,914単位	－2,914単位	－95単位				
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 (11,173 単位)						－925単位	－925単位	－30単位				
		要介護2 (15,634 単位)						－925単位	－925単位	－30単位				
		要介護3 (21,977 単位)						－925単位	－925単位	－30単位				
		要介護4 (24,926 単位)						－1,850単位	－1,850単位	－60単位				
		要介護5 (28,195 単位)						－2,914単位	－2,914単位	－95単位				
ロ 短期利用居宅介護費 (1日につき)		要介護1 (565 単位)												
		要介護2 (635 単位)												
		要介護3 (703 単位)												
		要介護4 (770 単位)												
		要介護5 (836 単位)												
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)											
ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 認知症加算(Ⅰ) (1月につき 800単位を加算)												
		(2) 認知症加算(Ⅱ) (1月につき 500単位を加算)												
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 800単位を加算)											
ヘ 栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))											
ト 通院時共同指導加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 600単位を加算)											
チ 緊急時訪問看護加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 574単位を加算)											
リ 特別管理加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 特別管理加算(Ⅰ) (1月につき 500単位を加算)												
		(2) 特別管理加算(Ⅱ) (1月につき 250単位を加算)												
ス ターミナルケア加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 2,000単位を加算)											
ル 看護体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 看護体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 3,000単位を加算)						注 死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合						
		(2) 看護体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 2,500単位を加算)												
ヲ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 1,000単位を加算)											
ヅ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 1,000単位を加算)											
カ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合													
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1月につき 640単位を加算)													
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1月につき 500単位を加算)													
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 350単位を加算)													
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)													
	(2) ロを算定している場合													
	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 21単位を加算)													
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 16単位を加算)													
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 12単位を加算)													
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)													
コ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 十所定単位×102/1000)		注 所定単位は、イからカまでにより算定した単位数の合計											
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 十所定単位×74/1000)													
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 十所定単位×41/1000)													
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 十所定単位×90/1000)													
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 十所定単位×80/1000)													
ク 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 十所定単位×15/1000)		注 所定単位は、イからカまでにより算定した単位数の合計											
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 十所定単位×12/1000)													
：「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「看護体制強化加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目														

1 介護予防認知症対応型通所介護費

地域 10

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注		注	注			
			登録者数が登録定員を超える場合	又は 従業者の員数が基準に満たない場合	過少サービスに対する減算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外に対して行う場合	要支援1 (3,418 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	+5/100			
		要支援2 (6,908 単位)							
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援1 (3,080 単位)							
		要支援2 (6,224 単位)							
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)		要支援1 (421 単位)							
		要支援2 (526 単位)							
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			1日につき 30単位を加算)						
ニ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 450単位を加算)						
ホ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 1,000単位を加算)						
ヘ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)		(1月につき +100単位)						
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		(1月につき +200単位)						
ト 栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))						
チ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合								
	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ		(1月につき 640単位を加算)						
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ		(1月につき 500単位を加算)						
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		(1月につき 350単位を加算)						
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		(1月につき 350単位を加算)						
	(2) ロを算定している場合								
	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ		(1日につき 21単位を加算)						
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ		(1日につき 16単位を加算)						
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		(1日につき 12単位を加算)						
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		(1日につき 12単位を加算)						
リ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		(1月につき +所定単位×102/1000)						
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		(1月につき +所定単位×74/1000)						
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		(1月につき +所定単位×41/1000)						
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		(1月につき +(3)の90/100)						
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		(1月につき +(3)の80/100)						
ヌ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		(1月につき +所定単位×15/1000)						
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		(1月につき +所定単位×12/1000)						
			注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計						
			注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計						
：「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目									

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注		注	注		注	注
			夜勤を行う職員 の勤務条件基 準を満たさない 場合	利用者の数が 利用定員を超 える場合	介護従業者の 員数が基準に 満たない場合 又は	身体拘束廃 止未実施減 算	夜間支援体 制加算(Ⅰ)	夜間支援体 制加算(Ⅱ)	認知症行 動・心理症 状緊急対応 加算	若年性認知 症利用者受 入加算
イ 介護予防認知症対応型共同 生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活 介護費(Ⅰ)	要支援2 (757 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	－76単位	1日につき ＋50単位			
	(2) 介護予防認知症対応型共同生活 介護費(Ⅱ)	要支援2 (745 単位)				－75単位		1日につき ＋25単位		
ロ 介護予防短期利用認知症 対応型共同生活介護費※	(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活 介護費(Ⅰ)	要支援2 (785 単位)					1日につき ＋50単位		1日につき ＋200単位 (7日間を 限度)	1日につき ＋120単位
	(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活 介護費(Ⅱ)	要支援2 (773 単位)						1日につき ＋25単位		
注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定							
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)							
ニ 退居時相談援助加算			(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))							
ホ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)								
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)								
ヘ 生活機能向上連携加算			(1月につき 200単位を加算)							
ト 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 30単位を加算)							
チ 栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))							
リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	(1日につき 18単位を加算)								
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	(1日につき 12単位を加算)								
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 6単位を加算)								
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)								
ヌ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 十所定単位×111/1000)	注 所定単位数は、イからリまでにより算定した単位数の合計							
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 十所定単位×81/1000)								
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 十所定単位×45/1000)								
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 十(3)の90/100)								
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき 十(3)の80/100)								
ル 介護職員等特定処遇改善 加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 十所定単位×31/1000)	注 所定単位数は、イからリまでにより算定した単位数の合計							
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 十所定単位×23/1000)								

※ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。



厚生労働省発老0213第1号

平成31年2月13日

社会保障審議会

会長 遠藤 久夫 殿

厚生労働大臣

根本 匠

諮問書

(2019年度介護報酬改定について)

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第5項、第42条の2第3項、第46条第3項、第48条第3項（介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条第4項において準用する場合を含む。）、第53条第3項、第54条の2第3項及び第58条第3項並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第3項の規定に基づき、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第20号）、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第128号）及び指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第129号）を別紙のとおり改正することについて貴会の意見を求めます。

2019 年度介護報酬改定 介護報酬の見直し案

介護報酬単位の見直し案（2019 年 10 月施行分）

- 別紙 1－1：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準
- 別紙 1－2：指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準
- 別紙 1－3：指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準
- 別紙 1－4：指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準
- 別紙 1－5：指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準
- 別紙 1－6：指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する
基準
- 別紙 1－7：指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準

【参考資料：2019 年 10 月施行分】

- 参考 2－1：厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等及び単位数
- 参考 2－2：居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額
- 参考 2－3：介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する特定介護保険施設等及び特定介護予防サービス事業者における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額
- 参考 2－4：介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額
- 参考 2－5：介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する特定介護老人福祉施設における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額
- 参考 2－6：介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する特定介護老人福祉施設における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額
- 参考 2－7：厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数
- 参考 2－8：厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数
- 参考 2－9：厚生労働大臣が定める基準

別紙 1－1

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）

（傍線部分は改出部分）

改 出 前	改 出 後
別表 指定居宅サービス介護給付費単位数表 1 訪問介護費 イ 身体介護が中心である場合 (1) 所要時間20分未満の場合 <u>166単位</u> (2) 所要時間20分以上30分未満の場合 <u>249単位</u> (3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>395単位</u> (4) 所要時間1時間以上の場合 <u>577単位</u>に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数 ロ 生活援助が中心である場合 (1) 所要時間20分以上45分未満の場合 <u>182単位</u> (2) 所要時間45分以上の場合 <u>224単位</u> ハ～ヘ （略） ト <u>介護職員等特定処遇改善加算</u> <u>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</u> <u>(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) イからホまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数</u> <u>(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからホまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数</u>	別表 指定居宅サービス介護給付費単位数表 1 訪問介護費 イ 身体介護が中心である場合 (1) 所要時間20分未満の場合 <u>165単位</u> (2) 所要時間20分以上30分未満の場合 <u>248単位</u> (3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>394単位</u> (4) 所要時間1時間以上の場合 <u>575単位</u>に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数 ロ 生活援助が中心である場合 (1) 所要時間20分以上45分未満の場合 <u>181単位</u> (2) 所要時間45分以上の場合 <u>223単位</u> ハ～ヘ （略） （新設）

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

○ 訪問介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者（以下「経験・技能のある介護職員」という。）のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。

(二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること

。

(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。

(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額

- が年額四百四十万円を上回らないこと。
- (2) 指定訪問介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。
- (3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。
- (4) 当該指定訪問介護事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 訪問介護費における特定事業所加算(I)又は(II)のいずれかを算定していること。
- (6) 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(I)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。
- (7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。
- (8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。
- ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

2 訪問入浴介護費
イ 訪問入浴介護費

1,256単位

2 訪問入浴介護費
イ 訪問入浴介護費

1,250単位

注 1 ～ 8 (略)

ロ・ハ (略)

二 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イ及びロにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ及びロにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

○ 訪問入浴介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと

注 1 ～ 8 (略)

ロ・ハ (略)

(新設)

○
(二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること

○
(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。

(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 指定訪問入浴介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) 当該指定訪問入浴介護事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) 訪問入浴介護費におけるサービス提供体制強化加算(1)イを算定していること。

(6) 訪問入浴介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

3 訪問看護費

イ 指定訪問看護ステーションの場合

- (1) 所要時間20分未満の場合 312単位
- (2) 所要時間30分未満の場合 469単位
- (3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 819単位
- (4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 1,122単位
- (5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合（1回につき） 297単位

ロ 病院又は診療所の場合

- (1) 所要時間20分未満の場合 264単位
- (2) 所要時間30分未満の場合 397単位
- (3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 571単位
- (4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 839単位

ハ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合

2,945単位

注1～15（略）

ニ～チ（略）

4 訪問リハビリテーション費

イ 訪問リハビリテーション費（1回につき） 292単位

3 訪問看護費

イ 指定訪問看護ステーションの場合

- (1) 所要時間20分未満の場合 311単位
- (2) 所要時間30分未満の場合 467単位
- (3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 816単位
- (4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 1,118単位
- (5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合（1回につき） 296単位

ロ 病院又は診療所の場合

- (1) 所要時間20分未満の場合 263単位
- (2) 所要時間30分未満の場合 396単位
- (3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 569単位
- (4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 836単位

ハ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合

2,935単位

注1～15（略）

ニ～チ（略）

4 訪問リハビリテーション費

イ 訪問リハビリテーション費（1回につき） 290単位

注 1～10	(略)
ロ・ハ	(略)
5	居宅療養管理指導費
イ	医師が行う場合
(1)	居宅療養管理指導費(I)
(一)	単一建物居住者 1 人に対して行う場合 <u>509単位</u>
(二)	単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合 <u>485単位</u>
(三)	(一)及び(二)以外の場合 <u>444単位</u>
(2)	居宅療養管理指導費(Ⅱ)
(一)	単一建物居住者 1 人に対して行う場合 <u>295単位</u>
(二)	単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合 <u>285単位</u>
(三)	(一)及び(二)以外の場合 <u>261単位</u>
注 1～5	(略)
ロ	歯科医師が行う場合
(1)	単一建物居住者 1 人に対して行う場合 <u>509単位</u>
(2)	単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合 <u>485単位</u>
(3)	(1)及び(2)以外の場合 <u>444単位</u>
注 1～4	(略)
ハ	薬剤師が行う場合
(1)	病院又は診療所の薬剤師が行う場合
(一)	単一建物居住者 1 人に対して行う場合 <u>560単位</u>
(二)	単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合 <u>415単位</u>
(三)	(一)及び(二)以外の場合 <u>379単位</u>
(2)	薬局の薬剤師が行う場合
(一)	単一建物居住者 1 人に対して行う場合 <u>509単位</u>
(二)	単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合 <u>377単位</u>

注 1～10	(略)
ロ・ハ	(略)
5	居宅療養管理指導費
イ	医師が行う場合
(1)	居宅療養管理指導費(I)
(一)	単一建物居住者 1 人に対して行う場合 <u>507単位</u>
(二)	単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合 <u>483単位</u>
(三)	(一)及び(二)以外の場合 <u>442単位</u>
(2)	居宅療養管理指導費(Ⅱ)
(一)	単一建物居住者 1 人に対して行う場合 <u>294単位</u>
(二)	単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合 <u>284単位</u>
(三)	(一)及び(二)以外の場合 <u>260単位</u>
注 1～5	(略)
ロ	歯科医師が行う場合
(1)	単一建物居住者 1 人に対して行う場合 <u>507単位</u>
(2)	単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合 <u>483単位</u>
(3)	(1)及び(2)以外の場合 <u>442単位</u>
注 1～4	(略)
ハ	薬剤師が行う場合
(1)	病院又は診療所の薬剤師が行う場合
(一)	単一建物居住者 1 人に対して行う場合 <u>558単位</u>
(二)	単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合 <u>414単位</u>
(三)	(一)及び(二)以外の場合 <u>378単位</u>
(2)	薬局の薬剤師が行う場合
(一)	単一建物居住者 1 人に対して行う場合 <u>507単位</u>
(二)	単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合 <u>376単位</u>

(三) (一)及び(二)以外の場合	<u>345単位</u>
注 1～5 (略)	
ニ 管理栄養士が行う場合	
(1) 単一建物居住者 1 人に対して行う場合	<u>539単位</u>
(2) 単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合	<u>485単位</u>
(3) (1)及び(2)以外の場合	<u>444単位</u>
注 1～4 (略)	
ホ 歯科衛生士等が行う場合	
(1) 単一建物居住者 1 人に対して行う場合	<u>356単位</u>
(2) 単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合	<u>324単位</u>
(3) (1)及び(2)以外の場合	<u>296単位</u>
注 1～4 (略)	
ヘ (略)	
6 通所介護費	
イ 通常規模型通所介護費	
(1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>364単位</u>
(二) 要介護 2	<u>417単位</u>
(三) 要介護 3	<u>472単位</u>
(四) 要介護 4	<u>525単位</u>
(五) 要介護 5	<u>579単位</u>
(2) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>382単位</u>
(二) 要介護 2	<u>438単位</u>
(三) 要介護 3	<u>495単位</u>
(四) 要介護 4	<u>551単位</u>
(五) 要介護 5	<u>608単位</u>
(3) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>561単位</u>

(三) (一)及び(二)以外の場合	<u>344単位</u>
注 1～5 (略)	
ニ 管理栄養士が行う場合	
(1) 単一建物居住者 1 人に対して行う場合	<u>537単位</u>
(2) 単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合	<u>483単位</u>
(3) (1)及び(2)以外の場合	<u>442単位</u>
注 1～4 (略)	
ホ 歯科衛生士等が行う場合	
(1) 単一建物居住者 1 人に対して行う場合	<u>355単位</u>
(2) 単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合	<u>323単位</u>
(3) (1)及び(2)以外の場合	<u>295単位</u>
注 1～4 (略)	
ヘ (略)	
6 通所介護費	
イ 通常規模型通所介護費	
(1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>362単位</u>
(二) 要介護 2	<u>415単位</u>
(三) 要介護 3	<u>470単位</u>
(四) 要介護 4	<u>522単位</u>
(五) 要介護 5	<u>576単位</u>
(2) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>380単位</u>
(二) 要介護 2	<u>436単位</u>
(三) 要介護 3	<u>493単位</u>
(四) 要介護 4	<u>548単位</u>
(五) 要介護 5	<u>605単位</u>
(3) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>558単位</u>

(二) 要介護 2	<u>663単位</u>	(二) 要介護 2	<u>660単位</u>
(三) 要介護 3	<u>765単位</u>	(三) 要介護 3	<u>761単位</u>
(四) 要介護 4	<u>867単位</u>	(四) 要介護 4	<u>863単位</u>
(五) 要介護 5	<u>969単位</u>	(五) 要介護 5	<u>964単位</u>
(4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合		(4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>575単位</u>	(一) 要介護 1	<u>572単位</u>
(二) 要介護 2	<u>679単位</u>	(二) 要介護 2	<u>676単位</u>
(三) 要介護 3	<u>784単位</u>	(三) 要介護 3	<u>780単位</u>
(四) 要介護 4	<u>888単位</u>	(四) 要介護 4	<u>884単位</u>
(五) 要介護 5	<u>993単位</u>	(五) 要介護 5	<u>988単位</u>
(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合		(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>648単位</u>	(一) 要介護 1	<u>645単位</u>
(二) 要介護 2	<u>765単位</u>	(二) 要介護 2	<u>761単位</u>
(三) 要介護 3	<u>887単位</u>	(三) 要介護 3	<u>883単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,008単位</u>	(四) 要介護 4	<u>1,003単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,130単位</u>	(五) 要介護 5	<u>1,124単位</u>
(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合		(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>659単位</u>	(一) 要介護 1	<u>656単位</u>
(二) 要介護 2	<u>779単位</u>	(二) 要介護 2	<u>775単位</u>
(三) 要介護 3	<u>902単位</u>	(三) 要介護 3	<u>898単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,026単位</u>	(四) 要介護 4	<u>1,021単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,150単位</u>	(五) 要介護 5	<u>1,144単位</u>
ロ 大規模型通所介護費(I)		ロ 大規模型通所介護費(I)	
(1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合		(1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>352単位</u>	(一) 要介護 1	<u>350単位</u>
(二) 要介護 2	<u>403単位</u>	(二) 要介護 2	<u>401単位</u>
(三) 要介護 3	<u>455単位</u>	(三) 要介護 3	<u>453単位</u>
(四) 要介護 4	<u>506単位</u>	(四) 要介護 4	<u>504単位</u>
(五) 要介護 5	<u>559単位</u>	(五) 要介護 5	<u>556単位</u>
(2) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合		(2) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>370単位</u>	(一) 要介護 1	<u>368単位</u>

(二) 要介護 2	<u>424単位</u>	(二) 要介護 2	<u>422単位</u>
(三) 要介護 3	<u>479単位</u>	(三) 要介護 3	<u>477単位</u>
(四) 要介護 4	<u>533単位</u>	(四) 要介護 4	<u>530単位</u>
(五) 要介護 5	<u>588単位</u>	(五) 要介護 5	<u>585単位</u>
(3) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合		(3) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>536単位</u>	(一) 要介護 1	<u>533単位</u>
(二) 要介護 2	<u>634単位</u>	(二) 要介護 2	<u>631単位</u>
(三) 要介護 3	<u>732単位</u>	(三) 要介護 3	<u>728単位</u>
(四) 要介護 4	<u>828単位</u>	(四) 要介護 4	<u>824単位</u>
(五) 要介護 5	<u>926単位</u>	(五) 要介護 5	<u>921単位</u>
(4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合		(4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>555単位</u>	(一) 要介護 1	<u>552単位</u>
(二) 要介護 2	<u>657単位</u>	(二) 要介護 2	<u>654単位</u>
(三) 要介護 3	<u>758単位</u>	(三) 要介護 3	<u>754単位</u>
(四) 要介護 4	<u>858単位</u>	(四) 要介護 4	<u>854単位</u>
(五) 要介護 5	<u>959単位</u>	(五) 要介護 5	<u>954単位</u>
(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合		(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>620単位</u>	(一) 要介護 1	<u>617単位</u>
(二) 要介護 2	<u>733単位</u>	(二) 要介護 2	<u>729単位</u>
(三) 要介護 3	<u>848単位</u>	(三) 要介護 3	<u>844単位</u>
(四) 要介護 4	<u>965単位</u>	(四) 要介護 4	<u>960単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,081単位</u>	(五) 要介護 5	<u>1,076単位</u>
(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合		(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>637単位</u>	(一) 要介護 1	<u>634単位</u>
(二) 要介護 2	<u>753単位</u>	(二) 要介護 2	<u>749単位</u>
(三) 要介護 3	<u>872単位</u>	(三) 要介護 3	<u>868単位</u>
(四) 要介護 4	<u>992単位</u>	(四) 要介護 4	<u>987単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,111単位</u>	(五) 要介護 5	<u>1,106単位</u>
ハ 大規模型通所介護費(Ⅱ)		ハ 大規模型通所介護費(Ⅱ)	
(1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合		(1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>340単位</u>	(一) 要介護 1	<u>338単位</u>

(二) 要介護 2	<u>389単位</u>	(二) 要介護 2	<u>387単位</u>
(三) 要介護 3	<u>440単位</u>	(三) 要介護 3	<u>438単位</u>
(四) 要介護 4	<u>488単位</u>	(四) 要介護 4	<u>486単位</u>
(五) 要介護 5	<u>540単位</u>	(五) 要介護 5	<u>537単位</u>
(2) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合		(2) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>356単位</u>	(一) 要介護 1	<u>354単位</u>
(二) 要介護 2	<u>408単位</u>	(二) 要介護 2	<u>406単位</u>
(三) 要介護 3	<u>461単位</u>	(三) 要介護 3	<u>459単位</u>
(四) 要介護 4	<u>513単位</u>	(四) 要介護 4	<u>510単位</u>
(五) 要介護 5	<u>566単位</u>	(五) 要介護 5	<u>563単位</u>
(3) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合		(3) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>517単位</u>	(一) 要介護 1	<u>514単位</u>
(二) 要介護 2	<u>611単位</u>	(二) 要介護 2	<u>608単位</u>
(三) 要介護 3	<u>705単位</u>	(三) 要介護 3	<u>702単位</u>
(四) 要介護 4	<u>800単位</u>	(四) 要介護 4	<u>796単位</u>
(五) 要介護 5	<u>894単位</u>	(五) 要介護 5	<u>890単位</u>
(4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合		(4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>535単位</u>	(一) 要介護 1	<u>532単位</u>
(二) 要介護 2	<u>632単位</u>	(二) 要介護 2	<u>629単位</u>
(三) 要介護 3	<u>729単位</u>	(三) 要介護 3	<u>725単位</u>
(四) 要介護 4	<u>827単位</u>	(四) 要介護 4	<u>823単位</u>
(五) 要介護 5	<u>925単位</u>	(五) 要介護 5	<u>920単位</u>
(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合		(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>598単位</u>	(一) 要介護 1	<u>595単位</u>
(二) 要介護 2	<u>706単位</u>	(二) 要介護 2	<u>703単位</u>
(三) 要介護 3	<u>818単位</u>	(三) 要介護 3	<u>814単位</u>
(四) 要介護 4	<u>931単位</u>	(四) 要介護 4	<u>926単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,043単位</u>	(五) 要介護 5	<u>1,038単位</u>
(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合		(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>614単位</u>	(一) 要介護 1	<u>611単位</u>
(二) 要介護 2	<u>726単位</u>	(二) 要介護 2	<u>722単位</u>

- (三) 要介護 3 839単位
- (四) 要介護 4 955単位
- (五) 要介護 5 1,070単位

注 1～19 (略)

ニ・ホ (略)

ㄥ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからニまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからニまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

○ 通所介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(イ) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算

- (三) 要介護 3 835単位
- (四) 要介護 4 950単位
- (五) 要介護 5 1,065単位

注 1～19 (略)

ニ・ホ (略)

(新設)

定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。

（二） 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。

（三） 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。

（四） 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

（2） 指定通所介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

（3） 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

（4） 当該通所介護事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) 通所介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イを算定していること。

(6) 通所介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

7 通所リハビリテーション費

イ 通常規模型リハビリテーション費

(1) 所要時間 1 時間以上 2 時間未満の場合

（一）要介護 1	<u>331単位</u>
（二）要介護 2	<u>360単位</u>
（三）要介護 3	<u>390単位</u>
（四）要介護 4	<u>419単位</u>
（五）要介護 5	<u>450単位</u>

(2) 所要時間 2 時間以上 3 時間未満の場合

（一）要介護 1	<u>345単位</u>
（二）要介護 2	<u>400単位</u>
（三）要介護 3	<u>457単位</u>
（四）要介護 4	<u>513単位</u>
（五）要介護 5	<u>569単位</u>

(3) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合

（一）要介護 1	<u>446単位</u>
（二）要介護 2	<u>523単位</u>

7 通所リハビリテーション費

イ 通常規模型リハビリテーション費

(1) 所要時間 1 時間以上 2 時間未満の場合

（一）要介護 1	<u>329単位</u>
（二）要介護 2	<u>358単位</u>
（三）要介護 3	<u>388単位</u>
（四）要介護 4	<u>417単位</u>
（五）要介護 5	<u>448単位</u>

(2) 所要時間 2 時間以上 3 時間未満の場合

（一）要介護 1	<u>343単位</u>
（二）要介護 2	<u>398単位</u>
（三）要介護 3	<u>455単位</u>
（四）要介護 4	<u>510単位</u>
（五）要介護 5	<u>566単位</u>

(3) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合

（一）要介護 1	<u>444単位</u>
（二）要介護 2	<u>520単位</u>

(三) 要介護 3	<u>599単位</u>
(四) 要介護 4	<u>697単位</u>
(五) 要介護 5	<u>793単位</u>
(4) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>511単位</u>
(二) 要介護 2	<u>598単位</u>
(三) 要介護 3	<u>684単位</u>
(四) 要介護 4	<u>795単位</u>
(五) 要介護 5	<u>905単位</u>
(5) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>579単位</u>
(二) 要介護 2	<u>692単位</u>
(三) 要介護 3	<u>803単位</u>
(四) 要介護 4	<u>935単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,065単位</u>
(6) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>670単位</u>
(二) 要介護 2	<u>801単位</u>
(三) 要介護 3	<u>929単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,081単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,231単位</u>
(7) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>716単位</u>
(二) 要介護 2	<u>853単位</u>
(三) 要介護 3	<u>993単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,157単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,317単位</u>
ロ 大規模型通所リハビリテーション費(I)	
(1) 所要時間 1 時間以上 2 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>325単位</u>
(二) 要介護 2	<u>356単位</u>

(三) 要介護 3	<u>596単位</u>
(四) 要介護 4	<u>693単位</u>
(五) 要介護 5	<u>789単位</u>
(4) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>508単位</u>
(二) 要介護 2	<u>595単位</u>
(三) 要介護 3	<u>681単位</u>
(四) 要介護 4	<u>791単位</u>
(五) 要介護 5	<u>900単位</u>
(5) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>576単位</u>
(二) 要介護 2	<u>688単位</u>
(三) 要介護 3	<u>799単位</u>
(四) 要介護 4	<u>930単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,060単位</u>
(6) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>667単位</u>
(二) 要介護 2	<u>797単位</u>
(三) 要介護 3	<u>924単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,076単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,225単位</u>
(7) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>712単位</u>
(二) 要介護 2	<u>849単位</u>
(三) 要介護 3	<u>988単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,151単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,310単位</u>
ロ 大規模型通所リハビリテーション費(I)	
(1) 所要時間 1 時間以上 2 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>323単位</u>
(二) 要介護 2	<u>354単位</u>

(三) 要介護 3	<u>384単位</u>
(四) 要介護 4	<u>413単位</u>
(五) 要介護 5	<u>443単位</u>
(2) 所要時間 2 時間以上 3 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>339単位</u>
(二) 要介護 2	<u>394単位</u>
(三) 要介護 3	<u>450単位</u>
(四) 要介護 4	<u>505単位</u>
(五) 要介護 5	<u>561単位</u>
(3) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>439単位</u>
(二) 要介護 2	<u>515単位</u>
(三) 要介護 3	<u>590単位</u>
(四) 要介護 4	<u>685単位</u>
(五) 要介護 5	<u>781単位</u>
(4) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>501単位</u>
(二) 要介護 2	<u>586単位</u>
(三) 要介護 3	<u>670単位</u>
(四) 要介護 4	<u>778単位</u>
(五) 要介護 5	<u>887単位</u>
(5) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>559単位</u>
(二) 要介護 2	<u>668単位</u>
(三) 要介護 3	<u>776単位</u>
(四) 要介護 4	<u>904単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,029単位</u>
(6) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>653単位</u>
(二) 要介護 2	<u>781単位</u>
(三) 要介護 3	<u>907単位</u>

(三) 要介護 3	<u>382単位</u>
(四) 要介護 4	<u>411単位</u>
(五) 要介護 5	<u>441単位</u>
(2) 所要時間 2 時間以上 3 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>337単位</u>
(二) 要介護 2	<u>392単位</u>
(三) 要介護 3	<u>448単位</u>
(四) 要介護 4	<u>502単位</u>
(五) 要介護 5	<u>558単位</u>
(3) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>437単位</u>
(二) 要介護 2	<u>512単位</u>
(三) 要介護 3	<u>587単位</u>
(四) 要介護 4	<u>682単位</u>
(五) 要介護 5	<u>777単位</u>
(4) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>498単位</u>
(二) 要介護 2	<u>583単位</u>
(三) 要介護 3	<u>667単位</u>
(四) 要介護 4	<u>774単位</u>
(五) 要介護 5	<u>882単位</u>
(5) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>556単位</u>
(二) 要介護 2	<u>665単位</u>
(三) 要介護 3	<u>772単位</u>
(四) 要介護 4	<u>899単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,024単位</u>
(6) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>650単位</u>
(二) 要介護 2	<u>777単位</u>
(三) 要介護 3	<u>902単位</u>

(四) 要介護 4	<u>1,054単位</u>	(四) 要介護 4	<u>1,049単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,201単位</u>	(五) 要介護 5	<u>1,195単位</u>
(7) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合		(7) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>692単位</u>	(一) 要介護 1	<u>688単位</u>
(二) 要介護 2	<u>824単位</u>	(二) 要介護 2	<u>820単位</u>
(三) 要介護 3	<u>960単位</u>	(三) 要介護 3	<u>955単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,117単位</u>	(四) 要介護 4	<u>1,111単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,273単位</u>	(五) 要介護 5	<u>1,267単位</u>
ハ 大規模型通所リハビリテーション費(Ⅱ)		ハ 大規模型通所リハビリテーション費(Ⅱ)	
(1) 所要時間 1 時間以上 2 時間未満の場合		(1) 所要時間 1 時間以上 2 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>318単位</u>	(一) 要介護 1	<u>316単位</u>
(二) 要介護 2	<u>348単位</u>	(二) 要介護 2	<u>346単位</u>
(三) 要介護 3	<u>375単位</u>	(三) 要介護 3	<u>373単位</u>
(四) 要介護 4	<u>404単位</u>	(四) 要介護 4	<u>402単位</u>
(五) 要介護 5	<u>432単位</u>	(五) 要介護 5	<u>430単位</u>
(2) 所要時間 2 時間以上 3 時間未満の場合		(2) 所要時間 2 時間以上 3 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>332単位</u>	(一) 要介護 1	<u>330単位</u>
(二) 要介護 2	<u>386単位</u>	(二) 要介護 2	<u>384単位</u>
(三) 要介護 3	<u>439単位</u>	(三) 要介護 3	<u>437単位</u>
(四) 要介護 4	<u>493単位</u>	(四) 要介護 4	<u>491単位</u>
(五) 要介護 5	<u>547単位</u>	(五) 要介護 5	<u>544単位</u>
(3) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合		(3) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>428単位</u>	(一) 要介護 1	<u>426単位</u>
(二) 要介護 2	<u>503単位</u>	(二) 要介護 2	<u>500単位</u>
(三) 要介護 3	<u>576単位</u>	(三) 要介護 3	<u>573単位</u>
(四) 要介護 4	<u>669単位</u>	(四) 要介護 4	<u>666単位</u>
(五) 要介護 5	<u>763単位</u>	(五) 要介護 5	<u>759単位</u>
(4) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合		(4) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>482単位</u>	(一) 要介護 1	<u>480単位</u>
(二) 要介護 2	<u>566単位</u>	(二) 要介護 2	<u>563単位</u>
(三) 要介護 3	<u>648単位</u>	(三) 要介護 3	<u>645単位</u>

(四) 要介護 4	<u>753単位</u>
(五) 要介護 5	<u>857単位</u>
(5) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>540単位</u>
(二) 要介護 2	<u>646単位</u>
(三) 要介護 3	<u>750単位</u>
(四) 要介護 4	<u>874単位</u>
(五) 要介護 5	<u>996単位</u>
(6) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>629単位</u>
(二) 要介護 2	<u>754単位</u>
(三) 要介護 3	<u>874単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,019単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,161単位</u>
(7) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>667単位</u>
(二) 要介護 2	<u>797単位</u>
(三) 要介護 3	<u>927単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,080単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,231単位</u>

注 1～20 (略)

ニ～ヘ (略)

ト 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(1) イからホまでにより算

(四) 要介護 4	<u>749単位</u>
(五) 要介護 5	<u>853単位</u>
(5) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>537単位</u>
(二) 要介護 2	<u>643単位</u>
(三) 要介護 3	<u>746単位</u>
(四) 要介護 4	<u>870単位</u>
(五) 要介護 5	<u>991単位</u>
(6) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>626単位</u>
(二) 要介護 2	<u>750単位</u>
(三) 要介護 3	<u>870単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,014単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,155単位</u>
(7) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>664単位</u>
(二) 要介護 2	<u>793単位</u>
(三) 要介護 3	<u>922単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,075単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,225単位</u>

注 1～20 (略)

ニ～ヘ (略)

(新設)

定した単位数の1000分の20に相当する単位数
(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからホまでにより算
定した単位数の1000分の17に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

○ 通所リハビリテーション費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のい
ずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲
げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要す
る費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定
見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該
計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改
善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金
改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であ
ること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算
定見込額が少額であることその他の理由により、当
該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと

○
(二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の
賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員
(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善
に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること

○
(三) 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)
の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職
員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平
均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の
職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介

護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。

(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 指定通所リハビリテーション事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること

。

(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) 当該指定通所リハビリテーション事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) 通所リハビリテーション費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イを算定していること。

(6) 通所リハビリテーション費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び

(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

8 短期入所生活介護費（1日につき）

イ 短期入所生活介護費

(1) 単独型短期入所生活介護費

(一) 単独型短期入所生活介護費(I)

a 要介護1	627単位
b 要介護2	695単位
c 要介護3	765単位
d 要介護4	833単位
e 要介護5	900単位

(二) 単独型短期入所生活介護費(II)

a 要介護1	627単位
b 要介護2	695単位
c 要介護3	765単位
d 要介護4	833単位
e 要介護5	900単位

(2) 併設型短期入所生活介護費

(一) 併設型短期入所生活介護費(I)

a 要介護1	586単位
b 要介護2	654単位
c 要介護3	724単位
d 要介護4	792単位
e 要介護5	859単位

(二) 併設型短期入所生活介護費(II)

a 要介護1	586単位
b 要介護2	654単位
c 要介護3	724単位
d 要介護4	792単位
e 要介護5	859単位

ロ ユニット型短期入所生活介護費

8 短期入所生活介護費（1日につき）

イ 短期入所生活介護費

(1) 単独型短期入所生活介護費

(一) 単独型短期入所生活介護費(I)

a 要介護1	625単位
b 要介護2	693単位
c 要介護3	763単位
d 要介護4	831単位
e 要介護5	897単位

(二) 単独型短期入所生活介護費(II)

a 要介護1	625単位
b 要介護2	693単位
c 要介護3	763単位
d 要介護4	831単位
e 要介護5	897単位

(2) 併設型短期入所生活介護費

(一) 併設型短期入所生活介護費(I)

a 要介護1	584単位
b 要介護2	652単位
c 要介護3	722単位
d 要介護4	790単位
e 要介護5	856単位

(二) 併設型短期入所生活介護費(II)

a 要介護1	584単位
b 要介護2	652単位
c 要介護3	722単位
d 要介護4	790単位
e 要介護5	856単位

ロ ユニット型短期入所生活介護費

(1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費

(一) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(I)

a 要介護 1	<u>725単位</u>
b 要介護 2	<u>792単位</u>
c 要介護 3	<u>866単位</u>
d 要介護 4	<u>933単位</u>
e 要介護 5	<u>1,000単位</u>

(二) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(II)

a 要介護 1	<u>725単位</u>
b 要介護 2	<u>792単位</u>
c 要介護 3	<u>866単位</u>
d 要介護 4	<u>933単位</u>
e 要介護 5	<u>1,000単位</u>

(2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費

(一) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(I)

a 要介護 1	<u>684単位</u>
b 要介護 2	<u>751単位</u>
c 要介護 3	<u>824単位</u>
d 要介護 4	<u>892単位</u>
e 要介護 5	<u>959単位</u>

(二) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(II)

a 要介護 1	<u>684単位</u>
b 要介護 2	<u>751単位</u>
c 要介護 3	<u>824単位</u>
d 要介護 4	<u>892単位</u>
e 要介護 5	<u>959単位</u>

注 1～18 (略)

ハ～ト (略)

チ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届

(1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費

(一) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(I)

a 要介護 1	<u>723単位</u>
b 要介護 2	<u>790単位</u>
c 要介護 3	<u>863単位</u>
d 要介護 4	<u>930単位</u>
e 要介護 5	<u>997単位</u>

(二) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(II)

a 要介護 1	<u>723単位</u>
b 要介護 2	<u>790単位</u>
c 要介護 3	<u>863単位</u>
d 要介護 4	<u>930単位</u>
e 要介護 5	<u>997単位</u>

(2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費

(一) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(I)

a 要介護 1	<u>682単位</u>
b 要介護 2	<u>749単位</u>
c 要介護 3	<u>822単位</u>
d 要介護 4	<u>889単位</u>
e 要介護 5	<u>956単位</u>

(二) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(II)

a 要介護 1	<u>682単位</u>
b 要介護 2	<u>749単位</u>
c 要介護 3	<u>822単位</u>
d 要介護 4	<u>889単位</u>
e 要介護 5	<u>956単位</u>

注 1～18 (略)

ハ～ト (略)

(新設)

け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからへまでにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからへまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

○ 短期入所生活介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げるいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと

(二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること

- 。—
- (三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。
- (四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。
- (2) 指定短期入所生活介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。
- (3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。
- (4) 当該指定短期入所生活介護事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 短期入所生活介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イを算定していること。
- (6) 短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。
- (7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当

該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費

(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)

a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	<u>755単位</u>
ii 要介護 2	<u>801単位</u>
iii 要介護 3	<u>862単位</u>
iv 要介護 4	<u>914単位</u>
v 要介護 5	<u>965単位</u>

b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	<u>797単位</u>
ii 要介護 2	<u>868単位</u>
iii 要介護 3	<u>930単位</u>
iv 要介護 4	<u>986単位</u>
v 要介護 5	<u>1,041単位</u>

c 介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)

i 要介護 1	<u>829単位</u>
ii 要介護 2	<u>877単位</u>
iii 要介護 3	<u>938単位</u>
iv 要介護 4	<u>989単位</u>
v 要介護 5	<u>1,042単位</u>

d 介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)

i 要介護 1	<u>876単位</u>
---------	--------------

9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費

(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)

a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	<u>753単位</u>
ii 要介護 2	<u>798単位</u>
iii 要介護 3	<u>859単位</u>
iv 要介護 4	<u>911単位</u>
v 要介護 5	<u>962単位</u>

b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	<u>794単位</u>
ii 要介護 2	<u>865単位</u>
iii 要介護 3	<u>927単位</u>
iv 要介護 4	<u>983単位</u>
v 要介護 5	<u>1,038単位</u>

c 介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)

i 要介護 1	<u>826単位</u>
ii 要介護 2	<u>874単位</u>
iii 要介護 3	<u>935単位</u>
iv 要介護 4	<u>986単位</u>
v 要介護 5	<u>1,039単位</u>

d 介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)

i 要介護 1	<u>873単位</u>
---------	--------------

ii	要介護 2	<u>950単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,012単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,068単位</u>
v	要介護 5	<u>1,124単位</u>
(二)	介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a	介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>781単位</u>
ii	要介護 2	<u>862単位</u>
iii	要介護 3	<u>975単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,051単位</u>
v	要介護 5	<u>1,126単位</u>
b	介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>858単位</u>
ii	要介護 2	<u>940単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,054単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,130単位</u>
v	要介護 5	<u>1,204単位</u>
(三)	介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>781単位</u>
ii	要介護 2	<u>856単位</u>
iii	要介護 3	<u>949単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,024単位</u>
v	要介護 5	<u>1,099単位</u>
b	介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>858単位</u>
ii	要介護 2	<u>934単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,027単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,102単位</u>
v	要介護 5	<u>1,177単位</u>
(四)	介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ)	

ii	要介護 2	<u>947単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,009単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,065単位</u>
v	要介護 5	<u>1,120単位</u>
(二)	介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a	介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>778単位</u>
ii	要介護 2	<u>859単位</u>
iii	要介護 3	<u>972単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,048単位</u>
v	要介護 5	<u>1,122単位</u>
b	介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>855単位</u>
ii	要介護 2	<u>937単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,051単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,126単位</u>
v	要介護 5	<u>1,200単位</u>
(三)	介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>778単位</u>
ii	要介護 2	<u>853単位</u>
iii	要介護 3	<u>946単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,021単位</u>
v	要介護 5	<u>1,095単位</u>
b	介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>855単位</u>
ii	要介護 2	<u>931単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,024単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,098単位</u>
v	要介護 5	<u>1,173単位</u>
(四)	介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ)	

a	介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>741単位</u>
ii	要介護 2	<u>785単位</u>
iii	要介護 3	<u>846単位</u>
iv	要介護 4	<u>897単位</u>
v	要介護 5	<u>947単位</u>
b	介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>813単位</u>
ii	要介護 2	<u>861単位</u>
iii	要介護 3	<u>920単位</u>
iv	要介護 4	<u>970単位</u>
v	要介護 5	<u>1,022単位</u>
(2)	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費	
(一)	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)	
a	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>835単位</u>
ii	要介護 2	<u>880単位</u>
iii	要介護 3	<u>942単位</u>
iv	要介護 4	<u>995単位</u>
v	要介護 5	<u>1,046単位</u>
b	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>880単位</u>
ii	要介護 2	<u>954単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,016単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,072単位</u>
v	要介護 5	<u>1,128単位</u>
c	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)	
i	要介護 1	<u>835単位</u>
ii	要介護 2	<u>880単位</u>
iii	要介護 3	<u>942単位</u>
iv	要介護 4	<u>995単位</u>

a	介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>739単位</u>
ii	要介護 2	<u>783単位</u>
iii	要介護 3	<u>843単位</u>
iv	要介護 4	<u>894単位</u>
v	要介護 5	<u>944単位</u>
b	介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>811単位</u>
ii	要介護 2	<u>858単位</u>
iii	要介護 3	<u>917単位</u>
iv	要介護 4	<u>967単位</u>
v	要介護 5	<u>1,019単位</u>
(2)	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費	
(一)	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)	
a	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>832単位</u>
ii	要介護 2	<u>877単位</u>
iii	要介護 3	<u>939単位</u>
iv	要介護 4	<u>992単位</u>
v	要介護 5	<u>1,043単位</u>
b	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>877単位</u>
ii	要介護 2	<u>951単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,013単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,069単位</u>
v	要介護 5	<u>1,124単位</u>
c	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)	
i	要介護 1	<u>832単位</u>
ii	要介護 2	<u>877単位</u>
iii	要介護 3	<u>939単位</u>
iv	要介護 4	<u>992単位</u>

v	要介護 5	<u>1,046単位</u>
d	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅳ)	
i	要介護 1	<u>880単位</u>
ii	要介護 2	<u>954単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,016単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,072単位</u>
v	要介護 5	<u>1,128単位</u>
(二)	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>943単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,024単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,138単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,214単位</u>
v	要介護 5	<u>1,288単位</u>
b	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ)	
i	要介護 1	<u>943単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,024単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,138単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,214単位</u>
v	要介護 5	<u>1,288単位</u>
(三)	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>943単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,018単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,112単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,187単位</u>
v	要介護 5	<u>1,261単位</u>
b	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ)	
i	要介護 1	<u>943単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,018単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,112単位</u>

v	要介護 5	<u>1,043単位</u>
d	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅳ)	
i	要介護 1	<u>877単位</u>
ii	要介護 2	<u>951単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,013単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,069単位</u>
v	要介護 5	<u>1,124単位</u>
(二)	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>940単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,021単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,134単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,210単位</u>
v	要介護 5	<u>1,284単位</u>
b	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ)	
i	要介護 1	<u>940単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,021単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,134単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,210単位</u>
v	要介護 5	<u>1,284単位</u>
(三)	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>940単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,015単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,108単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,183単位</u>
v	要介護 5	<u>1,257単位</u>
b	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ)	
i	要介護 1	<u>940単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,015単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,108単位</u>

iv 要介護 4	<u>1,187単位</u>
v 要介護 5	<u>1,261単位</u>
(四) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	<u>818単位</u>
ii 要介護 2	<u>864単位</u>
iii 要介護 3	<u>924単位</u>
iv 要介護 4	<u>976単位</u>
v 要介護 5	<u>1,026単位</u>
b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	<u>818単位</u>
ii 要介護 2	<u>864単位</u>
iii 要介護 3	<u>924単位</u>
iv 要介護 4	<u>976単位</u>
v 要介護 5	<u>1,026単位</u>
(3) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費	
(一) 3時間以上4時間未満	<u>656単位</u>
(二) 4時間以上6時間未満	<u>908単位</u>
(三) 6時間以上8時間未満	<u>1,261単位</u>

注 1～18 (略)

(4)・(5) (略)

(6) 緊急時施設療養費

利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。

(一) 緊急時治療管理(1日につき) 518単位

注 1・2 (略)

(二) (略)

(7)・(8) (略)

(9) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員

iv 要介護 4	<u>1,183単位</u>
v 要介護 5	<u>1,257単位</u>
(四) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	<u>816単位</u>
ii 要介護 2	<u>861単位</u>
iii 要介護 3	<u>921単位</u>
iv 要介護 4	<u>973単位</u>
v 要介護 5	<u>1,023単位</u>
b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	<u>816単位</u>
ii 要介護 2	<u>861単位</u>
iii 要介護 3	<u>921単位</u>
iv 要介護 4	<u>973単位</u>
v 要介護 5	<u>1,023単位</u>
(3) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費	
(一) 3時間以上4時間未満	<u>654単位</u>
(二) 4時間以上6時間未満	<u>905単位</u>
(三) 6時間以上8時間未満	<u>1,257単位</u>

注 1～18 (略)

(4)・(5) (略)

(6) 緊急時施設療養費

利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。

(一) 緊急時治療管理(1日につき) 511単位

注 1・2 (略)

(二) (略)

(7)・(8) (略)

(新設)

等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

○ 短期入所療養介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと

(二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善

に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること

〇
(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）

の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。

(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 指定短期入所療養介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) 当該指定短期入所療養介護事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) 短期入所療養介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イを算定していること。

(6) 短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関

するものを除く。以下この号において同じ。) 及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 病院療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)

(一) 病院療養病床短期入所療養介護費(I)

a 病院療養病床短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	693単位
ii 要介護 2	796単位
iii 要介護 3	1,020単位
iv 要介護 4	1,115単位
v 要介護 5	1,201単位

b 病院療養病床短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	721単位
ii 要介護 2	830単位
iii 要介護 3	1,063単位
iv 要介護 4	1,163単位
v 要介護 5	1,252単位

c 病院療養病床短期入所療養介護費(iii)

i 要介護 1	711単位
ii 要介護 2	818単位
iii 要介護 3	1,048単位
iv 要介護 4	1,146単位
v 要介護 5	1,234単位

d 病院療養病床短期入所療養介護費(iv)

i 要介護 1	797単位
---------	-------

ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 病院療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)

(一) 病院療養病床短期入所療養介護費(I)

a 病院療養病床短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	691単位
ii 要介護 2	794単位
iii 要介護 3	1,017単位
iv 要介護 4	1,112単位
v 要介護 5	1,197単位

b 病院療養病床短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	719単位
ii 要介護 2	827単位
iii 要介護 3	1,060単位
iv 要介護 4	1,159単位
v 要介護 5	1,248単位

c 病院療養病床短期入所療養介護費(iii)

i 要介護 1	709単位
ii 要介護 2	815単位
iii 要介護 3	1,045単位
iv 要介護 4	1,142単位
v 要介護 5	1,230単位

d 病院療養病床短期入所療養介護費(iv)

i 要介護 1	795単位
---------	-------

ii	要介護 2	<u>901単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,124単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,220単位</u>
v	要介護 5	<u>1,305単位</u>
e	病院療養病床短期入所療養介護費(v)	
i	要介護 1	<u>831単位</u>
ii	要介護 2	<u>939単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,173単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,272単位</u>
v	要介護 5	<u>1,361単位</u>
f	病院療養病床短期入所療養介護費(vi)	
i	要介護 1	<u>819単位</u>
ii	要介護 2	<u>926単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,156単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,253単位</u>
v	要介護 5	<u>1,341単位</u>
(二)	病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a	病院療養病床短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>638単位</u>
ii	要介護 2	<u>741単位</u>
iii	要介護 3	<u>894単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,040単位</u>
v	要介護 5	<u>1,080単位</u>
b	病院療養病床短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>653単位</u>
ii	要介護 2	<u>759単位</u>
iii	要介護 3	<u>915単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,065単位</u>
v	要介護 5	<u>1,106単位</u>
c	病院療養病床短期入所療養介護費(iii)	
i	要介護 1	<u>743単位</u>

ii	要介護 2	<u>898単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,121単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,216単位</u>
v	要介護 5	<u>1,301単位</u>
e	病院療養病床短期入所療養介護費(v)	
i	要介護 1	<u>828単位</u>
ii	要介護 2	<u>936単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,169単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,268単位</u>
v	要介護 5	<u>1,357単位</u>
f	病院療養病床短期入所療養介護費(vi)	
i	要介護 1	<u>816単位</u>
ii	要介護 2	<u>923単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,152単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,249単位</u>
v	要介護 5	<u>1,337単位</u>
(二)	病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a	病院療養病床短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>636単位</u>
ii	要介護 2	<u>739単位</u>
iii	要介護 3	<u>891単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,037単位</u>
v	要介護 5	<u>1,077単位</u>
b	病院療養病床短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>651単位</u>
ii	要介護 2	<u>757単位</u>
iii	要介護 3	<u>912単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,062単位</u>
v	要介護 5	<u>1,103単位</u>
c	病院療養病床短期入所療養介護費(iii)	
i	要介護 1	<u>741単位</u>

ii	要介護 2	<u>847単位</u>
iii	要介護 3	<u>998単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,146単位</u>
v	要介護 5	<u>1,185単位</u>
d	病院療養病床短期入所療養介護費(iv)	
i	要介護 1	<u>761単位</u>
ii	要介護 2	<u>867単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,022単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,173単位</u>
v	要介護 5	<u>1,213単位</u>
(三)	病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	病院療養病床短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>616単位</u>
ii	要介護 2	<u>722単位</u>
iii	要介護 3	<u>866単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,015単位</u>
v	要介護 5	<u>1,054単位</u>
b	病院療養病床短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>722単位</u>
ii	要介護 2	<u>828単位</u>
iii	要介護 3	<u>972単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,121単位</u>
v	要介護 5	<u>1,161単位</u>
(2)	病院療養病床経過型短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一)	病院療養病床経過型短期入所療養介護費(I)	
a	病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>702単位</u>
ii	要介護 2	<u>806単位</u>
iii	要介護 3	<u>950単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,036単位</u>
v	要介護 5	<u>1,123単位</u>

ii	要介護 2	<u>844単位</u>
iii	要介護 3	<u>995単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,142単位</u>
v	要介護 5	<u>1,181単位</u>
d	病院療養病床短期入所療養介護費(iv)	
i	要介護 1	<u>759単位</u>
ii	要介護 2	<u>864単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,019単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,169単位</u>
v	要介護 5	<u>1,209単位</u>
(三)	病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	病院療養病床短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>614単位</u>
ii	要介護 2	<u>720単位</u>
iii	要介護 3	<u>863単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,012単位</u>
v	要介護 5	<u>1,051単位</u>
b	病院療養病床短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>720単位</u>
ii	要介護 2	<u>825単位</u>
iii	要介護 3	<u>969単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,118単位</u>
v	要介護 5	<u>1,157単位</u>
(2)	病院療養病床経過型短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一)	病院療養病床経過型短期入所療養介護費(I)	
a	病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>700単位</u>
ii	要介護 2	<u>804単位</u>
iii	要介護 3	<u>947単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,033単位</u>
v	要介護 5	<u>1,120単位</u>

b	病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>807単位</u>
ii	要介護 2	<u>913単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,055単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,143単位</u>
v	要介護 5	<u>1,229単位</u>
(二)	病院療養病床経過型短期入所療養介護費(II)	
a	病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>702単位</u>
ii	要介護 2	<u>806単位</u>
iii	要介護 3	<u>910単位</u>
iv	要介護 4	<u>997単位</u>
v	要介護 5	<u>1,083単位</u>
b	病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>807単位</u>
ii	要介護 2	<u>913単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,015単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,101単位</u>
v	要介護 5	<u>1,190単位</u>
(3)	ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費（1日につき）	
(一)	ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(I)	
a	要介護 1	<u>820単位</u>
b	要介護 2	<u>923単位</u>
c	要介護 3	<u>1,147単位</u>
d	要介護 4	<u>1,242単位</u>
e	要介護 5	<u>1,327単位</u>
(二)	ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(II)	
a	要介護 1	<u>848単位</u>
b	要介護 2	<u>956単位</u>
c	要介護 3	<u>1,190単位</u>

b	病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>805単位</u>
ii	要介護 2	<u>910単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,052単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,139単位</u>
v	要介護 5	<u>1,225単位</u>
(二)	病院療養病床経過型短期入所療養介護費(II)	
a	病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>700単位</u>
ii	要介護 2	<u>804単位</u>
iii	要介護 3	<u>907単位</u>
iv	要介護 4	<u>994単位</u>
v	要介護 5	<u>1,080単位</u>
b	病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>805単位</u>
ii	要介護 2	<u>910単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,012単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,098単位</u>
v	要介護 5	<u>1,186単位</u>
(3)	ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費（1日につき）	
(一)	ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(I)	
a	要介護 1	<u>817単位</u>
b	要介護 2	<u>920単位</u>
c	要介護 3	<u>1,143単位</u>
d	要介護 4	<u>1,238単位</u>
e	要介護 5	<u>1,323単位</u>
(二)	ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(II)	
a	要介護 1	<u>845単位</u>
b	要介護 2	<u>953単位</u>
c	要介護 3	<u>1,186単位</u>

d 要介護 4	<u>1,289単位</u>
e 要介護 5	<u>1,378単位</u>
(三) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a 要介護 1	<u>838単位</u>
b 要介護 2	<u>944単位</u>
c 要介護 3	<u>1,175単位</u>
d 要介護 4	<u>1,272単位</u>
e 要介護 5	<u>1,360単位</u>
(四) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a 要介護 1	<u>820単位</u>
b 要介護 2	<u>923単位</u>
c 要介護 3	<u>1,147単位</u>
d 要介護 4	<u>1,242単位</u>
e 要介護 5	<u>1,327単位</u>
(五) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅴ)	
a 要介護 1	<u>848単位</u>
b 要介護 2	<u>956単位</u>
c 要介護 3	<u>1,190単位</u>
d 要介護 4	<u>1,289単位</u>
e 要介護 5	<u>1,378単位</u>
(六) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅵ)	
a 要介護 1	<u>838単位</u>
b 要介護 2	<u>944単位</u>
c 要介護 3	<u>1,175単位</u>
d 要介護 4	<u>1,272単位</u>
e 要介護 5	<u>1,360単位</u>
(4) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(1日につき)	
(一) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(I)	
a 要介護 1	<u>820単位</u>
b 要介護 2	<u>923単位</u>

d 要介護 4	<u>1,285単位</u>
e 要介護 5	<u>1,374単位</u>
(三) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a 要介護 1	<u>835単位</u>
b 要介護 2	<u>941単位</u>
c 要介護 3	<u>1,171単位</u>
d 要介護 4	<u>1,268単位</u>
e 要介護 5	<u>1,356単位</u>
(四) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a 要介護 1	<u>817単位</u>
b 要介護 2	<u>920単位</u>
c 要介護 3	<u>1,143単位</u>
d 要介護 4	<u>1,238単位</u>
e 要介護 5	<u>1,323単位</u>
(五) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅴ)	
a 要介護 1	<u>845単位</u>
b 要介護 2	<u>953単位</u>
c 要介護 3	<u>1,186単位</u>
d 要介護 4	<u>1,285単位</u>
e 要介護 5	<u>1,374単位</u>
(六) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅵ)	
a 要介護 1	<u>835単位</u>
b 要介護 2	<u>941単位</u>
c 要介護 3	<u>1,171単位</u>
d 要介護 4	<u>1,268単位</u>
e 要介護 5	<u>1,356単位</u>
(4) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(1日につき)	
(一) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(I)	
a 要介護 1	<u>817単位</u>
b 要介護 2	<u>920単位</u>

c 要介護 3	<u>1,059単位</u>
d 要介護 4	<u>1,145単位</u>
e 要介護 5	<u>1,230単位</u>
(二) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a 要介護 1	<u>820単位</u>
b 要介護 2	<u>923単位</u>
c 要介護 3	<u>1,059単位</u>
d 要介護 4	<u>1,145単位</u>
e 要介護 5	<u>1,230単位</u>
(5) 特定病院療養病床短期入所療養介護費	
(一) 3 時間以上 4 時間未満	<u>656単位</u>
(二) 4 時間以上 6 時間未満	<u>908単位</u>
(三) 6 時間以上 8 時間未満	<u>1,261単位</u>

注 1 ～ 13 (略)

(6)・(7) (略)

(8) 特定診療費

注 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等及び単位数の内容は次のとおり。

1 ～ 3 (略)	
4 重度療養管理 (1 日につき)	<u>125単位</u>
注 (略)	
5 ～ 17 (略)	

(9)・(10) (略)

(11) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員

c 要介護 3	<u>1,056単位</u>
d 要介護 4	<u>1,141単位</u>
e 要介護 5	<u>1,226単位</u>
(二) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a 要介護 1	<u>817単位</u>
b 要介護 2	<u>920単位</u>
c 要介護 3	<u>1,056単位</u>
d 要介護 4	<u>1,141単位</u>
e 要介護 5	<u>1,226単位</u>
(5) 特定病院療養病床短期入所療養介護費	
(一) 3 時間以上 4 時間未満	<u>654単位</u>
(二) 4 時間以上 6 時間未満	<u>905単位</u>
(三) 6 時間以上 8 時間未満	<u>1,257単位</u>

注 1 ～ 13 (略)

(6)・(7) (略)

(8) 特定診療費

注 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

(9)・(10) (略)

(新設)

等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

○ 短期入所療養介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと

(二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善

に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること

○
(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）
の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職
員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平
均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の
職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介
護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合は
この限りでないこと。

(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額
が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 指定短期入所療養介護事業所において、賃金改善に
関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法そ
の他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載し
た介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職
員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃
金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により
事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るため
に当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改
善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その
内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) 当該指定短期入所療養介護事業所において、事業年
度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を都道府県知
事に報告すること。

(5) 短期入所療養介護費におけるサービス提供体制強化
加算(Ⅰ)イを算定していること。

(6) 短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算
(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月
までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関

するものを除く。以下この号において同じ。)及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ 診療所における短期入所療養介護費

(1) 診療所短期入所療養介護費（１日につき）

（一）診療所短期入所療養介護費(I)

a 診療所短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	<u>675単位</u>
ii 要介護 2	<u>724単位</u>
iii 要介護 3	<u>772単位</u>
iv 要介護 4	<u>821単位</u>
v 要介護 5	<u>870単位</u>

b 診療所短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	<u>702単位</u>
ii 要介護 2	<u>754単位</u>
iii 要介護 3	<u>804単位</u>
iv 要介護 4	<u>855単位</u>
v 要介護 5	<u>906単位</u>

c 診療所短期入所療養介護費(iii)

i 要介護 1	<u>693単位</u>
ii 要介護 2	<u>743単位</u>
iii 要介護 3	<u>793単位</u>
iv 要介護 4	<u>843単位</u>
v 要介護 5	<u>893単位</u>

d 診療所短期入所療養介護費(iv)

i 要介護 1	<u>779単位</u>
---------	--------------

ハ 診療所における短期入所療養介護費

(1) 診療所短期入所療養介護費（１日につき）

（一）診療所短期入所療養介護費(I)

a 診療所短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	<u>673単位</u>
ii 要介護 2	<u>722単位</u>
iii 要介護 3	<u>770単位</u>
iv 要介護 4	<u>818単位</u>
v 要介護 5	<u>867単位</u>

b 診療所短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	<u>700単位</u>
ii 要介護 2	<u>752単位</u>
iii 要介護 3	<u>802単位</u>
iv 要介護 4	<u>852単位</u>
v 要介護 5	<u>903単位</u>

c 診療所短期入所療養介護費(iii)

i 要介護 1	<u>691単位</u>
ii 要介護 2	<u>741単位</u>
iii 要介護 3	<u>791単位</u>
iv 要介護 4	<u>840単位</u>
v 要介護 5	<u>890単位</u>

d 診療所短期入所療養介護費(iv)

i 要介護 1	<u>777単位</u>
---------	--------------

ii	要介護 2	<u>828単位</u>
iii	要介護 3	<u>878単位</u>
iv	要介護 4	<u>925単位</u>
v	要介護 5	<u>974単位</u>
e	診療所短期入所療養介護費(v)	
i	要介護 1	<u>811単位</u>
ii	要介護 2	<u>863単位</u>
iii	要介護 3	<u>914単位</u>
iv	要介護 4	<u>964単位</u>
v	要介護 5	<u>1,015単位</u>
f	診療所短期入所療養介護費(vi)	
i	要介護 1	<u>800単位</u>
ii	要介護 2	<u>851単位</u>
iii	要介護 3	<u>901単位</u>
iv	要介護 4	<u>950単位</u>
v	要介護 5	<u>1,001単位</u>
(二)	診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a	診療所短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>598単位</u>
ii	要介護 2	<u>642単位</u>
iii	要介護 3	<u>685単位</u>
iv	要介護 4	<u>730単位</u>
v	要介護 5	<u>773単位</u>
b	診療所短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>704単位</u>
ii	要介護 2	<u>747単位</u>
iii	要介護 3	<u>791単位</u>
iv	要介護 4	<u>835単位</u>
v	要介護 5	<u>879単位</u>
(2)	ユニット型診療所短期入所療養介護費(1日につき)	
(一)	ユニット型診療所短期入所療養介護費(I)	

ii	要介護 2	<u>825単位</u>
iii	要介護 3	<u>875単位</u>
iv	要介護 4	<u>922単位</u>
v	要介護 5	<u>971単位</u>
e	診療所短期入所療養介護費(v)	
i	要介護 1	<u>809単位</u>
ii	要介護 2	<u>860単位</u>
iii	要介護 3	<u>911単位</u>
iv	要介護 4	<u>961単位</u>
v	要介護 5	<u>1,012単位</u>
f	診療所短期入所療養介護費(vi)	
i	要介護 1	<u>798単位</u>
ii	要介護 2	<u>848単位</u>
iii	要介護 3	<u>898単位</u>
iv	要介護 4	<u>947単位</u>
v	要介護 5	<u>998単位</u>
(二)	診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a	診療所短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>596単位</u>
ii	要介護 2	<u>640単位</u>
iii	要介護 3	<u>683単位</u>
iv	要介護 4	<u>728単位</u>
v	要介護 5	<u>771単位</u>
b	診療所短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>702単位</u>
ii	要介護 2	<u>745単位</u>
iii	要介護 3	<u>789単位</u>
iv	要介護 4	<u>832単位</u>
v	要介護 5	<u>876単位</u>
(2)	ユニット型診療所短期入所療養介護費(1日につき)	
(一)	ユニット型診療所短期入所療養介護費(I)	

a	要介護 1	<u>800単位</u>
b	要介護 2	<u>850単位</u>
c	要介護 3	<u>898単位</u>
d	要介護 4	<u>946単位</u>
e	要介護 5	<u>995単位</u>
(二)	ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a	要介護 1	<u>828単位</u>
b	要介護 2	<u>880単位</u>
c	要介護 3	<u>930単位</u>
d	要介護 4	<u>980単位</u>
e	要介護 5	<u>1,031単位</u>
(三)	ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	要介護 1	<u>818単位</u>
b	要介護 2	<u>869単位</u>
c	要介護 3	<u>919単位</u>
d	要介護 4	<u>968単位</u>
e	要介護 5	<u>1,018単位</u>
(四)	ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a	要介護 1	<u>800単位</u>
b	要介護 2	<u>850単位</u>
c	要介護 3	<u>898単位</u>
d	要介護 4	<u>946単位</u>
e	要介護 5	<u>995単位</u>
(五)	ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅴ)	
a	要介護 1	<u>828単位</u>
b	要介護 2	<u>880単位</u>
c	要介護 3	<u>930単位</u>
d	要介護 4	<u>980単位</u>
e	要介護 5	<u>1,031単位</u>
(六)	ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅵ)	
a	要介護 1	<u>818単位</u>

a	要介護 1	<u>798単位</u>
b	要介護 2	<u>847単位</u>
c	要介護 3	<u>895単位</u>
d	要介護 4	<u>943単位</u>
e	要介護 5	<u>992単位</u>
(二)	ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a	要介護 1	<u>825単位</u>
b	要介護 2	<u>877単位</u>
c	要介護 3	<u>927単位</u>
d	要介護 4	<u>977単位</u>
e	要介護 5	<u>1,028単位</u>
(三)	ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	要介護 1	<u>816単位</u>
b	要介護 2	<u>866単位</u>
c	要介護 3	<u>916単位</u>
d	要介護 4	<u>965単位</u>
e	要介護 5	<u>1,015単位</u>
(四)	ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a	要介護 1	<u>798単位</u>
b	要介護 2	<u>847単位</u>
c	要介護 3	<u>895単位</u>
d	要介護 4	<u>943単位</u>
e	要介護 5	<u>992単位</u>
(五)	ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅴ)	
a	要介護 1	<u>825単位</u>
b	要介護 2	<u>877単位</u>
c	要介護 3	<u>927単位</u>
d	要介護 4	<u>977単位</u>
e	要介護 5	<u>1,028単位</u>
(六)	ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅵ)	
a	要介護 1	<u>816単位</u>

b 要介護 2	<u>869単位</u>
c 要介護 3	<u>919単位</u>
d 要介護 4	<u>968単位</u>
e 要介護 5	<u>1,018単位</u>
(3) 特定診療所短期入所療養介護費	
(一) 3 時間以上 4 時間未満	<u>656単位</u>
(二) 4 時間以上 6 時間未満	<u>908単位</u>
(三) 6 時間以上 8 時間未満	<u>1,261単位</u>
注 1 ～12 (略)	
(4)・(5) (略)	
(6) 特定診療費	
注 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。	
※ 別に厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等及び単位数の内容は次のとおり。 1 ～ 3 (略) 4 重度療養管理 (1 日につき) <u>125単位</u> 注 (略) 5 ～17 (略)	
(7)・(8) (略)	
(9) 介護職員等特定処遇改善加算	
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合	

b 要介護 2	<u>866単位</u>
c 要介護 3	<u>916単位</u>
d 要介護 4	<u>965単位</u>
e 要介護 5	<u>1,015単位</u>
(3) 特定診療所短期入所療養介護費	
(一) 3 時間以上 4 時間未満	<u>654単位</u>
(二) 4 時間以上 6 時間未満	<u>905単位</u>
(三) 6 時間以上 8 時間未満	<u>1,257単位</u>
注 1 ～12 (略)	
(4)・(5) (略)	
(6) 特定診療費	
注 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。	
(7)・(8) (略)	
(新設)	

においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

○ 短期入所療養介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと

(二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること

(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平

均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。

(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 指定短期入所療養介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) 当該指定短期入所療養介護事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) 短期入所療養介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イを算定していること。

(6) 短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び
(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費（１日につき）

(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)

a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	<u>1,020単位</u>
ii 要介護 2	<u>1,084単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,148単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,212単位</u>
v 要介護 5	<u>1,277単位</u>

b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	<u>1,125単位</u>
ii 要介護 2	<u>1,190単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,253単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,319単位</u>
v 要介護 5	<u>1,382単位</u>

(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)

a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	<u>965単位</u>
ii 要介護 2	<u>1,032単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,100単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,167単位</u>
v 要介護 5	<u>1,233単位</u>

b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	<u>1,071単位</u>
ii 要介護 2	<u>1,138単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,204単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,274単位</u>

ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費（１日につき）

(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)

a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	<u>1,017単位</u>
ii 要介護 2	<u>1,081単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,145単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,209単位</u>
v 要介護 5	<u>1,273単位</u>

b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	<u>1,122単位</u>
ii 要介護 2	<u>1,187単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,250単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,315単位</u>
v 要介護 5	<u>1,378単位</u>

(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)

a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	<u>962単位</u>
ii 要介護 2	<u>1,029単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,097単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,164単位</u>
v 要介護 5	<u>1,230単位</u>

b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	<u>1,068単位</u>
ii 要介護 2	<u>1,135単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,201単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,270単位</u>

v 要介護 5	<u>1,340単位</u>
(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	<u>937単位</u>
ii 要介護 2	<u>1,003単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,068単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,133単位</u>
v 要介護 5	<u>1,198単位</u>
b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	<u>1,043単位</u>
ii 要介護 2	<u>1,108単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,174単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,239単位</u>
v 要介護 5	<u>1,304単位</u>
(四) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	<u>922単位</u>
ii 要介護 2	<u>986単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,050単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,114単位</u>
v 要介護 5	<u>1,178単位</u>
b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	<u>1,027単位</u>
ii 要介護 2	<u>1,092単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,155単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,220単位</u>
v 要介護 5	<u>1,284単位</u>
(五) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅴ)	
a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	<u>862単位</u>
ii 要介護 2	<u>927単位</u>

v 要介護 5	<u>1,336単位</u>
(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	<u>934単位</u>
ii 要介護 2	<u>1,000単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,065単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,130単位</u>
v 要介護 5	<u>1,195単位</u>
b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	<u>1,040単位</u>
ii 要介護 2	<u>1,105単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,171単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,236単位</u>
v 要介護 5	<u>1,300単位</u>
(四) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	<u>919単位</u>
ii 要介護 2	<u>983単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,047単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,111単位</u>
v 要介護 5	<u>1,175単位</u>
b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	<u>1,024単位</u>
ii 要介護 2	<u>1,089単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,152単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,217単位</u>
v 要介護 5	<u>1,280単位</u>
(五) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅴ)	
a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	<u>860単位</u>
ii 要介護 2	<u>924単位</u>

iii	要介護 3	<u>991単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,055単位</u>
v	要介護 5	<u>1,119単位</u>
b	認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>969単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,032単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,097単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,161単位</u>
v	要介護 5	<u>1,224単位</u>
(2)	認知症疾患型経過型短期入所療養介護費（1日につき）	
(一)	認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(I)	
a	要介護 1	<u>769単位</u>
b	要介護 2	<u>832単位</u>
c	要介護 3	<u>897単位</u>
d	要介護 4	<u>962単位</u>
e	要介護 5	<u>1,026単位</u>
(二)	認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(II)	
a	要介護 1	<u>875単位</u>
b	要介護 2	<u>939単位</u>
c	要介護 3	<u>1,003単位</u>
d	要介護 4	<u>1,068単位</u>
e	要介護 5	<u>1,131単位</u>
(3)	ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費（1日につき）	
(一)	ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(I)	
a	ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>1,146単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,210単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,275単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,339単位</u>
v	要介護 5	<u>1,403単位</u>

iii	要介護 3	<u>988単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,052単位</u>
v	要介護 5	<u>1,116単位</u>
b	認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>966単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,029単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,094単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,158単位</u>
v	要介護 5	<u>1,221単位</u>
(2)	認知症疾患型経過型短期入所療養介護費（1日につき）	
(一)	認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(I)	
a	要介護 1	<u>767単位</u>
b	要介護 2	<u>830単位</u>
c	要介護 3	<u>895単位</u>
d	要介護 4	<u>959単位</u>
e	要介護 5	<u>1,023単位</u>
(二)	認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(II)	
a	要介護 1	<u>873単位</u>
b	要介護 2	<u>936単位</u>
c	要介護 3	<u>1,000単位</u>
d	要介護 4	<u>1,065単位</u>
e	要介護 5	<u>1,128単位</u>
(3)	ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費（1日につき）	
(一)	ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(I)	
a	ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>1,143単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,207単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,271単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,335単位</u>
v	要介護 5	<u>1,399単位</u>

b	ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)	
i	要介護 1	<u>1,146単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,210単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,275単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,339単位</u>
v	要介護 5	<u>1,403単位</u>
(二)	ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a	ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>1,091単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,158単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,226単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,294単位</u>
v	要介護 5	<u>1,360単位</u>
b	ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)	
i	要介護 1	<u>1,091単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,158単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,226単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,294単位</u>
v	要介護 5	<u>1,360単位</u>
(4)	特定認知症疾患型短期入所療養介護費	
(一)	3 時間以上 4 時間未満	<u>656単位</u>
(二)	4 時間以上 6 時間未満	<u>907単位</u>
(三)	6 時間以上 8 時間未満	<u>1,260単位</u>
注 1 ～ 8	(略)	
(5)	(略)	
(6)	特定診療費	
注	利用者に対して、精神科専門療法等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。	

b	ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)	
i	要介護 1	<u>1,143単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,207単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,271単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,335単位</u>
v	要介護 5	<u>1,399単位</u>
(二)	ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a	ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>1,088単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,155単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,223単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,290単位</u>
v	要介護 5	<u>1,356単位</u>
b	ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)	
i	要介護 1	<u>1,088単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,155単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,223単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,290単位</u>
v	要介護 5	<u>1,356単位</u>
(4)	特定認知症疾患型短期入所療養介護費	
(一)	3 時間以上 4 時間未満	<u>654単位</u>
(二)	4 時間以上 6 時間未満	<u>905単位</u>
(三)	6 時間以上 8 時間未満	<u>1,257単位</u>
注 1 ～ 8	(略)	
(5)	(略)	
(6)	特定診療費	
注	利用者に対して、精神科専門療法等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。	

※ 別に厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等及び単位数の内容は次のとおり。

1～3 (略)

4 重度療養管理（1日につき） 125単位

注 (略)

5～17 (略)

(7)・(8) (略)

(9) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

○ 短期入所療養介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(7)・(8) (略)

(新設)

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと

。 (二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること

。 (三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。

(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 指定短期入所療養介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その

内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) 当該指定短期入所療養介護事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) 短期入所療養介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イを算定していること。

(6) 短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ホ 介護医療院における短期入所療養介護費

(1) I 型介護医療院短期入所療養介護費（1 日につき）

(一) I 型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ)

a I 型介護医療院短期入所療養介護費(ⅰ)

i 要介護 1 746単位

ii 要介護 2 855単位

iii 要介護 3 1,088単位

iv 要介護 4 1,188単位

v 要介護 5 1,277単位

b I 型介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)

i 要介護 1 856単位

ii 要介護 2 964単位

iii 要介護 3 1,198単位

ホ 介護医療院における短期入所療養介護費

(1) I 型介護医療院短期入所療養介護費（1 日につき）

(一) I 型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ)

a I 型介護医療院短期入所療養介護費(ⅰ)

i 要介護 1 744単位

ii 要介護 2 852単位

iii 要介護 3 1,085単位

iv 要介護 4 1,184単位

v 要介護 5 1,273単位

b I 型介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)

i 要介護 1 853単位

ii 要介護 2 961単位

iii 要介護 3 1,194単位

iv	要介護 4	<u>1,297単位</u>
v	要介護 5	<u>1,386単位</u>
(二)	I 型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a	I 型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>736単位</u>
ii	要介護 2	<u>843単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,073単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,171単位</u>
v	要介護 5	<u>1,259単位</u>
b	I 型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>844単位</u>
ii	要介護 2	<u>951単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,181単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,278単位</u>
v	要介護 5	<u>1,366単位</u>
(三)	I 型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	I 型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>720単位</u>
ii	要介護 2	<u>827単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,057単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,155単位</u>
v	要介護 5	<u>1,243単位</u>
b	I 型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>828単位</u>
ii	要介護 2	<u>935単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,165単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,262単位</u>
v	要介護 5	<u>1,350単位</u>
(2)	Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)	
(一)	Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(I)	
a	Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(i)	

iv	要介護 4	<u>1,293単位</u>
v	要介護 5	<u>1,382単位</u>
(二)	I 型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a	I 型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>734単位</u>
ii	要介護 2	<u>840単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,070単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,167単位</u>
v	要介護 5	<u>1,255単位</u>
b	I 型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>841単位</u>
ii	要介護 2	<u>948単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,177単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,274単位</u>
v	要介護 5	<u>1,362単位</u>
(三)	I 型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	I 型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>718単位</u>
ii	要介護 2	<u>824単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,054単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,151単位</u>
v	要介護 5	<u>1,239単位</u>
b	I 型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>825単位</u>
ii	要介護 2	<u>932単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,161単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,258単位</u>
v	要介護 5	<u>1,346単位</u>
(2)	Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)	
(一)	Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(I)	
a	Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(i)	

i	要介護 1	<u>701単位</u>
ii	要介護 2	<u>795単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,000単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,087単位</u>
v	要介護 5	<u>1,166単位</u>
b	Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>810単位</u>
ii	要介護 2	<u>905単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,109単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,197単位</u>
v	要介護 5	<u>1,275単位</u>
(二)	Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a	Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>685単位</u>
ii	要介護 2	<u>779単位</u>
iii	要介護 3	<u>984単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,071単位</u>
v	要介護 5	<u>1,150単位</u>
b	Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>794単位</u>
ii	要介護 2	<u>889単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,093単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,181単位</u>
v	要介護 5	<u>1,259単位</u>
(三)	Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>674単位</u>
ii	要介護 2	<u>768単位</u>
iii	要介護 3	<u>973単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,060単位</u>
v	要介護 5	<u>1,138単位</u>

i	要介護 1	<u>699単位</u>
ii	要介護 2	<u>793単位</u>
iii	要介護 3	<u>997単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,084単位</u>
v	要介護 5	<u>1,162単位</u>
b	Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>808単位</u>
ii	要介護 2	<u>902単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,106単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,193単位</u>
v	要介護 5	<u>1,271単位</u>
(二)	Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a	Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>683単位</u>
ii	要介護 2	<u>777単位</u>
iii	要介護 3	<u>981単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,068単位</u>
v	要介護 5	<u>1,146単位</u>
b	Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>792単位</u>
ii	要介護 2	<u>886単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,090単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,177単位</u>
v	要介護 5	<u>1,255単位</u>
(三)	Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>672単位</u>
ii	要介護 2	<u>766単位</u>
iii	要介護 3	<u>970単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,057単位</u>
v	要介護 5	<u>1,135単位</u>

b	Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)	
i	要介護 1	<u>783単位</u>
ii	要介護 2	<u>878単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,082単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,170単位</u>
v	要介護 5	<u>1,248単位</u>
(3)	特別介護医療院短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一)	I型特別介護医療院短期入所療養介護費	
a	I型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>687単位</u>
ii	要介護 2	<u>787単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,007単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,099単位</u>
v	要介護 5	<u>1,184単位</u>
b	I型特別介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)	
i	要介護 1	<u>788単位</u>
ii	要介護 2	<u>891単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,108単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,202単位</u>
v	要介護 5	<u>1,285単位</u>
(二)	Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費	
a	Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>642単位</u>
ii	要介護 2	<u>732単位</u>
iii	要介護 3	<u>927単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,010単位</u>
v	要介護 5	<u>1,084単位</u>
b	Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)	
i	要介護 1	<u>746単位</u>
ii	要介護 2	<u>837単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,031単位</u>

b	Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)	
i	要介護 1	<u>781単位</u>
ii	要介護 2	<u>875単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,079単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,166単位</u>
v	要介護 5	<u>1,244単位</u>
(3)	特別介護医療院短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一)	I型特別介護医療院短期入所療養介護費	
a	I型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>685単位</u>
ii	要介護 2	<u>785単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,004単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,096単位</u>
v	要介護 5	<u>1,180単位</u>
b	I型特別介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)	
i	要介護 1	<u>786単位</u>
ii	要介護 2	<u>888単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,105単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,198単位</u>
v	要介護 5	<u>1,281単位</u>
(二)	Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費	
a	Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>640単位</u>
ii	要介護 2	<u>730単位</u>
iii	要介護 3	<u>924単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,007単位</u>
v	要介護 5	<u>1,081単位</u>
b	Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)	
i	要介護 1	<u>744単位</u>
ii	要介護 2	<u>834単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,028単位</u>

iv	要介護 4	<u>1,113単位</u>
v	要介護 5	<u>1,188単位</u>
(4)	ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費（1 日につき）	
(一)	ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(I)	
a	ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>873単位</u>
ii	要介護 2	<u>981単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,215単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,314単位</u>
v	要介護 5	<u>1,403単位</u>
b	ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>873単位</u>
ii	要介護 2	<u>981単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,215単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,314単位</u>
v	要介護 5	<u>1,403単位</u>
(二)	ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(II)	
a	ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>863単位</u>
ii	要介護 2	<u>969単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,200単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,297単位</u>
v	要介護 5	<u>1,385単位</u>
b	ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>863単位</u>
ii	要介護 2	<u>969単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,200単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,297単位</u>
v	要介護 5	<u>1,385単位</u>
(5)	ユニット型 II 型介護医療院短期入所療養介護費（1 日につき）	

iv	要介護 4	<u>1,110単位</u>
v	要介護 5	<u>1,184単位</u>
(4)	ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費（1 日につき）	
(一)	ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(I)	
a	ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>870単位</u>
ii	要介護 2	<u>978単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,211単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,310単位</u>
v	要介護 5	<u>1,399単位</u>
b	ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>870単位</u>
ii	要介護 2	<u>978単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,211単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,310単位</u>
v	要介護 5	<u>1,399単位</u>
(二)	ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(II)	
a	ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>860単位</u>
ii	要介護 2	<u>966単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,196単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,293単位</u>
v	要介護 5	<u>1,381単位</u>
b	ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>860単位</u>
ii	要介護 2	<u>966単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,196単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,293単位</u>
v	要介護 5	<u>1,381単位</u>
(5)	ユニット型 II 型介護医療院短期入所療養介護費（1 日につき）	

き)

(一) ユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(i)

a	要介護 1	<u>872単位</u>
b	要介護 2	<u>972単位</u>
c	要介護 3	<u>1,189単位</u>
d	要介護 4	<u>1,281単位</u>
e	要介護 5	<u>1,364単位</u>

(二) ユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(ii)

a	要介護 1	<u>872単位</u>
b	要介護 2	<u>972単位</u>
c	要介護 3	<u>1,189単位</u>
d	要介護 4	<u>1,281単位</u>
e	要介護 5	<u>1,364単位</u>

(6) ユニット型特別介護医療院短期入所療養介護費 (1日につき)

(一) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費

a	ユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>823単位</u>
ii	要介護 2	<u>923単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,143単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,235単位</u>
v	要介護 5	<u>1,318単位</u>

b	ユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>823単位</u>
ii	要介護 2	<u>923単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,143単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,235単位</u>
v	要介護 5	<u>1,318単位</u>

(二) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費

a	ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>831単位</u>

き)

(一) ユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(i)

a	要介護 1	<u>869単位</u>
b	要介護 2	<u>969単位</u>
c	要介護 3	<u>1,185単位</u>
d	要介護 4	<u>1,277単位</u>
e	要介護 5	<u>1,360単位</u>

(二) ユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(ii)

a	要介護 1	<u>869単位</u>
b	要介護 2	<u>969単位</u>
c	要介護 3	<u>1,185単位</u>
d	要介護 4	<u>1,277単位</u>
e	要介護 5	<u>1,360単位</u>

(6) ユニット型特別介護医療院短期入所療養介護費 (1日につき)

(一) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費

a	ユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>820単位</u>
ii	要介護 2	<u>920単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,139単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,231単位</u>
v	要介護 5	<u>1,314単位</u>

b	ユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>820単位</u>
ii	要介護 2	<u>920単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,139単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,231単位</u>
v	要介護 5	<u>1,314単位</u>

(二) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費

a	ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>828単位</u>

ii 要介護 2	<u>926単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,131単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,220単位</u>
v 要介護 5	<u>1,298単位</u>
b ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	<u>831単位</u>
ii 要介護 2	<u>926単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,131単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,220単位</u>
v 要介護 5	<u>1,298単位</u>
(7) 特定介護医療院短期入所療養介護	
(一) 3時間以上4時間未満	<u>656単位</u>
(二) 4時間以上6時間未満	<u>908単位</u>
(三) 6時間以上8時間未満	<u>1,261単位</u>
注1～13 (略)	
(8) (略)	
(9) 緊急時施設診療費	
利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。	
イ 緊急時治療管理(1日につき)	<u>518単位</u>
注1・2 (略)	
ロ (略)	
(10)・(11) (略)	
(12) 特別診療費	
注 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。	

※ 別に厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に

ii 要介護 2	<u>923単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,128単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,216単位</u>
v 要介護 5	<u>1,294単位</u>
b ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	<u>828単位</u>
ii 要介護 2	<u>923単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,128単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,216単位</u>
v 要介護 5	<u>1,294単位</u>
(7) 特定介護医療院短期入所療養介護	
(一) 3時間以上4時間未満	<u>654単位</u>
(二) 4時間以上6時間未満	<u>905単位</u>
(三) 6時間以上8時間未満	<u>1,257単位</u>
注1～13 (略)	
(8) (略)	
(9) 緊急時施設診療費	
利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。	
イ 緊急時治療管理(1日につき)	<u>511単位</u>
注1・2 (略)	
ロ (略)	
(10)・(11) (略)	
(12) 特別診療費	
注 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。	

係る指導管理等及び単位数の内容は次のとおり。

1～3 (略)

4 重度療養管理（1日につき） 125単位

注 (略)

5～17 (略)

(13)・(14) (略)

(15) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

○ 短期入所療養介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改

(13)・(14) (略)

(新設)

善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと

。—
(二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること

。—
(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。

(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 指定短期入所療養介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) 当該指定短期入所療養介護事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) 短期入所療養介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イを算定していること。

(6) 短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

10 特定施設入居者生活介護費

イ 特定施設入居者生活介護費（１日につき）

(1) 要介護 1	<u>536単位</u>
(2) 要介護 2	<u>602単位</u>
(3) 要介護 3	<u>671単位</u>
(4) 要介護 4	<u>735単位</u>
(5) 要介護 5	<u>804単位</u>

ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費（１月につき）

ハ 短期利用特定施設入居者生活介護費（１日につき）

(1) 要介護 1	<u>536単位</u>
(2) 要介護 2	<u>602単位</u>
(3) 要介護 3	<u>671単位</u>
(4) 要介護 4	<u>735単位</u>

10 特定施設入居者生活介護費

イ 特定施設入居者生活介護費（１日につき）

(1) 要介護 1	<u>534単位</u>
(2) 要介護 2	<u>599単位</u>
(3) 要介護 3	<u>668単位</u>
(4) 要介護 4	<u>732単位</u>
(5) 要介護 5	<u>800単位</u>

ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費（１月につき）

ハ 短期利用特定施設入居者生活介護費（１日につき）

(1) 要介護 1	<u>534単位</u>
(2) 要介護 2	<u>599単位</u>
(3) 要介護 3	<u>668単位</u>
(4) 要介護 4	<u>732単位</u>

(5) 要介護 5

804単位

注 1 (略)

- 2 ロについて、指定特定施設において、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス基準第192条の2に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、別に厚生労働大臣が定めるサービスの種類及び当該サービスの単位数を基に得た当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る総単位数について、利用者の要介護状態区分ごとに別に厚生労働大臣が定める単位数を限度として算定する。ただし、看護職員又は介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数の内容は次のとおり。

- 一 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数
- イ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の特定施設入居者生活介護費の注1の厚生労働大臣が定めるサービスの種類及び当該サービスの単位数は、別表第一に定めるとおりとする。
- ロ 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費の注1の厚生労働大臣の定める限度単位数は、要介護状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数とする。

(5) 要介護 5

800単位

注 1 (略)

- 2 ロについて、指定特定施設において、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス基準第192条の2に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、別に厚生労働大臣が定めるサービスの種類及び当該サービスの単位数を基に得た当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る総単位数について、利用者の要介護状態区分ごとに別に厚生労働大臣が定める単位数を限度として算定する。ただし、看護職員又は介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

- (1) 要介護一 16,294単位
- (2) 要介護二 18,301単位
- (3) 要介護三 20,398単位
- (4) 要介護四 22,344単位
- (5) 要介護五 24,442単位

二 (略)

別表第一

- 1 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護基本サービス費（1日につき） 82単位

注1・2 (略)

2 訪問介護

イ 身体介護が中心である場合

- (1) 所要時間15分未満の場合 95単位
- (2) 所要時間15分以上30分未満の場合 192単位
- (3) 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 261単位
に所要時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに86単位を加算した単位数
- (4) 所要時間1時間30分以上の場合 559単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに36単位を加算した単位数

ロ 生活援助が中心である場合

- (1) 所要時間15分未満の場合 48単位
- (2) 所要時間15分以上1時間未満の場合 95単位に所要時間15分から計算して所要時間が15分増すごとに48単位を加算した単位数
- (3) 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 218単位
- (4) 所要時間1時間15分以上の場合 261単位

ハ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合 86単位

注1～4 (略)

3～10 (略)

3～12 (略)

ニ～チ (略)

リ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからトまでにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからトまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

○ 特定施設入居者生活介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(イ) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当

3～12 (略)

ニ～チ (略)

(新設)

該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと

—
(二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること

—
(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。

(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 指定特定施設入居者生活介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること

—
(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) 当該指定特定施設入居者生活介護事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費の注5の入居継続支援加算又は特定施設入居者生活介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イのいずれかを算定していること。

(6) 特定施設入居者生活介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

11 (略)

11 (略)

別紙 1－2

指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準

○ 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十号）

（傍線部分は改出部分）

必 出 額	改 出 額
別表 指定居宅介護支援介護給付費単位数表 居宅介護支援費 イ 居宅介護支援費（１月につき） (1) 居宅介護支援費(I) (一) 要介護１又は要介護２ <u>1,057単位</u> (二) 要介護３、要介護４又は要介護５ <u>1,373単位</u> (2) 居宅介護支援費(II) (一) 要介護１又は要介護２ <u>529単位</u> (二) 要介護３、要介護４又は要介護５ <u>686単位</u> (3) 居宅介護支援費(III) (一) 要介護１又は要介護２ <u>317単位</u> (二) 要介護３、要介護４又は要介護５ <u>411単位</u> 注１～７ （略） ロ～リ （略）	別表 指定居宅介護支援介護給付費単位数表 居宅介護支援費 イ 居宅介護支援費（１月につき） (1) 居宅介護支援費(I) (一) 要介護１又は要介護２ <u>1,053単位</u> (二) 要介護３、要介護４又は要介護５ <u>1,368単位</u> (2) 居宅介護支援費(II) (一) 要介護１又は要介護２ <u>527単位</u> (二) 要介護３、要介護４又は要介護５ <u>684単位</u> (3) 居宅介護支援費(III) (一) 要介護１又は要介護２ <u>316単位</u> (二) 要介護３、要介護４又は要介護５ <u>410単位</u> 注１～７ （略） ロ～リ （略）

別紙 1－3

指定施設サービス等に要する費用の額の算定に
関する基準

○ 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）

（傍線部分は改訂部分）

改 訂 前	改 訂 後
別表 指定施設サービス等介護給付費単位数表 1 介護福祉施設サービス イ 介護福祉施設サービス費（1日につき） （1）介護福祉施設サービス費 （一）介護福祉施設サービス費(I) a 要介護1 <u>559単位</u> b 要介護2 <u>627単位</u> c 要介護3 <u>697単位</u> d 要介護4 <u>765単位</u> e 要介護5 <u>832単位</u> （二）介護福祉施設サービス費(II) a 要介護1 <u>559単位</u> b 要介護2 <u>627単位</u> c 要介護3 <u>697単位</u> d 要介護4 <u>765単位</u> e 要介護5 <u>832単位</u> （2）経過的小規模介護福祉施設サービス費 （一）経過的小規模介護福祉施設サービス費(I) a 要介護1 <u>661単位</u> b 要介護2 <u>726単位</u> c 要介護3 <u>797単位</u> d 要介護4 <u>862単位</u> e 要介護5 <u>926単位</u> （二）経過的小規模介護福祉施設サービス費(II) a 要介護1 <u>661単位</u>	別表 指定施設サービス等介護給付費単位数表 1 介護福祉施設サービス イ 介護福祉施設サービス費（1日につき） （1）介護福祉施設サービス費 （一）介護福祉施設サービス費(I) a 要介護1 <u>557単位</u> b 要介護2 <u>625単位</u> c 要介護3 <u>695単位</u> d 要介護4 <u>763単位</u> e 要介護5 <u>829単位</u> （二）介護福祉施設サービス費(II) a 要介護1 <u>557単位</u> b 要介護2 <u>625単位</u> c 要介護3 <u>695単位</u> d 要介護4 <u>763単位</u> e 要介護5 <u>829単位</u> （2）経過的小規模介護福祉施設サービス費 （一）経過的小規模介護福祉施設サービス費(I) a 要介護1 <u>659単位</u> b 要介護2 <u>724単位</u> c 要介護3 <u>794単位</u> d 要介護4 <u>859単位</u> e 要介護5 <u>923単位</u> （二）経過的小規模介護福祉施設サービス費(II) a 要介護1 <u>659単位</u>

b	要介護 2	<u>726単位</u>	b	要介護 2	<u>724単位</u>
c	要介護 3	<u>797単位</u>	c	要介護 3	<u>794単位</u>
d	要介護 4	<u>862単位</u>	d	要介護 4	<u>859単位</u>
e	要介護 5	<u>926単位</u>	e	要介護 5	<u>923単位</u>
ロ ユニット型介護福祉施設サービス費（1日につき）			ロ ユニット型介護福祉施設サービス費（1日につき）		
(1) ユニット型介護福祉施設サービス費			(1) ユニット型介護福祉施設サービス費		
（一）ユニット型介護福祉施設サービス費(I)			（一）ユニット型介護福祉施設サービス費(I)		
a	要介護 1	<u>638単位</u>	a	要介護 1	<u>636単位</u>
b	要介護 2	<u>705単位</u>	b	要介護 2	<u>703単位</u>
c	要介護 3	<u>778単位</u>	c	要介護 3	<u>776単位</u>
d	要介護 4	<u>846単位</u>	d	要介護 4	<u>843単位</u>
e	要介護 5	<u>913単位</u>	e	要介護 5	<u>910単位</u>
（二）ユニット型介護福祉施設サービス費(II)			（二）ユニット型介護福祉施設サービス費(II)		
a	要介護 1	<u>638単位</u>	a	要介護 1	<u>636単位</u>
b	要介護 2	<u>705単位</u>	b	要介護 2	<u>703単位</u>
c	要介護 3	<u>778単位</u>	c	要介護 3	<u>776単位</u>
d	要介護 4	<u>846単位</u>	d	要介護 4	<u>843単位</u>
e	要介護 5	<u>913単位</u>	e	要介護 5	<u>910単位</u>
(2) ユニット型経過の小規模介護福祉施設サービス費			(2) ユニット型経過の小規模介護福祉施設サービス費		
（一）ユニット型経過の小規模介護福祉施設サービス費(I)			（一）ユニット型経過の小規模介護福祉施設サービス費(I)		
a	要介護 1	<u>732単位</u>	a	要介護 1	<u>730単位</u>
b	要介護 2	<u>798単位</u>	b	要介護 2	<u>795単位</u>
c	要介護 3	<u>869単位</u>	c	要介護 3	<u>866単位</u>
d	要介護 4	<u>934単位</u>	d	要介護 4	<u>931単位</u>
e	要介護 5	<u>998単位</u>	e	要介護 5	<u>995単位</u>
（二）ユニット型経過の小規模介護福祉施設サービス費(II)			（二）ユニット型経過の小規模介護福祉施設サービス費(II)		
a	要介護 1	<u>732単位</u>	a	要介護 1	<u>730単位</u>
b	要介護 2	<u>798単位</u>	b	要介護 2	<u>795単位</u>
c	要介護 3	<u>869単位</u>	c	要介護 3	<u>866単位</u>
d	要介護 4	<u>934単位</u>	d	要介護 4	<u>931単位</u>
e	要介護 5	<u>998単位</u>	e	要介護 5	<u>995単位</u>

注 1 ～ 18 （略）

ハ～ラ （略）

ム 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからナまでにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからナまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

○ 介護福祉施設サービスにおける介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと

注 1 ～ 18 （略）

ハ～ラ （略）

（新設）

- 。-
- (二) 当該施設における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。
 - (三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。
 - (四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。
- (2) 指定介護老人福祉施設において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。
 - (3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。
 - (4) 当該指定介護老人福祉施設において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
 - (5) 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスの注5の日常生活継続支援加算(I)若しくは(II)又は介護福祉施設サービスにおけるサービス提供

体制強化加算(Ⅰ)イのいずれかを算定していること。

(6) 介護福祉施設サービスにおける介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

2 介護保健施設サービス

イ 介護保健施設サービス費（1日につき）

(1) 介護保健施設サービス費(Ⅰ)

(一) 介護保健施設サービス費(i)

a 要介護1	<u>701単位</u>
b 要介護2	<u>746単位</u>
c 要介護3	<u>808単位</u>
d 要介護4	<u>860単位</u>
e 要介護5	<u>911単位</u>

(二) 介護保健施設サービス費(ii)

a 要介護1	<u>742単位</u>
b 要介護2	<u>814単位</u>
c 要介護3	<u>876単位</u>
d 要介護4	<u>932単位</u>
e 要介護5	<u>988単位</u>

(三) 介護保健施設サービス費(iii)

a 要介護1	<u>775単位</u>
b 要介護2	<u>823単位</u>

2 介護保健施設サービス

イ 介護保健施設サービス費（1日につき）

(1) 介護保健施設サービス費(Ⅰ)

(一) 介護保健施設サービス費(i)

a 要介護1	<u>698単位</u>
b 要介護2	<u>743単位</u>
c 要介護3	<u>804単位</u>
d 要介護4	<u>856単位</u>
e 要介護5	<u>907単位</u>

(二) 介護保健施設サービス費(ii)

a 要介護1	<u>739単位</u>
b 要介護2	<u>810単位</u>
c 要介護3	<u>872単位</u>
d 要介護4	<u>928単位</u>
e 要介護5	<u>983単位</u>

(三) 介護保健施設サービス費(iii)

a 要介護1	<u>771単位</u>
b 要介護2	<u>819単位</u>

c 要介護 3	<u>884単位</u>
d 要介護 4	<u>935単位</u>
e 要介護 5	<u>989単位</u>
(四) 介護保健施設サービス費(ⅳ)	
a 要介護 1	<u>822単位</u>
b 要介護 2	<u>896単位</u>
c 要介護 3	<u>959単位</u>
d 要介護 4	<u>1,015単位</u>
e 要介護 5	<u>1,070単位</u>
(2) 介護保健施設サービス費(Ⅱ)	
(一) 介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護 1	<u>726単位</u>
b 要介護 2	<u>808単位</u>
c 要介護 3	<u>921単位</u>
d 要介護 4	<u>998単位</u>
e 要介護 5	<u>1,072単位</u>
(二) 介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護 1	<u>804単位</u>
b 要介護 2	<u>886単位</u>
c 要介護 3	<u>1,001単位</u>
d 要介護 4	<u>1,076単位</u>
e 要介護 5	<u>1,150単位</u>
(3) 介護保健施設サービス費(Ⅲ)	
(一) 介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護 1	<u>726単位</u>
b 要介護 2	<u>802単位</u>
c 要介護 3	<u>895単位</u>
d 要介護 4	<u>971単位</u>
e 要介護 5	<u>1,045単位</u>
(二) 介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護 1	<u>804単位</u>

c 要介護 3	<u>880単位</u>
d 要介護 4	<u>931単位</u>
e 要介護 5	<u>984単位</u>
(四) 介護保健施設サービス費(ⅳ)	
a 要介護 1	<u>818単位</u>
b 要介護 2	<u>892単位</u>
c 要介護 3	<u>954単位</u>
d 要介護 4	<u>1,010単位</u>
e 要介護 5	<u>1,065単位</u>
(2) 介護保健施設サービス費(Ⅱ)	
(一) 介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護 1	<u>723単位</u>
b 要介護 2	<u>804単位</u>
c 要介護 3	<u>917単位</u>
d 要介護 4	<u>993単位</u>
e 要介護 5	<u>1,067単位</u>
(二) 介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護 1	<u>800単位</u>
b 要介護 2	<u>882単位</u>
c 要介護 3	<u>996単位</u>
d 要介護 4	<u>1,071単位</u>
e 要介護 5	<u>1,145単位</u>
(3) 介護保健施設サービス費(Ⅲ)	
(一) 介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護 1	<u>723単位</u>
b 要介護 2	<u>798単位</u>
c 要介護 3	<u>891単位</u>
d 要介護 4	<u>966単位</u>
e 要介護 5	<u>1,040単位</u>
(二) 介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護 1	<u>800単位</u>

b	要介護 2	<u>880単位</u>	b	要介護 2	<u>876単位</u>
c	要介護 3	<u>974単位</u>	c	要介護 3	<u>969単位</u>
d	要介護 4	<u>1,048単位</u>	d	要介護 4	<u>1,043単位</u>
e	要介護 5	<u>1,123単位</u>	e	要介護 5	<u>1,118単位</u>
(4)	介護保健施設サービス費(Ⅳ)		(4)	介護保健施設サービス費(Ⅳ)	
(一)	介護保健施設サービス費(i)		(一)	介護保健施設サービス費(i)	
a	要介護 1	<u>687単位</u>	a	要介護 1	<u>684単位</u>
b	要介護 2	<u>731単位</u>	b	要介護 2	<u>728単位</u>
c	要介護 3	<u>792単位</u>	c	要介護 3	<u>788単位</u>
d	要介護 4	<u>843単位</u>	d	要介護 4	<u>839単位</u>
e	要介護 5	<u>893単位</u>	e	要介護 5	<u>889単位</u>
(二)	介護保健施設サービス費(ii)		(二)	介護保健施設サービス費(ii)	
a	要介護 1	<u>759単位</u>	a	要介護 1	<u>756単位</u>
b	要介護 2	<u>807単位</u>	b	要介護 2	<u>803単位</u>
c	要介護 3	<u>866単位</u>	c	要介護 3	<u>862単位</u>
d	要介護 4	<u>916単位</u>	d	要介護 4	<u>912単位</u>
e	要介護 5	<u>968単位</u>	e	要介護 5	<u>964単位</u>
ロ	ユニット型介護保健施設サービス費（1日につき）		ロ	ユニット型介護保健施設サービス費（1日につき）	
(1)	ユニット型介護保健施設サービス費(I)		(1)	ユニット型介護保健施設サービス費(I)	
(一)	ユニット型介護保健施設サービス費(i)		(一)	ユニット型介護保健施設サービス費(i)	
a	要介護 1	<u>781単位</u>	a	要介護 1	<u>777単位</u>
b	要介護 2	<u>826単位</u>	b	要介護 2	<u>822単位</u>
c	要介護 3	<u>888単位</u>	c	要介護 3	<u>884単位</u>
d	要介護 4	<u>941単位</u>	d	要介護 4	<u>937単位</u>
e	要介護 5	<u>993単位</u>	e	要介護 5	<u>988単位</u>
(二)	ユニット型介護保健施設サービス費(ii)		(二)	ユニット型介護保健施設サービス費(ii)	
a	要介護 1	<u>826単位</u>	a	要介護 1	<u>822単位</u>
b	要介護 2	<u>900単位</u>	b	要介護 2	<u>896単位</u>
c	要介護 3	<u>962単位</u>	c	要介護 3	<u>958単位</u>
d	要介護 4	<u>1,019単位</u>	d	要介護 4	<u>1,014単位</u>
e	要介護 5	<u>1,074単位</u>	e	要介護 5	<u>1,069単位</u>

(三) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅲ)

a 要介護 1	<u>781単位</u>
b 要介護 2	<u>826単位</u>
c 要介護 3	<u>888単位</u>
d 要介護 4	<u>941単位</u>
e 要介護 5	<u>993単位</u>

(四) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅳ)

a 要介護 1	<u>826単位</u>
b 要介護 2	<u>900単位</u>
c 要介護 3	<u>962単位</u>
d 要介護 4	<u>1,019単位</u>
e 要介護 5	<u>1,074単位</u>

(2) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅱ)

(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i)

a 要介護 1	<u>889単位</u>
b 要介護 2	<u>971単位</u>
c 要介護 3	<u>1,084単位</u>
d 要介護 4	<u>1,160単位</u>
e 要介護 5	<u>1,235単位</u>

(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii)

a 要介護 1	<u>889単位</u>
b 要介護 2	<u>971単位</u>
c 要介護 3	<u>1,084単位</u>
d 要介護 4	<u>1,160単位</u>
e 要介護 5	<u>1,235単位</u>

(3) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅲ)

(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i)

a 要介護 1	<u>889単位</u>
b 要介護 2	<u>964単位</u>
c 要介護 3	<u>1,058単位</u>
d 要介護 4	<u>1,133単位</u>

(三) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅲ)

a 要介護 1	<u>777単位</u>
b 要介護 2	<u>822単位</u>
c 要介護 3	<u>884単位</u>
d 要介護 4	<u>937単位</u>
e 要介護 5	<u>988単位</u>

(四) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅳ)

a 要介護 1	<u>822単位</u>
b 要介護 2	<u>896単位</u>
c 要介護 3	<u>958単位</u>
d 要介護 4	<u>1,014単位</u>
e 要介護 5	<u>1,069単位</u>

(2) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅱ)

(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i)

a 要介護 1	<u>885単位</u>
b 要介護 2	<u>966単位</u>
c 要介護 3	<u>1,079単位</u>
d 要介護 4	<u>1,155単位</u>
e 要介護 5	<u>1,229単位</u>

(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii)

a 要介護 1	<u>885単位</u>
b 要介護 2	<u>966単位</u>
c 要介護 3	<u>1,079単位</u>
d 要介護 4	<u>1,155単位</u>
e 要介護 5	<u>1,229単位</u>

(3) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅲ)

(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i)

a 要介護 1	<u>885単位</u>
b 要介護 2	<u>960単位</u>
c 要介護 3	<u>1,053単位</u>
d 要介護 4	<u>1,128単位</u>

e 要介護 5	<u>1,208単位</u>
(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護 1	<u>889単位</u>
b 要介護 2	<u>964単位</u>
c 要介護 3	<u>1,058単位</u>
d 要介護 4	<u>1,133単位</u>
e 要介護 5	<u>1,208単位</u>
(4) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅳ)	
(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護 1	<u>764単位</u>
b 要介護 2	<u>810単位</u>
c 要介護 3	<u>870単位</u>
d 要介護 4	<u>922単位</u>
e 要介護 5	<u>972単位</u>
(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護 1	<u>764単位</u>
b 要介護 2	<u>810単位</u>
c 要介護 3	<u>870単位</u>
d 要介護 4	<u>922単位</u>
e 要介護 5	<u>972単位</u>
注 1～17 (略)	
ハ～ヨ (略)	
タ 緊急時施設療養費	
入所者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。	
(1) 緊急時治療管理 (1日につき)	<u>518単位</u>
注 1・2 (略)	
(2) (略)	
レ 所定疾患施設療養費 (1日につき)	
注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、別に厚生労働大臣が定める入所者に対し、	

e 要介護 5	<u>1,202単位</u>
(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護 1	<u>885単位</u>
b 要介護 2	<u>960単位</u>
c 要介護 3	<u>1,053単位</u>
d 要介護 4	<u>1,128単位</u>
e 要介護 5	<u>1,202単位</u>
(4) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅳ)	
(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護 1	<u>761単位</u>
b 要介護 2	<u>806単位</u>
c 要介護 3	<u>866単位</u>
d 要介護 4	<u>918単位</u>
e 要介護 5	<u>968単位</u>
(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護 1	<u>761単位</u>
b 要介護 2	<u>806単位</u>
c 要介護 3	<u>866単位</u>
d 要介護 4	<u>918単位</u>
e 要介護 5	<u>968単位</u>
注 1～17 (略)	
ハ～ヨ (略)	
タ 緊急時施設療養費	
入所者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。	
(1) 緊急時治療管理 (1日につき)	<u>511単位</u>
注 1・2 (略)	
(2) (略)	
レ 所定疾患施設療養費 (1日につき)	
注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、別に厚生労働大臣が定める入所者に対し、	

投薬、検査、注射、処置等を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる所定単位数を算定する。ただし、次に掲げるいずれかの施設療養費を算定している場合においては、次に掲げるその他の施設療養費は算定しない。

- (1) 所定疾患施設療養費(I) 239単位
- (2) 所定疾患施設療養費(II) 480単位

2・3 (略)

ソ～チ (略)

ノ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからウまでにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからウまでにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

○ 介護保健施設サービスにおける介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げるいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に

投薬、検査、注射、処置等を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる所定単位数を算定する。ただし、次に掲げるいずれかの施設療養費を算定している場合においては、次に掲げるその他の施設療養費は算定しない。

- (1) 所定疾患施設療養費(I) 235単位
- (2) 所定疾患施設療養費(II) 475単位

2・3 (略)

ソ～チ (略)

(新設)

基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと

(二) 当該施設における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。

(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。

(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 介護老人保健施設において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その

内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) 当該介護老人保健施設において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) 介護保健施設サービスにおけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イを算定していること。

(6) 介護保健施設サービスにおける介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

3 介護療養施設サービス

イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 療養型介護療養施設サービス費（1日につき）

(一) 療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ)

a 療養型介護療養施設サービス費(i)

i 要介護 1	645単位
ii 要介護 2	748単位
iii 要介護 3	973単位
iv 要介護 4	1,068単位
v 要介護 5	1,154単位

b 療養型介護療養施設サービス費(ii)

i 要介護 1	673単位
ii 要介護 2	782単位

3 介護療養施設サービス

イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 療養型介護療養施設サービス費（1日につき）

(一) 療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ)

a 療養型介護療養施設サービス費(i)

i 要介護 1	641単位
ii 要介護 2	744単位
iii 要介護 3	967単位
iv 要介護 4	1,062単位
v 要介護 5	1,147単位

b 療養型介護療養施設サービス費(ii)

i 要介護 1	669単位
ii 要介護 2	777単位

iii	要介護 3	<u>1,016単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,115単位</u>
v	要介護 5	<u>1,205単位</u>
c	療養型介護療養施設サービス費(iii)	
i	要介護 1	<u>663単位</u>
ii	要介護 2	<u>769単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,001単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,098単位</u>
v	要介護 5	<u>1,187単位</u>
d	療養型介護療養施設サービス費(iv)	
i	要介護 1	<u>749単位</u>
ii	要介護 2	<u>853単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,077単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,173単位</u>
v	要介護 5	<u>1,258単位</u>
e	療養型介護療養施設サービス費(v)	
i	要介護 1	<u>783単位</u>
ii	要介護 2	<u>891単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,126単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,225単位</u>
v	要介護 5	<u>1,315単位</u>
f	療養型介護療養施設サービス費(vi)	
i	要介護 1	<u>770単位</u>
ii	要介護 2	<u>878単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,108単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,206単位</u>
v	要介護 5	<u>1,295単位</u>
(二)	療養型介護療養施設サービス費(II)	
a	療養型介護療養施設サービス費(i)	
i	要介護 1	<u>589単位</u>
ii	要介護 2	<u>693単位</u>

iii	要介護 3	<u>1,010単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,109単位</u>
v	要介護 5	<u>1,198単位</u>
c	療養型介護療養施設サービス費(iii)	
i	要介護 1	<u>659単位</u>
ii	要介護 2	<u>765単位</u>
iii	要介護 3	<u>995単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,092単位</u>
v	要介護 5	<u>1,180単位</u>
d	療養型介護療養施設サービス費(iv)	
i	要介護 1	<u>745単位</u>
ii	要介護 2	<u>848単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,071単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,166単位</u>
v	要介護 5	<u>1,251単位</u>
e	療養型介護療養施設サービス費(v)	
i	要介護 1	<u>778単位</u>
ii	要介護 2	<u>886単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,119単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,218単位</u>
v	要介護 5	<u>1,307単位</u>
f	療養型介護療養施設サービス費(vi)	
i	要介護 1	<u>766単位</u>
ii	要介護 2	<u>873単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,102単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,199単位</u>
v	要介護 5	<u>1,287単位</u>
(二)	療養型介護療養施設サービス費(II)	
a	療養型介護療養施設サービス費(i)	
i	要介護 1	<u>586単位</u>
ii	要介護 2	<u>689単位</u>

iii	要介護 3	<u>846単位</u>
iv	要介護 4	<u>993単位</u>
v	要介護 5	<u>1,033単位</u>
b	療養型介護療養施設サービス費(ii)	
i	要介護 1	<u>605単位</u>
ii	要介護 2	<u>711単位</u>
iii	要介護 3	<u>867単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,018単位</u>
v	要介護 5	<u>1,059単位</u>
c	療養型介護療養施設サービス費(iii)	
i	要介護 1	<u>695単位</u>
ii	要介護 2	<u>799単位</u>
iii	要介護 3	<u>951単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,098単位</u>
v	要介護 5	<u>1,138単位</u>
d	療養型介護療養施設サービス費(iv)	
i	要介護 1	<u>713単位</u>
ii	要介護 2	<u>819単位</u>
iii	要介護 3	<u>975単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,126単位</u>
v	要介護 5	<u>1,166単位</u>
(三)	療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ)	
a	療養型介護療養施設サービス費(i)	
i	要介護 1	<u>567単位</u>
ii	要介護 2	<u>674単位</u>
iii	要介護 3	<u>818単位</u>
iv	要介護 4	<u>968単位</u>
v	要介護 5	<u>1,007単位</u>
b	療養型介護療養施設サービス費(ii)	
i	要介護 1	<u>674単位</u>
ii	要介護 2	<u>780単位</u>

iii	要介護 3	<u>841単位</u>
iv	要介護 4	<u>987単位</u>
v	要介護 5	<u>1,027単位</u>
b	療養型介護療養施設サービス費(ii)	
i	要介護 1	<u>601単位</u>
ii	要介護 2	<u>707単位</u>
iii	要介護 3	<u>862単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,012単位</u>
v	要介護 5	<u>1,053単位</u>
c	療養型介護療養施設サービス費(iii)	
i	要介護 1	<u>691単位</u>
ii	要介護 2	<u>794単位</u>
iii	要介護 3	<u>945単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,092単位</u>
v	要介護 5	<u>1,131単位</u>
d	療養型介護療養施設サービス費(iv)	
i	要介護 1	<u>709単位</u>
ii	要介護 2	<u>814単位</u>
iii	要介護 3	<u>969単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,119単位</u>
v	要介護 5	<u>1,159単位</u>
(三)	療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ)	
a	療養型介護療養施設サービス費(i)	
i	要介護 1	<u>564単位</u>
ii	要介護 2	<u>670単位</u>
iii	要介護 3	<u>813単位</u>
iv	要介護 4	<u>962単位</u>
v	要介護 5	<u>1,001単位</u>
b	療養型介護療養施設サービス費(ii)	
i	要介護 1	<u>670単位</u>
ii	要介護 2	<u>775単位</u>

iii	要介護 3	<u>924単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,074単位</u>
v	要介護 5	<u>1,113単位</u>
(2)	療養型経過型介護療養施設サービス費（1日につき）	
(一)	療養型経過型介護療養施設サービス費(I)	
a	療養型経過型介護療養施設サービス費(i)	
i	要介護 1	<u>654単位</u>
ii	要介護 2	<u>758単位</u>
iii	要介護 3	<u>902単位</u>
iv	要介護 4	<u>989単位</u>
v	要介護 5	<u>1,076単位</u>
b	療養型経過型介護療養施設サービス費(ii)	
i	要介護 1	<u>759単位</u>
ii	要介護 2	<u>865単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,008単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,095単位</u>
v	要介護 5	<u>1,182単位</u>
(二)	療養型経過型介護療養施設サービス費(II)	
a	療養型経過型介護療養施設サービス費(i)	
i	要介護 1	<u>654単位</u>
ii	要介護 2	<u>758単位</u>
iii	要介護 3	<u>862単位</u>
iv	要介護 4	<u>950単位</u>
v	要介護 5	<u>1,036単位</u>
b	療養型経過型介護療養施設サービス費(ii)	
i	要介護 1	<u>759単位</u>
ii	要介護 2	<u>865単位</u>
iii	要介護 3	<u>968単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,054単位</u>
v	要介護 5	<u>1,143単位</u>
(3)	ユニット型療養型介護療養施設サービス費（1日につき）	

iii	要介護 3	<u>919単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,068単位</u>
v	要介護 5	<u>1,107単位</u>
(2)	療養型経過型介護療養施設サービス費（1日につき）	
(一)	療養型経過型介護療養施設サービス費(I)	
a	療養型経過型介護療養施設サービス費(i)	
i	要介護 1	<u>650単位</u>
ii	要介護 2	<u>754単位</u>
iii	要介護 3	<u>897単位</u>
iv	要介護 4	<u>983単位</u>
v	要介護 5	<u>1,070単位</u>
b	療養型経過型介護療養施設サービス費(ii)	
i	要介護 1	<u>755単位</u>
ii	要介護 2	<u>860単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,002単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,089単位</u>
v	要介護 5	<u>1,175単位</u>
(二)	療養型経過型介護療養施設サービス費(II)	
a	療養型経過型介護療養施設サービス費(i)	
i	要介護 1	<u>650単位</u>
ii	要介護 2	<u>754単位</u>
iii	要介護 3	<u>857単位</u>
iv	要介護 4	<u>944単位</u>
v	要介護 5	<u>1,030単位</u>
b	療養型経過型介護療養施設サービス費(ii)	
i	要介護 1	<u>755単位</u>
ii	要介護 2	<u>860単位</u>
iii	要介護 3	<u>962単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,048単位</u>
v	要介護 5	<u>1,136単位</u>
(3)	ユニット型療養型介護療養施設サービス費（1日につき）	

(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護 1	<u>771単位</u>
b 要介護 2	<u>875単位</u>
c 要介護 3	<u>1,099単位</u>
d 要介護 4	<u>1,195単位</u>
e 要介護 5	<u>1,280単位</u>
(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(II)	
a 要介護 1	<u>800単位</u>
b 要介護 2	<u>908単位</u>
c 要介護 3	<u>1,143単位</u>
d 要介護 4	<u>1,242単位</u>
e 要介護 5	<u>1,332単位</u>
(三) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(III)	
a 要介護 1	<u>790単位</u>
b 要介護 2	<u>896単位</u>
c 要介護 3	<u>1,128単位</u>
d 要介護 4	<u>1,225単位</u>
e 要介護 5	<u>1,314単位</u>
(四) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(IV)	
a 要介護 1	<u>771単位</u>
b 要介護 2	<u>875単位</u>
c 要介護 3	<u>1,099単位</u>
d 要介護 4	<u>1,195単位</u>
e 要介護 5	<u>1,280単位</u>
(五) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(V)	
a 要介護 1	<u>800単位</u>
b 要介護 2	<u>908単位</u>
c 要介護 3	<u>1,143単位</u>
d 要介護 4	<u>1,242単位</u>
e 要介護 5	<u>1,332単位</u>
(六) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(VI)	

(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護 1	<u>767単位</u>
b 要介護 2	<u>870単位</u>
c 要介護 3	<u>1,093単位</u>
d 要介護 4	<u>1,188単位</u>
e 要介護 5	<u>1,273単位</u>
(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(II)	
a 要介護 1	<u>795単位</u>
b 要介護 2	<u>903単位</u>
c 要介護 3	<u>1,136単位</u>
d 要介護 4	<u>1,235単位</u>
e 要介護 5	<u>1,324単位</u>
(三) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(III)	
a 要介護 1	<u>785単位</u>
b 要介護 2	<u>891単位</u>
c 要介護 3	<u>1,121単位</u>
d 要介護 4	<u>1,218単位</u>
e 要介護 5	<u>1,306単位</u>
(四) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(IV)	
a 要介護 1	<u>767単位</u>
b 要介護 2	<u>870単位</u>
c 要介護 3	<u>1,093単位</u>
d 要介護 4	<u>1,188単位</u>
e 要介護 5	<u>1,273単位</u>
(五) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(V)	
a 要介護 1	<u>795単位</u>
b 要介護 2	<u>903単位</u>
c 要介護 3	<u>1,136単位</u>
d 要介護 4	<u>1,235単位</u>
e 要介護 5	<u>1,324単位</u>
(六) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(VI)	

a 要介護 1	<u>790単位</u>
b 要介護 2	<u>896単位</u>
c 要介護 3	<u>1,128単位</u>
d 要介護 4	<u>1,225単位</u>
e 要介護 5	<u>1,314単位</u>

(4) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費（１日につき）

（一）ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(I)

a 要介護 1	<u>771単位</u>
b 要介護 2	<u>875単位</u>
c 要介護 3	<u>1,012単位</u>
d 要介護 4	<u>1,097単位</u>
e 要介護 5	<u>1,183単位</u>

（二）ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(II)

a 要介護 1	<u>771単位</u>
b 要介護 2	<u>875単位</u>
c 要介護 3	<u>1,012単位</u>
d 要介護 4	<u>1,097単位</u>
e 要介護 5	<u>1,183単位</u>

注 1～13 （略）

(5)～(14) （略）

(15) 特定診療費

注 入院患者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等及び単位数の内容は次のとおり。

1～3 （略）

4 重度療養管理（１日につき） 125単位

a 要介護 1	<u>785単位</u>
b 要介護 2	<u>891単位</u>
c 要介護 3	<u>1,121単位</u>
d 要介護 4	<u>1,218単位</u>
e 要介護 5	<u>1,306単位</u>

(4) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費（１日につき）

（一）ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(I)

a 要介護 1	<u>767単位</u>
b 要介護 2	<u>870単位</u>
c 要介護 3	<u>1,006単位</u>
d 要介護 4	<u>1,091単位</u>
e 要介護 5	<u>1,176単位</u>

（二）ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(II)

a 要介護 1	<u>767単位</u>
b 要介護 2	<u>870単位</u>
c 要介護 3	<u>1,006単位</u>
d 要介護 4	<u>1,091単位</u>
e 要介護 5	<u>1,176単位</u>

注 1～13 （略）

(5)～(14) （略）

(15) 特定診療費

注 入院患者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

注 (略)
5～17 (略)

(16)～(20) (略)

(21) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ (1)から(19)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ (1)から(19)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

○ 介護療養施設サービスにおける介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算

(16)～(20) (略)
(新設)

定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと

。

(二) 当該施設における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。

(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。

(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 指定介護療養型医療施設において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) 当該指定介護療養型医療施設において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) 介護療養施設サービスにおけるサービス提供体制強

化加算(Ⅰ)イを算定していること。

(6) 介護療養施設サービスにおける介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

(1) 診療所型介護療養施設サービス費（１日につき）

（一）診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ)

a 診療所型介護療養施設サービス費(i)

i 要介護 1	<u>627単位</u>
ii 要介護 2	<u>676単位</u>
iii 要介護 3	<u>724単位</u>
iv 要介護 4	<u>772単位</u>
v 要介護 5	<u>822単位</u>

b 診療所型介護療養施設サービス費(ii)

i 要介護 1	<u>654単位</u>
ii 要介護 2	<u>706単位</u>
iii 要介護 3	<u>756単位</u>
iv 要介護 4	<u>807単位</u>
v 要介護 5	<u>858単位</u>

c 診療所型介護療養施設サービス費(iii)

i 要介護 1	<u>645単位</u>
ii 要介護 2	<u>695単位</u>

ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

(1) 診療所型介護療養施設サービス費（１日につき）

（一）診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ)

a 診療所型介護療養施設サービス費(i)

i 要介護 1	<u>623単位</u>
ii 要介護 2	<u>672単位</u>
iii 要介護 3	<u>720単位</u>
iv 要介護 4	<u>768単位</u>
v 要介護 5	<u>817単位</u>

b 診療所型介護療養施設サービス費(ii)

i 要介護 1	<u>650単位</u>
ii 要介護 2	<u>702単位</u>
iii 要介護 3	<u>752単位</u>
iv 要介護 4	<u>802単位</u>
v 要介護 5	<u>853単位</u>

c 診療所型介護療養施設サービス費(iii)

i 要介護 1	<u>641単位</u>
ii 要介護 2	<u>691単位</u>

iii	要介護 3	<u>745単位</u>
iv	要介護 4	<u>795単位</u>
v	要介護 5	<u>845単位</u>
d	診療所型介護療養施設サービス費 (iv)	
i	要介護 1	<u>731単位</u>
ii	要介護 2	<u>780単位</u>
iii	要介護 3	<u>830単位</u>
iv	要介護 4	<u>877単位</u>
v	要介護 5	<u>926単位</u>
e	診療所型介護療養施設サービス費 (v)	
i	要介護 1	<u>763単位</u>
ii	要介護 2	<u>815単位</u>
iii	要介護 3	<u>866単位</u>
iv	要介護 4	<u>916単位</u>
v	要介護 5	<u>968単位</u>
f	診療所型介護療養施設サービス費 (vi)	
i	要介護 1	<u>752単位</u>
ii	要介護 2	<u>803単位</u>
iii	要介護 3	<u>853単位</u>
iv	要介護 4	<u>902単位</u>
v	要介護 5	<u>954単位</u>
(二)	診療所型介護療養施設サービス費 (II)	
a	診療所型介護療養施設サービス費 (i)	
i	要介護 1	<u>549単位</u>
ii	要介護 2	<u>593単位</u>
iii	要介護 3	<u>637単位</u>
iv	要介護 4	<u>682単位</u>
v	要介護 5	<u>725単位</u>
b	診療所型介護療養施設サービス費 (ii)	
i	要介護 1	<u>656単位</u>
ii	要介護 2	<u>699単位</u>

iii	要介護 3	<u>741単位</u>
iv	要介護 4	<u>790単位</u>
v	要介護 5	<u>840単位</u>
d	診療所型介護療養施設サービス費 (iv)	
i	要介護 1	<u>727単位</u>
ii	要介護 2	<u>775単位</u>
iii	要介護 3	<u>825単位</u>
iv	要介護 4	<u>872単位</u>
v	要介護 5	<u>921単位</u>
e	診療所型介護療養施設サービス費 (v)	
i	要介護 1	<u>759単位</u>
ii	要介護 2	<u>810単位</u>
iii	要介護 3	<u>861単位</u>
iv	要介護 4	<u>911単位</u>
v	要介護 5	<u>962単位</u>
f	診療所型介護療養施設サービス費 (vi)	
i	要介護 1	<u>748単位</u>
ii	要介護 2	<u>798単位</u>
iii	要介護 3	<u>848単位</u>
iv	要介護 4	<u>897単位</u>
v	要介護 5	<u>948単位</u>
(二)	診療所型介護療養施設サービス費 (II)	
a	診療所型介護療養施設サービス費 (i)	
i	要介護 1	<u>546単位</u>
ii	要介護 2	<u>590単位</u>
iii	要介護 3	<u>633単位</u>
iv	要介護 4	<u>678単位</u>
v	要介護 5	<u>721単位</u>
b	診療所型介護療養施設サービス費 (ii)	
i	要介護 1	<u>652単位</u>
ii	要介護 2	<u>695単位</u>

iii	要介護 3	<u>743単位</u>
iv	要介護 4	<u>787単位</u>
v	要介護 5	<u>831単位</u>
(2)	ユニット型診療所型介護療養施設サービス費（1日につき）	
(一)	ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)	
a	要介護 1	<u>752単位</u>
b	要介護 2	<u>802単位</u>
c	要介護 3	<u>850単位</u>
d	要介護 4	<u>898単位</u>
e	要介護 5	<u>947単位</u>
(二)	ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(II)	
a	要介護 1	<u>780単位</u>
b	要介護 2	<u>832単位</u>
c	要介護 3	<u>882単位</u>
d	要介護 4	<u>932単位</u>
e	要介護 5	<u>984単位</u>
(三)	ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(III)	
a	要介護 1	<u>770単位</u>
b	要介護 2	<u>821単位</u>
c	要介護 3	<u>871単位</u>
d	要介護 4	<u>920単位</u>
e	要介護 5	<u>971単位</u>
(四)	ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(IV)	
a	要介護 1	<u>752単位</u>
b	要介護 2	<u>802単位</u>
c	要介護 3	<u>850単位</u>
d	要介護 4	<u>898単位</u>
e	要介護 5	<u>947単位</u>
(五)	ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(V)	
a	要介護 1	<u>780単位</u>

iii	要介護 3	<u>739単位</u>
iv	要介護 4	<u>782単位</u>
v	要介護 5	<u>826単位</u>
(2)	ユニット型診療所型介護療養施設サービス費（1日につき）	
(一)	ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)	
a	要介護 1	<u>748単位</u>
b	要介護 2	<u>797単位</u>
c	要介護 3	<u>845単位</u>
d	要介護 4	<u>893単位</u>
e	要介護 5	<u>942単位</u>
(二)	ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(II)	
a	要介護 1	<u>775単位</u>
b	要介護 2	<u>827単位</u>
c	要介護 3	<u>877単位</u>
d	要介護 4	<u>927単位</u>
e	要介護 5	<u>978単位</u>
(三)	ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(III)	
a	要介護 1	<u>766単位</u>
b	要介護 2	<u>816単位</u>
c	要介護 3	<u>866単位</u>
d	要介護 4	<u>915単位</u>
e	要介護 5	<u>965単位</u>
(四)	ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(IV)	
a	要介護 1	<u>748単位</u>
b	要介護 2	<u>797単位</u>
c	要介護 3	<u>845単位</u>
d	要介護 4	<u>893単位</u>
e	要介護 5	<u>942単位</u>
(五)	ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(V)	
a	要介護 1	<u>775単位</u>

b 要介護 2	<u>832単位</u>
c 要介護 3	<u>882単位</u>
d 要介護 4	<u>932単位</u>
e 要介護 5	<u>984単位</u>

(六) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅶ)

a 要介護 1	<u>770単位</u>
b 要介護 2	<u>821単位</u>
c 要介護 3	<u>871単位</u>
d 要介護 4	<u>920単位</u>
e 要介護 5	<u>971単位</u>

注 1～10 (略)

(3)～(12) (略)

(13) 特定診療費

注 入院患者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等及び単位数の内容は次のとおり。

1～3 (略)

4 重度療養管理(1日につき) 125単位

注 (略)

5～17 (略)

(14)～(18) (略)

(19) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲

b 要介護 2	<u>827単位</u>
c 要介護 3	<u>877単位</u>
d 要介護 4	<u>927単位</u>
e 要介護 5	<u>978単位</u>

(六) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅶ)

a 要介護 1	<u>766単位</u>
b 要介護 2	<u>816単位</u>
c 要介護 3	<u>866単位</u>
d 要介護 4	<u>915単位</u>
e 要介護 5	<u>965単位</u>

注 1～10 (略)

(3)～(12) (略)

(13) 特定診療費

注 入院患者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

(14)～(18) (略)

(新設)

げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(17)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1)から(17)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

○ 介護療養施設サービスにおける介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。

(二) 当該施設における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。

(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職

員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。

(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 指定介護療養型医療施設において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) 当該指定介護療養型医療施設において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) 介護療養施設サービスにおけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イを算定していること。

(6) 介護療養施設サービスにおける介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの

利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び
(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 認知症疾患型介護療養施設サービス費（１日につき）

(一) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)

a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)

i 要介護 1	973単位
ii 要介護 2	1,037単位
iii 要介護 3	1,101単位
iv 要介護 4	1,166単位
v 要介護 5	1,230単位

b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)

i 要介護 1	1,078単位
ii 要介護 2	1,144単位
iii 要介護 3	1,207単位
iv 要介護 4	1,272単位
v 要介護 5	1,336単位

(二) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)

a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)

i 要介護 1	917単位
ii 要介護 2	985単位
iii 要介護 3	1,053単位
iv 要介護 4	1,120単位
v 要介護 5	1,187単位

b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)

i 要介護 1	1,024単位
ii 要介護 2	1,091単位
iii 要介護 3	1,158単位

ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 認知症疾患型介護療養施設サービス費（１日につき）

(一) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)

a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)

i 要介護 1	967単位
ii 要介護 2	1,031単位
iii 要介護 3	1,095単位
iv 要介護 4	1,159単位
v 要介護 5	1,223単位

b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)

i 要介護 1	1,072単位
ii 要介護 2	1,137単位
iii 要介護 3	1,200単位
iv 要介護 4	1,265単位
v 要介護 5	1,328単位

(二) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)

a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)

i 要介護 1	912単位
ii 要介護 2	979単位
iii 要介護 3	1,047単位
iv 要介護 4	1,114単位
v 要介護 5	1,180単位

b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)

i 要介護 1	1,018単位
ii 要介護 2	1,085単位
iii 要介護 3	1,151単位

iv	要介護 4	<u>1,227単位</u>
v	要介護 5	<u>1,293単位</u>
(三)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ)	
a	認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)	
i	要介護 1	<u>889単位</u>
ii	要介護 2	<u>956単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,021単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,086単位</u>
v	要介護 5	<u>1,152単位</u>
b	認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)	
i	要介護 1	<u>996単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,061単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,128単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,193単位</u>
v	要介護 5	<u>1,257単位</u>
(四)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅳ)	
a	認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)	
i	要介護 1	<u>874単位</u>
ii	要介護 2	<u>938単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,003単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,067単位</u>
v	要介護 5	<u>1,132単位</u>
b	認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)	
i	要介護 1	<u>980単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,045単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,108単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,174単位</u>
v	要介護 5	<u>1,237単位</u>
(五)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅴ)	
a	認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)	
i	要介護 1	<u>815単位</u>

iv	要介護 4	<u>1,220単位</u>
v	要介護 5	<u>1,286単位</u>
(三)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ)	
a	認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)	
i	要介護 1	<u>884単位</u>
ii	要介護 2	<u>950単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,015単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,080単位</u>
v	要介護 5	<u>1,145単位</u>
b	認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)	
i	要介護 1	<u>990単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,055単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,121単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,186単位</u>
v	要介護 5	<u>1,250単位</u>
(四)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅳ)	
a	認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)	
i	要介護 1	<u>869単位</u>
ii	要介護 2	<u>933単位</u>
iii	要介護 3	<u>997単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,061単位</u>
v	要介護 5	<u>1,125単位</u>
b	認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)	
i	要介護 1	<u>974単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,039単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,102単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,167単位</u>
v	要介護 5	<u>1,230単位</u>
(五)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅴ)	
a	認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)	
i	要介護 1	<u>810単位</u>

ii	要介護 2	<u>879単位</u>
iii	要介護 3	<u>943単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,008単位</u>
v	要介護 5	<u>1,072単位</u>
b	認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)	
i	要介護 1	<u>921単位</u>
ii	要介護 2	<u>985単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,050単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,114単位</u>
v	要介護 5	<u>1,178単位</u>
(2)	認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費（1日につき）	
(一)	認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(I)	
a	要介護 1	<u>721単位</u>
b	要介護 2	<u>785単位</u>
c	要介護 3	<u>850単位</u>
d	要介護 4	<u>914単位</u>
e	要介護 5	<u>979単位</u>
(二)	認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(II)	
a	要介護 1	<u>828単位</u>
b	要介護 2	<u>891単位</u>
c	要介護 3	<u>956単位</u>
d	要介護 4	<u>1,021単位</u>
e	要介護 5	<u>1,084単位</u>
(3)	ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費（1日につき）	
(一)	ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)	
a	ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)	
i	要介護 1	<u>1,099単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,164単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,228単位</u>

ii	要介護 2	<u>874単位</u>
iii	要介護 3	<u>938単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,002単位</u>
v	要介護 5	<u>1,066単位</u>
b	認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)	
i	要介護 1	<u>916単位</u>
ii	要介護 2	<u>979単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,044単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,108単位</u>
v	要介護 5	<u>1,171単位</u>
(2)	認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費（1日につき）	
(一)	認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(I)	
a	要介護 1	<u>717単位</u>
b	要介護 2	<u>780単位</u>
c	要介護 3	<u>845単位</u>
d	要介護 4	<u>909単位</u>
e	要介護 5	<u>973単位</u>
(二)	認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(II)	
a	要介護 1	<u>823単位</u>
b	要介護 2	<u>886単位</u>
c	要介護 3	<u>950単位</u>
d	要介護 4	<u>1,015単位</u>
e	要介護 5	<u>1,078単位</u>
(3)	ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費（1日につき）	
(一)	ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)	
a	ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)	
i	要介護 1	<u>1,093単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,157単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,221単位</u>

iv	要介護 4	<u>1,292単位</u>
v	要介護 5	<u>1,357単位</u>
b	ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)	
i	要介護 1	<u>1,099単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,164単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,228単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,292単位</u>
v	要介護 5	<u>1,357単位</u>
(二)	ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)	
a	ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)	
i	要介護 1	<u>1,044単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,111単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,180単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,247単位</u>
v	要介護 5	<u>1,314単位</u>
b	ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)	
i	要介護 1	<u>1,044単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,111単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,180単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,247単位</u>
v	要介護 5	<u>1,314単位</u>
注 1～8	(略)	
(4)～(13)	(略)	
(14)	特定診療費	
注	<u>入院患者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。</u>	

※ 別に厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等及び単位数の内容は次のとおり。

iv	要介護 4	<u>1,285単位</u>
v	要介護 5	<u>1,349単位</u>
b	ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)	
i	要介護 1	<u>1,093単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,157単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,221単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,285単位</u>
v	要介護 5	<u>1,349単位</u>
(二)	ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)	
a	ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)	
i	要介護 1	<u>1,038単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,105単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,173単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,240単位</u>
v	要介護 5	<u>1,306単位</u>
b	ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)	
i	要介護 1	<u>1,038単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,105単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,173単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,240単位</u>
v	要介護 5	<u>1,306単位</u>
注 1～8	(略)	
(4)～(13)	(略)	
(14)	特定診療費	
注	<u>入院患者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。</u>	

1～3	(略)	
4	重度療養管理（1日につき）	125単位
	注（略）	
5～17	(略)	

(15)～(17) (略)

(18) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(16)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
- (二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(16)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

○ 介護療養施設サービスにおける介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

- (一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金

(15)～(17) (略)
(新設)

改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと

。

(二) 当該施設における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。

(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。

(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 指定介護療養型医療施設において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) 当該指定介護療養型医療施設において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を都道府県知事に

報告すること。

(5) 介護療養施設サービスにおけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イを算定していること。

(6) 介護療養施設サービスにおける介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

4 介護医療院サービス

イ I 型介護医療院サービス費（1日につき）

(1) I 型介護医療院サービス費(Ⅰ)

(一) I 型介護医療院サービス費(i)

a 要介護 1	<u>698単位</u>
b 要介護 2	<u>807単位</u>
c 要介護 3	<u>1,041単位</u>
d 要介護 4	<u>1,141単位</u>
e 要介護 5	<u>1,230単位</u>

(二) I 型介護医療院サービス費(ii)

a 要介護 1	<u>808単位</u>
b 要介護 2	<u>916単位</u>
c 要介護 3	<u>1,151単位</u>
d 要介護 4	<u>1,250単位</u>
e 要介護 5	<u>1,340単位</u>

(2) I 型介護医療院サービス費(Ⅱ)

4 介護医療院サービス

イ I 型介護医療院サービス費（1日につき）

(1) I 型介護医療院サービス費(Ⅰ)

(一) I 型介護医療院サービス費(i)

a 要介護 1	<u>694単位</u>
b 要介護 2	<u>802単位</u>
c 要介護 3	<u>1,035単位</u>
d 要介護 4	<u>1,134単位</u>
e 要介護 5	<u>1,223単位</u>

(二) I 型介護医療院サービス費(ii)

a 要介護 1	<u>803単位</u>
b 要介護 2	<u>911単位</u>
c 要介護 3	<u>1,144単位</u>
d 要介護 4	<u>1,243単位</u>
e 要介護 5	<u>1,332単位</u>

(2) I 型介護医療院サービス費(Ⅱ)

(一) I 型介護医療院サービス費(i)		(一) I 型介護医療院サービス費(i)	
a	要介護 1	688単位	684単位
b	要介護 2	795単位	790単位
c	要介護 3	1,026単位	1,020単位
d	要介護 4	1,124単位	1,117単位
e	要介護 5	1,212単位	1,205単位
(二) I 型介護医療院サービス費(ii)		(二) I 型介護医療院サービス費(ii)	
a	要介護 1	796単位	791単位
b	要介護 2	903単位	898単位
c	要介護 3	1,134単位	1,127単位
d	要介護 4	1,231単位	1,224単位
e	要介護 5	1,320単位	1,312単位
(3) I 型介護医療院サービス費(Ⅲ)		(3) I 型介護医療院サービス費(Ⅲ)	
(一) I 型介護医療院サービス費(i)		(一) I 型介護医療院サービス費(i)	
a	要介護 1	672単位	668単位
b	要介護 2	779単位	774単位
c	要介護 3	1,010単位	1,004単位
d	要介護 4	1,107単位	1,101単位
e	要介護 5	1,196単位	1,189単位
(二) I 型介護医療院サービス費(ii)		(二) I 型介護医療院サービス費(ii)	
a	要介護 1	780単位	775単位
b	要介護 2	887単位	882単位
c	要介護 3	1,117単位	1,111単位
d	要介護 4	1,215単位	1,208単位
e	要介護 5	1,304単位	1,296単位
ロ II 型介護医療院サービス費 (1 日につき)		ロ II 型介護医療院サービス費 (1 日につき)	
(1) II 型介護医療院サービス費(I)		(1) II 型介護医療院サービス費(I)	
(一) II 型介護医療院サービス費(i)		(一) II 型介護医療院サービス費(i)	
a	要介護 1	653単位	649単位
b	要介護 2	747単位	743単位
c	要介護 3	953単位	947単位

d 要介護 4	<u>1,040単位</u>
e 要介護 5	<u>1,118単位</u>
(二) II型介護医療院サービス費(ii)	
a 要介護 1	<u>762単位</u>
b 要介護 2	<u>857単位</u>
c 要介護 3	<u>1,062単位</u>
d 要介護 4	<u>1,150単位</u>
e 要介護 5	<u>1,228単位</u>
(2) II型介護医療院サービス費(II)	
(一) II型介護医療院サービス費(i)	
a 要介護 1	<u>637単位</u>
b 要介護 2	<u>731単位</u>
c 要介護 3	<u>936単位</u>
d 要介護 4	<u>1,024単位</u>
e 要介護 5	<u>1,102単位</u>
(二) II型介護医療院サービス費(ii)	
a 要介護 1	<u>746単位</u>
b 要介護 2	<u>841単位</u>
c 要介護 3	<u>1,046単位</u>
d 要介護 4	<u>1,134単位</u>
e 要介護 5	<u>1,212単位</u>
(3) II型介護医療院サービス費(III)	
(一) II型介護医療院サービス費(i)	
a 要介護 1	<u>626単位</u>
b 要介護 2	<u>720単位</u>
c 要介護 3	<u>925単位</u>
d 要介護 4	<u>1,013単位</u>
e 要介護 5	<u>1,091単位</u>
(二) II型介護医療院サービス費(ii)	
a 要介護 1	<u>735単位</u>
b 要介護 2	<u>830単位</u>

d 要介護 4	<u>1,034単位</u>
e 要介護 5	<u>1,112単位</u>
(二) II型介護医療院サービス費(ii)	
a 要介護 1	<u>758単位</u>
b 要介護 2	<u>852単位</u>
c 要介護 3	<u>1,056単位</u>
d 要介護 4	<u>1,143単位</u>
e 要介護 5	<u>1,221単位</u>
(2) II型介護医療院サービス費(II)	
(一) II型介護医療院サービス費(i)	
a 要介護 1	<u>633単位</u>
b 要介護 2	<u>727単位</u>
c 要介護 3	<u>931単位</u>
d 要介護 4	<u>1,018単位</u>
e 要介護 5	<u>1,096単位</u>
(二) II型介護医療院サービス費(ii)	
a 要介護 1	<u>742単位</u>
b 要介護 2	<u>836単位</u>
c 要介護 3	<u>1,040単位</u>
d 要介護 4	<u>1,127単位</u>
e 要介護 5	<u>1,205単位</u>
(3) II型介護医療院サービス費(III)	
(一) II型介護医療院サービス費(i)	
a 要介護 1	<u>622単位</u>
b 要介護 2	<u>716単位</u>
c 要介護 3	<u>920単位</u>
d 要介護 4	<u>1,007単位</u>
e 要介護 5	<u>1,085単位</u>
(二) II型介護医療院サービス費(ii)	
a 要介護 1	<u>731単位</u>
b 要介護 2	<u>825単位</u>

c 要介護 3	<u>1,035単位</u>	c 要介護 3	<u>1,029単位</u>
d 要介護 4	<u>1,123単位</u>	d 要介護 4	<u>1,116単位</u>
e 要介護 5	<u>1,201単位</u>	e 要介護 5	<u>1,194単位</u>
ハ 特別介護医療院サービス費（1日につき）		ハ 特別介護医療院サービス費（1日につき）	
(1) I型特別介護医療院サービス費		(1) I型特別介護医療院サービス費	
（一） I型特別介護医療院サービス費(i)		（一） I型特別介護医療院サービス費(i)	
a 要介護 1	<u>639単位</u>	a 要介護 1	<u>635単位</u>
b 要介護 2	<u>739単位</u>	b 要介護 2	<u>735単位</u>
c 要介護 3	<u>960単位</u>	c 要介護 3	<u>954単位</u>
d 要介護 4	<u>1,052単位</u>	d 要介護 4	<u>1,046単位</u>
e 要介護 5	<u>1,137単位</u>	e 要介護 5	<u>1,130単位</u>
（二） I型特別介護医療院サービス費(ii)		（二） I型特別介護医療院サービス費(ii)	
a 要介護 1	<u>740単位</u>	a 要介護 1	<u>736単位</u>
b 要介護 2	<u>843単位</u>	b 要介護 2	<u>838単位</u>
c 要介護 3	<u>1,061単位</u>	c 要介護 3	<u>1,055単位</u>
d 要介護 4	<u>1,155単位</u>	d 要介護 4	<u>1,148単位</u>
e 要介護 5	<u>1,238単位</u>	e 要介護 5	<u>1,231単位</u>
(2) II型特別介護医療院サービス費		(2) II型特別介護医療院サービス費	
（一） II型特別介護医療院サービス費(i)		（一） II型特別介護医療院サービス費(i)	
a 要介護 1	<u>593単位</u>	a 要介護 1	<u>590単位</u>
b 要介護 2	<u>684単位</u>	b 要介護 2	<u>680単位</u>
c 要介護 3	<u>879単位</u>	c 要介護 3	<u>874単位</u>
d 要介護 4	<u>963単位</u>	d 要介護 4	<u>957単位</u>
e 要介護 5	<u>1,037単位</u>	e 要介護 5	<u>1,031単位</u>
（二） II型特別介護医療院サービス費(ii)		（二） II型特別介護医療院サービス費(ii)	
a 要介護 1	<u>698単位</u>	a 要介護 1	<u>694単位</u>
b 要介護 2	<u>789単位</u>	b 要介護 2	<u>784単位</u>
c 要介護 3	<u>984単位</u>	c 要介護 3	<u>978単位</u>
d 要介護 4	<u>1,066単位</u>	d 要介護 4	<u>1,060単位</u>
e 要介護 5	<u>1,141単位</u>	e 要介護 5	<u>1,134単位</u>
ニ ユニット型 I型介護医療院サービス費（1日につき）		ニ ユニット型 I型介護医療院サービス費（1日につき）	

(1) ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(i)	
(一) ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(i)	
a 要介護1	<u>825単位</u>
b 要介護2	<u>933単位</u>
c 要介護3	<u>1,168単位</u>
d 要介護4	<u>1,267単位</u>
e 要介護5	<u>1,357単位</u>
(二) ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(ii)	
a 要介護1	<u>825単位</u>
b 要介護2	<u>933単位</u>
c 要介護3	<u>1,168単位</u>
d 要介護4	<u>1,267単位</u>
e 要介護5	<u>1,357単位</u>
(2) ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅱ)	
(一) ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(i)	
a 要介護1	<u>815単位</u>
b 要介護2	<u>921単位</u>
c 要介護3	<u>1,153単位</u>
d 要介護4	<u>1,250単位</u>
e 要介護5	<u>1,339単位</u>
(二) ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(ii)	
a 要介護1	<u>815単位</u>
b 要介護2	<u>921単位</u>
c 要介護3	<u>1,153単位</u>
d 要介護4	<u>1,250単位</u>
e 要介護5	<u>1,339単位</u>
ホ ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費（1日につき）	
(1) ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費(i)	
(一) 要介護1	<u>824単位</u>
(二) 要介護2	<u>924単位</u>
(三) 要介護3	<u>1,142単位</u>

(1) ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(i)	
(一) ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(i)	
a 要介護1	<u>820単位</u>
b 要介護2	<u>928単位</u>
c 要介護3	<u>1,161単位</u>
d 要介護4	<u>1,260単位</u>
e 要介護5	<u>1,349単位</u>
(二) ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(ii)	
a 要介護1	<u>820単位</u>
b 要介護2	<u>928単位</u>
c 要介護3	<u>1,161単位</u>
d 要介護4	<u>1,260単位</u>
e 要介護5	<u>1,349単位</u>
(2) ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅱ)	
(一) ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(i)	
a 要介護1	<u>810単位</u>
b 要介護2	<u>916単位</u>
c 要介護3	<u>1,146単位</u>
d 要介護4	<u>1,243単位</u>
e 要介護5	<u>1,331単位</u>
(二) ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(ii)	
a 要介護1	<u>810単位</u>
b 要介護2	<u>916単位</u>
c 要介護3	<u>1,146単位</u>
d 要介護4	<u>1,243単位</u>
e 要介護5	<u>1,331単位</u>
ホ ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費（1日につき）	
(1) ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費(i)	
(一) 要介護1	<u>819単位</u>
(二) 要介護2	<u>919単位</u>
(三) 要介護3	<u>1,135単位</u>

(四) 要介護 4	<u>1,234単位</u>	(四) 要介護 4	<u>1,227単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,318単位</u>	(五) 要介護 5	<u>1,310単位</u>
(2) ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費(ⅱ)		(2) ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費(ⅱ)	
(一) 要介護 1	<u>824単位</u>	(一) 要介護 1	<u>819単位</u>
(二) 要介護 2	<u>924単位</u>	(二) 要介護 2	<u>919単位</u>
(三) 要介護 3	<u>1,142単位</u>	(三) 要介護 3	<u>1,135単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,234単位</u>	(四) 要介護 4	<u>1,227単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,318単位</u>	(五) 要介護 5	<u>1,310単位</u>
ヘ ユニット型特別介護医療院サービス費（１日につき）		ヘ ユニット型特別介護医療院サービス費（１日につき）	
(1) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費		(1) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費	
(一) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費(ⅰ)		(一) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費(ⅰ)	
a 要介護 1	<u>774単位</u>	a 要介護 1	<u>770単位</u>
b 要介護 2	<u>875単位</u>	b 要介護 2	<u>870単位</u>
c 要介護 3	<u>1,095単位</u>	c 要介護 3	<u>1,089単位</u>
d 要介護 4	<u>1,188単位</u>	d 要介護 4	<u>1,181単位</u>
e 要介護 5	<u>1,271単位</u>	e 要介護 5	<u>1,264単位</u>
(二) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費(ⅱ)		(二) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費(ⅱ)	
a 要介護 1	<u>774単位</u>	a 要介護 1	<u>770単位</u>
b 要介護 2	<u>875単位</u>	b 要介護 2	<u>870単位</u>
c 要介護 3	<u>1,095単位</u>	c 要介護 3	<u>1,089単位</u>
d 要介護 4	<u>1,188単位</u>	d 要介護 4	<u>1,181単位</u>
e 要介護 5	<u>1,271単位</u>	e 要介護 5	<u>1,264単位</u>
(2) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費		(2) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費	
(一) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費(ⅰ)		(一) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費(ⅰ)	
a 要介護 1	<u>783単位</u>	a 要介護 1	<u>778単位</u>
b 要介護 2	<u>878単位</u>	b 要介護 2	<u>873単位</u>
c 要介護 3	<u>1,084単位</u>	c 要介護 3	<u>1,078単位</u>
d 要介護 4	<u>1,173単位</u>	d 要介護 4	<u>1,166単位</u>
e 要介護 5	<u>1,251単位</u>	e 要介護 5	<u>1,244単位</u>
(二) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費(ⅱ)		(二) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費(ⅱ)	
a 要介護 1	<u>783単位</u>	a 要介護 1	<u>778単位</u>

b 要介護 2	<u>878単位</u>
c 要介護 3	<u>1,084単位</u>
d 要介護 4	<u>1,173単位</u>
e 要介護 5	<u>1,251単位</u>

注 1～12 (略)

ト～レ (略)

ソ 特別診療費

注 入所者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等及び単位数の内容は次のとおり。

1～3 (略)

4 重度療養管理（1日につき） 125単位

注 (略)

5～17 (略)

ツ 緊急時施設診療費

入所者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。

(1) 緊急時治療管理（1日につき） 518単位

注 1・2 (略)

(2) (略)

ネ～ノ (略)

オ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院が、入所者に対し、介護医療院サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単

b 要介護 2	<u>873単位</u>
c 要介護 3	<u>1,078単位</u>
d 要介護 4	<u>1,166単位</u>
e 要介護 5	<u>1,244単位</u>

注 1～12 (略)

ト～レ (略)

ソ 特別診療費

注 入所者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

ツ 緊急時施設診療費

入所者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。

(1) 緊急時治療管理（1日につき） 511単位

注 1・2 (略)

(2) (略)

ネ～ノ (略)

(新設)

位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからオまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからオまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

○ 介護医療院サービスにおける介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。

(二) 当該施設における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。

(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職

員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。

(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 介護医療院において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) 介護医療院において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) 介護医療院サービスにおけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イを算定していること。

(6) 介護医療院サービスにおける介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び
(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

別紙 1－4

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算
定に関する基準

○ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）

（傍線部分は改定部分）

改 定 前	改 定 後
別表 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(I)（1月につき） (1) 訪問看護サービスを行わない場合 （一）要介護1 <u>5,680単位</u> （二）要介護2 <u>10,138単位</u> （三）要介護3 <u>16,833単位</u> （四）要介護4 <u>21,293単位</u> （五）要介護5 <u>25,752単位</u> (2) 訪問看護サービスを行う場合 （一）要介護1 <u>8,287単位</u> （二）要介護2 <u>12,946単位</u> （三）要介護3 <u>19,762単位</u> （四）要介護4 <u>24,361単位</u> （五）要介護5 <u>29,512単位</u> ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(II)（1月につき） (1) 要介護1 <u>5,680単位</u> (2) 要介護2 <u>10,138単位</u> (3) 要介護3 <u>16,833単位</u> (4) 要介護4 <u>21,293単位</u> (5) 要介護5 <u>25,752単位</u> 注1～14 （略） ハ～チ （略） リ 介護職員等特定処遇改善加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等	別表 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(I)（1月につき） (1) 訪問看護サービスを行わない場合 （一）要介護1 <u>5,666単位</u> （二）要介護2 <u>10,114単位</u> （三）要介護3 <u>16,793単位</u> （四）要介護4 <u>21,242単位</u> （五）要介護5 <u>25,690単位</u> (2) 訪問看護サービスを行う場合 （一）要介護1 <u>8,267単位</u> （二）要介護2 <u>12,915単位</u> （三）要介護3 <u>19,714単位</u> （四）要介護4 <u>24,302単位</u> （五）要介護5 <u>29,441単位</u> ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(II)（1月につき） (1) 要介護1 <u>5,666単位</u> (2) 要介護2 <u>10,114単位</u> (3) 要介護3 <u>16,793単位</u> (4) 要介護4 <u>21,242単位</u> (5) 要介護5 <u>25,690単位</u> 注1～14 （略） ハ～チ （略） （新設）

の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからトまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからトまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。

○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと

〇
(二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員

（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること

○
(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。

(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。

(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。

(4) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。

(5) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費におけるサービス提供体制強化加算(1)イのいずれかを算定していること。

(6) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護

職員処遇改善加算(I)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

2 夜間対応型訪問介護費

イ 夜間対応型訪問介護費(I) 別に厚生労働大臣が定める単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数の内容は次のとおり。

別表

1	基本夜間対応型訪問介護費（1月につき）	<u>1,013単位</u>
	注（略）	
2	定期巡回サービス費（1回につき）	<u>379単位</u>
	注（略）	
3	随時訪問サービス費(I)（1回につき）	<u>578単位</u>
	注（略）	
4	随時訪問サービス費(Ⅱ)（1回につき）	<u>778単位</u>
	注（略）	

ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ) 1月につき2,751単位
注1～5 （略）

ハ・ニ （略）

ホ 介護職員等特定処遇改善加算

2 夜間対応型訪問介護費

イ 夜間対応型訪問介護費(I) 別に厚生労働大臣が定める単位数

ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ) 1月につき2,742単位
注1～5 （略）

ハ・ニ （略）

（新設）

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからハまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからハまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。

○ 夜間対応型訪問介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと

(二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員

（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること

—
(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。

(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 指定夜間対応型訪問介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。

(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。

(4) 指定夜間対応型訪問介護事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。

(5) 夜間対応型訪問介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イのいずれかを算定していること。

(6) 夜間対応型訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月

までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
いること。

2の2 地域密着型通所介護費

イ 地域密着型通所介護費

(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

(一) 要介護1	409単位
(二) 要介護2	469単位
(三) 要介護3	530単位
(四) 要介護4	589単位
(五) 要介護5	651単位

(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合

(一) 要介護1	428単位
(二) 要介護2	491単位
(三) 要介護3	555単位
(四) 要介護4	617単位
(五) 要介護5	682単位

(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合

(一) 要介護1	645単位
(二) 要介護2	761単位
(三) 要介護3	879単位
(四) 要介護4	995単位
(五) 要介護5	1,113単位

(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合

2の2 地域密着型通所介護費

イ 地域密着型通所介護費

(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

(一) 要介護1	407単位
(二) 要介護2	466単位
(三) 要介護3	527単位
(四) 要介護4	586単位
(五) 要介護5	647単位

(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合

(一) 要介護1	426単位
(二) 要介護2	488単位
(三) 要介護3	552単位
(四) 要介護4	614単位
(五) 要介護5	678単位

(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合

(一) 要介護1	641単位
(二) 要介護2	757単位
(三) 要介護3	874単位
(四) 要介護4	990単位
(五) 要介護5	1,107単位

(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合

(一) 要介護 1	<u>666単位</u>	(一) 要介護 1	<u>662単位</u>
(二) 要介護 2	<u>786単位</u>	(二) 要介護 2	<u>782単位</u>
(三) 要介護 3	<u>908単位</u>	(三) 要介護 3	<u>903単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,029単位</u>	(四) 要介護 4	<u>1,023単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,150単位</u>	(五) 要介護 5	<u>1,144単位</u>
(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合		(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>739単位</u>	(一) 要介護 1	<u>735単位</u>
(二) 要介護 2	<u>873単位</u>	(二) 要介護 2	<u>868単位</u>
(三) 要介護 3	<u>1,012単位</u>	(三) 要介護 3	<u>1,006単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,150単位</u>	(四) 要介護 4	<u>1,144単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,288単位</u>	(五) 要介護 5	<u>1,281単位</u>
(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合		(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>768単位</u>	(一) 要介護 1	<u>764単位</u>
(二) 要介護 2	<u>908単位</u>	(二) 要介護 2	<u>903単位</u>
(三) 要介護 3	<u>1,052単位</u>	(三) 要介護 3	<u>1,046単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,197単位</u>	(四) 要介護 4	<u>1,190単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,339単位</u>	(五) 要介護 5	<u>1,332単位</u>
ロ 療養通所介護費		ロ 療養通所介護費	
(1) 所要時間 3 時間以上 6 時間未満の場合	<u>1,012単位</u>	(1) 所要時間 3 時間以上 6 時間未満の場合	<u>1,007単位</u>
(2) 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の場合	<u>1,519単位</u>	(2) 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の場合	<u>1,511単位</u>
注 1～22 (略)		注 1～22 (略)	
ハ・ニ (略)		ハ・ニ (略)	
ホ 介護職員等特定処遇改善加算		(新設)	
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。			
(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) イからハまでにより算			

定した単位数の1000分の12に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからハまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。

○ 地域密着型通所介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと

(二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること

(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介

護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。

(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 指定地域密着型通所介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。

(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。

(4) 指定地域密着型通所介護事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。

(5) 地域密着型通所介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イのいずれかを算定していること。

(6) 地域密着型通所介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

いること。

3 認知症対応型通所介護費

イ 認知症対応型通所介護費(I)

(1) 認知症対応型通所介護費(i)

(一) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合

a 要介護 1	<u>540単位</u>
b 要介護 2	<u>594単位</u>
c 要介護 3	<u>650単位</u>
d 要介護 4	<u>705単位</u>
e 要介護 5	<u>759単位</u>

(二) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合

a 要介護 1	<u>566単位</u>
b 要介護 2	<u>623単位</u>
c 要介護 3	<u>681単位</u>
d 要介護 4	<u>738単位</u>
e 要介護 5	<u>795単位</u>

(三) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合

a 要介護 1	<u>853単位</u>
b 要介護 2	<u>945単位</u>
c 要介護 3	<u>1,035単位</u>
d 要介護 4	<u>1,127単位</u>
e 要介護 5	<u>1,219単位</u>

(四) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合

a 要介護 1	<u>875単位</u>
b 要介護 2	<u>969単位</u>
c 要介護 3	<u>1,061単位</u>
d 要介護 4	<u>1,156単位</u>
e 要介護 5	<u>1,250単位</u>

(五) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合

a 要介護 1	<u>989単位</u>
---------	--------------

3 認知症対応型通所介護費

イ 認知症対応型通所介護費(I)

(1) 認知症対応型通所介護費(i)

(一) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合

a 要介護 1	<u>538単位</u>
b 要介護 2	<u>592単位</u>
c 要介護 3	<u>647単位</u>
d 要介護 4	<u>702単位</u>
e 要介護 5	<u>756単位</u>

(二) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合

a 要介護 1	<u>564単位</u>
b 要介護 2	<u>620単位</u>
c 要介護 3	<u>678単位</u>
d 要介護 4	<u>735単位</u>
e 要介護 5	<u>792単位</u>

(三) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合

a 要介護 1	<u>849単位</u>
b 要介護 2	<u>941単位</u>
c 要介護 3	<u>1,031単位</u>
d 要介護 4	<u>1,122単位</u>
e 要介護 5	<u>1,214単位</u>

(四) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合

a 要介護 1	<u>871単位</u>
b 要介護 2	<u>965単位</u>
c 要介護 3	<u>1,057単位</u>
d 要介護 4	<u>1,151単位</u>
e 要介護 5	<u>1,245単位</u>

(五) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合

a 要介護 1	<u>985単位</u>
---------	--------------

b 要介護 2	<u>1,097単位</u>
c 要介護 3	<u>1,204単位</u>
d 要介護 4	<u>1,312単位</u>
e 要介護 5	<u>1,420単位</u>
(六) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
a 要介護 1	<u>1,021単位</u>
b 要介護 2	<u>1,132単位</u>
c 要介護 3	<u>1,242単位</u>
d 要介護 4	<u>1,355単位</u>
e 要介護 5	<u>1,465単位</u>
(2) 認知症対応型通所介護費(ⅱ)	
(一) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
a 要介護 1	<u>489単位</u>
b 要介護 2	<u>538単位</u>
c 要介護 3	<u>586単位</u>
d 要介護 4	<u>636単位</u>
e 要介護 5	<u>685単位</u>
(二) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
a 要介護 1	<u>512単位</u>
b 要介護 2	<u>563単位</u>
c 要介護 3	<u>615単位</u>
d 要介護 4	<u>666単位</u>
e 要介護 5	<u>717単位</u>
(三) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
a 要介護 1	<u>767単位</u>
b 要介護 2	<u>849単位</u>
c 要介護 3	<u>931単位</u>
d 要介護 4	<u>1,011単位</u>
e 要介護 5	<u>1,094単位</u>
(四) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
a 要介護 1	<u>786単位</u>

b 要介護 2	<u>1,092単位</u>
c 要介護 3	<u>1,199単位</u>
d 要介護 4	<u>1,307単位</u>
e 要介護 5	<u>1,414単位</u>
(六) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
a 要介護 1	<u>1,017単位</u>
b 要介護 2	<u>1,127単位</u>
c 要介護 3	<u>1,237単位</u>
d 要介護 4	<u>1,349単位</u>
e 要介護 5	<u>1,459単位</u>
(2) 認知症対応型通所介護費(ⅱ)	
(一) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
a 要介護 1	<u>487単位</u>
b 要介護 2	<u>536単位</u>
c 要介護 3	<u>584単位</u>
d 要介護 4	<u>633単位</u>
e 要介護 5	<u>682単位</u>
(二) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
a 要介護 1	<u>510単位</u>
b 要介護 2	<u>561単位</u>
c 要介護 3	<u>612単位</u>
d 要介護 4	<u>663単位</u>
e 要介護 5	<u>714単位</u>
(三) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
a 要介護 1	<u>764単位</u>
b 要介護 2	<u>845単位</u>
c 要介護 3	<u>927単位</u>
d 要介護 4	<u>1,007単位</u>
e 要介護 5	<u>1,089単位</u>
(四) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
a 要介護 1	<u>783単位</u>

b 要介護 2	<u>871単位</u>
c 要介護 3	<u>955単位</u>
d 要介護 4	<u>1,037単位</u>
e 要介護 5	<u>1,122単位</u>
(五) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
a 要介護 1	<u>889単位</u>
b 要介護 2	<u>984単位</u>
c 要介護 3	<u>1,081単位</u>
d 要介護 4	<u>1,177単位</u>
e 要介護 5	<u>1,272単位</u>
(六) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
a 要介護 1	<u>917単位</u>
b 要介護 2	<u>1,015単位</u>
c 要介護 3	<u>1,115単位</u>
d 要介護 4	<u>1,215単位</u>
e 要介護 5	<u>1,314単位</u>
ロ 認知症対応型通所介護費(Ⅱ)	
(1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>265単位</u>
(二) 要介護 2	<u>275単位</u>
(三) 要介護 3	<u>284単位</u>
(四) 要介護 4	<u>293単位</u>
(五) 要介護 5	<u>303単位</u>
(2) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>277単位</u>
(二) 要介護 2	<u>288単位</u>
(三) 要介護 3	<u>297単位</u>
(四) 要介護 4	<u>307単位</u>
(五) 要介護 5	<u>317単位</u>
(3) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>443単位</u>

b 要介護 2	<u>867単位</u>
c 要介護 3	<u>951単位</u>
d 要介護 4	<u>1,033単位</u>
e 要介護 5	<u>1,117単位</u>
(五) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
a 要介護 1	<u>885単位</u>
b 要介護 2	<u>980単位</u>
c 要介護 3	<u>1,076単位</u>
d 要介護 4	<u>1,172単位</u>
e 要介護 5	<u>1,267単位</u>
(六) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
a 要介護 1	<u>913単位</u>
b 要介護 2	<u>1,011単位</u>
c 要介護 3	<u>1,110単位</u>
d 要介護 4	<u>1,210単位</u>
e 要介護 5	<u>1,308単位</u>
ロ 認知症対応型通所介護費(Ⅱ)	
(1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>264単位</u>
(二) 要介護 2	<u>274単位</u>
(三) 要介護 3	<u>283単位</u>
(四) 要介護 4	<u>292単位</u>
(五) 要介護 5	<u>302単位</u>
(2) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>276単位</u>
(二) 要介護 2	<u>287単位</u>
(三) 要介護 3	<u>296単位</u>
(四) 要介護 4	<u>306単位</u>
(五) 要介護 5	<u>316単位</u>
(3) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>441単位</u>

(二) 要介護 2	<u>458単位</u>
(三) 要介護 3	<u>475単位</u>
(四) 要介護 4	<u>491単位</u>
(五) 要介護 5	<u>507単位</u>
(4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>455単位</u>
(二) 要介護 2	<u>470単位</u>
(三) 要介護 3	<u>487単位</u>
(四) 要介護 4	<u>503単位</u>
(五) 要介護 5	<u>519単位</u>
(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>520単位</u>
(二) 要介護 2	<u>539単位</u>
(三) 要介護 3	<u>557単位</u>
(四) 要介護 4	<u>575単位</u>
(五) 要介護 5	<u>595単位</u>
(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>537単位</u>
(二) 要介護 2	<u>556単位</u>
(三) 要介護 3	<u>575単位</u>
(四) 要介護 4	<u>594単位</u>
(五) 要介護 5	<u>615単位</u>

注 1～13 (略)

ハ・ニ (略)

ホ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただ

(二) 要介護 2	<u>456単位</u>
(三) 要介護 3	<u>473単位</u>
(四) 要介護 4	<u>489単位</u>
(五) 要介護 5	<u>505単位</u>
(4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>453単位</u>
(二) 要介護 2	<u>468単位</u>
(三) 要介護 3	<u>485単位</u>
(四) 要介護 4	<u>501単位</u>
(五) 要介護 5	<u>517単位</u>
(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>518単位</u>
(二) 要介護 2	<u>537単位</u>
(三) 要介護 3	<u>555単位</u>
(四) 要介護 4	<u>573単位</u>
(五) 要介護 5	<u>593単位</u>
(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>535単位</u>
(二) 要介護 2	<u>554単位</u>
(三) 要介護 3	<u>573単位</u>
(四) 要介護 4	<u>592単位</u>
(五) 要介護 5	<u>612単位</u>

注 1～13 (略)

ハ・ニ (略)

(新設)

し、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからハまでにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからハまでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。

○ 認知症対応型通所介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと

(二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること

(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職

員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。

(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 指定認知症対応型通所介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。

(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。

(4) 指定認知症対応型通所介護事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。

(5) 認知症対応型通所介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イのいずれかを算定していること。

(6) 認知症対応型通所介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの

利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
いること。

4 小規模多機能型居宅介護費

イ 小規模多機能型居宅介護費（１月につき）

(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合

(一) 要介護 1	<u>10,364単位</u>
(二) 要介護 2	<u>15,232単位</u>
(三) 要介護 3	<u>22,157単位</u>
(四) 要介護 4	<u>24,454単位</u>
(五) 要介護 5	<u>26,964単位</u>

(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合

(一) 要介護 1	<u>9,338単位</u>
(二) 要介護 2	<u>13,724単位</u>
(三) 要介護 3	<u>19,963単位</u>
(四) 要介護 4	<u>22,033単位</u>
(五) 要介護 5	<u>24,295単位</u>

ロ 短期利用居宅介護費（１日につき）

(1) 要介護 1	<u>567単位</u>
(2) 要介護 2	<u>634単位</u>
(3) 要介護 3	<u>703単位</u>
(4) 要介護 4	<u>770単位</u>
(5) 要介護 5	<u>835単位</u>

注 1～7 （略）

ハ～ワ （略）

カ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指

4 小規模多機能型居宅介護費

イ 小規模多機能型居宅介護費（１月につき）

(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合

(一) 要介護 1	<u>10,320単位</u>
(二) 要介護 2	<u>15,167単位</u>
(三) 要介護 3	<u>22,062単位</u>
(四) 要介護 4	<u>24,350単位</u>
(五) 要介護 5	<u>26,849単位</u>

(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合

(一) 要介護 1	<u>9,298単位</u>
(二) 要介護 2	<u>13,665単位</u>
(三) 要介護 3	<u>19,878単位</u>
(四) 要介護 4	<u>21,939単位</u>
(五) 要介護 5	<u>24,191単位</u>

ロ 短期利用居宅介護費（１日につき）

(1) 要介護 1	<u>565単位</u>
(2) 要介護 2	<u>632単位</u>
(3) 要介護 3	<u>700単位</u>
(4) 要介護 4	<u>767単位</u>
(5) 要介護 5	<u>832単位</u>

注 1～7 （略）

ハ～ワ （略）

（新設）

定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。

○ 小規模多機能型居宅介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと

(二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること

- (三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。
- (四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。
- (3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。
- (5) 小規模多機能型居宅介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イのいずれかを算定していること。
- (6) 小規模多機能型居宅介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。
- (7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知し

ていること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの
利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び
(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
いること。

5 認知症対応型共同生活介護費

イ 認知症対応型共同生活介護費（１日につき）

(1) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)

(一) 要介護 1	761単位
(二) 要介護 2	797単位
(三) 要介護 3	820単位
(四) 要介護 4	837単位
(五) 要介護 5	854単位

(2) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)

(一) 要介護 1	749単位
(二) 要介護 2	784単位
(三) 要介護 3	808単位
(四) 要介護 4	824単位
(五) 要介護 5	840単位

ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費（１日につき）

(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)

(一) 要介護 1	789単位
(二) 要介護 2	825単位
(三) 要介護 3	849単位
(四) 要介護 4	865単位
(五) 要介護 5	882単位

(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)

(一) 要介護 1	777単位
(二) 要介護 2	813単位

5 認知症対応型共同生活介護費

イ 認知症対応型共同生活介護費（１日につき）

(1) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)

(一) 要介護 1	759単位
(二) 要介護 2	795単位
(三) 要介護 3	818単位
(四) 要介護 4	835単位
(五) 要介護 5	852単位

(2) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)

(一) 要介護 1	747単位
(二) 要介護 2	782単位
(三) 要介護 3	806単位
(四) 要介護 4	822単位
(五) 要介護 5	838単位

ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費（１日につき）

(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)

(一) 要介護 1	787単位
(二) 要介護 2	823単位
(三) 要介護 3	847単位
(四) 要介護 4	863単位
(五) 要介護 5	880単位

(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)

(一) 要介護 1	775単位
(二) 要介護 2	811単位

- (三) 要介護 3 837単位
- (四) 要介護 4 853単位
- (五) 要介護 5 869単位

注 1 ～ 7 (略)

ハ～ル (略)

ヲ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからヌまでにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからヌまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。

○ 認知症対応型共同生活介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

- (一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であ

- (三) 要介護 3 835単位
- (四) 要介護 4 851単位
- (五) 要介護 5 867単位

注 1 ～ 7 (略)

ハ～ル (略)

(新設)

ること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと

○
(二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること

○
(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。

(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 指定認知症対応型共同生活介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。

(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。

(4) 指定認知症対応型共同生活介護事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を市町村

長に報告すること。

(5) 認知症対応型共同生活介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イのいずれかを算定していること。

(6) 認知症対応型共同生活介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費（１日につき）

- | | |
|-----------|--------------|
| (1) 要介護 1 | <u>535単位</u> |
| (2) 要介護 2 | <u>601単位</u> |
| (3) 要介護 3 | <u>670単位</u> |
| (4) 要介護 4 | <u>734単位</u> |
| (5) 要介護 5 | <u>802単位</u> |

ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費（１日につき）

- | | |
|-----------|--------------|
| (1) 要介護 1 | <u>535単位</u> |
| (2) 要介護 2 | <u>601単位</u> |
| (3) 要介護 3 | <u>670単位</u> |
| (4) 要介護 4 | <u>734単位</u> |
| (5) 要介護 5 | <u>802単位</u> |

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費（１日につき）

- | | |
|-----------|--------------|
| (1) 要介護 1 | <u>534単位</u> |
| (2) 要介護 2 | <u>599単位</u> |
| (3) 要介護 3 | <u>668単位</u> |
| (4) 要介護 4 | <u>732単位</u> |
| (5) 要介護 5 | <u>800単位</u> |

ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費（１日につき）

- | | |
|-----------|--------------|
| (1) 要介護 1 | <u>534単位</u> |
| (2) 要介護 2 | <u>599単位</u> |
| (3) 要介護 3 | <u>668単位</u> |
| (4) 要介護 4 | <u>732単位</u> |
| (5) 要介護 5 | <u>800単位</u> |

注 1 ～ 11 （略）

ハ～ト （略）

チ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設が、利用者に対し、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからへまでにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからへまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

○ 地域密着型特定施設入居者生活介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと

注 1 ～ 11 （略）

ハ～ト （略）

（新設）

-
- (二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること
-
- (三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。
- (四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。
- (2) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。
- (3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。
- (4) 指定地域密着型特定施設入居者生活事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。
- (5) 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域

密着型特定施設入居者生活介護費の注4の入居継続支援加算又は地域密着型特定施設入居者生活介護費におけるサービス提供体制強化加算(I)イのいずれかを算定していること。

(6) 地域密着型特定施設入居者生活介護費における介護職員処遇改善加算(I)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費

(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)（1日につき）

(一) 要介護1	<u>567単位</u>
(二) 要介護2	<u>636単位</u>
(三) 要介護3	<u>706単位</u>
(四) 要介護4	<u>776単位</u>
(五) 要介護5	<u>843単位</u>

(2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)（1日につき）

(一) 要介護1	<u>567単位</u>
(二) 要介護2	<u>636単位</u>
(三) 要介護3	<u>706単位</u>

7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費

(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)（1日につき）

(一) 要介護1	<u>565単位</u>
(二) 要介護2	<u>634単位</u>
(三) 要介護3	<u>704単位</u>
(四) 要介護4	<u>774単位</u>
(五) 要介護5	<u>841単位</u>

(2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)（1日につき）

(一) 要介護1	<u>565単位</u>
(二) 要介護2	<u>634単位</u>
(三) 要介護3	<u>704単位</u>

(四) 要介護 4	<u>776単位</u>
(五) 要介護 5	<u>843単位</u>
ロ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	
(1) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	
(I) (1日につき)	
(一) 要介護 1	<u>646単位</u>
(二) 要介護 2	<u>714単位</u>
(三) 要介護 3	<u>787単位</u>
(四) 要介護 4	<u>857単位</u>
(五) 要介護 5	<u>925単位</u>
(2) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	
(II) (1日につき)	
(一) 要介護 1	<u>646単位</u>
(二) 要介護 2	<u>714単位</u>
(三) 要介護 3	<u>787単位</u>
(四) 要介護 4	<u>857単位</u>
(五) 要介護 5	<u>925単位</u>
ハ 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (1日につき)	
(1) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)	
(一) 要介護 1	<u>661単位</u>
(二) 要介護 2	<u>726単位</u>
(三) 要介護 3	<u>796単位</u>
(四) 要介護 4	<u>861単位</u>
(五) 要介護 5	<u>926単位</u>
(2) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)	
(一) 要介護 1	<u>661単位</u>
(二) 要介護 2	<u>726単位</u>
(三) 要介護 3	<u>796単位</u>
(四) 要介護 4	<u>861単位</u>
(五) 要介護 5	<u>926単位</u>

(四) 要介護 4	<u>774単位</u>
(五) 要介護 5	<u>841単位</u>
ロ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	
(1) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	
(I) (1日につき)	
(一) 要介護 1	<u>644単位</u>
(二) 要介護 2	<u>712単位</u>
(三) 要介護 3	<u>785単位</u>
(四) 要介護 4	<u>854単位</u>
(五) 要介護 5	<u>922単位</u>
(2) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	
(II) (1日につき)	
(一) 要介護 1	<u>644単位</u>
(二) 要介護 2	<u>712単位</u>
(三) 要介護 3	<u>785単位</u>
(四) 要介護 4	<u>854単位</u>
(五) 要介護 5	<u>922単位</u>
ハ 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (1日につき)	
(1) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)	
(一) 要介護 1	<u>659単位</u>
(二) 要介護 2	<u>724単位</u>
(三) 要介護 3	<u>794単位</u>
(四) 要介護 4	<u>859単位</u>
(五) 要介護 5	<u>923単位</u>
(2) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)	
(一) 要介護 1	<u>659単位</u>
(二) 要介護 2	<u>724単位</u>
(三) 要介護 3	<u>794単位</u>
(四) 要介護 4	<u>859単位</u>
(五) 要介護 5	<u>923単位</u>

ニ ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（１日につき）

(1) ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)

(一) 要介護 1	<u>732単位</u>
(二) 要介護 2	<u>797単位</u>
(三) 要介護 3	<u>868単位</u>
(四) 要介護 4	<u>934単位</u>
(五) 要介護 5	<u>998単位</u>

(2) ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)

(一) 要介護 1	<u>732単位</u>
(二) 要介護 2	<u>797単位</u>
(三) 要介護 3	<u>868単位</u>
(四) 要介護 4	<u>934単位</u>
(五) 要介護 5	<u>998単位</u>

注 1 ～ 18 （略）

ホ～ハ （略）

ノ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからウまでにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからウまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

ニ ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（１日につき）

(1) ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)

(一) 要介護 1	<u>730単位</u>
(二) 要介護 2	<u>795単位</u>
(三) 要介護 3	<u>866単位</u>
(四) 要介護 4	<u>931単位</u>
(五) 要介護 5	<u>995単位</u>

(2) ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)

(一) 要介護 1	<u>730単位</u>
(二) 要介護 2	<u>795単位</u>
(三) 要介護 3	<u>866単位</u>
(四) 要介護 4	<u>931単位</u>
(五) 要介護 5	<u>995単位</u>

注 1 ～ 18 （略）

ホ～ハ （略）

（新設）

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

○ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと

。

(二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること

。

(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。

(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額

- が年額四百四十万円を上回らないこと。
- (2) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。
- (3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。
- (4) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護介護事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。
- (5) 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の注5の日常生活継続支援加算(I)若しくは(II)又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護におけるサービス提供体制強化加算(I)イのいずれかを算定していること。
- (6) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における介護職員処遇改善加算(I)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。
- (7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。
- (8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び
(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

8 複合型サービス費

イ 看護小規模多機能型居宅介護費（1月につき）

(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合

(一) 要介護1	12,401単位
(二) 要介護2	17,352単位
(三) 要介護3	24,392単位
(四) 要介護4	27,665単位
(五) 要介護5	31,293単位

(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合

(一) 要介護1	11,173単位
(二) 要介護2	15,634単位
(三) 要介護3	21,977単位
(四) 要介護4	24,926単位
(五) 要介護5	28,195単位

ロ 短期利用居宅介護費（1日につき）

(1) 要介護1	568単位
(2) 要介護2	635単位
(3) 要介護3	703単位
(4) 要介護4	770単位
(5) 要介護5	836単位

注1～11 （略）

ハ～ヨ （略）

タ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加

8 複合型サービス費

イ 看護小規模多機能型居宅介護費（1月につき）

(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合

(一) 要介護1	12,341単位
(二) 要介護2	17,268単位
(三) 要介護3	24,274単位
(四) 要介護4	27,531単位
(五) 要介護5	31,141単位

(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合

(一) 要介護1	11,119単位
(二) 要介護2	15,558単位
(三) 要介護3	21,871単位
(四) 要介護4	24,805単位
(五) 要介護5	28,058単位

ロ 短期利用居宅介護費（1日につき）

(1) 要介護1	565単位
(2) 要介護2	632単位
(3) 要介護3	700単位
(4) 要介護4	767単位
(5) 要介護5	832単位

注1～11 （略）

ハ～ヨ （略）

（新設）

算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している
場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからカまでにより算
定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからカまでにより算
定した単位数の1000分の12に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。

○ 看護小規模多機能型居宅介護費における介護職員等特定
処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のい
ずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲
げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要す
る費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定
見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該
計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改
善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金
改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であ
ること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算
定見込額が少額であることその他の理由により、当
該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと

(二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の
賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員
(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善
に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること

(三) 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)
の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職

員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。

(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること

(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。

(4) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。

(5) 看護小規模多機能型居宅介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イのいずれかを算定していること。

(6) 看護小規模多機能型居宅介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知し

ていること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの
利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び
(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

別紙 1－5

指定介護予防サービスに要する費用の額の算定
に関する基準

○ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）

（傍線部分は改出部分）

改 出 前	改 出 後
指定介護予防サービス介護給付費単位数表 1 介護予防訪問入浴介護費 イ 介護予防訪問入浴介護費 <u>849単位</u> 注1～8 （略） ロ・ハ （略） 二 介護職員等特定処遇改善加算 <u>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</u> <u>(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イ及びロにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数</u> <u>(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ及びロにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数</u> ※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。 ○ <u>介護予防訪問入浴介護における介護職員等特定処遇改善加算の基準</u> <u>イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</u> <u>(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定</u>	指定介護予防サービス介護給付費単位数表 1 介護予防訪問入浴介護費 イ 介護予防訪問入浴介護費 <u>845単位</u> 注1～8 （略） ロ・ハ （略） （新設）

見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと

(二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること

(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。

(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 指定介護予防訪問入浴介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るため

に当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) 介護予防訪問入浴介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イを算定していること。

(6) 介護予防訪問入浴介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

2 介護予防訪問看護費

イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合

- | | |
|---|----------------|
| (1) 所要時間20分未満の場合 | <u>301単位</u> |
| (2) 所要時間30分未満の場合 | <u>449単位</u> |
| (3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 | <u>790単位</u> |
| (4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 | <u>1,084単位</u> |
| (5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合
(1回につき) | <u>287単位</u> |

ロ 病院又は診療所の場合

- | | |
|------------------|--------------|
| (1) 所要時間20分未満の場合 | <u>254単位</u> |
| (2) 所要時間30分未満の場合 | <u>380単位</u> |

2 介護予防訪問看護費

イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合

- | | |
|---|----------------|
| (1) 所要時間20分未満の場合 | <u>300単位</u> |
| (2) 所要時間30分未満の場合 | <u>448単位</u> |
| (3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 | <u>787単位</u> |
| (4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 | <u>1,080単位</u> |
| (5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合
(1回につき) | <u>286単位</u> |

ロ 病院又は診療所の場合

- | | |
|------------------|--------------|
| (1) 所要時間20分未満の場合 | <u>253単位</u> |
| (2) 所要時間30分未満の場合 | <u>379単位</u> |

(3) 所要時間30分以上 1 時間未満の場合	<u>550単位</u>	(3) 所要時間30分以上 1 時間未満の場合	<u>548単位</u>
(4) 所要時間 1 時間以上 1 時間30分未満の場合	<u>810単位</u>	(4) 所要時間 1 時間以上 1 時間30分未満の場合	<u>807単位</u>
注 1 ～12 (略)		注 1 ～12 (略)	
ハ～ヘ (略)		ハ～ヘ (略)	
3 介護予防訪問リハビリテーション費		3 介護予防訪問リハビリテーション費	
イ 介護予防訪問リハビリテーション費 (1 回につき)	<u>292単位</u>	イ 介護予防訪問リハビリテーション費 (1 回につき)	<u>290単位</u>
注 1 ～10 (略)		注 1 ～10 (略)	
ロ・ハ (略)		ロ・ハ (略)	
4 介護予防居宅療養管理指導費		4 介護予防居宅療養管理指導費	
イ 医師が行う場合		イ 医師が行う場合	
(1) 介護予防居宅療養管理指導費(I)		(1) 介護予防居宅療養管理指導費(I)	
(一) 単一建物居住者 1 人に対して行う場合	<u>509単位</u>	(一) 単一建物居住者 1 人に対して行う場合	<u>507単位</u>
(二) 単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合	<u>485単位</u>	(二) 単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合	<u>483単位</u>
(三) (一)及び(二)以外の場合	<u>444単位</u>	(三) (一)及び(二)以外の場合	<u>442単位</u>
(2) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅱ)		(2) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅱ)	
(一) 単一建物居住者 1 人に対して行う場合	<u>295単位</u>	(一) 単一建物居住者 1 人に対して行う場合	<u>294単位</u>
(二) 単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合	<u>285単位</u>	(二) 単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合	<u>284単位</u>
(三) (一)及び(二)以外の場合	<u>261単位</u>	(三) (一)及び(二)以外の場合	<u>260単位</u>
注 1 ～ 5 (略)		注 1 ～ 5 (略)	
ロ 歯科医師が行う場合		ロ 歯科医師が行う場合	
(1) 単一建物居住者 1 人に対して行う場合	<u>509単位</u>	(1) 単一建物居住者 1 人に対して行う場合	<u>507単位</u>
(2) 単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合	<u>485単位</u>	(2) 単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合	<u>483単位</u>
(3) (1)及び(2)以外の場合	<u>444単位</u>	(3) (1)及び(2)以外の場合	<u>442単位</u>
注 1 ～ 4 (略)		注 1 ～ 4 (略)	
ハ 薬剤師が行う場合		ハ 薬剤師が行う場合	
(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合		(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合	
(一) 単一建物居住者 1 人に対して行う場合	<u>560単位</u>	(一) 単一建物居住者 1 人に対して行う場合	<u>558単位</u>
(二) 単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合		(二) 単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合	

	<u>415単位</u>		<u>414単位</u>
(三) (一)及び(二)以外の場合	<u>379単位</u>	(三) (一)及び(二)以外の場合	<u>378単位</u>
(2) 薬局の薬剤師が行う場合		(2) 薬局の薬剤師が行う場合	
(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>509単位</u>	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>507単位</u>
(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	
	<u>377単位</u>		<u>376単位</u>
(三) (一)及び(二)以外の場合	<u>345単位</u>	(三) (一)及び(二)以外の場合	<u>344単位</u>
注1～5 (略)		注1～5 (略)	
ニ 管理栄養士が行う場合		ニ 管理栄養士が行う場合	
(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>539単位</u>	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>537単位</u>
(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合		(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	
	<u>485単位</u>		<u>483単位</u>
(3) (1)及び(2)以外の場合	<u>444単位</u>	(3) (1)及び(2)以外の場合	<u>442単位</u>
注1～4 (略)		注1～4 (略)	
ホ 歯科衛生士等が行う場合		ホ 歯科衛生士等が行う場合	
(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>356単位</u>	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>355単位</u>
(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合		(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	
	<u>324単位</u>		<u>323単位</u>
(3) (1)及び(2)以外の場合	<u>296単位</u>	(3) (1)及び(2)以外の場合	<u>295単位</u>
注1～4 (略)		注1～4 (略)	
ヘ (略)		ヘ (略)	
5 介護予防通所リハビリテーション費(1月につき)		5 介護予防通所リハビリテーション費(1月につき)	
イ 介護予防通所リハビリテーション費		イ 介護予防通所リハビリテーション費	
(1) 要支援1	<u>1,721単位</u>	(1) 要支援1	<u>1,712単位</u>
(2) 要支援2	<u>3,634単位</u>	(2) 要支援2	<u>3,615単位</u>
注1～9 (略)		注1～9 (略)	
ロ～リ (略)		ロ～リ (略)	
ヌ 介護職員等特定処遇改善加算		(新設)	
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用			

者に対し、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからチまでにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからチまでにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

○ 介護予防通所リハビリテーションにおける介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと

(二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること

- 。-
- (三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。
- (四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。
- (2) 指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。
- (3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。
- (4) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 介護予防通所リハビリテーション費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イを算定していること。
- (6) 介護予防通所リハビリテーション費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。
- (7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月

までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

6 介護予防短期入所生活介護費（１日につき）

イ 介護予防短期入所生活介護費

(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費

(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)

a 要支援 1 466単位

b 要支援 2 579単位

(二) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)

a 要支援 1 466単位

b 要支援 2 579単位

(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費

(一) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)

a 要支援 1 438単位

b 要支援 2 545単位

(二) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)

a 要支援 1 438単位

b 要支援 2 545単位

ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費

(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費

(一) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)

a 要支援 1 545単位

b 要支援 2 662単位

(二) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)

6 介護予防短期入所生活介護費（１日につき）

イ 介護予防短期入所生活介護費

(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費

(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)

a 要支援 1 465単位

b 要支援 2 577単位

(二) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)

a 要支援 1 465単位

b 要支援 2 577単位

(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費

(一) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)

a 要支援 1 437単位

b 要支援 2 543単位

(二) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)

a 要支援 1 437単位

b 要支援 2 543単位

ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費

(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費

(一) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)

a 要支援 1 543単位

b 要支援 2 660単位

(二) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)

- a 要支援 1 545単位
- b 要支援 2 662単位
- (2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費
 - (一) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(I)
 - a 要支援 1 514単位
 - b 要支援 2 638単位
 - (二) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)
 - a 要支援 1 514単位
 - b 要支援 2 638単位

注 1～13 (略)

ハ～ヘ (略)

ト 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからホまでにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからホまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

○ 介護予防短期入所生活介護における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要す

- a 要支援 1 543単位
- b 要支援 2 660単位
- (2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費
 - (一) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(I)
 - a 要支援 1 512単位
 - b 要支援 2 636単位
 - (二) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)
 - a 要支援 1 512単位
 - b 要支援 2 636単位

注 1～13 (略)

ハ～ヘ (略)

(新設)

る費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと

。
(二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること

。
(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。

(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 指定介護予防短期入所生活介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃

金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) 介護予防短期入所生活介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イを算定していること。

(6) 介護予防短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

(1) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費

(イ) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)

a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)

i 要支援 1 580単位

ii 要支援 2 721単位

b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

(1) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費

(イ) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)

a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)

i 要支援 1 578単位

ii 要支援 2 719単位

b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)

i	要支援 1	<u>621単位</u>
ii	要支援 2	<u>762単位</u>
c	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
i	要支援 1	<u>613単位</u>
ii	要支援 2	<u>768単位</u>
d	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	
i	要支援 1	<u>660単位</u>
ii	要支援 2	<u>816単位</u>
(二)	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>584単位</u>
ii	要支援 2	<u>725単位</u>
b	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>621単位</u>
ii	要支援 2	<u>777単位</u>
(三)	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>584単位</u>
ii	要支援 2	<u>725単位</u>
b	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>621単位</u>
ii	要支援 2	<u>777単位</u>
(四)	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>568単位</u>
ii	要支援 2	<u>707単位</u>
b	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>601単位</u>
ii	要支援 2	<u>752単位</u>
(2)	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費	
(一)	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費	

i	要支援 1	<u>619単位</u>
ii	要支援 2	<u>759単位</u>
c	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
i	要支援 1	<u>611単位</u>
ii	要支援 2	<u>765単位</u>
d	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	
i	要支援 1	<u>658単位</u>
ii	要支援 2	<u>813単位</u>
(二)	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>582単位</u>
ii	要支援 2	<u>723単位</u>
b	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>619単位</u>
ii	要支援 2	<u>774単位</u>
(三)	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>582単位</u>
ii	要支援 2	<u>723単位</u>
b	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>619単位</u>
ii	要支援 2	<u>774単位</u>
(四)	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>566単位</u>
ii	要支援 2	<u>705単位</u>
b	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>599単位</u>
ii	要支援 2	<u>750単位</u>
(2)	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費	
(一)	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費	

費(I)

a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援 1 623単位

ii 要支援 2 781単位

b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援 1 668単位

ii 要支援 2 826単位

c ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iii)

i 要支援 1 623単位

ii 要支援 2 781単位

d ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iv)

i 要支援 1 668単位

ii 要支援 2 826単位

(二) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(II)

a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援 1 651単位

ii 要支援 2 809単位

b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援 1 651単位

ii 要支援 2 809単位

(三) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(III)

a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)

費(I)

a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援 1 621単位

ii 要支援 2 778単位

b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援 1 666単位

ii 要支援 2 823単位

c ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iii)

i 要支援 1 621単位

ii 要支援 2 778単位

d ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iv)

i 要支援 1 666単位

ii 要支援 2 823単位

(二) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(II)

a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援 1 649単位

ii 要支援 2 806単位

b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援 1 649単位

ii 要支援 2 806単位

(三) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(III)

a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援 1	<u>651単位</u>
ii 要支援 2	<u>809単位</u>
b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援 1	<u>651単位</u>
ii 要支援 2	<u>809単位</u>
(四) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援 1	<u>611単位</u>
ii 要支援 2	<u>764単位</u>
b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援 1	<u>611単位</u>
ii 要支援 2	<u>764単位</u>
注 1～14 (略)	
(3)・(4) (略)	
(5) 緊急時施設療養費	
利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。	
。	
(一) 緊急時治療管理(1日につき)	<u>518単位</u>
注 1・2 (略)	
(二) (略)	
(6)・(7) (略)	
(8) <u>介護職員等特定処遇改善加算</u>	
<u>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は</u>	

i 要支援 1	<u>649単位</u>
ii 要支援 2	<u>806単位</u>
b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援 1	<u>649単位</u>
ii 要支援 2	<u>806単位</u>
(四) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援 1	<u>609単位</u>
ii 要支援 2	<u>762単位</u>
b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援 1	<u>609単位</u>
ii 要支援 2	<u>762単位</u>
注 1～14 (略)	
(3)・(4) (略)	
(5) 緊急時施設療養費	
利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。	
。	
(一) 緊急時治療管理(1日につき)	<u>511単位</u>
注 1・2 (略)	
(二) (略)	
(6)・(7) (略)	
(新設)	

、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

○ 介護予防短期入所療養介護における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと

(二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること

- (三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。
- (四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。
- (2) 指定介護予防短期入所療養介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。
- (3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。
- (4) 当該指定介護予防短期入所療養介護事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 介護予防短期入所療養介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イを算定していること。
- (6) 介護予防短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。
- (7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関

するものを除く。以下この号において同じ。) 及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

(1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)

(一) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(I)

a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援 1 525単位

ii 要支援 2 659単位

b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援 1 553単位

ii 要支援 2 687単位

c 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iii)

i 要支援 1 543単位

ii 要支援 2 677単位

d 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iv)

i 要支援 1 581単位

ii 要支援 2 736単位

e 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(v)

i 要支援 1 614単位

ii 要支援 2 769単位

f 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(vi)

i 要支援 1 602単位

ii 要支援 2 757単位

(二) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)

a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)

ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

(1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)

(一) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(I)

a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援 1 523単位

ii 要支援 2 657単位

b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援 1 551単位

ii 要支援 2 685単位

c 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iii)

i 要支援 1 541単位

ii 要支援 2 675単位

d 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iv)

i 要支援 1 579単位

ii 要支援 2 734単位

e 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(v)

i 要支援 1 612単位

ii 要支援 2 767単位

f 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(vi)

i 要支援 1 600単位

ii 要支援 2 755単位

(二) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)

a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)

i	要支援 1	<u>494単位</u>
ii	要支援 2	<u>619単位</u>
b	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>509単位</u>
ii	要支援 2	<u>634単位</u>
c	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iii)	
i	要支援 1	<u>552単位</u>
ii	要支援 2	<u>698単位</u>
d	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iv)	
i	要支援 1	<u>570単位</u>
ii	要支援 2	<u>716単位</u>
(三)	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>477単位</u>
ii	要支援 2	<u>596単位</u>
b	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>536単位</u>
ii	要支援 2	<u>676単位</u>
(2)	病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一)	病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(I)	
a	病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>534単位</u>
ii	要支援 2	<u>668単位</u>
b	病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>591単位</u>
ii	要支援 2	<u>746単位</u>
(二)	病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a	病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>534単位</u>
ii	要支援 2	<u>668単位</u>

i	要支援 1	<u>492単位</u>
ii	要支援 2	<u>617単位</u>
b	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>507単位</u>
ii	要支援 2	<u>632単位</u>
c	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iii)	
i	要支援 1	<u>550単位</u>
ii	要支援 2	<u>696単位</u>
d	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iv)	
i	要支援 1	<u>568単位</u>
ii	要支援 2	<u>714単位</u>
(三)	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>476単位</u>
ii	要支援 2	<u>594単位</u>
b	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>534単位</u>
ii	要支援 2	<u>674単位</u>
(2)	病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一)	病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(I)	
a	病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>532単位</u>
ii	要支援 2	<u>666単位</u>
b	病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>589単位</u>
ii	要支援 2	<u>744単位</u>
(二)	病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a	病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>532単位</u>
ii	要支援 2	<u>666単位</u>

b	病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)	
i	要支援 1	<u>591単位</u>
ii	要支援 2	<u>746単位</u>
(3)	ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	
(一)	ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(I)	
a	要支援 1	<u>607単位</u>
b	要支援 2	<u>764単位</u>
(二)	ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a	要支援 1	<u>635単位</u>
b	要支援 2	<u>792単位</u>
(三)	ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	要支援 1	<u>625単位</u>
b	要支援 2	<u>782単位</u>
(四)	ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a	要支援 1	<u>607単位</u>
b	要支援 2	<u>764単位</u>
(五)	ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(V)	
a	要支援 1	<u>635単位</u>
b	要支援 2	<u>792単位</u>
(六)	ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅵ)	
a	要支援 1	<u>625単位</u>
b	要支援 2	<u>782単位</u>
(4)	ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	
(一)	ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(I)	
a	要支援 1	<u>607単位</u>
b	要支援 2	<u>764単位</u>
(二)	ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	

b	病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)	
i	要支援 1	<u>589単位</u>
ii	要支援 2	<u>744単位</u>
(3)	ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	
(一)	ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(I)	
a	要支援 1	<u>605単位</u>
b	要支援 2	<u>762単位</u>
(二)	ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a	要支援 1	<u>633単位</u>
b	要支援 2	<u>790単位</u>
(三)	ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	要支援 1	<u>623単位</u>
b	要支援 2	<u>780単位</u>
(四)	ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a	要支援 1	<u>605単位</u>
b	要支援 2	<u>762単位</u>
(五)	ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(V)	
a	要支援 1	<u>633単位</u>
b	要支援 2	<u>790単位</u>
(六)	ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅵ)	
a	要支援 1	<u>623単位</u>
b	要支援 2	<u>780単位</u>
(4)	ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	
(一)	ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(I)	
a	要支援 1	<u>605単位</u>
b	要支援 2	<u>762単位</u>
(二)	ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	

a 要支援 1 607単位
b 要支援 2 764単位

注 1～11 (略)

(5)・(6) (略)

(7) 特定診療費

注 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等及び単位数の内容は次のとおり。

1～3 (略)

4 重度療養管理(1日につき) 125単位

注 (略)

5～17 (略)

(8)・(9) (略)

(10) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ (1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ (1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

a 要支援 1 605単位
b 要支援 2 762単位

注 1～11 (略)

(5)・(6) (略)

(7) 特定診療費

注 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

(8)・(9) (略)
(新設)

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

○ 介護予防短期入所療養介護における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと

。

(二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること

。

(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。

(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額

- が年額四百四十万円を上回らないこと。
- (2) 指定介護予防短期入所療養介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。
- (3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。
- (4) 当該指定介護予防短期入所療養介護事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 介護予防短期入所療養介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イを算定していること。
- (6) 介護予防短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。
-
- (7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。
- (8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。
- ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費（１日につき）

（一）診療所介護予防短期入所療養介護費(I)

a	診療所介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>509単位</u>
ii	要支援 2	<u>639単位</u>
b	診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>536単位</u>
ii	要支援 2	<u>666単位</u>
c	診療所介護予防短期入所療養介護費(iii)	
i	要支援 1	<u>527単位</u>
ii	要支援 2	<u>657単位</u>
d	診療所介護予防短期入所療養介護費(iv)	
i	要支援 1	<u>566単位</u>
ii	要支援 2	<u>717単位</u>
e	診療所介護予防短期入所療養介護費(v)	
i	要支援 1	<u>598単位</u>
ii	要支援 2	<u>749単位</u>
f	診療所介護予防短期入所療養介護費(vi)	
i	要支援 1	<u>587単位</u>
ii	要支援 2	<u>738単位</u>

（二）診療所介護予防短期入所療養介護費(II)

a	診療所介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>452単位</u>
ii	要支援 2	<u>565単位</u>
b	診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>516単位</u>
ii	要支援 2	<u>651単位</u>

(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費（１日につき）

（一）ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(I)

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費（１日につき）

（一）診療所介護予防短期入所療養介護費(I)

a	診療所介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>507単位</u>
ii	要支援 2	<u>637単位</u>
b	診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>534単位</u>
ii	要支援 2	<u>664単位</u>
c	診療所介護予防短期入所療養介護費(iii)	
i	要支援 1	<u>525単位</u>
ii	要支援 2	<u>655単位</u>
d	診療所介護予防短期入所療養介護費(iv)	
i	要支援 1	<u>564単位</u>
ii	要支援 2	<u>715単位</u>
e	診療所介護予防短期入所療養介護費(v)	
i	要支援 1	<u>596単位</u>
ii	要支援 2	<u>747単位</u>
f	診療所介護予防短期入所療養介護費(vi)	
i	要支援 1	<u>585単位</u>
ii	要支援 2	<u>736単位</u>

（二）診療所介護予防短期入所療養介護費(II)

a	診療所介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>451単位</u>
ii	要支援 2	<u>563単位</u>
b	診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>514単位</u>
ii	要支援 2	<u>649単位</u>

(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費（１日につき）

（一）ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(I)

a 要支援 1	<u>591単位</u>
b 要支援 2	<u>744単位</u>
(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a 要支援 1	<u>618単位</u>
b 要支援 2	<u>771単位</u>
(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a 要支援 1	<u>609単位</u>
b 要支援 2	<u>762単位</u>
(四) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a 要支援 1	<u>591単位</u>
b 要支援 2	<u>744単位</u>
(五) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ)	
a 要支援 1	<u>618単位</u>
b 要支援 2	<u>771単位</u>
(六) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅵ)	
a 要支援 1	<u>609単位</u>
b 要支援 2	<u>762単位</u>

注 1～10 (略)

(3)・(4) (略)

(5) 特定診療費

注 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等及び単位数の内容は次のとおり。

1～3 (略)

4 重度療養管理(1日につき) 125単位

注 (略)

5～17 (略)

a 要支援 1	<u>589単位</u>
b 要支援 2	<u>742単位</u>
(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a 要支援 1	<u>616単位</u>
b 要支援 2	<u>769単位</u>
(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a 要支援 1	<u>607単位</u>
b 要支援 2	<u>760単位</u>
(四) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a 要支援 1	<u>589単位</u>
b 要支援 2	<u>742単位</u>
(五) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ)	
a 要支援 1	<u>616単位</u>
b 要支援 2	<u>769単位</u>
(六) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅵ)	
a 要支援 1	<u>607単位</u>
b 要支援 2	<u>760単位</u>

注 1～10 (略)

(3)・(4) (略)

(5) 特定診療費

注 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

(6)・(7) (略)

(8) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

○ 介護予防短期入所療養介護における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当

(6)・(7) (略)

(新設)

該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと

—
(二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること

—
(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。

(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 指定介護予防短期入所療養介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) 当該指定介護予防短期入所療養介護事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) 介護予防短期入所療養介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イを算定していること。

(6) 介護予防短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること

—
(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。)及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)

(一) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)

a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 815単位

ii 要支援2 977単位

b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1 922単位

ii 要支援2 1,077単位

(二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)

a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 752単位

ii 要支援2 922単位

b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1 810単位

ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)

(一) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)

a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 813単位

ii 要支援2 974単位

b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1 919単位

ii 要支援2 1,074単位

(二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)

a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 750単位

ii 要支援2 919単位

b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1 808単位

ii 要支援 2	<u>1,001単位</u>
(三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援 1	<u>730単位</u>
ii 要支援 2	<u>894単位</u>
b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援 1	<u>788単位</u>
ii 要支援 2	<u>974単位</u>
(四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援 1	<u>718単位</u>
ii 要支援 2	<u>878単位</u>
b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援 1	<u>775単位</u>
ii 要支援 2	<u>958単位</u>
(五) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ)	
a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援 1	<u>658単位</u>
ii 要支援 2	<u>819単位</u>
b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援 1	<u>765単位</u>
ii 要支援 2	<u>921単位</u>
(2) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費 (1 日につき)	
(一) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(I)	
a 要支援 1	<u>566単位</u>
b 要支援 2	<u>727単位</u>
(二) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a 要支援 1	<u>624単位</u>
b 要支援 2	<u>806単位</u>
(3) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1	

ii 要支援 2	<u>998単位</u>
(三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援 1	<u>728単位</u>
ii 要支援 2	<u>892単位</u>
b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援 1	<u>786単位</u>
ii 要支援 2	<u>971単位</u>
(四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援 1	<u>716単位</u>
ii 要支援 2	<u>876単位</u>
b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援 1	<u>773単位</u>
ii 要支援 2	<u>955単位</u>
(五) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ)	
a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援 1	<u>656単位</u>
ii 要支援 2	<u>817単位</u>
b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援 1	<u>763単位</u>
ii 要支援 2	<u>918単位</u>
(2) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費 (1 日につき)	
(一) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(I)	
a 要支援 1	<u>564単位</u>
b 要支援 2	<u>725単位</u>
(二) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a 要支援 1	<u>622単位</u>
b 要支援 2	<u>804単位</u>
(3) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1	

日につき)

(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)

a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費

(i)

i 要支援 1 942単位

ii 要支援 2 1,098単位

b ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費

(ii)

i 要支援 1 942単位

ii 要支援 2 1,098単位

(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II)

a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費

(i)

i 要支援 1 834単位

ii 要支援 2 1,027単位

b ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費

(ii)

i 要支援 1 834単位

ii 要支援 2 1,027単位

注 1～6 (略)

(4) (略)

(5) 特定診療費

注 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等及び単位数の内容は次のとおり。

1～3 (略)

4 重度療養管理(1日につき) 125単位

日につき)

(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)

a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費

(i)

i 要支援 1 939単位

ii 要支援 2 1,095単位

b ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費

(ii)

i 要支援 1 939単位

ii 要支援 2 1,095単位

(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II)

a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費

(i)

i 要支援 1 832単位

ii 要支援 2 1,024単位

b ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費

(ii)

i 要支援 1 832単位

ii 要支援 2 1,024単位

注 1～6 (略)

(4) (略)

(5) 特定診療費

注 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

注 (略)
5～17 (略)

(6)・(7) (略)

(8) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

○ 介護予防短期入所療養介護における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であ

(6)・(7) (略)
(新設)

ること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。

○
(二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。

○
(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。

(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 指定介護予防短期入所療養介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) 当該指定介護予防短期入所療養介護事業所において

、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) 介護予防短期入所療養介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イを算定していること。

(6) 介護予防短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費

(1) I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（1日につき）

(一) I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)

a I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 578単位

ii 要支援2 712単位

b I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1 639単位

ii 要支援2 794単位

(二) I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)

a I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 568単位

ii 要支援2 702単位

ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費

(1) I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（1日につき）

(一) I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)

a I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 576単位

ii 要支援2 710単位

b I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1 637単位

ii 要支援2 792単位

(二) I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)

a I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 566単位

ii 要支援2 700単位

b	I 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)	
i	要支援 1	<u>627単位</u>
ii	要支援 2	<u>782単位</u>
(三)	I 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	I 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>552単位</u>
ii	要支援 2	<u>686単位</u>
b	I 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)	
i	要支援 1	<u>611単位</u>
ii	要支援 2	<u>766単位</u>
(2)	II 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (1 日につき)	
(一)	II 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(I)	
a	II 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>551単位</u>
ii	要支援 2	<u>674単位</u>
b	II 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)	
i	要支援 1	<u>612単位</u>
ii	要支援 2	<u>756単位</u>
(二)	II 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(II)	
a	II 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>535単位</u>
ii	要支援 2	<u>658単位</u>
b	II 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)	
i	要支援 1	<u>596単位</u>
ii	要支援 2	<u>740単位</u>
(三)	II 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	II 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>524単位</u>
ii	要支援 2	<u>647単位</u>
b	II 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)	

b	I 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)	
i	要支援 1	<u>625単位</u>
ii	要支援 2	<u>780単位</u>
(三)	I 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	I 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>550単位</u>
ii	要支援 2	<u>684単位</u>
b	I 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)	
i	要支援 1	<u>609単位</u>
ii	要支援 2	<u>764単位</u>
(2)	II 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (1 日につき)	
(一)	II 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(I)	
a	II 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>549単位</u>
ii	要支援 2	<u>672単位</u>
b	II 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)	
i	要支援 1	<u>610単位</u>
ii	要支援 2	<u>754単位</u>
(二)	II 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(II)	
a	II 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>533単位</u>
ii	要支援 2	<u>656単位</u>
b	II 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)	
i	要支援 1	<u>594単位</u>
ii	要支援 2	<u>738単位</u>
(三)	II 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	II 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>522単位</u>
ii	要支援 2	<u>645単位</u>
b	II 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)	

i	要支援 1	<u>585単位</u>
ii	要支援 2	<u>729単位</u>
(3)	特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	
(一)	I型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
a	I型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>525単位</u>
ii	要支援 2	<u>652単位</u>
b	I型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>581単位</u>
ii	要支援 2	<u>728単位</u>
(二)	II型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
a	II型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>500単位</u>
ii	要支援 2	<u>617単位</u>
b	II型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>558単位</u>
ii	要支援 2	<u>695単位</u>
(4)	ユニット型 I 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	
(一)	ユニット型 I 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
(I)		
a	ユニット型 I 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>660単位</u>
ii	要支援 2	<u>818単位</u>
b	ユニット型 I 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>660単位</u>
ii	要支援 2	<u>818単位</u>
(二)	ユニット型 I 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	

i	要支援 1	<u>583単位</u>
ii	要支援 2	<u>727単位</u>
(3)	特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	
(一)	I型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
a	I型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>523単位</u>
ii	要支援 2	<u>650単位</u>
b	I型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>579単位</u>
ii	要支援 2	<u>726単位</u>
(二)	II型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
a	II型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>498単位</u>
ii	要支援 2	<u>615単位</u>
b	II型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>556単位</u>
ii	要支援 2	<u>693単位</u>
(4)	ユニット型 I 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	
(一)	ユニット型 I 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
(I)		
a	ユニット型 I 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>658単位</u>
ii	要支援 2	<u>815単位</u>
b	ユニット型 I 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>658単位</u>
ii	要支援 2	<u>815単位</u>
(二)	ユニット型 I 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	

(Ⅱ)	
a ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援 1	<u>650単位</u>
ii 要支援 2	<u>808単位</u>
b ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援 1	<u>650単位</u>
ii 要支援 2	<u>808単位</u>
(5) ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一) ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
a 要支援 1	<u>674単位</u>
b 要支援 2	<u>821単位</u>
(二) ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
a 要支援 1	<u>674単位</u>
b 要支援 2	<u>821単位</u>
(6) ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
a ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援 1	<u>618単位</u>
ii 要支援 2	<u>767単位</u>
b ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援 1	<u>618単位</u>
ii 要支援 2	<u>767単位</u>

(Ⅱ)	
a ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援 1	<u>648単位</u>
ii 要支援 2	<u>805単位</u>
b ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援 1	<u>648単位</u>
ii 要支援 2	<u>805単位</u>
(5) ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一) ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
a 要支援 1	<u>672単位</u>
b 要支援 2	<u>818単位</u>
(二) ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
a 要支援 1	<u>672単位</u>
b 要支援 2	<u>818単位</u>
(6) ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
a ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援 1	<u>616単位</u>
ii 要支援 2	<u>765単位</u>
b ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援 1	<u>616単位</u>
ii 要支援 2	<u>765単位</u>

(二) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費

a ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援 1 643単位

ii 要支援 2 781単位

b ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援 1 643単位

ii 要支援 2 781単位

注 1～11 (略)

(7) (略)

(8) 緊急時施設診療費

利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。

イ 緊急時治療管理 (1日につき) 518単位

注 1・2 (略)

ロ (略)

(9) (略)

(10) 特別診療費

注 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等及び単位数の内容は次のとおり。

1～3 (略)

4 重度療養管理 (1日につき) 125単位

注 (略)

(二) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費

a ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援 1 641単位

ii 要支援 2 779単位

b ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援 1 641単位

ii 要支援 2 779単位

注 1～11 (略)

(7) (略)

(8) 緊急時施設診療費

利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。

イ 緊急時治療管理 (1日につき) 511単位

注 1・2 (略)

ロ (略)

(9) (略)

(10) 特別診療費

注 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

5～17 (略)

(11)・(12) (略)

(13) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

○ 介護予防短期入所療養介護における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算

(11)・(12) (略)

(新設)

定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。

(二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。

(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。

(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 指定介護予防短期入所療養介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) 当該指定介護予防短期入所療養介護事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を都

道府県知事に報告すること。

(5) 介護予防短期入所療養介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イを算定していること。

(6) 介護予防短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

8 介護予防特定施設入居者生活介護費

イ 介護予防特定施設入居者生活介護費（１日につき）

(1) 要支援 1 181単位

(2) 要支援 2 310単位

ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費（１月につき）

注 1 指定介護予防特定施設（指定介護予防サービス基準第230条第１項に規定する指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。）において、イについては指定介護予防特定施設入居者生活介護（同項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この号において「利用者」という。）の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定するものとし、ロについては指定介護予防特定施設において、外部サービス利

8 介護予防特定施設入居者生活介護費

イ 介護予防特定施設入居者生活介護費（１日につき）

(1) 要支援 1 180単位

(2) 要支援 2 309単位

ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費（１月につき）

注 1 指定介護予防特定施設（指定介護予防サービス基準第230条第１項に規定する指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。）において、イについては指定介護予防特定施設入居者生活介護（同項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この号において「利用者」という。）の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定するものとし、ロについては指定介護予防特定施設において、外部サービス利

用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス基準第253条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、別に厚生労働大臣が定めるサービスの種類及び当該サービスの単位数を基に得た当該外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る総単位数について、利用者の要支援状態区分ごとに別に厚生労働大臣が定める単位数を限度として算定する。ただし、看護職員又は介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数の内容は次のとおり。

一 （略）

二 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数

イ （略）

ロ 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防特定施設入居者生活介護費の注1の厚生労働大臣の定める限度単位数は、要支援状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数とする。

(1) 要支援一 五千三十二単位

(2) 要支援二 一万五百三十一単位

別表第二

1 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護基本サービス費（1日につき） 55単位

注1・2 （略）

用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス基準第253条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、別に厚生労働大臣が定めるサービスの種類及び当該サービスの単位数を基に得た当該外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る総単位数について、利用者の要支援状態区分ごとに別に厚生労働大臣が定める単位数を限度として算定する。ただし、看護職員又は介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 指定訪問介護（1月につき）

利用者に対して、指定訪問介護に係る受託介護予防サービス事業者（指定介護予防サービス基準第253条に規定する受託介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）の訪問介護員等が、指定訪問介護を行った場合には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

(1) 1週に1回程度の訪問介護が必要とされた者

1,054単位

(2) 1週に2回程度の訪問介護が必要とされた者

2,108単位

(3) (2)に掲げる回数の程度を超える訪問介護が必要とされた者（その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第2条第1項第2号に掲げる区分である者に限る。）

3,344単位

3 指定通所介護（1月につき）

利用者に対して、指定通所介護に係る受託介護予防サービス事業者が、施設基準第5号イ(2)に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、指定通所介護を行った場合には、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。

(1) 要支援1

1,489単位

(2) 要支援2

3,053単位

4～11 （略）

2～8 （略）

ハ～ホ （略）

ヘ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防特定施設が、利用者に対し、指定介護予

2～8 （略）

ハ～ホ （略）

（新設）

防特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからニまでにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからニまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

○ 介護予防特定施設入居者生活介護における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと

(二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること

- (三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。
- (四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。
- (2) 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。
- (3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。
- (4) 当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 介護予防特定施設入居者生活介護費におけるサービス提供体制強化加算(I)イを算定していること。
- (6) 介護予防特定施設入居者生活介護費における介護職員処遇改善加算(I)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。
- (7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関

<u>するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。</u> <u>(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</u> <u>ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</u>	9 (略)
---	--------------

別紙 1－6

指定地域密着型介護予防サービスに要する費用
の額の算定に関する基準

○ 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）

（単位は円）

単 位 別	単 位 別
別表 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表 1 介護予防認知症対応型通所介護費 イ 介護予防認知症対応型通所介護費(I) (1) 介護予防認知症対応型通所介護費(i) (一) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合 a 要支援 1 <u>473単位</u> b 要支援 2 <u>523単位</u> (二) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合 a 要支援 1 <u>495単位</u> b 要支援 2 <u>548単位</u> (三) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合 a 要支援 1 <u>738単位</u> b 要支援 2 <u>824単位</u> (四) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合 a 要支援 1 <u>757単位</u> b 要支援 2 <u>846単位</u> (五) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合 a 要支援 1 <u>856単位</u> b 要支援 2 <u>956単位</u> (六) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合 a 要支援 1 <u>883単位</u> b 要支援 2 <u>986単位</u> (2) 介護予防認知症対応型通所介護費(ii) (一) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合 a 要支援 1 <u>427単位</u>	別表 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表 1 介護予防認知症対応型通所介護費 イ 介護予防認知症対応型通所介護費(I) (1) 介護予防認知症対応型通所介護費(i) (一) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合 a 要支援 1 <u>471単位</u> b 要支援 2 <u>521単位</u> (二) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合 a 要支援 1 <u>493単位</u> b 要支援 2 <u>546単位</u> (三) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合 a 要支援 1 <u>735単位</u> b 要支援 2 <u>821単位</u> (四) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合 a 要支援 1 <u>754単位</u> b 要支援 2 <u>842単位</u> (五) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合 a 要支援 1 <u>852単位</u> b 要支援 2 <u>952単位</u> (六) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合 a 要支援 1 <u>879単位</u> b 要支援 2 <u>982単位</u> (2) 介護予防認知症対応型通所介護費(ii) (一) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合 a 要支援 1 <u>425単位</u>

b 要支援 2	<u>474単位</u>	b 要支援 2	<u>472単位</u>
(二) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合		(二) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
a 要支援 1	<u>447単位</u>	a 要支援 1	<u>445単位</u>
b 要支援 2	<u>496単位</u>	b 要支援 2	<u>494単位</u>
(三) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合		(三) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
a 要支援 1	<u>664単位</u>	a 要支援 1	<u>661単位</u>
b 要支援 2	<u>740単位</u>	b 要支援 2	<u>737単位</u>
(四) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合		(四) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
a 要支援 1	<u>681単位</u>	a 要支援 1	<u>678単位</u>
b 要支援 2	<u>759単位</u>	b 要支援 2	<u>756単位</u>
(五) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合		(五) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
a 要支援 1	<u>769単位</u>	a 要支援 1	<u>766単位</u>
b 要支援 2	<u>859単位</u>	b 要支援 2	<u>855単位</u>
(六) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合		(六) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
a 要支援 1	<u>794単位</u>	a 要支援 1	<u>791単位</u>
b 要支援 2	<u>886単位</u>	b 要支援 2	<u>882単位</u>
ロ 介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅱ)		ロ 介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅱ)	
(1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合		(1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
(一) 要支援 1	<u>246単位</u>	(一) 要支援 1	<u>245単位</u>
(二) 要支援 2	<u>260単位</u>	(二) 要支援 2	<u>259単位</u>
(2) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合		(2) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要支援 1	<u>258単位</u>	(一) 要支援 1	<u>257単位</u>
(二) 要支援 2	<u>272単位</u>	(二) 要支援 2	<u>271単位</u>
(3) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合		(3) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要支援 1	<u>411単位</u>	(一) 要支援 1	<u>409単位</u>
(二) 要支援 2	<u>434単位</u>	(二) 要支援 2	<u>432単位</u>
(4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合		(4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要支援 1	<u>422単位</u>	(一) 要支援 1	<u>420単位</u>
(二) 要支援 2	<u>445単位</u>	(二) 要支援 2	<u>443単位</u>
(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合		(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要支援 1	<u>482単位</u>	(一) 要支援 1	<u>480単位</u>

(二) 要支援 2 510単位 (6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合 (一) 要支援 1 498単位 (二) 要支援 2 526単位	(二) 要支援 2 508単位 (6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合 (一) 要支援 1 496単位 (二) 要支援 2 524単位
注 1 ～13 (略)	注 1 ～13 (略)
ハ・ニ (略)	ハ・ニ (略)
ホ <u>介護職員等特定処遇改善加算</u>	(新設)
<u>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</u>	
<u>(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからハまでにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数</u>	
<u>(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからハまでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数</u>	
※ 別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。 ○ <u>介護予防認知症対応型通所介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準</u> イ <u>介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</u> <u>(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</u>	

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと

(二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること

(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。

(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。

(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改

善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。

(4) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。

(5) 介護予防認知症対応型通所介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イのいずれかを算定していること

(6) 介護予防認知症対応型通所介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。)及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)

(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合

(一) 要支援1 3,418単位

(二) 要支援2 6,908単位

(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合

(一) 要支援1 3,080単位

(二) 要支援2 6,224単位

ロ 短期利用介護予防居宅介護費(1日につき)

(1) 要支援1 421単位

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)

(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合

(一) 要支援1 3,403単位

(二) 要支援2 6,877単位

(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合

(一) 要支援1 3,066単位

(二) 要支援2 6,196単位

ロ 短期利用介護予防居宅介護費(1日につき)

(1) 要支援1 419単位

(2) 要支援 2

526単位

注 1 ～ 7 (略)

ハ～リ (略)

ヌ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからチまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからチまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。

○ 介護予防小規模多機能型居宅介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算

(2) 要支援 2

524単位

注 1 ～ 7 (略)

ハ～リ (略)

(新設)

定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと

—
(二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること

—
(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。

(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。

(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。

(4) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を

市町村長に報告すること。

(5) 介護予防小規模多機能型居宅介護費におけるサービス提供体制強化加算(I)イのいずれかを算定していること。

(6) 介護予防小規模多機能型居宅介護費における介護職員処遇改善加算(I)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費（１日につき）

(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(I) 757単位

(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ) 745単位

ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費（１日につき）

(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(I) 785単位

(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ) 773単位

注 1 ～ 6 （略）

ハ～ヌ （略）

ル 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費（１日につき）

(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(I) 755単位

(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ) 743単位

ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費（１日につき）

(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(I) 783単位

(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ) 771単位

注 1 ～ 6 （略）

ハ～ヌ （略）

（新設）

の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからリまでにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからリまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。

○ 介護予防認知症対応型共同生活介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと

〇
(二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員

（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること

○
(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。

(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。

(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。

(4) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。

(5) 介護予防認知症対応型共同生活介護費におけるサービス提供体制強化加算(1)イのいずれかを算定していること。

(6) 介護予防認知症対応型共同生活介護費における介護

職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

別紙 1－7

指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準

○ 指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十九号）

(傍線部分は改正部分)

必 出 額	改 正 額
指定介護予防支援介護給付費単位数表 介護予防支援費 イ 介護予防支援費（１月につき） 注１・２ （略） ロ・ハ （略） 431単位	指定介護予防支援介護給付費単位数表 介護予防支援費 イ 介護予防支援費（１月につき） 注１・２ （略） ロ・ハ （略） 430単位

参考 2－1

厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療
費に係る指導管理等及び単位数

- 厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等及び単位数（平成十二年厚生省告示第三十号）
（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第一 1～3（略） 4 重度療養管理（1日につき） 注（略） 5～17（略） 別表第二 1～3（略） 4 重度療養管理（1日につき） 注（略） 5～17（略）	別表第一 1～3（略） 4 重度療養管理（1日につき） 注（略） 5～17（略） 別表第二 1～3（略） 4 重度療養管理（1日につき） 注（略） 5～17（略）

参考 2－2

居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び
介護予防サービス費等区分支給限度基準額

○ 居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額（平成十二年厚生省告示第三十三号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一 居宅介護サービス費等区分支給限度基準額は、居宅要介護被保険者（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四十一条第一項に規定する居宅要介護被保険者をいう。以下同じ。）が受ける居宅サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービスについて算定される単位数の合計が次に掲げる要介護状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数に至るまで居宅要介護被保険者が居宅サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービスを受けることができる額とする。 イ 経過的要介護（略） ロ 要介護一 一万六千七百六十五単位 ハ 要介護二 一万九千七百五単位 ニ 要介護三 二万七千四十八単位 ホ 要介護四 三万九百三十八単位 ヘ 要介護五 三万六千二百十七単位 二 介護予防サービス費等区分支給限度基準額は、居宅要支援被保険者（法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）が受ける介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスについて算定される単位数の合計が次に掲げる要支援状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数に至るまで居宅要支援被保険者が介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを受けることができる額とする。 イ 要支援一 五千三十二単位	一 居宅介護サービス費等区分支給限度基準額は、居宅要介護被保険者（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四十一条第一項に規定する居宅要介護被保険者をいう。以下同じ。）が受ける居宅サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービスについて算定される単位数の合計が次に掲げる要介護状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数に至るまで居宅要介護被保険者が居宅サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービスを受けることができる額とする。 イ 経過的要介護（略） ロ 要介護一 一万六千六百九十二単位 ハ 要介護二 一万九千六百十六単位 ニ 要介護三 二万六千九百三十一単位 ホ 要介護四 三万八百六単位 ヘ 要介護五 三万六千六十五単位 二 介護予防サービス費等区分支給限度基準額は、居宅要支援被保険者（法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）が受ける介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスについて算定される単位数の合計が次に掲げる要支援状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数に至るまで居宅要支援被保険者が介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを受けることができる額とする。 イ 要支援一 五千三単位

備考 (略)	口 要支援二 一万五千三十一単位
備考 (略)	口 要支援二 一万四千七十三単位

参考 2－3

介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する特定介護保険施設等及び特定介護予防サービス事業者における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額

○ 介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する特定介護保険施設等及び特定介護予防サービス事業者における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成十七年厚生労働省告示第四百十号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十一条の三第二項第一号に規定する特定介護保険施設等における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額及び同法第六十一条の三第二項第一号に規定する特定介護予防サービス事業者における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、一日につき千三百九十二円とする。	介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十一条の三第二項第一号に規定する特定介護保険施設等における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額及び同法第六十一条の三第二項第一号に規定する特定介護予防サービス事業者における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、一日につき千三百八十円とする。

参考 2－4

介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額

○ 介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状態その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サビ事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成十七年厚生労働省告示第四百十二号）

（傍線部分は改正部分）

改正後		改正前	
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等（同条第一項に規定する特定介護保険施設等をいう。）における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サビ事業者（同条第一項に規定する特定介護予防サビ事業者をいう。）における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。		介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等（同条第一項に規定する特定介護保険施設等をいう。）における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サビ事業者（同条第一項に規定する特定介護予防サビ事業者をいう。）における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。	
区分	額	区分	額
ユニット型個室	一日につき二千六円	ユニット型個室	一日につき千九百七十円
ユニット型個室的多床室	一日につき千六百六十八円	ユニット型個室的多床室	一日につき千六百四十円
従来型個室（特養等）	一日につき千七百一十一円	従来型個室（特養等）	一日につき千五百五十円
従来型個室（老健・療養等）	一日につき千六百六十八円	従来型個室（老健・療養等）	一日につき千六百四十円
多床室（特養等）	一日につき八百五十五円	多床室（特養等）	一日につき八百四十円
多床室（老健・療養等）	一日につき三百七十七円	多床室（老健・療養等）	一日につき三百七十円

備考

（略）

備考

（略）

参考 2－5

介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する特定介護老人福祉施設における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額

○ 介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する特定介護老人福祉施設における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成十七年厚生労働省告示第四百十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第十三条第五項第一号に規定する特定介護老人福祉施設（同条第一項に規定する特定介護老人福祉施設をいう。）における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、一日につき千三百九十二円とする。	介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第十三条第五項第一号に規定する特定介護老人福祉施設（同条第一項に規定する特定介護老人福祉施設をいう。）における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、一日につき千三百八十円とする。

参考 2－6

介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する特定介護老人福祉施設における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額

○ 介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する特定介護老人福祉施設における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状態その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成十七年厚生労働省告示第四百十六号）

（傍線部分は改正部分）

改正後		改正前	
介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第十三条第五項第二号に規定する特定介護老人福祉施設（同条第一項に規定する特定介護老人福祉施設をいう。）における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状態その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。		介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第十三条第五項第二号に規定する特定介護老人福祉施設（同条第一項に規定する特定介護老人福祉施設をいう。）における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状態その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。	
備考 （略）		備考 （略）	

参考 2－7

厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定
施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型
介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサー
ビスの種類及び当該サービスの単位数並びに限
度単位数

- 厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数（平成十八年厚生労働省告示第百六十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数 イ （略） ロ 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費の注１の厚生労働大臣の定める限度単位数は、要介護状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数とする。 (1) 要介護一 <u>一万六千二百九十四単位</u> (2) 要介護二 <u>一万八千三百一単位</u> (3) 要介護三 <u>二万三百九十八単位</u> (4) 要介護四 <u>二万二千三百四十四単位</u> (5) 要介護五 <u>二万四千四百四十二単位</u> 二 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数 イ （略） ロ 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防特定施設入居者生活介護費の注１の厚生労働大臣の定める限度単位数は、要支援状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数とする。 (1) 要支援一 <u>五千三十二単位</u> (2) 要支援二 <u>一万五百三十一単位</u> 別表第一 1 （略） 2 訪問介護 イ 身体介護が中心である場合 (1) （略）	一 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数 イ （略） ロ 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費の注１の厚生労働大臣の定める限度単位数は、要介護状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数とする。 (1) 要介護一 <u>一万六千二百三単位</u> (2) 要介護二 <u>一万八千四百四十九単位</u> (3) 要介護三 <u>二万二百四十六単位</u> (4) 要介護四 <u>二万二千二百九十二単位</u> (5) 要介護五 <u>二万四千二百五十九単位</u> 二 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数 イ （略） ロ 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防特定施設入居者生活介護費の注１の厚生労働大臣の定める限度単位数は、要支援状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数とする。 (1) 要支援一 <u>五千三単位</u> (2) 要支援二 <u>一万四百七十三単位</u> 別表第一 1 （略） 2 訪問介護 イ 身体介護が中心である場合 (1) （略）

(2) 所要時間15分以上30分未満の場合 <u>192単位</u> (3) 所要時間30分以上 1 時間30分未満の場合 <u>261単位</u>に所要時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに86単位を加算した単位数 (4) 所要時間 1 時間30分以上の場合 <u>559単位</u>に所要時間 1 時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに36単位を加算した単位数 ロ 生活援助が中心である場合 (1)・(2) (略) (3) 所要時間 1 時間以上 1 時間15分未満の場合 <u>218単位</u> (4) 所要時間 1 時間15分以上の場合 <u>261単位</u> ハ (略) 3～10 (略) 別表第二 1 (略) 2 指定訪問介護（1月につき） 利用者に対して、指定訪問介護に係る受託介護予防サービス事業者（指定介護予防サービス基準第253条に規定する受託介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）の訪問介護員等が、指定訪問介護を行った場合には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。 (1) 1 週に 1 回程度の訪問介護が必要とされた者 <u>1,054単位</u> (2) 1 週に 2 回程度の訪問介護が必要とされた者 <u>2,108単位</u> (3) (2)に掲げる回数の程度を超える訪問介護が必要とされた者（その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第2条第1項第2号に掲げる区分である者に限る。） <u>3,344単位</u> 3 指定通所介護（1月につき） 利用者に対して、指定通所介護に係る受託介護予防サービス事	(2) 所要時間15分以上30分未満の場合 <u>191単位</u> (3) 所要時間30分以上 1 時間30分未満の場合 <u>260単位</u>に所要時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに86単位を加算した単位数 (4) 所要時間 1 時間30分以上の場合 <u>557単位</u>に所要時間 1 時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに36単位を加算した単位数 ロ 生活援助が中心である場合 (1)・(2) (略) (3) 所要時間 1 時間以上 1 時間15分未満の場合 <u>217単位</u> (4) 所要時間 1 時間15分以上の場合 <u>260単位</u> ハ (略) 3～10 (略) 別表第二 1 (略) 2 指定訪問介護（1月につき） 利用者に対して、指定訪問介護に係る受託介護予防サービス事業者（指定介護予防サービス基準第253条に規定する受託介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）の訪問介護員等が、指定訪問介護を行った場合には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。 (1) 1 週に 1 回程度の訪問介護が必要とされた者 <u>1,051単位</u> (2) 1 週に 2 回程度の訪問介護が必要とされた者 <u>2,102単位</u> (3) (2)に掲げる回数の程度を超える訪問介護が必要とされた者（その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第2条第1項第2号に掲げる区分である者に限る。） <u>3,334単位</u> 3 指定通所介護（1月につき） 利用者に対して、指定通所介護に係る受託介護予防サービス事
---	---

業者が、施設基準第5号イ(2)に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、指定通所介護を行った場合には、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。	業者が、施設基準第5号イ(2)に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、指定通所介護を行った場合には、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。
(1) 要支援 1	(1) 要支援 1
(2) 要支援 2	(2) 要支援 2
4～11 (略)	4～11 (略)

参考 2－8

厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に
係る単位数

○ 厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数（平成十八年厚生労働省告示第二百六十三号）

（傍線部分は改定部分）

改 定 後	改 定 前
別表 1 基本夜間対応型訪問介護費（1月につき） <u>1,013単位</u> 注（略） 2 定期巡回サービス費（1回につき） <u>379単位</u> 注（略） 3 随時訪問サービス費Ⅰ（1回につき） <u>578単位</u> 注（略） 4 随時訪問サービス費Ⅱ（1回につき） <u>778単位</u> 注（略）	別表 1 基本夜間対応型訪問介護費（1月につき） <u>1,009単位</u> 注（略） 2 定期巡回サービス費（1回につき） <u>378単位</u> 注（略） 3 随時訪問サービス費Ⅰ（1回につき） <u>576単位</u> 注（略） 4 随時訪問サービス費Ⅱ（1回につき） <u>775単位</u> 注（略）

参考 2－9

厚生労働大臣が定める基準

改正後	改正前
一〇四（略） 四の二 訪問介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準 イ 介護職員等特定処遇改善加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げるいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 (一) 介護福祉士であつて、経験及び技能を有する介護職員と認められる者（以下「経験・技能のある介護職員」という。）のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が月額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。 (二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。 (三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。	一〇四（略） （新設）

〔四〕介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。	〔二〕指定訪問介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。	〔三〕介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届けること。	〔四〕当該指定訪問介護事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。	〔五〕訪問介護費における特定事業所加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれかを算定していること。	〔六〕訪問介護費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅳ）までのいずれかを算定していること。	〔七〕平成二十年十月から（二）の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。	〔八〕（七）の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。	〔ロ〕介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）イ（１）から（４）まで及び（６）から（８）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	五・六（略）	六の二 訪問入浴介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準 イ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれに	五・六（略） （新設）
--	---	--	--	---	--	---	--	--	---------------	--	------------------------

-
- も適合すること。
- (1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げるいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りでないこと。
- (二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。
- (三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。
- (四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。
- (2) 指定訪問入浴介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。
- (3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が
-

困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。	(4) 当該指定訪問介護事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。	(5) 訪問介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)を算定していること。	(6) 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれかを算定していること。	(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。	(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。	ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	七〇二十四（略）	二十四の二 通所介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準	第六号の二の規定を準用する。	二十四の三（略）	二十五〇三十四（略）	三十四の二 通所リハビリテーション費における介護職員等特定処遇改善加算の基準	第六号の二の規定を準用する。	三十四の三・三十四の四（略）	三十五〇三十九（略）	三十九の二 短期入所生活介護費における介護職員等特定処遇改善	三十四の二・三十四の三 三十五〇三十九（略） （新設）	七〇二十四（略） （新設）	二十四の二（略） 二十五〇三十四（略） （新設）
---	---	---	---	--	---	---	-----------------	--	-----------------------	-----------------	-------------------	---	-----------------------	-----------------------	-------------------	---------------------------------------	--	--------------------------	---

加算の基準	第六号の二の規定を準用する。	三十九の二 (略)	四十・四十一 (略)	四十一の二 短期入所療養介護費における介護職員等特定処遇改善 加算の基準	第六号の二の規定を準用する。	四十二～四十四 (略)	四十四の二 特定施設入居者生活介護費における介護職員等特定処 遇改善加算の基準	イ 介護職員等特定処遇改善加算(1) 次に掲げる基準のいずれに も適合すること。	(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げるい ずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介 護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に 関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じて いること。	(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要 する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金 の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介 護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であること その他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はそ の限りでないこと。	(二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改 善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能 のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込 額の平均の二倍以上であること。	(三) 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金 改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員 の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上である こと。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職	三十九の二 (略)	四十・四十一 (略)	(新設)	四十二～四十四 (略)	(新設)
-------	----------------	--------------	---------------	---	----------------	----------------	--	---	--	--	--	---	--------------	---------------	------	----------------	------

- 員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。
- 四 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。
- (2) 指定特定施設入居者生活介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。
- (3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。
- (4) 当該指定特定施設入居者生活介護事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費の注5の入居継続支援加算又は特定施設入居者生活介護費におけるサービス提供体制強化加算(1)イのいずれかを算定していること。
- (6) 特定施設入居者生活介護費における介護職員処遇改善加算(1)から(Ⅳ)までのいずれかを算定していること。
- (7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。
- (8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。
- 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イ(1)から(4)まで及び(6)から

(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

四十五〽四十八 (略)

四十八の二 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げるいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りでないこと。

(二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。

(三) 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。

(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方

四十五〽四十八 (略)
(新設)

法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。	(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。	(4) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。	(5) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イのいずれかを算定していること。	(6) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれかを算定していること。	(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。	(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。	ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	四十九～五十一 (略)	五十一の二 夜間対応型訪問介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準	第四十八号の二の規定を準用する。	五十一の三 地域密着型通所介護費における中重度者ケア体制加算の基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
								四十九～五十一 (略)	(新設)	五十一の二 地域密着型通所介護費における中重度者ケア体制加算の基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	

イ 指定地域密着型サービス基準第二十条第一項第二号又は第三号に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法（指定地域密着型サービス基準第二十条第六号に規定する常勤換算方法をいう。第五十一号の五イにおいて同じ。）で二以上確保していること。	イ 指定地域密着型サービス基準第二十条第一項第二号又は第三号に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法（指定地域密着型サービス基準第二十条第六号に規定する常勤換算方法をいう。第五十一号の四イにおいて同じ。）で二以上確保していること。
ロ・ハ（略）	ロ・ハ（略）
五十一の四、五十一の九（略）	五十一の三、五十一の八（略）
五十一の十 地域密着型通所介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準	（新設）
第四十八号の二の規定を準用する。	五十二・五十三（略）
五十二・五十三（略）	（新設）
五十三の二 認知症対応型通所介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準	（新設）
第四十八号の二の規定を準用する。	五十四、五十八（略）
五十四、五十八（略）	（新設）
五十八の二 小規模多機能型居宅介護費における介護職員等特別処遇改善加算の基準	（新設）
第四十八号の二の規定を準用する。	五十八の二、五十八の三（略）
五十八の三、五十八の四（略）	五十九・六十（略）
五十九・六十（略）	（新設）
六十の二 認知症対応型共同生活介護費における介護職員等特別処遇改善加算の基準	（新設）
第四十八号の二の規定を準用する。	六十の二（略）
六十の三（略）	六十一・六十二（略）
六十一・六十二（略）	（新設）
六十二の二 地域密着型特定施設入居者生活介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準	（新設）
イ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	
(Ⅰ) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げるいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介	

護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りでないこと。

(二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。

(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。

(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。

(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出る

こと。	(4) 指定地域密着型特定施設入居者生活事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。
(5) 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型特定施設入居者生活介護費の注4の入居継続支援加算又は地域密着型特定施設入居者生活介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)のいずれかを算定していること。	(6) 地域密着型特定施設入居者生活介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれかを算定していること。
(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。)及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。	(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。
ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	六十三(略)
七十三(略)	七十三の二 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における介護職員等特定処遇改善加算の基準
イ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げるいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が月額四百四十万円以上であること。ただし、介	

六十三(略)

(新設)

-
- 護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であること
その他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその
の限りでないこと。
- (二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。
- (三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。
- (四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。
- (2) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。
- (3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。
- (4) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護介護事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。
- (5) 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の注5の日常生活継続支援
-

加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イのいずれかを算定していること。	(6) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれかを算定していること。	(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。)及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。	(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。	ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	七十四〇八十一 複合型サービス費における介護職員等特定処遇改善加算の基準	八十一の二 第四十八号の二の規定を準用する。	八十二〇八十八 (略)	八十八の二 介護福祉施設サービスにおける介護職員等特定処遇改善加算の基準	イ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げるいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。	(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が月額四百四十万円以上であること。ただし、介
					七十四〇八十一 (新設)	八十二〇八十八 (新設)	八十二〇八十八 (略)			

- 護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であること
その他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその
の限りでないこと。
- (二) 当該施設における経験・技能のある介護職員の賃金改善
に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能の
ある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額
の平均の二倍以上であること。
- (三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金
改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員
の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上である
こと。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職
員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を
上回らない場合はこの限りでないこと。
- (四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額
四百四十万円を上回らないこと。
- (2) 指定介護老人福祉施設において、賃金改善に関する計画、
当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の
職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善
計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け
出ていること。
- (3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善
を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が
困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員
の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すこ
とはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け
出ること。
- (4) 当該指定介護老人福祉施設において、事業年度ごとに事業
所の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サ
ービスの注5の日常生活継続支援加算(I)若しくは(II)又は介護
福祉施設サービスにおけるサービス提供体制強化加算(I)イの

いづれかを算定していること。 (6) 介護福祉施設サービスにおける介護職員処遇改善加算(I)から(Ⅳ)までのいづれかを算定していること。	(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。)及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。	(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。	ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいづれにも適合すること。	八十九〇九十四 (略) 九十四の二 介護保健施設サービスにおける介護職員等特定処遇改善加算の基準	第六号の二の規定を準用する。 九十五〇九十九 (略) 九十九の二 介護療養施設サービスにおける介護職員等特定処遇改善加算の基準	第六号の二の規定を準用する。 百〇百の三 (略) 百の四 介護医療院サービスにおける介護職員等特定処遇改善加算の基準	第六号の二の規定を準用する。 百一・百二 (略) 百二の二 介護予防訪問入浴介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準	第六号の二の規定を準用する。 百三〇百十四 (略) 百十四の二 介護予防通所リハビリテーション費における介護職員等特定処遇改善加算の基準	第六号の二の規定を準用する。
			八十九〇九十四 (略) (新設)	九十五〇九十九 (略) (新設)	百〇百の三 (略) (新設)	百一・百二 (略) (新設)	百三〇百十四 (略) (新設)		

百十四の三 (略)	百十四の二 (略)
百十五ゝ百十七 (略)	百十五ゝ百十七 (略)
百十七の二 介護予防短期入所生活介護費における介護職員等特別 処遇改善加算の基準	(新設)
第六号の二の規定を準用する。	
百十七の三 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介 護における在宅復帰・在宅療養支援機能加算の基準	百十七の二 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介 護における在宅復帰・在宅療養支援機能加算の基準
第三十九号の三の規定を準用する。	第三十九号の二の規定を準用する。
百十八・百十九 (略)	百十八・百十九 (略)
百十九の二 介護予防短期入所療養介護費における介護職員等特別 処遇改善加算の基準	(新設)
第六号の二の規定を準用する。	
百十九の三・百十九の四 (略)	百十九の二・百十九の三 (略)
百二十・百二十一 (略)	百二十・百二十一 (略)
百二十一の二 介護予防特定施設入居者生活介護費における介護職 員等特定処遇改善加算の基準	(新設)
第六号の二の規定を準用する。	
百二十一の三 (略)	百二十一の二 (略)
百二十二・百二十三 (略)	百二十二・百二十三 (略)
百二十三の二 介護予防認知症対応型通所介護費における介護職員 等特定処遇改善加算の基準	(新設)
第四十八号の二の規定を準用する。	
百二十四ゝ百二十七 (略)	百二十四ゝ百二十七 (略)
百二十七の二 介護予防小規模多機能型居宅介護費における介護職 員等特定処遇改善加算の基準	(新設)
第四十八号の二の規定を準用する。	
百二十七の三 (略)	百二十七の二 (略)
百二十七の四 介護予防認知症対応型共同生活介護費の注6の厚生 労働大臣が定める基準	百二十七の三 介護予防認知症対応型共同生活介護費の注6の厚生 労働大臣が定める基準
第五十八号の四の規定を準用する。	第五十八号の三の規定を準用する。
百二十八・百二十九 (略)	百二十八・百二十九 (略)

百二十九の二 介護予防認知症対応型共同生活介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準 第四十八号の二の規定を準用する。	(新設)
--	-------------

平成30年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る 調査（2019年度調査）の実施内容について（案）

1. 目 的

「平成30年度介護報酬改定に関する審議報告」に示された今後の課題を踏まえて、平成30年度の介護報酬改定の効果検証や、審議報告において検討が必要とされた事項等に関する調査研究を行うための資料を得ることを目的とする。

2. 調査項目

以下に掲げる7項目について、2019年度に調査を実施する。

- （1）介護保険制度におけるサービスの質の評価に関する調査研究事業（別紙1）
- （2）介護サービスにおける機能訓練の状況等に係る調査研究事業（別紙2）
- （3）介護ロボットの効果実証に関する調査研究事業（別紙3）
- （4）訪問看護サービス及び看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供の在り方に関する調査研究事業（別紙4）
- （5）福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業（別紙5）
- （6）定期巡回・随時対応型訪問介護看護におけるオペレーター兼務などの要件緩和の影響に関する調査研究事業（別紙6）
- （7）医療提供を目的とした介護保険施設におけるサービス提供実態等に関する調査研究事業（別紙7）

※ 別紙1～7は現時点での素案であり、今後、調査の具体化により変更があり得る。

1. 調査名

- 介護保険制度におけるサービスの質の評価に関する調査研究事業（案）

2. 調査目的

- 持続可能な介護保険制度の実現に向け、より効果的・効率的な介護保険サービスの提供について検討を進める必要がある。そのため、介護サービスの質の評価を行うことが求められている。平成30年度介護報酬改定では、通所介護サービスのアウトカムを評価するADL維持等加算が新設された。本加算は、ADLの維持・改善につながった利用者が多い事業所を評価する。本事業では、ADL維持等加算に関して、申出から算定に至る過程やアウトカムの評価等について検証を行い、課題や改善点を検討する。

3. 検証のポイント

- 申出から算定に至るまでの課題を検証する。さらに事業所としてADLの維持・改善以外に目指している目標や、アウトカム評価に関する課題等の検証を行う。

4. 調査対象

【事業所調査：無作為抽出】

- 通所介護事業所（地域密着型含む）（客体数2,000程度／約44,000事業所）

5. 調査項目

- ADL維持等加算の算定申出を行う上での課題
- ADL維持・改善以外に目指している目標について
- ADL維持等加算のサービス内容に与えた影響について

1. 調査名

- 介護サービスにおける機能訓練の状況等に係る調査研究事業（案）

2. 調査目的

- 平成30年度介護報酬改定においては、以下のような見直しを行った。
 - ・自立支援・重度化防止に資する介護を推進する観点から、外部の通所リハ事業所等のリハビリテーション専門職や医師等と連携して作成した計画に基づく介護を評価する生活機能向上連携加算の見直し・拡充。
 - ・機能訓練指導員の確保を推進し、利用者の心身の機能の維持を促進する観点から、機能訓練指導員の対象資格に一定の実務経験を有するはり師、きゅう師を追加。
- これらの見直しにより、機能訓練の実施方法や利用者への効果等にどのような影響を与えたかを調査するとともに、次期介護報酬改定に向け、事業所の経営面の状況にも留意しつつ、利用者の自立支援・重度化防止に向けて、調査を行う。

3. 検証のポイント

- 機能訓練の実施方法や外部機関との連携状況の把握・検証
- ICTを活用した動画等の活用による利用者の状態把握の評価による効果の把握、検証
- 機能訓練指導員へのはり師、きゅう師の追加による効果等の把握・検証 等

4. 調査対象

【事業所調査：無作為抽出】

- 通所介護事業所（地域密着型を含む）（客体数 8,000 程度／約 44,000 事業所）
- 認知症対応型通所介護事業所（客体数 1,000 程度／約 4,100 事業所）
- 短期入所生活介護事業所（客体数 2,000 程度／約 11,200 事業所）
- 特定施設入居者生活介護事業所（地域密着型を含む）（客体数 1,000 程度／約 5,300 事業所）
- 認知症対応型共同生活介護事業所（客体数 2,500 程度／約 13,300 事業所）
- 介護老人福祉施設（地域密着型を含む）（客体数 2,000 程度／約 10,000 施設）
- 訪問介護事業所（客体数 7,000 程度／約 35,300 事業所）
- 小規模多機能型居宅介護事業所（客体数 1,000 程度／約 5,300 事業所）

5. 調査項目

- 事業所の基本情報、機能訓練の実施状況、外部機関との連携状況
- 生活機能向上連携加算等の算定状況
- 利用者の状況（機能訓練の実施による効果） 等

1. 調査名

- 介護ロボットの効果検証に関する調査研究事業（案）

2. 調査目的

- 平成30年度介護報酬改定では、見守り機器の導入により効果的に介護が提供できる場合について、夜勤職員配置加算の見直しを行ったところである。

あわせて、平成30年度介護報酬改定に関する審議報告では、今後の課題として、介護ロボットの幅広い活用に向けて、効果実証等を進めるべきといった内容が明記されたところである。

本事業においては、見守り機器をはじめとする介護ロボットの活用について、安全性の確保や介護職員の負担軽減・効率的な配置の観点も含めた効果の把握を行うこととする。

3. 検証のポイント

- 平成30年度に実施した改定検証事業（介護ロボットの効果実証に関する調査研究事業）の調査結果を踏まえつつ、効果検証のための評価指標等の先行研究を用いて、介護ロボットの活用による具体的な効果等を把握・検証する。

4. 調査対象

- 介護ロボットを活用している介護老人福祉施設、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護 等

※ 調査項目①は、事業者団体の推薦等により10施設程度を選定

※ 調査項目②は、平成30年度に実施した改定検証事業の調査結果において効果検証を実施していると回答した施設

5. 調査項目

- ①介護ロボットの活用内容の把握や評価指標を用いた具体的な効果の把握・検証
- ②その他介護施設が独自に行っている効果検証の内容の把握 等

1. 調査名

- 訪問看護サービス及び看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供の在り方に関する調査研究事業（案）

2. 調査目的

- 平成30年度介護報酬改定においては、訪問看護サービスの中重度の要介護者の医療ニーズへの対応を強化する観点から 24 時間対応可能な事業所を評価したほか、利用者が希望する場所での看取りを支援するためターミナルケアを提供している事業所の評価を行った。また要支援者と要介護者に対する訪問看護費に一定の報酬差を設けるとともに加え、理学療法士等による訪問の適正化を行った。

看護小規模多機能型居宅介護についても同様に、中重度の医療ニーズを有する利用者に対応できる体制やターミナルケアの充実等の評価を行った。

これらの見直しが両サービスの提供にどのような影響を与えたかについて提供実態と共に把握し、次期介護報酬改定に向け、サービスの質を担保しながら効果的・効率的な事業運営の在り方の検討に資する基礎資料を得るための調査を行う。

3. 検証のポイント

- 訪問看護ステーション、訪問看護を実施している病院・診療所及び看護小規模多機能型居宅介護におけるサービス提供状況等を把握し、平成 30 年度介護報酬改定による影響や課題等について検証を行う。
- 両サービスにおける利用者の状態像も合わせて収集し、サービス内容を分析することで提供主体の特性（加算算定状況等）を活かした地域におけるサービス提供のあり方等について検証を行う。

4. 調査対象

- 訪問看護ステーション（医療機関併設を含む）
【施設調査、利用者調査】（ステーション：客体数 2,500 程度／約 10,000 事業所）
- 訪問看護を実施している病院・診療所
【施設調査、利用者調査】（病院・診療所：客体数 500 程度／約 1,500 施設）
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所
【施設調査、利用者調査】悉皆（客体数 440 程度）

5. 調査項目

- 事業所の基本情報、サービスの提供状況
- 予防給付における訪問看護の利用者像及びサービス提供内容
- ターミナル（がん、非がん）のサービス提供内容
- 他サービスとの連携状況、ICT の活用、生産性向上に資する取り組み状況
- 地域貢献活動、病院・診療所と訪問看護ステーションの交流の状況 等

1. 調査名

- 福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業（案）

2. 調査目的

- 福祉用具については、平成 30 年 10 月から、商品ごとの全国平均貸与価格の公表や貸与価格の上限設定が行われている。
- あわせて、平成 30 年度介護報酬改定に関する審議報告では、全国平均貸与価格や貸与価格の上限は、平成 31 年度以降も、概ね 1 年に 1 度の頻度で見直しを行う等の内容が盛り込まれたとともに、これらは、「施行後の実態も踏まえつつ、実施していく」旨が明記されたところである。
- これらの見直し内容が、平成 30 年 10 月以降の福祉用具貸与価格や福祉用具貸与事業所の経営状況、提供されるサービス等に対してどのような影響を与えたかを調査することを目的とする。

3. 検証のポイント

- 平成 30 年 10 月以降の福祉用具貸与価格の上限設定が、実際の価格設定に与える影響のほか、福祉用具貸与事業所の経営、利用者へのサービス提供に与える影響等について把握・検証を行う。

4. 調査対象

- 福祉用具貸与事業所
 - ・事業所調査：悉皆（客体数 6,000 程度）
 - ・利用者調査：無作為抽出（客体数 30,000 程度）
- ※ このほか、介護保険総合データベース等も活用し、貸与価格の変化等を把握する。

5. 調査項目

- 事業所の基本情報、貸与価格の上限設定への対応状況、経営及びサービス提供に与える影響
- 利用者の基本情報、福祉用具貸与商品・サービス内容の変化 等

1. 調査名

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービス提供状況に関する調査研究事業（案）

2. 調査目的

- 平成 30 年度介護報酬改定では、自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現や人材の有効活用、介護サービスの適正化の観点から、生活機能向上連携加算の創設、オペレーター要件の緩和、介護・医療連携推進会議の開催方法・頻度の緩和、同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬等の各種見直しが行われたところである。

平成 30 年度介護報酬改定の影響を把握するとともに、次期介護報酬改定に向けて、利用者がより良いサービスをより効率的に受けられるようにするという観点から、見直すべき事項等について実態調査を行う。

3. 検証のポイント

- 平成 30 年度介護報酬改定において見直された
 - ・オペレーターの兼務要件の変更による利用者処遇への影響
 - ・同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬の変更等による事業所運営への影響やサービスの質への影響
 - ・介護・医療連携推進会議の開催方法・頻度の緩和による効果や影響など改定の趣旨目的に照らしてその効果と影響について検証する。

4. 調査対象

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 悉皆（約 860 事業所）

5. 調査項目

- 事業所の基本情報（他の事業所との併設状況）
- オペレーターの兼務など人員基準緩和を受けた兼務の状況とコール対応状況
- 同一建物等減算の適用状況、サービス提供状況、事業収支状況
- 生活機能向上連携加算（Ⅰ・Ⅱ）の算定状況、サービス提供内容や利用者への効果
- 介護・医療連携推進会議の開催方法、開催状況、課題 等

1. 調査名

- 医療提供を目的とした介護保険施設におけるサービス提供実態等に関する調査研究事業（案）

2. 調査目的

- 平成 30 年度介護報酬改定においては、新たに創設された介護医療院の報酬設定を行うとともに、介護老人保健施設については在宅復帰・在宅療養支援の機能を更に推進する観点から報酬体系の見直しを行ったところである。

介護医療院について平成 30 年度に引き続きサービス提供の実態調査等を行うとともに、報酬体系の見直しが介護老人保健施設のサービスにどのような影響を与えたかを調査し、改定の効果検証を行う。

3. 検証のポイント

- 介護医療院について、平成 30 年度調査の結果も踏まえ、長期療養・生活施設としての機能やサービスの提供状況等について調査を行い、今後の介護医療院に関する検討の資料とする。
- 介護老人保健施設について、中間施設としての機能や在宅復帰・在宅療養支援機能の提供状況等について検証を行う。

4. 調査対象

- 介護医療院 悉皆（2018 年 12 月末時点で 113 施設）
- 介護老人保健施設 無作為抽出（客対数 2000 施設／約 4200 施設）
- 保険者 悉皆（約 1700 箇所）
- 都道府県 悉皆（47 箇所）

【施設調査、職員調査、利用者調査、自治体調査】

5. 調査項目

- 施設の基本情報、施設サービスの実施状況
- 施設の各種サービス費・加算等の算定状況
- 利用者の医療ニーズ、実施されたサービス状況
- 利用者の算定した各種サービス費・加算等の状況（医療保険を含む）
- 療養病床等に関する自治体の認識・動向の把握

平成30年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る 調査（2019年度調査）の進め方について（案）

平成30年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（2019年度調査）
については、以下の日程で実施してはどうか。

【スケジュール案】

2019年（平成31年）

1月頃

- 介護報酬改定検証・研究委員会
 - ・ 平成31年度調査の進め方及び調査項目等について検討を行う。

2月頃

- 社会保障審議会介護給付費分科会
 - ・ 介護報酬改定検証・研究委員会から報告された調査項目・内容等を議論、決定（予定）

4月・5月頃

- 厚生労働省において、仕様書を作成し、受託機関を決定。

6月頃

- 受託機関の決定後、受託機関と厚生労働省において打ち合わせを行い、調査票（案）を作成する。（介護報酬改定検証・研究委員会委員等から意見を求め、適宜修正を行う。）
- 介護報酬改定検証・研究委員会委員を委員長とし、各調査内容に関する有識者、受託機関（委員会の事務局）により構成された調査検討組織において、調査票（案）の更なる検討を行う。

8月頃

- 介護報酬改定検証・研究委員会
 - ・ 調査票（最終案）の議論、取りまとめ
- 社会保障審議会介護給付費分科会
 - ・ 調査票（最終案）の議論、決定（予定）

9月頃

- 調査実施

10月～12月頃

- 集計・分析・検証

2020年

1月～2月頃

- 分析・検証

3月頃

- 介護報酬改定検証・研究委員会
 - ・ 調査結果に対する評価を実施
- 社会保障審議会介護給付費分科会
 - ・ 介護報酬改定検証・研究委員会から報告された調査結果等を議論、決定（予定）

社保審－介護給付費分科会	
第 168 回 (H31. 2. 13)	資料 5

介護給付費分科会－介護事業経営調査委員会	
第 27 回 (H31. 1. 24)	資料 1

2019 年度介護事業経営概況調査の実施について（案）

2019 年度介護事業経営概況調査（以下「概況調査」という。）については、以下の基本的な考え方に沿って調査を行ってはどうか。

1 調査の目的

各サービス施設・事業所の経営状況を把握し、次期介護保険制度の改正及び介護報酬の改定に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査時期及び公表時期

（1）調査時期

2019 年 5 月（平成 29 年度及び平成 30 年度決算額を調査）

参考：平成 28 年度概況調査の調査時期は平成 28 年 5 月

（平成 26 年度及び平成 27 年度決算額を調査）

平成 29 年度介護事業経営実態調査の調査時期は平成 29 年 5 月

（平成 28 年度決算額を調査）

（2）公表時期

社会保障審議会介護給付費分科会介護事業経営調査委員会における結果の公表は、2019 年 12 月を予定。その後、介護給付費分科会に報告。

参考：平成 28 年度概況調査の公表時期は平成 28 年 12 月

3 調査対象等

（1）調査対象

全ての介護保険サービス

（2）抽出方法

層化無作為抽出法により抽出（平成 28 年度概況調査と同様）

（3）抽出率

別表参照

（4）調査項目

サービス提供の状況、居室・設備等の状況、職員配置、職員給与、収入の状況、支出の状況 等

4 調査の基本方針

(1) 調査票について

調査票については、各サービスの収入及び支出等のデータについて引き続き漏れなく取得する必要があることから、平成 29 年度介護事業経営実態調査（以下、「実態調査」という。）の調査項目を基本とする。

(2) 回収率及び有効回答率の確保策

介護事業経営実態（概況）調査の有効回答率については、次のとおり推移してきているが、類似の実態調査と比較して低調となっていることから、調査の精度向上が図られるよう、有効回答率の向上に向けた取り組みを強化していく（※）。

- ・概況調査の有効回答率：25 年度調査 41.7% → 28 年度調査 47.2%
- ・実態調査の有効回答率：26 年度調査 48.4% → 29 年度調査 47.2%

（※）「新経済・財政再生計画改革工程表 2018」においても、「調査・集計方法等の改善や有効回答率の向上」に取り組むこととしている。

① 既存情報の活用

これまで直近の「介護サービス施設・事業所調査」（厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当））を母集団として活用してきたが、同調査は平成 30 年調査以降、一部のサービス（訪問介護、通所介護、居宅介護支援、介護予防支援）で全数調査から標本調査に改められるため、これに代わり、全ての請求事業所がデータ化されている「介護保険総合データベース」を活用する。

これにより、全国の施設・事業所を把握できることに加え、直近の活動状況を把握できることから、休廃止した施設・事業所への調査票の配布を減らすことが可能となる。

② オンライン調査の促進

調査票の記入や提出の負担を軽減するため、紙の調査票による調査に加えて、調査専用ホームページを利用したオンライン調査を引き続き実施し、その活用を推奨する。

③ その他

調査票発送時にアンケートを同封し、回答にあたって困難を感じている点等を把握することや督促時に調査票未回答理由を把握すること（※）により、次回の実態調査に向けて調査手法等の改善を図るとともに、調査票の提出意欲を喚起するために電子調査票に所定の項目を入力すると経営分析に参考となる指標が得られる計算式を組み込む等の改善を図る。

（※）業務多忙や調査内容が複雑といった理由について、詳しく把握するとともに、必要に応じて厚生労働省から個別に聞き取りを行うこと等を想定。

(3) 抽出率の見直し

回収率及び有効回答率を確保するための方策に加えて、調査結果の精度の向上のため、抽出率の見直しを行う（別表参照）。

5 具体的な調査項目 ※ 介護老人福祉施設票の例

調査項目については、調査年度の修正や形式的な変更を除き、平成 29 年度実態調査と同様の項目とする。

○：調査している項目 ー：調査していない項目

(1) 施設の概要

調査項目	今回調査	平成 29 年度 実態調査	平成 28 年度 概況調査	理由
開設年月	○	○	○	平成 29 年度実態調査と同様に調査。
経営主体	○	○	○	
会計期間の状況	○	○	○	既存情報から取得できないため、平成 29 年度実態調査と同様に調査。
会計の区分状況	○	○	○	
サービス提供の状況	○	○	○	支出項目の按分等に必要のため、既存情報から取得できない項目について、平成 29 年度実態調査と同様に調査。
併設サービスの状況	○	○	○	

(2) 建物の状況

調査項目	今回調査	平成 29 年度 実態調査	平成 28 年度 概況調査	理由
建築延べ床面積	○	○	○	支出項目の按分等に必要のため、既存情報から取得できない項目について、平成 29 年度実態調査と同様の項目により引き続き調査。
入所部分、通所部分の各施設・設備に係る延べ床面積	○	○	○	
上記以外の介護保険サービスに係る専用延べ床面積	○	○	○	

(3) 職員数と職員給与

調査項目	今回調査	平成 29 年度 実態調査	平成 28 年度 概況調査	理由
職種別職員配置の状況	○	○	○	支出項目の按分等に必要のため、既存情報から取得できない項目について、平成 29 年度実態調査と同様の項目により引き続き調査。
職種別給料	○	○	○	
通勤手当	○	○	○	
賞与又は賞与引当金繰入	○	○	○	
退職給与引当金の実施、退職金に関わる共済等への加入の状況	○	○	○	
法定福利費（事業主負担）	○	○	○	

(4) 収支等の状況

① 事業収入等

調査項目	今回調査	平成 29 年度 実態調査	平成 28 年度 概況調査	理由
介護福祉施設介護料収入（収益）	○	○	○	既存情報から取得できないため、平成 29 年度実態調査と同様の項目により引き続き調査。
居宅介護料収入（収益）	○	○	○	
居宅介護支援介護料収入（収益）	○	○	○	

調査項目	今回調査	平成 29 年度 実態調査	平成 28 年度 概況調査	理由
介護予防・日常生活支援総合事業費収入（収益）	○	○	○	既存情報から取得できないため、平成 29 年度実態調査と同様の項目により引き続き調査。
保険外の利用料による収入（収益）	○	○	○	既存情報から取得できないため、平成 29 年度実態調査と同様の項目により引き続き調査。
その他の事業収入（収益）	○	○	○	
その他の収入（収益）	○	○	○	
介護報酬査定減	○	○	○	
事業活動収入（サービス活動収益）計	○	○	○	

② 財務活動等による支出

調査項目	今回調査	平成 29 年度 実態調査	平成 28 年度 概況調査	理由
設備資金借入金元金償還金支出	○	○	○	既存情報から取得できないため、平成 29 年度実態調査と同様の項目により引き続き調査。
長期運営資金借入金元金償還金支出	○	○	○	

③ 事業支出等（社会福祉法人会計基準）

調査項目	今回調査	平成 29 年度 実態調査	平成 28 年度 概況調査	理由
サービス活動費用				既存情報から取得できないため、平成 29 年度実態調査と同様の項目により引き続き調査。
人件費	○	○	○	
うち派遣職員費	○	○	○	
事務費	○	○	○	
福利厚生費	○	○	○	
旅費交通費	○	○	○	
研修研究費	○	○	○	
事務消耗品費	○	○	○	
印刷製本費	○	○	○	
水道光熱費	○	○	○	
燃料費	○	○	○	
修繕費	○	○	○	
通信運搬費	○	○	○	
広報費	○	○	○	
業務委託費	○	○	○	
給食委託費	○	○	○	
送迎委託費	○	○	○	
清掃委託費	○	○	○	
その他の委託費	○	○	○	
保険料	○	○	○	
自動車保険料	○	○	○	
その他の保険料	○	○	○	

調査項目			今回調査	平成 29 年度 実態調査	平成 28 年度 概況調査	理由
		賃借料	○	○	○	既存情報から取得できないため、平成 29 年度実態調査と同様の項目により引き続き調査。
		設備器械	○	○	○	
		その他の賃借料	○	○	○	
		土地・建物賃借料	○	○	○	
		土地	○	○	○	
		建物及び建物付属設備	○	○	○	
		租税公課	○	○	○	
		保守料	○	○	○	
		雑費	○	○	○	
		その他経費	○	○	○	
		事業費	○	○	○	
		給食費	○	○	○	
		介護用品費	○	○	○	
		保健衛生費	○	○	○	
		水道光熱費	○	○	○	
		燃料費	○	○	○	
		消耗器具備品費	○	○	○	
		保険料	○	○	○	
		賃借料	○	○	○	
		設備器械	○	○	○	
		その他の賃借料	○	○	○	
		車両費	○	○	○	
		雑費	○	○	○	
		その他経費	○	○	○	
		減価償却費	○	○	○	
		建物及び建物付属設備減価償却費	○	○	○	
		車両船舶設備減価償却費	○	○	○	
		特殊浴槽減価償却費	○	○	○	
		その他の減価償却費	○	○	○	
		国庫補助金等特別積立金取崩額	○	○	○	
		徴収不能額	○	○	○	
		徴収不能引当金繰入	○	○	○	
		その他	○	○	○	
		サービス活動費用計	○	○	○	
		うち消費税課税対象費用計	○	○	○	
		サービス活動外収益	○	○	○	
		うち借入金利息補助金収益	○	○	○	
		サービス活動外費用	○	○	○	
		うち支払利息	○	○	○	
		特別収益	○	○	○	

調査項目	今回調査	平成 29 年度 実態調査	平成 28 年度 概況調査	理由
特別費用	○	○	○	
うち拠点区分間繰入金費用	○	○	○	
うち法人本部に帰属する経費	○	○	○	
うち消費税課税対象費用計	○	○	○	

2019年度介護事業経営概況調査の抽出率について

	抽出率	参考						
		介護事業経営概況調査			介護事業経営実態調査			事業所数
		平成28年度 (2016)	平成25年度 (2013)	平成22年度 (2010)	平成29年度 (2017)	平成26年度 (2014)	平成23年度 (2011)	
介護老人福祉施設	1/4	1/4	1/4	1/4	1/4	1/4	1/4	7, 737
介護老人保健施設	1/4	1/4	1/4	1/4	1/4	1/4	1/4	4, 265
介護療養型医療施設	1/2	1/2	1/2	1/4	3/5	1/2	1/2	1, 183
訪問介護	1/25	1/25	1/20	1/20	1/10	1/5	1/5	33, 211
訪問入浴介護	<u>1/4</u>	1/5	1/5	1/10	1/2	1/2	1/2	1, 944
訪問看護	1/25	1/25	1/25	1/40	1/10	1/5	1/5	10, 753
訪問リハビリテーション	<u>1/6</u>	1/7	1/20	1/20	1/2	1/3	1/3	4, 013
通所介護	1/25	1/25	1/20	1/20	1/10	1/5	1/5	23, 182
通所リハビリテーション	1/10	1/10	1/10	1/30	1/5	1/5	1/5	7, 692
短期入所生活介護	1/20	1/20	1/40	1/40	1/7	1/7	1/7	10, 355
特定施設入居者生活介護	1/5	1/5	1/10	1/20	1/4	1/3	1/3	4, 942
福祉用具貸与	<u>1/20</u>	1/25	1/30	1/60	1/2	1/2	1/2	7, 301
居宅介護支援	<u>1/25</u>	1/15	1/10	1/20	1/20	1/10	1/10	39, 984
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1/1	1/1	1/1	—	1/1	1/1	—	764
夜間対応型訪問介護	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	180
地域密着型通所介護	<u>1/25</u>	—	—	—	1/10	—	—	20, 146
（再掲）療養通所介護	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	83
認知症対応型通所介護	<u>1/8</u>	1/10	1/10	1/20	1/2	1/2	1/2	3, 556
小規模多機能型居宅介護	1/12	1/12	1/10	1/10	1/2	1/2	1/2	5, 197
認知症対応型共同生活介護	1/20	1/20	1/10	1/10	1/12	1/10	1/10	13, 124
地域密着型特定施設入居者生活介護	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	315
地域密着型介護老人福祉施設	<u>1/3</u>	1/2	1/2	1/1	1/2	1/2	1/1	2, 088
看護小規模多機能型居宅介護	1/1	1/1	1/1	—	1/1	1/1	—	420

※ 事業所数は「介護給付費等実態調査（2017(平成29)年5月審査分）」（厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当））の請求事業所数

※ 介護老人保健施設及び介護療養型医療施設のうち、2018(平成30)年4月以降に介護医療院へ移行した施設の抽出率は1/1とする。

※ 本調査は、政府統計の一般統計調査であり、統計法に基づき総務大臣の承認を受ける必要があるため、総務省による審査の過程で抽出率等調査事項に変動があり得る。

統計法に基づく一般統計調査

①-510

介護事業実態調査（案）
（介護事業経営概況調査）
2019年5月調査



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。
調査票情報の秘密の保護に万全を
期します。

調査対象サービスは

介護老人福祉施設

です。

右に印字した項目は、必ず確認していただき、誤りや訂正がございましたら、恐れ入りますが**朱書きで修正**をお願い申し上げます。
また、空欄の場合はご記入をお願い申し上げます。

事業所番号	1234567890
施設名	〇〇〇〇〇
所在地	東京都千代田区××1－1
法人名	〇〇〇〇〇
法人番号	1234567890123

ＩＤ	1234567890
パスワード	◎◎◎◎◎

※ この調査は、上記のＩＤ、パスワードにて、調査専用ホームページ（<https://●●●●●>）よりダウンロードしたエクセルファイルにデータを入力し、ファイルをアップロードする方法でもご回答いただけます。

お手数をおかけしますが、下の（１）～（５）に必ずご記入をお願いいたします。

- （１）電 話 番 号 ： _____（ ）
（２）Ｆ Ａ Ｘ 番 号 ： _____（ ）
（３）Ｅメールアドレス： _____@
（４）回 答 担 当 者 ： ご氏名 _____（役職： ）
（５）調査対象サービスの活動状況（2019年5月1日時点）

（下の１～３のいずれか１つに○）

１．活動中

２．休止

３．廃止

※２、３の場合、今回の調査に記入していただく必要はありませんので、このまま調査票を返送してください。



（2019年5月31日までにご投函をお願いします）
厚生労働省老健局

問 1 施設の概要についておうかがいします。

(1) 開設年月を西暦で記入してください。

西暦

年

月

(2) 経営主体として該当する番号に○をつけてください。

1. 都道府県

4. 日本赤十字社

7. 社団・財団法人

2. 市区町村

5. 社会福祉協議会

8. 1～7以外

3. 広域連合・一部事務組合

6. 社会福祉法人(社会福祉協議会以外)

(3) 調査対象サービスにおける会計の期間について、該当する番号に○をつけてください。
3. を選んだ場合は、あわせて期間も記入して下さい。

1. 年単位 (1月1日～12月31日)

2. 年度単位 (4月1日～翌3月31日)

3. その他 (月 日～翌 月 日)

(4) 調査対象サービスにおける平成29、30年度の会計の区分状況について、該当する番号に○をつけてください。

【平成29年度】

1. 単独会計: 調査対象サービスごとに費用が区分できているもの
2. 一体会計: 調査対象サービスに係る費用とそれ以外の併設サービス等に係る費用を区分せず一体で計上しているもの

【平成30年度】

1. 単独会計: 調査対象サービスごとに費用が区分できているもの
2. 一体会計: 調査対象サービスに係る費用とそれ以外の併設サービス等に係る費用を区分せず一体で計上しているもの

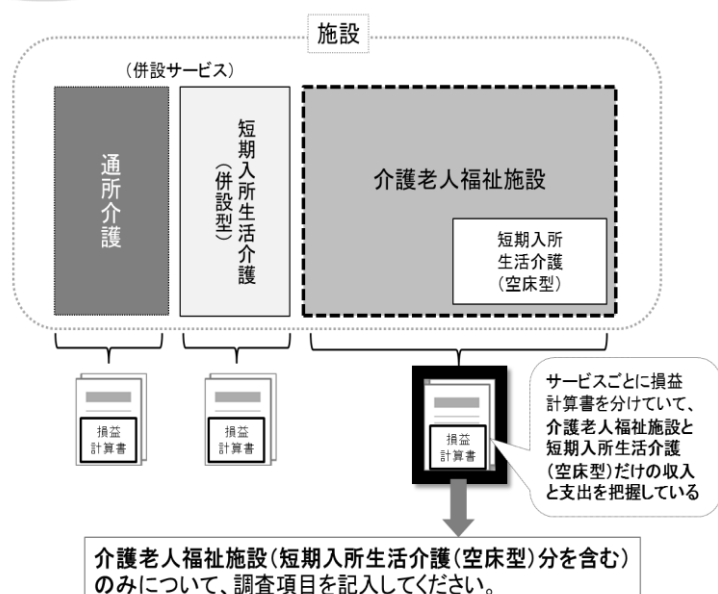
※ 収入は調査対象サービス分を把握しているが、支出は他の併設サービスと一体的にしか把握していないなど、部分的に調査対象サービス分の収入・支出を把握している場合も一体会計としてください。

※ 単独会計の場合、問3(職員数と職員給与)、問4(収入と支出)は、調査対象サービス分についてのみ記入してください。

※ 一体会計の場合、問3(職員数と職員給与)、問4(収入と支出)は、会計を一体的に行っている他の併設サービス分も含めて記入してください。

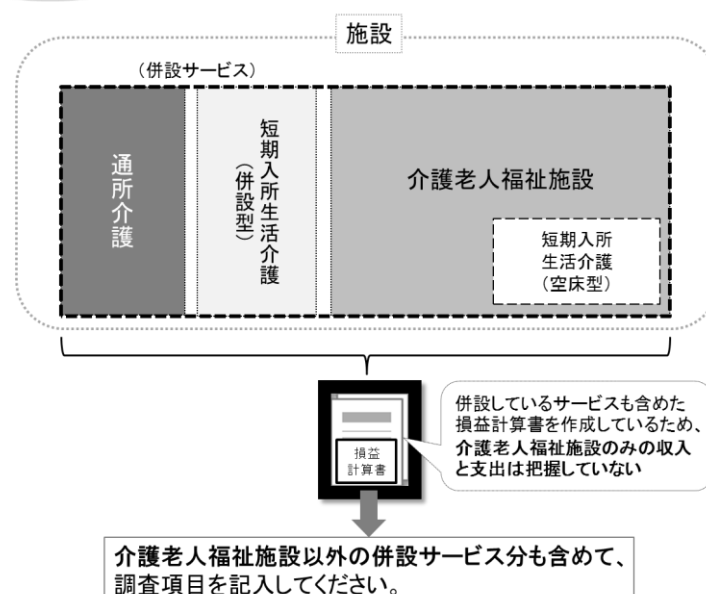
例: 介護老人福祉施設内で短期入所生活介護(空床型)を提供し、短期入所生活介護(併設型)と通所介護を併設している場合

1. 単独会計



※ただし問2(建物の状況)については、併設サービスも含めた施設全体に係る床面積を記入してください。

2. 一体会計



(5) 調査対象サービスの平成31年4月の1か月分の実績について記入してください。

介護老人福祉施設または地域密着型介護老人福祉施設（（介護予防）短期入所生活介護（空床型）を除く）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※
実利用者数	人	人	人	人	人	人
延べ在所者数	人	人	人	人	人	人
延べ入院、外泊者数	人	人	人	人	人	人

※ その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や、要介護認定申請中の人を計上してください。

食事延べ提供数	食
---------	---

短期入所生活介護（空床型）/介護予防短期入所生活介護（空床型）

短期入所生活介護（空床型）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※
実利用者数	人	人	人	人	人	人
延べ利用者数	人	人	人	人	人	人

※ その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

介護予防短期入所生活介護（空床型）

	要支援1	要支援2	その他※
実利用者数	人	人	人
延べ利用者数	人	人	人

※ その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

短期入所生活介護（空床型）と介護予防短期入所生活介護（空床型）をあわせたサービスの提供状況

食事延べ提供数	食
送迎延べ実施回数	回

※ 1人に対して片道の送迎を行った場合を1回と数えてください。
(1人の人を迎えに行き、送った場合は2回と数えます。)

(6) 調査対象サービスと一体的に会計を行っている併設サービスの事業所番号、平成31年4月の1か月分の延べ利用者数等、食事延べ提供数、送迎延べ実施回数を記入してください。

※1 「延べ利用者数等」については、下記の表と記入要領を参照のうえ、対応する内容を記入してください。

※2 「食事延べ提供数」、「送迎延べ実施回数」については、記入要領を参照のうえ、対応する内容を記入してください。

調査対象サービスと一体的に会計を行っている併設サービス	記入内容
訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション（いずれも介護予防を含む）、訪問介護（旧介護予防を含む）、夜間対応型訪問介護	延べ訪問回数（4月中）
居宅療養管理指導（介護予防を含む）、福祉用具貸与（介護予防を含む）、居宅介護支援（介護予防を含む）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護	実利用者数（4月中）
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設	延べ在所（在院）者数（4月中）
上記以外のサービス	延べ利用者数（4月中）

サービスの種類	事業所番号	延べ利用者数等※1	食事延べ提供数※2	送迎延べ実施回数※2
（居宅サービス）				
訪問介護（旧介護予防を含む）		1 回		
訪問入浴介護（介護予防を含む）		2 回		
訪問看護（介護予防を含む）		3 回		
訪問リハビリテーション（介護予防を含む）		4 回		
居宅療養管理指導（介護予防を含む）		5 人		
通所介護（旧介護予防を含む）		6 人	食	回
通所リハビリテーション（介護予防を含む）		7 人	食	回
短期入所生活介護（空床利用分を除く）（介護予防を含む）		8 人	食	回
短期入所療養介護（介護予防を含む）		9 人	食	回
特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）		10 人	食	
福祉用具貸与（介護予防を含む）		11 人		
居宅介護支援（介護予防を含む）		12 人		

サービスの種類	事業所番号	延べ利用者数等※1	食事延べ提供数※2	送迎延べ実施回数※2
（地域密着型サービス）				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		13 人		
夜間対応型訪問介護		14 回		
地域密着型通所介護		15 人	食	回
認知症対応型通所介護（介護予防を含む）		16 人	食	回
小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）		17 人	食	回
認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）		18 人	食	
地域密着型特定施設入居者生活介護		19 人	食	
地域密着型介護老人福祉施設		20 人	食	
看護小規模多機能型居宅介護		21 人	食	回

サービスの種類	事業所番号	延べ利用者数等※1	食事延べ提供数※2	送迎延べ実施回数※2
（施設サービス）				
介護老人福祉施設		22		
介護老人保健施設		23 人	食	
介護療養型医療施設		24 人	食	
介護医療院		25 人	食	

問2 平成31年4月時点の建物の状況についておうかがいします。

1 建築延べ床面積 m² (小数点以下第1位を四捨五入して整数で記入してください。以下、同じ。)

2 入所部分、通所部分の各施設・設備に係る延べ床面積

		入所部分						通所部分		入所・通所共用部分※1 (再掲)
		介護老人福祉施設 (空床利用の短期入所生活介護(介護予防含む)を含む)		地域密着型 介護老人福祉施設 (空床利用の短期入所生活介護(介護予防含む)を含む)		短期入所生活介護 (併設型) (介護予防含む)		通所介護(旧 介護予防含む)	認知症対応型 通所介護(介護 予防含む)	
ユニットケア※2以外	①5人以上室	室	m ²	室	m ²	室	m ²			
	②4人室	室	m ²	室	m ²	室	m ²			
	③3人室	室	m ²	室	m ²	室	m ²			
	④2人室	室	m ²	室	m ²	室	m ²			
	⑤個室	室	m ²	室	m ²	室	m ²			
	⑥静養室					m ²		m ²	m ²	m ²
	⑦浴室					m ²		m ²	m ²	m ²
	⑧医務室					m ²		m ²	m ²	m ²
	⑨食堂 ※3	当てはまる番号に○をつけてください。 1. 専用室 2. 他の目的室と兼用					m ²	m ²	m ²	m ²
	⑩機能訓練室 ※3	当てはまる番号に○をつけてください。 1. 専用室 2. 他の目的室と兼用					m ²	m ²	m ²	m ²
ユニットケア※2	⑪2人室	室	m ²	室	m ²	室	m ²			
	⑫個室	室	m ²	室	m ²	室	m ²			
	⑬共同生活室					m ²				

3 2以外の介護保険サービス(※4)に係る専用延べ床面積

m²

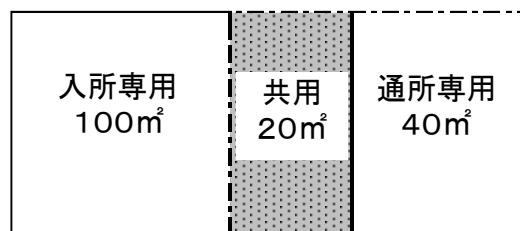
※1: 入所部分、通所部分の利用者が共用している諸室の延べ床面積を再掲してください。(詳細は記入要領を参照してください。)

※2: ユニットケアとは、居室をいくつかのグループに分け、少数の居室と食堂や談話スペース(居宅での居間に相当する)等によって一体的に構成された居室環境(ユニット)によるケアをいいます。

※3: ⑨食堂と⑩機能訓練室が共用の場合、⑨食堂に記入し⑩機能訓練室の欄は記入しないで下さい。

※4: 問1(6)で記入をした、調査対象サービスと一体的に会計を行っている併設サービスのうち、問2 2の入所部分、通所部分以外のサービスに係る専用延べ床面積を記入してください。ただし、当該サービスに特定施設入居者生活介護が含まれる場合は、要支援・要介護者以外の利用者へのサービス分も含みます。

食堂記入例: 160m²の食堂のうち、100m²は入所専用、40m²は通所専用、20m²は入所と通所で共用している。



○入所部分 → 120m²
=入所専用(100) + 共用(20)

○通所部分 → 60m²
=通所専用(40) + 共用(20)

○共用部分 → 20m²

問3

平成31年4月時点の職員数と職員給与についておうかがいします。

- 平成31年4月中に給与を支払った職員数と給与・賞与等について、記入ください。
記入する内容に関しては、必ず記入要領を確認してください。
- 問1(4)において「単独会計」と回答した場合は、常勤・非常勤ともに「調査対象サービス分の換算人員」、非常勤の「実人員」、**「調査対象サービス分の換算人員」に対応する「給料」**(給与・賞与等)を記入してください。
常勤の「実人員」、非常勤の「換算人員」欄は記入不要です。
- 問1(4)において「一体会計」と回答した場合は、会計を一体的に行っている他の介護保険サービス分も含めた常勤・非常勤の「実人員」、非常勤の「換算人員」、常勤・非常勤の「調査対象サービス分の換算人員」、**「実人員」に対応する「給料」**(給与・賞与等)を記入してください。
- ※1

複数の職種に従事している場合は、主として従事している職種のいずれか1つに分類して記入してください。
決めがたい場合は、番号の若い方を優先して記入してください。
- ※2

介護支援専門員・計画作成担当者として従事している者は、1～23のいずれかに分類して記入してください。
主として従事している職種を決めがたい場合は、番号の若い方を優先して記入してください。
- ※3

派遣社員で対応している職種がある場合は、その職員数及び給料は含めないでください。

平成31年4月分

職 種		常 勤								非 常 勤							
		実人員	調査対象サービス分の換算人員	給 料				実人員	換算人員	調査対象サービス分の換算人員	給 料						
				百万	千	円	百万				千	円					
1 介護老人福祉施設の管理者	1		.						1		.	.					
2 地域密着型介護老人福祉施設の管理者	2		.						2		.	.					
3 その他介護保険事業の管理者 (上記1, 2以外)	3		.						3		.	.					
4 医師	4		.						4		.	.					
5 歯科医師	5		.						5		.	.					
6 薬剤師	6		.						6		.	.					
7 看護師	7		.						7		.	.					
8 准看護師	8		.						8		.	.					
9 介護職員	9		.						9		.	.					
10 うち介護福祉士	10		.						10		.	.					
11 理学療法士	11		.						11		.	.					
12 作業療法士	12		.						12		.	.					
13 言語聴覚士	13		.						13		.	.					
14 歯科衛生士	14		.						14		.	.					
15 柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師	15		.						15		.	.					
16 生活相談員・支援相談員	16		.						16		.	.					
17 うち社会福祉士	17		.						17		.	.					
18 福祉用具専門相談員	18		.						18		.	.					
19 栄養士	19		.						19		.	.					
20 うち管理栄養士	20		.						20		.	.					
21 調理員	21		.						21		.	.					
22 事務職員	22		.						22		.	.					
23 その他	23		.						23		.	.					
24 1～23のうち介護支援専門員・計画作成担当者(再掲)	24		.						24		.	.					
25 1～23のうち訪問介護のサービス提供責任者(再掲)	25		.						25		.	.					

26 通勤手当(再掲)(平成31年4月分)

26

百万 千 円

27 賞与または賞与引当金繰入(平成30年度実績の1／12の金額)

27

百万 千 円

28 退職給与引当金の実施、退職金に関わる
共済等への加入(複数回答可)

(1) 社会福祉施設退職手当等職員共済に加入

(2) 全国社会福祉団体職員退職手当積立基金に加入

(3) 中小企業退職金共済制度に加入

(4) その他共済制度に加入

(5) 退職給与(給付)引当金繰入の実施 ※(1)～(4)以外

(6) 退職金として支出 ※(1)～(5)に計上される分を除く

→掛け金額(平成30年度実績の1／12の金額)

→退職給与(給付)引当金(平成30年度実績の1／12の金額)

→退職金(平成30年度実績の1／12の金額)

28

29

30

31

32

33

百万 千 円

29 法定福利費(事業主負担・平成30年度実績の1／12の金額)

34

百万 千 円

<換算人員の計算方法>

下記計算式によって得られた数値を、小数点以下第2位を四捨五入して、小数点第1位まで計上してください。得られた結果が0. 1に満たない場合は、「0. 1」と記入してください。

※1か月に数回の勤務である場合

職員の1週間の勤務時間

施設が定めている1週間の勤務時間

職員の1か月の勤務時間

施設が定めている1週間の勤務時間×4(週)

問4

(1)平成29年度、平成30年度の事業収入(収益)等についておうかがいします。

- 平成29年度、平成30年度の決算期数値における収入(収益)について記入して下さい。
- 問1(4)において「単独会計」と回答した場合は、調査対象サービス分のみについて記入して下さい。
- 問1(4)において「一体会計」と回答した場合は、会計を一体的に行っている他の介護保険サービス分も含めた額を記入して下さい。
なお、記入に際しては、問4(1)で記入した収入(収益)に対応した支出(費用)を問4(3)に記入してください。
- 国庫補助金等特別積立金取崩額は、問4(3)事業支出(費用)として記入してください。

科 目		平成29年度決算期数値										平成30年度決算期数値									
		金 額										金 額									
		十億	百万	千	円							十億	百万	千	円						
I 事業活動収入(収益)	1 介護福祉施設介護料収入(収益)(利用者負担分を含む)	計	1									1									
	(1)介護老人福祉施設		2									2									
	(2)地域密着型介護老人福祉施設		3									3									
	2 居宅介護料収入(収益)(利用者負担分を含む)	計	4									4									
	(1)訪問介護(平成29年度は介護予防を含む)		5									5									
	(2)訪問入浴介護(介護予防を含む)		6									6									
	(3)通所介護(平成29年度は介護予防を含む)		7									7									
	(4)短期入所生活介護(介護予防を含む)		8									8									
	うち空床利用分(介護老人福祉施設)		9									9									
	うち空床利用分(地域密着型介護老人福祉施設)		10									10									
	(5)特定施設入居者生活介護(介護予防を含む)		11									11									
	(6)福祉用具貸与(介護予防を含む)		12									12									
	(7)定期巡回・随時対応型訪問介護看護		13									13									
	(8)夜間対応型訪問介護		14									14									
	(9)地域密着型通所介護		15									15									
	(10)認知症対応型通所介護(介護予防を含む)		16									16									
	(11)小規模多機能型居宅介護(介護予防を含む)		17									17									
	(12)認知症対応型共同生活介護(介護予防を含む)		18									18									
	(13)地域密着型特定施設入居者生活介護		19									19									
	(14)看護小規模多機能型居宅介護		20									20									
	(15)その他の居宅介護サービス((1)～(14)に該当しないもの)		21									21									
	3 居宅介護支援介護料収入(収益)	計	22									22									
	(1)居宅介護支援介護料収入(収益)		23									23									
	(2)介護予防支援介護料収入(収益) (介護予防支援事業者からの委託料は含まない)		24									24									
	4 介護予防・日常生活支援総合事業費収入(収益)	計	25									25									
	うち旧介護予防訪問介護に相当するサービス(利用者負担分を含む)		26									26									
	うち旧介護予防通所介護に相当するサービス(利用者負担分を含む)		27									27									
	5 保険外の利用料による収入(収益)	計	28									28									
	(1)介護福祉施設利用料収入(収益)		29									29									
	① 介護老人福祉施設		30									30									
	② 地域密着型介護老人福祉施設		31									31									
	(2)居宅介護サービス利用料収入(収益)		32									32									
	① 訪問介護(平成29年度は介護予防を含む)		33									33									
	② 訪問入浴介護(介護予防を含む)		34									34									
	③ 通所介護(平成29年度は介護予防を含む)		35									35									
	④ 短期入所生活介護(介護予防を含む)		36									36									
	うち空床利用分(介護老人福祉施設)		37									37									
	うち空床利用分(地域密着型介護老人福祉施設)		38									38									
	⑤ 特定施設入居者生活介護(介護予防を含む)		39									39									
	⑥ 福祉用具貸与(介護予防を含む)		40									40									
	⑦ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護		41									41									
	⑧ 夜間対応型訪問介護		42									42									
	⑨ 地域密着型通所介護		43									43									
	⑩ 認知症対応型通所介護(介護予防を含む)		44									44									
	⑪ 小規模多機能型居宅介護(介護予防を含む)		45									45									
	⑫ 認知症対応型共同生活介護(介護予防を含む)		46									46									
	⑬ 地域密着型特定施設入居者生活介護		47									47									
	⑭ 看護小規模多機能型居宅介護		48									48									
	⑮ その他の居宅介護サービス((①～⑭)に該当しないもの)		49									49									

科 目			平成29年度決算期数値										平成30年度決算期数値									
			金 額										金 額									
			十億	百万	千	円							十億	百万	千	円						
I 事業活動収入（収益）（続き）	(3)食費収入(収益)		50										50									
	(4)居住費収入(収益)		51										51									
	(5)介護予防・日常生活支援総合事業利用料収入(収益)		52										52									
	うち旧介護予防訪問介護に相当するサービス		53										53									
	うち旧介護予防通所介護に相当するサービス		54										54									
	(5)管理費収入(収益)		55										55									
	うち特定施設入居者生活介護(介護予防含む)の保険外の利用料に係る収入(収益)		56										56									
	(6)その他の利用料収入(収益)		57										57									
	うち認知症対応型共同生活介護に係るその他の利用料収入(収益)		58										58									
	うち特定施設入居者生活介護(介護予防含む)に係るその他の利用料収入(収益)		59										59									
	6 その他の事業収入(収益)	計	60										60									
	(1)補助金収入(収益)		61										61									
	(2)市町村特別事業収入(収益)		62										62									
	(3)受託収入(収益)		63										63									
	(4)その他		64										64									
	7 その他の収入(収益)	計	65										65									
	① 入居金収入(収益)		66										66									
	うち特定施設入居者生活介護(介護予防含む)の保険外の利用料に係る収入(収益)		67										67									
	② 介護予防支援事業者からの委託に係る収入(収益)		68										68									
	③ ホームヘルプサービスの収入(収益)(障害者等)		69										69									
	④ その他		70										70									
	8 介護報酬査定減		71	▲									71	▲								
事業活動収入(サービス活動収益)計			72										72									

問4

(2)平成29年度、平成30年度の財務活動等による支出についておうかがいします。

- 下記の支出がある場合、資金収支計算書又はキャッシュフロー計算書が、
①介護サービスの種別ごとに区分されている場合、
②介護サービスの種別ごとに区分されてなく、他の介護サービス等と一体となっている場合、
のいずれかを選択してチェックボックスにチェックをつけてください。

↓いずれか1つのチェックボックスにチェックしてください。

☐	①介護サービスの種別ごとに区分されている	→そのまま調査対象サービス分の支出を記入してください。
☐	②介護サービスの種別ごとに区分されてなく、他の介護サービス等と一体となっている	→記入要領を参照し、適切な按分を行ったうえで、調査対象サービス分の支出を記入してください。

- 「設備資金」とは、施設整備及び設備整備に係る資金です。
○ 金額は、利子を含まない元金について、平成29年度、平成30年度に返済した額を記入してください。

科 目			平成29年度決算期数値										平成30年度決算期数値									
			金 額										金 額									
			十億	百万	千	円							十億	百万	千	円						
設備資金借入金元金償還金支出			73										73									
長期運営資金借入金元金償還金支出			74										74									

問4

(3) 平成29年度、平成30年度の事業支出(費用)についておうかがいします。

○ 事業支出(費用)について、使用している会計基準、指針に該当するページに記入してください。

社会福祉法人会計基準	→(3)－A(本ページ～)
指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針	→(3)－B(11ページ～)
該当する会計基準がない	

(3)－A 社会福祉法人会計基準

- 平成29年度、平成30年度の決算期数値における費用額について記入して下さい。
- 問1(4)において「単独会計」と回答した場合は、調査対象サービス分のみについて記入してください。
- 問1(4)において「一体会計」と回答した場合は、会計を一体的に行っている他の介護保険サービス分も含めた額を記入してください。
なお、記入に際しては、問4(1)で記入した収入(収益)に対応した支出(費用)を問4(3)に記入してください。

※ 事業開始から1年に満たない場合は、事業開始からの経過月数に応じて1年分を算出してください。

※ 各費目において消費税が別途計上されている場合でも、税込み方式(各費目に消費税額を算入した値)で記入してください。

(3)－A		平成29年度決算期数値										平成30年度決算期数値									
科 目		金 額										金 額									
		十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円
Ⅱ サ ー ビ ス 活 動 費 用	1 人件費	1										1									
	うち派遣職員費	2										2									
	2 事務費((1)～(18)の合計)	計 3										3									
	(1)福利厚生費	4										4									
	(2)旅費交通費	5										5									
	(3)研修研究費	6										6									
	(4)事務消耗品費	7										7									
	(5)印刷製本費	8										8									
	(6)水道光熱費	9										9									
	(7)燃料費	10										10									
	(8)修繕費	11										11									
	(9)通信運搬費	12										12									
	(10)広報費	13										13									
	(11)業務委託費	小計 14										14									
	① 給食委託費	15										15									
	② 送迎委託費	16										16									
	③ 清掃委託費	17										17									
	④ その他の委託費(①～③に該当しないもの)	18										18									
	(12)保険料	小計 19										19									
	① 自動車保険料(自動車損害賠償責任保険料含む)	20										20									
	② その他の保険料(①に該当しないもの)	21										21									
	(13)賃借料	小計 22										22									
	① 設備器械	23										23									
	② その他の賃借料(①に該当しないもの)	24										24									
	(14)土地・建物賃借料	小計 25										25									
	① 土地	26										26									
	② 建物及び建物付属設備	27										27									
	(15)租税公課	28										28									
	(16)保守料	29										29									
	(17)雑費	30										30									
	(18)その他経費((1)～(17)に該当しないもの)	31										31									

(3) -A			平成29年度決算期数値										平成30年度決算期数値									
科 目			金 額										金 額									
			十億	百万	千	円							十億	百万	千	円						
Ⅱ サービス活動費用（続き）	3 事業費	計	32										32									
	(1)給食費		33										33									
	(2)介護用品費		34										34									
	(3)保健衛生費		35										35									
	(4)水道光熱費		36										36									
	(5)燃料費		37										37									
	(6)消耗器具備品費		38										38									
	(7)保険料		39										39									
	(8)賃借料	小計	40										40									
	① 設備器械		41										41									
	② その他の賃借料(①に該当しないもの)		42										42									
	(9)車輛費		43										43									
	(10)雑費		44										44									
	(11)その他経費((1)～(10)に該当しないもの)		45										45									
	4 減価償却費	計	46										46									
	(1)建物及び建物付属設備減価償却費		47										47									
	(2)車両船舶設備減価償却費		48										48									
	(3)特殊浴槽減価償却費		49										49									
	(4)その他の減価償却費((1)～(3)に該当しないもの)		50										50									
	5 国庫補助金等特別積立金取崩額		51	▲									51	▲								
	6 徴収不能額		52										52									
	7 徴収不能引当金繰入		53										53									
	8 その他(1～7に該当しないもの)		54										54									
	サービス活動費用計(1～8の合計)		55										55									
	うち消費税課税対象費用計		56										56									
Ⅲ	サービス活動外収益		57										57									
	うち借入金利息補助金収益		58										58									
Ⅳ	サービス活動外費用		59										59									
	うち支払利息		60										60									
Ⅴ	特別収益		61										61									
Ⅵ	特別費用		62										62									
	うち拠点区分間繰入金費用		63										63									
	うち法人本部に帰属する経費:役員報酬等(他の事業のための費用は含まない)		64										64									
	うち消費税課税対象費用計		65										65									

(3) - B 指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針

- 平成29年度、平成30年度の決算期数値における支出額について記入して下さい。
- 問1(4)において「単独会計」と回答した場合は、調査対象サービス分のみについて記入してください。
- 問1(4)において「一体会計」と回答した場合は、会計を一体的に行っている他の介護保険サービス分も含めた額を記入してください。
なお、記入に際しては、問4(1)で記入した収入(収益)に対応した支出(費用)を問4(3)に記入してください。

※ 事業開始から1年に満たない場合は、事業開始からの経過月数に応じて1年分を算出してください。

※ 各費目において消費税が別途計上されている場合でも、税込み方式(各費目に消費税額を算入した値)で記入してください。

(3)ーB		科 目		平成29年度決算期数値										平成30年度決算期数値																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
				金 額										金 額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
				十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
Ⅱ 事業活動支出	1 人件費	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									

(3)－B			平成29年度決算期数値										平成30年度決算期数値									
科 目			金 額										金 額									
			十億	百万	千	円							十億	百万	千	円						
Ⅱ 事業活動支出（続き）	3 減価償却費	計	39										39									
	(1)建物及び建物付属設備減価償却費		40										40									
	(2)車両船舶設備減価償却費		41										41									
	(3)特殊浴槽減価償却費		42										42									
	(4)その他の減価償却費((1)～(3)に該当しないもの)		43										43									
	4 国庫補助金等特別積立金取崩額		44	▲									44	▲								
	5 徴収不能額		45										45									
	6 引当金繰入	計	46										46									
	(1)徴収不能引当金繰入		47										47									
	(2)修繕引当金繰入		48										48									
	(3)退職給与引当金繰入		49										49									
	(4)賞与引当金繰入		50										50									
	(5)その他引当金繰入((1)～(4)に該当しないもの)		51										51									
	7 その他(1～6に該当しないもの)		52										52									
	事業活動支出計(1～7の合計)		53										53									
	うち消費税課税対象支出計		54										54									
Ⅲ 事業活動外収入			55										55									
	うち借入金利息補助金収入		56										56									
Ⅳ 事業活動外支出			57										57									
	うち借入金利息		58										58									
Ⅴ 特別収入			59										59									
Ⅵ 特別支出			60										60									
	うち会計区分外繰入金支出		61										61									
	うち法人本部に帰属する経費:役員報酬等(他の事業のための費用は含まない)		62										62									
	うち消費税課税対象支出計		63										63									
	うち法人税等		64										64									

問 1 施設の概要についておうかがいします。

(1) 開設年月を西暦で記入してください。

西暦

年

月

(2) 経営主体として該当する番号に○をつけてください。

- | | | |
|--------------------|----------------------|------------|
| 1. 都道府県 | 5. 医療法人 | 8. 社団・財団法人 |
| 2. 市区町村 | 6. 社会福祉協議会 | 9. その他の法人 |
| 3. 広域連合・一部事務組合 | 7. 社会福祉法人(社会福祉協議会以外) | 10. 1～9以外 |
| 4. 日本赤十字社・社会保険関係団体 | | |

(3) 調査対象サービスにおける会計の期間について、該当する番号に○をつけてください。
3. を選んだ場合は、あわせて期間も記入して下さい。

- | |
|---|
| 1. 年単位 (1月1日～12月31日) |
| 2. 年度単位 (4月1日～翌3月31日) |
| 3. その他 (月 日～翌 月 日) |

(4) 調査対象サービスにおける平成29、30年度の会計の区分状況について、該当する番号に○をつけてください。

【平成29年度】

1. 単独会計: 調査対象サービスごとに費用が区分できているもの
2. 一体会計: 調査対象サービスに係る費用とそれ以外の併設サービス等に係る費用を区分せず一体で計上しているもの

【平成30年度】

1. 単独会計: 調査対象サービスごとに費用が区分できているもの
2. 一体会計: 調査対象サービスに係る費用とそれ以外の併設サービス等に係る費用を区分せず一体で計上しているもの

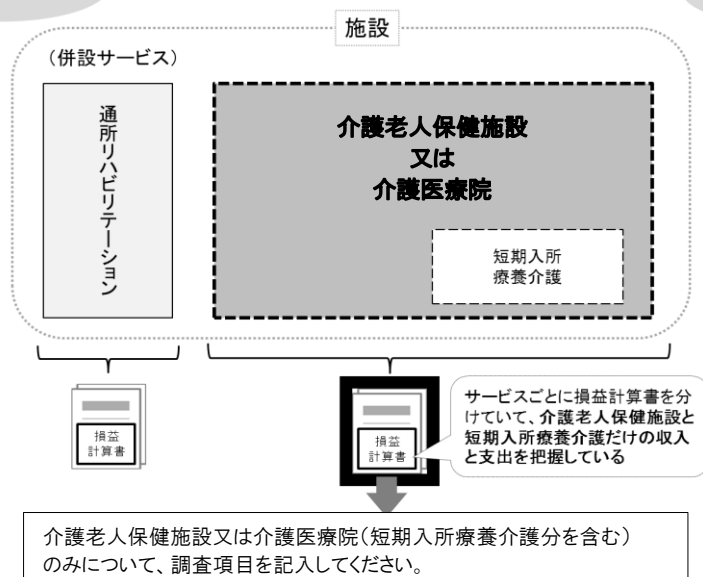
※ 収入は調査対象サービス分を把握しているが、支出は他の併設サービスと一体的にしか把握していないなど、部分的に調査対象サービス分の収入・支出を把握している場合も一体会計としてください。

※ 単独会計の場合、問3(職員数と職員給与)、問4(収入と支出)は、調査対象サービス分についてのみ記入してください。

※ 一体会計の場合、問3(職員数と職員給与)、問4(収入と支出)は、会計を一体的に行っている他の併設サービス分も含めて記入してください。

例: 介護老人保健施設内又は介護医療院内で短期入所療養介護を提供し、通所リハビリテーションを併設している場合

1. 単独会計



※ただし問2(建物の状況)については、併設サービスも含めた施設全体に係る床面積を記入してください。

2. 一体会計



(5) 調査対象サービスの平成31年4月の1か月分の実績について記入してください。

医療保険適用部分

医療保険適用部分の実績を記入してください。

病床数	延べ在院者数	食事延べ提供数		患者数
床	人	食	外来	人

介護保険適用部分

介護保険適用部分の実績を記入してください。

介護老人保健施設

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※1	特定利用※2
一般棟	実利用者数	人	人	人	人	人	人	人
	延べ在所者数	人	人	人	人	人	人	人
	延べ外泊者数	人	人	人	人	人	人	人
認知症 専門棟	実利用者数	人	人	人	人	人	人	人
	延べ在所者数	人	人	人	人	人	人	人
	延べ外泊者数	人	人	人	人	人	人	人

※1 その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や、要介護認定申請中の人を計上してください。

※2 特定利用には、特定老人保健施設入所者(平成12年3月以前から入所している要介護者でない入所者)を計上してください。

食事延べ提供数	食
---------	---

介護医療院

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※
Ⅰ型 療養病床	実利用者数	人	人	人	人	人	人
	延べ在所者数	人	人	人	人	人	人
	延べ外泊者数	人	人	人	人	人	人
Ⅱ型 療養病床	実利用者数	人	人	人	人	人	人
	延べ在所者数	人	人	人	人	人	人
	延べ外泊者数	人	人	人	人	人	人

※ その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や、要介護認定申請中の人を計上してください。

食事延べ提供数	食
---------	---

短期入所療養介護

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※
実利用者数	人	人	人	人	人	人
延べ利用者数	人	人	人	人	人	人

※ その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

介護予防短期入所療養介護

	要支援1	要支援2	その他※
実利用者数	人	人	人
延べ利用者数	人	人	人

※ その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

短期入所療養介護と介護予防短期入所療養介護をあわせたサービスの提供状況

食事延べ提供数	食
送迎延べ実施回数	回

※ 1人に対して片道の送迎を行った場合を1回と数えてください。

(1人の人を迎えに行き、送った場合は2回と数えます。)

(6) 調査対象サービスと一体的に会計を行っている併設サービスの事業所番号、平成31年4月の1か月分の延べ利用者数等、食事延べ提供数、送迎延べ実施回数を記入してください。

※1 「延べ利用者数等」については、下記の表と記入要領を参照のうえ、対応する内容を記入してください。

※2 「食事延べ提供数」、「送迎延べ実施回数」については、記入要領を参照のうえ、対応する内容を記入してください。

調査対象サービスと一体的に会計を行っている併設サービス	記入内容
訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション（いずれも介護予防を含む）、訪問介護（旧介護予防を含む）、夜間対応型訪問介護	延べ訪問回数（4月中）
居宅療養管理指導（介護予防を含む）、福祉用具貸与（介護予防を含む）、居宅介護支援（介護予防を含む）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護	実利用者数（4月中）
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設	延べ在所（在院）者数（4月中）
上記以外のサービス	延べ利用者数（4月中）

サービスの種類	事業所番号	延べ利用者数等※1	食事延べ提供数※2	送迎延べ実施回数※2
（居宅サービス）				
訪問介護（旧介護予防を含む）		1 回		
訪問入浴介護（介護予防を含む）		2 回		
訪問看護（介護予防を含む）		3 回		
訪問リハビリテーション（介護予防を含む）		4 回		
居宅療養管理指導（介護予防を含む）		5 人		
通所介護（旧介護予防を含む）		6 人	食	回
通所リハビリテーション（介護予防を含む）		7 人	食	回
短期入所生活介護（空床利用分を除く）（介護予防を含む）		8 人	食	回
短期入所療養介護（介護予防を含む）		9		
特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）		10 人	食	
福祉用具貸与（介護予防を含む）		11 人		
居宅介護支援（介護予防を含む）		12 人		

サービスの種類	事業所番号	延べ利用者数等※1	食事延べ提供数※2	送迎延べ実施回数※2
（地域密着型サービス）				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		13 人		
夜間対応型訪問介護		14 回		
地域密着型通所介護		15 人	食	回
認知症対応型通所介護（介護予防を含む）		16 人	食	回
小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）		17 人	食	回
認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）		18 人	食	
地域密着型特定施設入居者生活介護		19 人	食	
地域密着型介護老人福祉施設		20 人	食	
看護小規模多機能型居宅介護		21 人	食	回

サービスの種類	事業所番号	延べ利用者数等※1	食事延べ提供数※2	送迎延べ実施回数※2
（施設サービス）				
介護老人福祉施設		22 人	食	
介護老人保健施設		23		
介護療養型医療施設		24 人	食	
介護医療院		25 人	食	

次ページへ続く

問2 平成31年4月時点の建物の状況についておうかがいします。

1 建築延べ床面積

m²（小数点以下第1位を四捨五入して整数で記入してください。以下、同じ。）

2 入所部分、通所部分の各施設・設備に係る延べ床面積

		入所部分		通所部分			入所・通所共用部分 ※1(再掲)
		一般棟 (Ⅰ型療養病床)	認知症専門棟 (Ⅱ型療養病床)	通所リハビリ テーション (介護予防含む)	通所介護 (旧介護予防 含む)	認知症対応 型通所介護 (介護予防含む)	
①4人室		室 m ²	室 m ²				
②3人室		室 m ²	室 m ²				
③2人室	ユニット※2	室 m ²	室 m ²				
	上記以外	室 m ²	室 m ²				
④個室	ユニット※2	室 m ²	室 m ²				
	上記以外	室 m ²	室 m ²				
⑤診察室				m ²	m ²	m ²	m ²
⑥機能訓練室	1. 専用室 2. 他の目的 室と兼用	m ²	1. 専用室 2. 他の目的 室と兼用	m ²	m ²	m ²	m ²
⑦食堂	1. 専用室 2. 他の目的 室と兼用	m ²	1. 専用室 2. 他の目的 室と兼用	m ²	m ²	m ²	m ²
⑧談話室	1. 専用室 2. 他の目的 室と兼用	m ²	1. 専用室 2. 他の目的 室と兼用	m ²	m ²	m ²	m ²
⑨デイ・ルーム	1. 専用室 2. 他の目的 室と兼用	m ²	1. 専用室 2. 他の目的 室と兼用	m ²	m ²	m ²	m ²
⑩レクリエーション ルーム	1. 専用室 2. 他の目的 室と兼用	m ²	1. 専用室 2. 他の目的 室と兼用	m ²	m ²	m ²	m ²
⑪浴室		m ²		m ²	m ²	m ²	m ²
⑫家族介護教室		m ²		m ²	m ²	m ²	m ²
⑬その他ユニットケア 用部分		m ²	m ²				

3 2以外の介護保険サービス(※3)に係る専用延べ床面積

m²

※1 入所部分、通所部分の利用者が共用している諸室の延べ床面積を再掲してください。（詳細は記入要領を参照してください。）

※2 ユニットケアとは、療養室をいくつかのグループに分け、少数の居室と食堂や談話スペース（居宅での居間に相当する）等によって一体的に構成された居室環境（ユニット）によるケアをいいます。

※3 問1(6)で記入をした、調査対象サービスと一体的に会計を行っている併設サービスのうち、問2 2の入所部分、通所部分以外のサービスに係る専用延べ床面積を記入してください。ただし、当該サービスに特定施設入居者生活介護が含まれる場合は、要支援・要介護者以外の利用者へのサービス分も含みます。

食堂記入例：160m²の食堂のうち、100m²は老健（一般棟）専用、40m²は通所リハ（介護予防含む）専用、20m²は老健（一般棟）と通所リハ（介護予防含む）で共用している。（介護医療院の場合も同様の方法で記入）

老健専用 100m ²	共用 20m ²	通所リハ (介護予防含む) 専用 40m ²
---------------------------	------------------------	--

○一般棟→120m²

=老健専用(100)+共用(20)

○通所部分→60m²

=通所リハ(介護予防含む)専用(40)+共用(20)

○入所・通所共用部分→20m²

問3

平成31年4月時点の職員数と職員給与についておうかがいします。

- 平成31年4月中に給与を支払った職員数と給与・賞与等について、記入ください。
記入する内容に関しては、必ず記入要領を確認してください。
- 問1(4)において「単独会計」と回答した場合は、常勤・非常勤ともに「調査対象サービス分の換算人員」、非常勤の「実人員」、**「調査対象サービス分の換算人員」に対応する「給料」**(給与・賞与等)を記入してください。
常勤の「実人員」、非常勤の「換算人員」欄は記入不要です。
- 問1(4)において「一体会計」と回答した場合は、会計を一体的に行っている他の介護保険サービス分も含めた常勤・非常勤の「実人員」、非常勤の「換算人員」、常勤・非常勤の「調査対象サービス分の換算人員」、**「実人員」に対応する「給料」**(給与・賞与等)を記入してください。
- ※1

複数の職種に従事している場合は、主として従事している職種のいずれか1つに分類して記入してください。
決めがたい場合は、番号の若い方を優先して記入してください。
- ※2

介護支援専門員・計画作成担当者として従事している者は、1～22のいずれかに分類して記入してください。
主として従事している職種を決めがたい場合は、番号の若い方を優先して記入してください。
- ※3

派遣社員で対応している職種がある場合は、その職員数及び給料は含めないでください。

平成31年4月分

職 種		常 勤								非 常 勤										
		実人員	調査対象サービス分の換算人員	給 料						実人員	換算人員	調査対象サービス分の換算人員	給 料							
				人	人	百万	千	円	人				人	人	百万	千	円			
1 介護老人保健施設/介護医療院の管理者	1		.							1		.	.							
2 その他介護保険事業の管理者	2		.							2		.	.							
3 医師	3		.							3		.	.							
4 歯科医師	4		.							4		.	.							
5 薬剤師	5		.							5		.	.							
6 看護師	6		.							6		.	.							
7 准看護師	7		.							7		.	.							
8 介護職員	8		.							8		.	.							
9 うち介護福祉士	9		.							9		.	.							
10 理学療法士	10		.							10		.	.							
11 作業療法士	11		.							11		.	.							
12 言語聴覚士	12		.							12		.	.							
13 歯科衛生士	13		.							13		.	.							
14 柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師	14		.							14		.	.							
15 生活相談員・支援相談員	15		.							15		.	.							
16 うち社会福祉士	16		.							16		.	.							
17 福祉用具専門相談員	17		.							17		.	.							
18 栄養士	18		.							18		.	.							
19 うち管理栄養士	19		.							19		.	.							
20 調理員	20		.							20		.	.							
21 事務職員	21		.							21		.	.							
22 その他	22		.							22		.	.							
23 1～22のうち介護支援専門員・計画作成担当者(再掲)	23		.							23		.	.							
24 1～22のうち訪問介護のサービス提供責任者(再掲)	24		.							24		.	.							
														百万 千 円						
25 通勤手当(再掲)(平成31年4月分)												25								
														百万 千 円						
26 賞与または賞与引当金繰入(平成30年度実績の1／12の金額)												26								
														百万 千 円						
27 退職給与引当金の実施、退職金に関わる共済等への加入(複数回答可)	(1) 社会福祉施設退職手当等職員共済に加入	→掛け金額(平成30年度実績の1／12の金額)									27									
	(2) 全国社会福祉団体職員退職手当積立基金に加入										28									
	(3) 中小企業退職金共済制度に加入										29									
	(4) その他共済制度に加入										30									
	(5) 退職給与(給付)引当金繰入の実施 ※(1)～(4)以外	→退職給与(給付)引当金(平成30年度実績の1／12の金額)									31									
	(6) 退職金として支出 ※(1)～(5)に計上される分を除く	→退職金(平成30年度実績の1／12の金額)									32									
														百万 千 円						
28 法定福利費(事業主負担・平成30年度実績の1／12の金額)												33								

<換算人員の計算方法>

下記計算式によって得られた数値を、小数点以下第2位を四捨五入して、小数点第1位まで計上してください。得られた結果が0. 1に満たない場合は、「0. 1」と記入してください。

職員の1週間の勤務時間

施設が定めている1週間の勤務時間

※1か月に数回の勤務である場合

職員の1か月の勤務時間

施設が定めている1週間の勤務時間×4(週)

問4 (1)平成29年度、平成30年度の事業収益等についておうかがいします。

- 平成29年度、平成30年度の決算期数値における収益について記入して下さい。
- 問1(4)において「単独会計」と回答した場合は、調査対象サービス分のみについて記入して下さい。
- 問1(4)において「一体会計」と回答した場合は、会計を一体的に行っているほかの介護保険サービス分も含めた額を記入して下さい。
なお、記入に際しては、問4(1)で記入した収益に対応した費用を問4(3)に記入してください。

科 目		平成29年度決算期数値										平成30年度決算期数値									
		金 額										金 額									
		十億	百万	千	円							十億	百万	千	円						
I 施設 運 営 事 業 収 益	医業収益	1										1									
	介護報酬収益 計	2										2									
	1 施設介護料収益(利用者負担分を含む) 小計	3										3									
	(1)介護老人保健施設	4										4									
	(2)介護療養型医療施設	5										5									
	(3)介護医療院	6										6									
	2 居宅介護料収益(利用者負担分を含む) 小計	7										7									
	(1)訪問介護(平成29年度は介護予防を含む)	8										8									
	(2)訪問入浴介護(介護予防を含む)	9										9									
	(3)訪問看護(介護予防を含む)	10										10									
	(4)訪問リハビリテーション(介護予防を含む)	11										11									
	(5)通所介護(平成29年度は介護予防を含む)	12										12									
	(6)通所リハビリテーション(介護予防を含む)	13										13									
	(7)短期入所療養介護(介護予防を含む)	14										14									
	(8)特定施設入居者生活介護(介護予防を含む)	15										15									
	(9)福祉用具貸与(介護予防を含む)	16										16									
	(10)居宅療養管理指導(介護予防を含む)	17										17									
	(11)定期巡回・随時対応型訪問介護看護	18										18									
	(12)夜間対応型訪問介護	19										19									
	(13)地域密着型通所介護	20										20									
	(14)認知症対応型通所介護(介護予防を含む)	21										21									
	(15)小規模多機能型居宅介護(介護予防を含む)	22										22									
	(16)認知症対応型共同生活介護(介護予防を含む)	23										23									
	(17)地域密着型特定施設入居者生活介護	24										24									
	(18)看護小規模多機能型居宅介護	25										25									
	(19)その他の居宅介護サービス((1)～(18)に該当しないもの)	26										26									
	3 居宅介護支援介護料収益 小計	27										27									
	(1)居宅介護支援介護料収益	28										28									
	(2)介護予防支援介護料収益(介護予防支援事業者からの委託料は含まない)	29										29									
	4 介護予防・日常生活支援総合事業費収益 小計	30										30									
	うち旧介護予防訪問介護に相当するサービス(利用者負担分を含む)	31										31									
	うち旧介護予防通所介護に相当するサービス(利用者負担分を含む)	32										32									
	5 保険外の利用料による収益 小計	33										33									
	(1)施設利用料収益 小計	34										34									
	① 介護老人保健施設	35										35									
	② 介護療養型医療施設	36										36									
	③ 介護医療院	37										37									

科 目				平成29年度決算期数値										平成30年度決算期数値																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
				金 額										金 額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
				十億		百万		千		円				十億		百万		千		円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
I 施設 運 営 事 業 収 益 （ 続 き ）	(2) 居宅介護サービス利用料収益	小計	38											38																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		

問4

(2)平成29年度、平成30年度の財務活動等による支出についておうかがいします。

- 下記の支出がある場合、資金収支計算書又はキャッシュフロー計算書が、
①介護サービスの種別ごとに区分されている場合、
②介護サービスの種別ごとに区分されてなく、他の介護サービス等と一体となっている場合、
のいずれかを選択してチェックボックスにチェックをつけてください。

↓いずれか1つのチェックボックスにチェックしてください。

☐	①介護サービスの種別ごとに区分されている	→そのまま調査対象サービス分の支出を記入してください。
☐	②介護サービスの種別ごとに区分されてなく、他の介護サービス等と一体となっている	→記入要領を参照し、適切な按分を行ったうえで、調査対象サービス分の支出を記入してください。

- 「設備資金」とは、施設整備及び設備整備に係る資金です。
○ 金額は、利子を含まない元金について、平成29年度、平成30年度に返済した額を記入してください。

科 目				平成29年度決算期数値										平成30年度決算期数値									
				金 額										金 額									
				十億		百万		千		円				十億		百万		千		円			
設備資金借入金の返済による支出				77										77									
長期運営資金借入金の返済による支出				78										78									

問4（3）平成29年度、平成30年度の事業費用についておうかがいします。

○ 事業費用について、使用している会計基準、指針に該当するページに記入してください。

介護老人保健施設会計・経理準則	→(3)－A(本ページ～)
病院会計準則	→(3)－B(13ページ～)
介護医療院会計・経理準則(平成30年度)	→(3)－C(15ページ～)

※平成30年度より介護医療院会計・経理準則を使用している場合、平成30年度分は介護医療院会計・経理準則((3)－C)へ記入してください。

(3)－A 介護老人保健施設会計・経理準則

- 平成29年度、平成30年度の決算期数値における費用額について記入して下さい。
- 問1(4)において「単独会計」と回答した場合は、調査対象サービス分のみについて記入してください。
- 問1(4)において「一体会計」と回答した場合は、会計を一体的に行っている他の介護保険サービス分も含めた額を記入してください。
なお、記入に際しては、問4(1)で記入した収益に対応した費用を問4(3)に記入してください。
問4(1)において、医療サービスによる収益を含めて記入した場合は、問4(3)に医療サービスに係る費用を含めて記入してください。

※ 事業開始から1年に満たない場合は、事業開始からの経過月数に応じて1年分を算出してください。

※ 各費目において消費税が別途計上されている場合でも、税込み方式(各費目に消費税額を算入した値)で記入してください。

(3)－A		平成29年度決算期数値										平成30年度決算期数値									
科 目		金 額										金 額									
		十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円
Ⅱ 施設運営事業等費用	1 給与費	1										1									
	2 医薬品費	2										2									
	3 給食用材料費	3										3									
	4 施設療養材料費・施設療養消耗器具備品費	4										4									
	5 その他の材料費	5										5									
	6 経費	計 6										6									
	(1)福利厚生費	7										7									
	(2)消耗品費	8										8									
	(3)消耗器具備品費	9										9									
	(4)車両費	10										10									
	(5)光熱水費	11										11									
	(6)修繕費	12										12									
	(7)通信費	13										13									
	(8)賃借料	小計 14										14									
	① 土地	15										15									
	② 建物及び建物附属設備	16										16									
	③ 設備器械	17										17									
	④ その他の賃借料(①～③に該当しないもの)	18										18									
	(9)保険料	小計 19										19									
	① 自動車保険料(自動車損害賠償責任保険料含む)	20										20									
	② その他の保険料(①に該当しないもの)	21										21									
	(10)租税公課	22										22									
	(11)徴収不能損失	23										23									
	(12)その他の経費((1)～(11)に該当しないもの)	24										24									

(3) -A		平成29年度決算期数値												平成30年度決算期数値											
科 目		金 額												金 額											
		十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円
Ⅱ 施設 運 営 事 業 等 費 用 (続 き)	7 委託費	計	25											25											
	(1)派遣委託費		26											26											
	(2)患者用給食委託費		27											27											
	(3)送迎委託費		28											28											
	(4)寝具類洗濯・賃貸委託費(病衣除く)		29											29											
	(5)清掃委託費		30											30											
	(6)各種器械保守委託費		31											31											
	(7)その他の委託費((1)～(6)に該当しないもの)		32											32											
	8 研修費		33											33											
	9 減価償却費	計	34											34											
	(1)建物及び建物付属設備減価償却費		35											35											
	(2)医療用器械設備減価償却費		36											36											
	(3)車両船舶設備減価償却費		37											37											
	(4)特殊浴槽減価償却費		38											38											
	(5)その他の減価償却費((1)～(4)に該当しないもの)		39											39											
	10 本部費(他の事業のための費用は含まない)		40											40											
	11 その他(1～10に該当しないもの)		41											41											
	施設運営事業等費用計(1～11の合計)		42											42											
	うち消費税課税対象費用計		43											43											
Ⅲ	施設運営事業外収益	計	44											44											
	1 受取利息・配当金		45											45											
	2 その他の施設運営事業外収益(1に該当しないもの)		46											46											
Ⅳ	施設運営事業外費用		47											47											
	うち支払利息		48											48											
Ⅴ	特別損益		49											49											
	1 特別利益		50											50											
	2 特別損失		51											51											
	うち法人税等		52											52											

(3) -B 病院会計準則

- 平成29年度、平成30年度の決算期数値における費用額について記入して下さい。
- 問1(4)において「単独会計」と回答した場合は、調査対象サービス分のみについて記入してください。
- 問1(4)において「一体会計」と回答した場合は、会計を一体的に行っている他の介護保険サービス分も含めた額を記入してください。
なお、記入に際しては、問4(1)で記入した収益に対応した費用を問4(3)に記入してください。
問4(1)において、医療サービスによる収益を含めて記入した場合は、問4(3)に医療サービスに係る費用を含めて記入してください。

※ 事業開始から1年に満たない場合は、事業開始からの経過月数に応じて1年分を算出してください。

※ 各費目において消費税が別途計上されている場合でも、税込み方式(各費目に消費税額を算入した値)で記入してください。

(3) -B		平成29年度決算期数値										平成30年度決算期数値									
科 目		金 額										金 額									
		十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円
Ⅱ 医 業 ・ 介 護 費 用	1 給与費	1										1									
	2 医薬品費	2										2									
	3 給食用材料費	3										3									
	4 診療材料費・医療消耗器具備品費	4										4									
	5 経費 計	5										5									
	(1)福利厚生費	6										6									
	(2)通信費	7										7									
	(3)消耗品費	8										8									
	(4)消耗器具備品費	9										9									
	(5)車両費	10										10									
	(6)光熱水費	11										11									
	(7)修繕費	12										12									
	(8)賃借料 小計	13										13									
	① 土地	14										14									
	② 建物及び建物附属設備	15										15									
	③ 設備器械	16										16									
	④ その他の賃借料(①～③に該当しないもの)	17										17									
	(9)保険料 小計	18										18									
	① 自動車保険料(自動車損害賠償責任保険料含む)	19										19									
	② その他の保険料(①に該当しないもの)	20										20									
	(10)租税公課	21										21									
	(11)徴収不能損失	22										22									
	(12)その他の経費((1)～(11)に該当しないもの)	23										23									

(3) -B			平成29年度決算期数値										平成30年度決算期数値									
科 目			金 額										金 額									
			十億	百万	千	円							十億	百万	千	円						
Ⅱ 医 業 ・ 介 護 費 用 (続 き)	6 委託費	計	24										24									
	(1)派遣委託費		25										25									
	(2)患者用給食委託費		26										26									
	(3)送迎委託費		27										27									
	(4)寝具類洗濯・賃貸委託費(病衣除く)		28										28									
	(5)清掃委託費		29										29									
	(6)各種器械保守委託費		30										30									
	(7)その他の委託費((1)～(6)に該当しないもの)		31										31									
	7 研究研修費		32										32									
	8 減価償却費	計	33										33									
	(1)建物及び建物付属設備減価償却費		34										34									
	(2)医療用器械設備減価償却費		35										35									
	(3)車両船舶設備減価償却費		36										36									
	(4)特殊浴槽減価償却費		37										37									
	(5)その他の減価償却費((1)～(4)に該当しないもの)		38										38									
Ⅲ	9 本部費(他の事業のための費用は含まない)		39										39									
	10 その他(1～9に該当しないもの)		40										40									
	医業・介護費用計(1～10の合計)		41										41									
	うち消費税課税対象費用計		42										42									
Ⅳ	医業・介護外収益	計	43										43									
	1 受取利息・配当金		44										44									
	2 その他の医業・介護外収益(1に該当しないもの)		45										45									
Ⅴ	医業・介護外費用		46										46									
	うち支払利息		47										47									
Ⅵ	特別損益		48										48									
	1 特別利益		49										49									
	2 特別損失		50										50									
税金			51										51									

(3) -C 介護医療院会計・経理準則

- 平成30年度の決算期数値における費用額について記入して下さい。
- 問1(4)において「単独会計」と回答した場合は、調査対象サービス分のみについて記入してください。
- 問1(4)において「一体会計」と回答した場合は、会計を一体的に行っている他の介護保険サービス分も含めた額を記入してください。
なお、記入に際しては、問4(1)で記入した収益に対応した費用を問4(3)に記入してください。
問4(1)において、医療サービスによる収益を含めて記入した場合は、問4(3)に医療サービスに係る費用を含めて記入してください。
- ※ 事業開始から1年に満たない場合は、事業開始からの経過月数に応じて1年分を算出してください。
- ※ 各費目において消費税が別途計上されている場合でも、税込み方式(各費目に消費税額を算入した値)で記入してください。

(3) -C		平成30年度決算期数値											
科 目		金 額											
		十 億			百 万			千			円		
Ⅱ 施設運営事業等費用	1 給与費	1											
	2 医薬品費	2											
	3 給食用材料費	3											
	4 施設療養材料費・施設療養消耗器具備品費	4											
	5 その他の材料費	5											
	6 経費 計	6											
	(1) 福利厚生費	7											
	(2) 消耗品費	8											
	(3) 消耗器具備品費	9											
	(4) 車両費	10											
	(5) 光熱水費	11											
	(6) 修繕費	12											
	(7) 通信費	13											
	(8) 賃借料 小計	14											
	① 土地	15											
	② 建物及び建物附属設備	16											
	③ 設備器械	17											
	④ その他の賃借料(①～③に該当しないもの)	18											
	(9) 保険料 小計	19											
	① 自動車保険料(自動車損害賠償責任保険料含む)	20											
	② その他の保険料(①に該当しないもの)	21											
	(10) 租税公課	22											
	(11) 徴収不能損失	23											
	(12) その他の経費((1)～(11)に該当しないもの)	24											

(3) -C		平成30年度決算期数値											
科 目		金 額											
		十億			百万			千			円		
Ⅱ 施設運営事業等費用（続き）	7 委託費 計	25											
	(1)派遣委託費	26											
	(2)患者用給食委託費	27											
	(3)送迎委託費	28											
	(4)寝具類洗濯・賃貸委託費(病衣除く)	29											
	(5)清掃委託費	30											
	(6)各種器械保守委託費	31											
	(7)その他の委託費((1)～(6)に該当しないもの)	32											
	8 研修費	33											
	9 減価償却費 計	34											
	(1)建物及び建物付属設備減価償却費	35											
	(2)医療用器械設備減価償却費	36											
	(3)車両船舶設備減価償却費	37											
	(4)特殊浴槽減価償却費	38											
	(5)その他の減価償却費((1)～(4)に該当しないもの)	39											
	10 本部費(他の事業のための費用は含まない)	40											
	11 その他(1～10に該当しないもの)	41											
	施設運営事業等費用計(1～11の合計)	42											
	うち消費税課税対象費用計	43											
Ⅲ	施設運営事業外収益 計	44											
	1 受取利息・配当金	45											
	2 その他の施設運営事業外収益(1に該当しないもの)	46											
Ⅳ	施設運営事業外費用	47											
	うち支払利息	48											
Ⅴ	特別損益	49											
	1 特別利益	50											
	2 特別損失	51											
	うち法人税等	52											

問 1 施設の概要についておうかがいします。

(1) 開設年月を西暦で記入してください。

西暦 年 月

(2) 経営主体として該当する番号に○をつけてください。

- | | | |
|--------------------|----------------------|------------|
| 1. 都道府県 | 5. 医療法人 | 8. 社団・財団法人 |
| 2. 市区町村 | 6. 社会福祉協議会 | 9. その他の法人 |
| 3. 広域連合・一部事務組合 | 7. 社会福祉法人(社会福祉協議会以外) | 10. 1～9以外 |
| 4. 日本赤十字社・社会保険関係団体 | | |

(3) 調査対象サービスにおける会計の期間について、該当する番号に○をつけてください。
3. を選んだ場合は、あわせて期間も記入して下さい。

- | |
|---|
| 1. 年単位 (1月1日～12月31日) |
| 2. 年度単位 (4月1日～翌3月31日) |
| 3. その他 (月 日～翌 月 日) |

(4) 調査対象サービスにおける平成29、30年度の会計の区分状況について、該当する番号に○をつけてください。

【平成29年度】

1. 単独会計: 調査対象サービスごとに費用が区分できているもの
2. 一体会計: 調査対象サービスに係る費用とそれ以外の併設サービス等に係る費用を区分せず一体で計上しているもの

【平成30年度】

1. 単独会計: 調査対象サービスごとに費用が区分できているもの
2. 一体会計: 調査対象サービスに係る費用とそれ以外の併設サービス等に係る費用を区分せず一体で計上しているもの

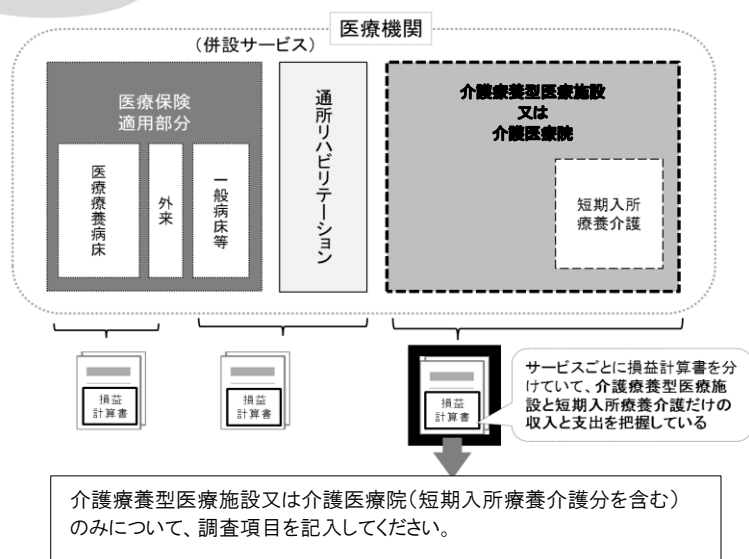
※ 収入は調査対象サービス分を把握しているが、支出は他の併設サービスと一体的にしか把握していないなど、部分的に調査対象サービス分の収入・支出を把握している場合も一体会計としてください。

※ 単独会計の場合、問3(職員数と職員給与)、問4(収入と支出)は、調査対象サービス分についてのみ記入してください。

※ 一体会計の場合、問3(職員数と職員給与)、問4(収入と支出)は、会計を一体的に行っている他の併設サービス分も含めて記入してください。

例: 介護療養型医療施設内又は介護医療院内で短期入所療養介護を提供し、かつ医療療養病床を設けていて、一般病床・外来と通所リハビリテーションを併設している場合

1. 単独会計



2. 一体会計



※ただし問2(建物の状況)については、併設サービスも含めた施設全体に係る床面積を記入してください。

(5) 調査対象サービスの平成31年4月の1か月分の実績について記入してください。

医療保険適用部分

医療保険適用部分の実績を記入してください。

	病床数	延べ在院者数	食事延べ提供数		患者数
療養病床	床	人	食	外来	人

介護保険適用部分

介護保険適用部分の実績を記入してください。

介護療養型医療施設

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※
実利用者数	人	人	人	人	人	人
延べ在院者数	人	人	人	人	人	人
延べ外泊者数	人	人	人	人	人	人

※ その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や、要介護認定申請中の人を計上してください。

食事延べ提供数	食
---------	---

介護医療院

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※
Ⅰ型 療養病床	実利用者数	人	人	人	人	人	人
	延べ在所者数	人	人	人	人	人	人
	延べ外泊者数	人	人	人	人	人	人
Ⅱ型 療養病床	実利用者数	人	人	人	人	人	人
	延べ在所者数	人	人	人	人	人	人
	延べ外泊者数	人	人	人	人	人	人

※ その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や、要介護認定申請中の人を計上してください。

食事延べ提供数	食
---------	---

短期入所療養介護

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※
実利用者数	人	人	人	人	人	人
延べ利用者数	人	人	人	人	人	人

※ その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

介護予防短期入所療養介護

	要支援1	要支援2	その他※
実利用者数	人	人	人
延べ利用者数	人	人	人

※ その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護をあわせたサービスの提供状況

食事延べ提供数	食
送迎延べ実施回数	回

※ 1人に対して片道の送迎を行った場合を1回と数えてください。

(1人の人を迎えに行き、送った場合は2回と数えます。)

(6) 調査対象サービスと一体的に会計を行っている併設サービスの事業所番号、平成31年4月の1か月分の延べ利用者数等、食事延べ提供数、送迎延べ実施回数を記入してください。

※1 「延べ利用者数等」については、下記の表と記入要領を参照のうえ、対応する内容を記入してください。

※2 「食事延べ提供数」、「送迎延べ実施回数」については、記入要領を参照のうえ、対応する内容を記入してください。

調査対象サービスと一体的に会計を行っている併設サービス	記入内容
訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション（いずれも介護予防を含む）、訪問介護（旧介護予防を含む）、夜間対応型訪問介護	延べ訪問回数（4月中）
居宅療養管理指導（介護予防を含む）、福祉用具貸与（介護予防を含む）、居宅介護支援（介護予防を含む）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護	実利用者数（4月中）
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設	延べ在所（在院）者数（4月中）
上記以外のサービス	延べ利用者数（4月中）

サービスの種類	事業所番号										延べ利用 者数等※1	食事延べ 提供数※2	送迎延べ 実施回数※2	
(居宅サービス)														
訪問介護（旧介護予防を含む）											1	回		
訪問入浴介護（介護予防を含む）											2	回		
訪問看護（介護予防を含む）											3	回		
訪問リハビリテーション（介護予防を含む）											4	回		
居宅療養管理指導（介護予防を含む）											5	人		
通所介護（旧介護予防を含む）											6	人	食	回
通所リハビリテーション（介護予防を含む）											7	人	食	回
短期入所生活介護（空床利用分を除く） （介護予防を含む）											8	人	食	回
短期入所療養介護（介護予防を含む）											9			
特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）											10	人	食	
福祉用具貸与（介護予防を含む）											11	人		
居宅介護支援（介護予防を含む）											12	人		

サービスの種類	事業所番号										延べ利用 者数等※1	食事延べ 提供数※2	送迎延べ 実施回数※2	
(地域密着型サービス)														
定期巡回・随時対応型訪問介護看護											13	人		
夜間対応型訪問介護											14	回		
地域密着型通所介護											15	人	食	回
認知症対応型通所介護（介護予防を含む）											16	人	食	回
小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）											17	人	食	回
認知症対応型共同生活介護(介護予防を含む)											18	人	食	
地域密着型特定施設入居者生活介護											19	人	食	
地域密着型介護老人福祉施設											20	人	食	
看護小規模多機能型居宅介護											21	人	食	回

サービスの種類	事業所番号										延べ利用 者数等※1	食事延べ 提供数※2	送迎延べ 実施回数※2	
(施設サービス)														
介護老人福祉施設											22	人	食	
介護老人保健施設											23	人	食	
介護療養型医療施設											24			
介護医療院											25	人	食	

次ページへ続く

問2 平成31年4月時点の建物の状況についておうかがいします。

1 建築延べ床面積 m²（小数点以下第1位を四捨五入して整数で記入してください。以下、同じ。）

2 介護療養型医療施設/介護医療院に係る延べ床面積等 ※ 該当する設備がない場合は、「0」を記入してください。

	介護保険適用		医療保険適用	
	室数	延べ床面積	室数	延べ床面積
A 病棟部門（入院患者と通所・外来患者で共有している諸室等を含めて記入してください。）				
① 5人室以上	室	m ²	室	m ²
② 4人室	室	m ²	室	m ²
③ 3人室	室	m ²	室	m ²
④ 2人室	室	m ²	室	m ²
⑤ 個室	室	m ²	室	m ²
⑥ 機能訓練室	当てはまる番号に○をつけてください。 1. 専用室 2. 他の目的室と兼用		m ²	
⑦ 談話室	当てはまる番号に○をつけてください。 1. 専用室 2. 他の目的室と兼用		m ²	
⑧ 食堂	当てはまる番号に○をつけてください。 1. 専用室 2. 他の目的室と兼用		m ²	
⑨ 浴室	m ²			
⑩ シャワールーム	m ²			
⑪ その他	m ²			
病棟部門合計	m ²			

B 通所・外来部門（通所・外来患者だけで利用している諸室等を記入してください。）

	介護保険適用		医療保険適用
① 通所専用面積 ※1	通所リハビリテーション （介護予防含む）	m ²	m ²
	通所介護 （旧介護予防含む）	m ²	
	認知症対応型通所介護 （介護予防含む）	m ²	
② 一般外来部・待合いホール			m ²
③ その他	m ²		
通所・外来部門合計	m ²		

C 管理部門等

① 給食部	m ²
② その他	m ²
管理部門等合計	m ²

3 2以外の介護保険サービス（※2）に係る専用延べ床面積

m²

※1 介護保険適用面積については、通所リハビリ（介護予防含む）、通所介護（旧介護予防含む）、認知症対応型通所介護（介護予防含む）の専用面積について記入し、医療保険適用面積については、重度認知症疾患デイ・ケア、リハビリテーション、精神科作業療法、精神科デイ・ケア（ナイト・ケア、デイ・ナイト・ケアを含む）の専用面積について記入してください。

※2 問1(6)で記入をした、調査対象サービスと一体的に会計を行っている併設サービスのうち、問2 2の病棟部門、通所・外来部門、管理部門等以外のサービスに係る専用延べ床面積を記入してください。ただし、当該サービスに特定施設入居者生活介護が含まれる場合は、要支援・要介護者以外の利用者へのサービス分も含みます。

問3 平成31年4月時点の職員数と職員給与についておうかがいします。

- 平成31年4月中に給与を支払った職員数と給与・賞与等について、記入ください。
記入する内容に関しては、必ず記入要領を確認してください。
- 問1(4)において「単独会計」と回答した場合は、常勤・非常勤ともに「調査対象サービス分の換算人員」、非常勤の「実人員」、「調査対象サービス分の換算人員」に対応する「給料」(給与・賞与等)を記入してください。
常勤の「実人員」、非常勤の「換算人員」欄は記入不要です。
- 問1(4)において「一体会計」と回答した場合は、会計を一体的に行っている他の介護保険サービス分も含めた常勤・非常勤の「実人員」、非常勤の「換算人員」、常勤・非常勤の「調査対象サービス分の換算人員」、「実人員」に対応する「給料」(給与・賞与等)を記入してください。
- ※1 複数の職種に従事している場合は、主として従事している職種のいずれか1つに分類して記入してください。
決めがたい場合は、番号の若い方を優先して記入してください。
- ※2 介護支援専門員・計画作成担当者として従事している者は、1～22のいずれかに分類して記入してください。
主として従事している職種を決めがたい場合は、番号の若い方を優先して記入してください。
- ※3 派遣社員で対応している職種がある場合は、その職員数及び給料は含めないでください。

平成31年4月分

職 種		常 勤								非 常 勤								
		実人員	調査対象サービス分の換算人員	給 料				実人員	換算人員	調査対象サービス分の換算人員	給 料							
				人	人	百万	千				円	人	人	人	百万	千	円	
1 病院・診療所/介護医療院の管理者	1		.						1		.	.						
2 その他介護保険事業の管理者	2		.						2		.	.						
3 医師	3		.						3		.	.						
4 歯科医師	4		.						4		.	.						
5 薬剤師	5		.						5		.	.						
6 看護師	6		.						6		.	.						
7 准看護師	7		.						7		.	.						
8 介護職員	8		.						8		.	.						
9 うち介護福祉士	9		.						9		.	.						
10 理学療法士	10		.						10		.	.						
11 作業療法士	11		.						11		.	.						
12 言語聴覚士	12		.						12		.	.						
13 歯科衛生士	13		.						13		.	.						
14 柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師	14		.						14		.	.						
15 生活相談員・支援相談員	15		.						15		.	.						
16 うち社会福祉士	16		.						16		.	.						
17 福祉用具専門相談員	17		.						17		.	.						
18 栄養士	18		.						18		.	.						
19 うち管理栄養士	19		.						19		.	.						
20 調理員	20		.						20		.	.						
21 事務職員	21		.						21		.	.						
22 その他	22		.						22		.	.						
23 1～22のうち介護支援専門員・計画作成担当者(再掲)	23		.						23		.	.						
24 1～22のうち訪問介護のサービス提供責任者(再掲)	24		.						24		.	.						
百万 千 円																		
25 通勤手当(再掲)(平成31年4月分)										25								
百万 千 円																		
26 賞与または賞与引当金繰入(平成30年度実績の1/12の金額)										26								
百万 千 円																		
27 退職給与引当金の実施、退職金に関わる共済等への加入(複数回答可)	(1) 社会福祉施設退職手当等職員共済に加入	→掛け金額(平成30年度実績の1/12の金額)								27								
	(2) 全国社会福祉団体職員退職手当積立基金に加入									28								
	(3) 中小企業退職金共済制度に加入									29								
	(4) その他共済制度に加入									30								
	(5) 退職給与(給付)引当金繰入の実施 ※(1)～(4)以外	→退職給与(給付)引当金(平成30年度実績の1/12の金額)								31								
	(6) 退職金として支出 ※(1)～(5)に計上される分を除く	→退職金(平成30年度実績の1/12の金額)								32								
百万 千 円																		
28 法定福利費(事業主負担・平成30年度実績の1/12の金額)										33								

<換算人員の計算方法>

下記計算式によって得られた数値を、小数点以下第2位を四捨五入して、小数点第1位まで計上してください。得られた結果が0.1に満たない場合は、「0.1」と記入してください。

職員の1週間の勤務時間

施設が定めている1週間の勤務時間

※1か月に数回の勤務である場合

職員の1か月の勤務時間

施設が定めている1週間の勤務時間×4(週)

問4

(1)平成29年度、平成30年度の事業収益等についておうかがいします。

- 平成29年度、平成30年度の決算期数値における収益について記入して下さい。
- 問1(4)において「単独会計」と回答した場合は、調査対象サービス分のみについて記入して下さい。
- 問1(4)において「一体会計」と回答した場合は、会計を一体的に行っているほかの介護保険サービス分も含めた額を記入して下さい。
なお、記入に際しては、問4(1)で記入した収益に対応した費用を問4(3)に記入してください。

科 目		平成29年度決算期数値										平成30年度決算期数値									
		金 額										金 額									
		十億	百万	千	円							十億	百万	千	円						
I 医 業 ・ 介 護 収 益	医業収益	1										1									
	介護報酬収益 計	2										2									
	1 施設介護料収益(利用者負担分を含む) 小計	3										3									
	(1)介護老人保健施設	4										4									
	(2)介護療養型医療施設	5										5									
	(3)介護医療院	6										6									
	2 居宅介護料収益(利用者負担分を含む) 小計	7										7									
	(1)訪問介護(平成29年度は介護予防を含む)	8										8									
	(2)訪問入浴介護(介護予防を含む)	9										9									
	(3)訪問看護(介護予防を含む)	10										10									
	(4)訪問リハビリテーション(介護予防を含む)	11										11									
	(5)通所介護(平成29年度は介護予防を含む)	12										12									
	(6)通所リハビリテーション(介護予防を含む)	13										13									
	(7)短期入所療養介護(介護予防を含む)	14										14									
	(8)特定施設入居者生活介護(介護予防を含む)	15										15									
	(9)福祉用具貸与(介護予防を含む)	16										16									
	(10)居宅療養管理指導(介護予防を含む)	17										17									
	(11)定期巡回・随時対応型訪問介護看護	18										18									
	(12)夜間対応型訪問介護	19										19									
	(13)地域密着型通所介護	20										20									
	(14)認知症対応型通所介護(介護予防を含む)	21										21									
	(15)小規模多機能型居宅介護(介護予防を含む)	22										22									
	(16)認知症対応型共同生活介護(介護予防を含む)	23										23									
	(17)地域密着型特定施設入居者生活介護	24										24									
	(18)看護小規模多機能型居宅介護	25										25									
	(19)その他の居宅介護サービス((1)～(18)に該当しないもの)	26										26									
	3 居宅介護支援介護料収益 小計	27										27									
	(1)居宅介護支援介護料収益	28										28									
	(2)介護予防支援介護料収益 (介護予防支援事業者からの委託料は含まない)	29										29									
	4 介護予防・日常生活支援総合事業費収益 小計	30										30									
	うち旧介護予防訪問介護に相当するサービス(利用者負担分を含む)	31										31									
	うち旧介護予防通所介護に相当するサービス(利用者負担分を含む)	32										32									
	5 保険外の利用料による収益 小計	33										33									
	(1)施設利用料収益 小計	34										34									
	① 介護老人保健施設	35										35									
	② 介護療養型医療施設	36										36									
	③ 介護医療院	37										37									

					平成29年度決算期数値										平成30年度決算期数値																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
科 目					金 額										金 額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
					十億		百万		千		円		十億		百万		千		円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
I 医 業 ・ 介 護 収 益 （ 続 き ）	(2)居宅介護サービス利用料収益	小計	38											38																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				

問4

(2)平成29年度、平成30年度の財務活動等による支出についておうかがいします。

- 下記の支出がある場合、資金収支計算書又はキャッシュフロー計算書が、
①介護サービスの種別ごとに区分されている場合、
②介護サービスの種別ごとに区分されてなく、他の介護サービス等と一体となっている場合、
のいずれかを選択してチェックボックスにチェックをつけてください。
- ↓いずれか1つのチェックボックスにチェックしてください。

☐	①介護サービスの種別ごとに区分されている	→そのまま調査対象サービス分の支出を記入してください。
☐	②介護サービスの種別ごとに区分されてなく、他の介護サービス等と一体となっている	→記入要領を参照し、適切な按分を行ったうえで、調査対象サービス分の支出を記入してください。

- 「設備資金」とは、施設整備及び設備整備に係る資金です。
- 金額は、利子を含まない元金について、平成29年度、平成30年度に返済した額を記入してください。

				平成29年度決算期数値										平成30年度決算期数値									
科 目				金 額										金 額									
				十億 百万 千 円										十億 百万 千 円									
設備資金借入金の返済による支出				77										77									
長期運営資金借入金の返済による支出				78										78									

問 4 （3）平成29年度、平成30年度の事業費用についておうかがいします。

○ 事業費用について、使用している会計基準、指針に該当するページに記入してください。

病院会計準則	→(3)－A(本ページ～)
介護医療院会計・経理準則(平成30年度)	→(3)－B(13ページ～)

※平成30年度より介護医療院会計・経理準則を使用している場合、平成30年度分は介護医療院会計・経理準則((3)－B)へ記入してください。

(3)－A 病院会計準則

- 平成29年度、平成30年度の決算期数値における費用額について記入して下さい。
- 問1(4)において「単独会計」と回答した場合は、調査対象サービス分のみについて記入してください。
- 問1(4)において「一体会計」と回答した場合は、会計を一体的に行っている他の介護保険サービス分も含めた額を記入してください。
- なお、記入に際しては、問4(1)で記入した収益に対応した費用を問4(3)に記入してください。
- 問4(1)において、医療サービスによる収益を含めて記入した場合は、問4(3)に医療サービスに係る費用を含めて記入してください。

※ 事業開始から1年に満たない場合は、事業開始からの経過月数に応じて1年分を算出してください。

※ 各費目において消費税が別途計上されている場合でも、税込み方式(各費目に消費税額を算入した値)で記入してください。

(3)－A		平成29年度決算期数値										平成30年度決算期数値									
科 目		金 額										金 額									
		十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円
Ⅱ 医 業 ・ 介 護 費 用	1 給与費	1										1									
	2 医薬品費	2										2									
	3 給食用材料費	3										3									
	4 診療材料費・医療消耗器具備品費	4										4									
	5 経費 計	5										5									
	(1)福利厚生費	6										6									
	(2)通信費	7										7									
	(3)消耗品費	8										8									
	(4)消耗器具備品費	9										9									
	(5)車両費	10										10									
	(6)光熱水費	11										11									
	(7)修繕費	12										12									
	(8)賃借料 小計	13										13									
	① 土地	14										14									
	② 建物及び建物附属設備	15										15									
	③ 設備器械	16										16									
	④ その他の賃借料(①～③に該当しないもの)	17										17									
	(9)保険料 小計	18										18									
	① 自動車保険料(自動車損害賠償責任保険料含む)	19										19									
	② その他の保険料(①に該当しないもの)	20										20									
	(10)租税公課	21										21									
	(11)徴収不能損失	22										22									
	(12)その他の経費((1)～(11)に該当しないもの)	23										23									

(3) -A			平成29年度決算期数値										平成30年度決算期数値									
科 目			金 額										金 額									
			十億	百万	千	円							十億	百万	千	円						
Ⅱ 医業・介護費用（続き）	6 委託費	計	24										24									
	(1)派遣委託費		25										25									
	(2)患者用給食委託費		26										26									
	(3)送迎委託費		27										27									
	(4)寝具類洗濯・賃貸委託費(病衣除く)		28										28									
	(5)清掃委託費		29										29									
	(6)各種器械保守委託費		30										30									
	(7)その他の委託費((1)～(6)に該当しないもの)		31										31									
	7 研究研修費		32										32									
	8 減価償却費	計	33										33									
	(1)建物及び建物付属設備減価償却費		34										34									
	(2)医療用器械設備減価償却費		35										35									
	(3)車両船舶設備減価償却費		36										36									
	(4)特殊浴槽減価償却費		37										37									
	(5)その他の減価償却費((1)～(4)に該当しないもの)		38										38									
	9 本部費(他の事業のための費用は含まない)		39										39									
	10 その他(1～9に該当しないもの)		40										40									
	医業・介護費用計(1～10の合計)		41										41									
	うち消費税課税対象費用計		42										42									
Ⅲ 医業・介護外収益		計	43										43									
	1 受取利息・配当金		44										44									
	2 その他の医業・介護外収益(1に該当しないもの)		45										45									
Ⅳ 医業・介護外費用			46										46									
	うち支払利息		47										47									
Ⅴ 特別損益			48										48									
	1 特別利益		49										49									
	2 特別損失		50										50									
Ⅵ 税金			51										51									

(3) -B 介護医療院会計・経理準則

- 平成30年度の決算期数値における費用額について記入して下さい。
- 問1(4)において「単独会計」と回答した場合は、調査対象サービス分のみについて記入してください。
- 問1(4)において「一体会計」と回答した場合は、会計を一体的に行っている他の介護保険サービス分も含めた額を記入してください。
なお、記入に際しては、問4(1)で記入した収益に対応した費用を問4(3)に記入してください。
問4(1)において、医療サービスによる収益を含めて記入した場合は、問4(3)に医療サービスに係る費用を含めて記入してください。
- ※ 事業開始から1年に満たない場合は、事業開始からの経過月数に応じて1年分を算出してください。
- ※ 各費目において消費税が別途計上されている場合でも、税込み方式(各費目に消費税額を算入した値)で記入してください。

(3) -B		平成30年度決算期数値											
科 目		金 額											
		十 億			百 万			千			円		
Ⅱ 施設運営事業等費用	1 給与費	1											
	2 医薬品費	2											
	3 給食用材料費	3											
	4 施設療養材料費・施設療養消耗器具備品費	4											
	5 その他の材料費	5											
	6 経費 計	6											
	(1)福利厚生費	7											
	(2)消耗品費	8											
	(3)消耗器具備品費	9											
	(4)車両費	10											
	(5)光熱水費	11											
	(6)修繕費	12											
	(7)通信費	13											
	(8)賃借料 小計	14											
	① 土地	15											
	② 建物及び建物附属設備	16											
	③ 設備器械	17											
	④ その他の賃借料(①～③に該当しないもの)	18											
	(9)保険料 小計	19											
	① 自動車保険料(自動車損害賠償責任保険料含む)	20											
	② その他の保険料(①に該当しないもの)	21											
	(10)租税公課	22											
	(11)徴収不能損失	23											
	(12)その他の経費((1)～(11)に該当しないもの)	24											

(3) -B			平成30年度決算期数値											
科 目			金 額											
			十億	百万	千	円								
Ⅱ 施設運営事業等費用（続き）	7 委託費	計	25											
	(1)派遣委託費		26											
	(2)患者用給食委託費		27											
	(3)送迎委託費		28											
	(4)寝具類洗濯・賃貸委託費(病衣除く)		29											
	(5)清掃委託費		30											
	(6)各種器械保守委託費		31											
	(7)その他の委託費((1)～(6)に該当しないもの)		32											
	8 研修費		33											
	9 減価償却費	計	34											
	(1)建物及び建物付属設備減価償却費		35											
	(2)医療用器械設備減価償却費		36											
	(3)車両船舶設備減価償却費		37											
	(4)特殊浴槽減価償却費		38											
	(5)その他の減価償却費((1)～(4)に該当しないもの)		39											
Ⅲ	10 本部費(他の事業のための費用は含まない)		40											
	11 その他(1～10に該当しないもの)		41											
	施設運営事業等費用計(1～11の合計)		42											
	うち消費税課税対象費用計		43											
	計		44											
Ⅳ	1 受取利息・配当金		45											
	2 その他の施設運営事業外収益(1に該当しないもの)		46											
Ⅴ	施設運営事業外費用		47											
	うち支払利息		48											
Ⅵ	特別損益		49											
	1 特別利益		50											
	2 特別損失		51											
	うち法人税等		52											

統計法に基づく一般統計調査

④-110

介護事業実態調査（案）
（介護事業経営概況調査）
2019年5月調査



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。
調査票情報の秘密の保護に万全を
期します。

居宅サービス・地域密着型サービス事業所票（福祉関係）

調査対象サービスは

(調査対象サービス名)

です。

右に印字した項目は、必ず確認していただき、誤りや訂正がございましたら、恐れ入りますが朱書きで修正をお願い申し上げます。
また、空欄の場合はご記入をお願い申し上げます。

事業所番号	1234567890
施設名	〇〇〇〇〇
所在地	東京都千代田区××1－1
法人名	〇〇〇〇〇
法人番号	1234567890123

ＩＤ	1234567890
パスワード	◎◎◎◎◎

※ この調査は、上記のＩＤ、パスワードにて、調査専用ホームページ（<https://●●●●>）よりダウンロードしたエクセルファイルにデータを入力し、ファイルをアップロードする方法でもご回答いただけます。

お手数をおかけしますが、下の（１）～（５）に必ずご記入をお願いいたします。

- (1) 電話番号： ()
- (2) F A X 番号： ()
- (3) Eメールアドレス： @
- (4) 回答担当者： ご氏名 (役職：)
- (5) 調査対象サービスの活動状況（2019年5月1日時点）
(下の1～3のいずれか1つに○)

1. 活動中	2. 休止	3. 廃止
--------	-------	-------

※2、3の場合、今回の調査に記入していただく必要はありませんので、このまま調査票を返送してください。

問 1 施設の概要についておうかがいします。

(1) 開設年月を西暦で記入してください。

西暦

年

月

(2) 経営主体として該当する番号に○をつけてください。

- | | | |
|----------------------|------------------|--------------------|
| 1. 都道府県 | 6. 医療法人 | 10. 営利法人 |
| 2. 市区町村 | 7. 社団・財団法人 | 11. 特定非営利活動法人(NPO) |
| 3. 広域連合・一部事務組合 | 8. 農業協同組合及び連合会 | 12. その他の法人 |
| 4. 社会福祉協議会 | 9. 消費生活協同組合及び連合会 | 13. 1～12以外 |
| 5. 社会福祉法人(社会福祉協議会以外) | | |

(3) 調査対象サービスにおける会計の期間について、該当する番号に○をつけてください。
3. を選んだ場合は、あわせて期間も記入して下さい。

- | |
|---|
| 1. 年単位 (1月1日～12月31日) |
| 2. 年度単位 (4月1日～翌3月31日) |
| 3. その他 (月 日～翌 月 日) |

(4) 調査対象サービスにおける平成29、30年度の会計の区分状況について、該当する番号に○をつけてください。

【平成29年度】

1. 単独会計: 調査対象サービスごとに費用が区分できているもの
2. 一体会計: 調査対象サービスに係る費用とそれ以外の併設サービス等に係る費用を区分せず一体で計上しているもの

【平成30年度】

1. 単独会計: 調査対象サービスごとに費用が区分できているもの
2. 一体会計: 調査対象サービスに係る費用とそれ以外の併設サービス等に係る費用を区分せず一体で計上しているもの

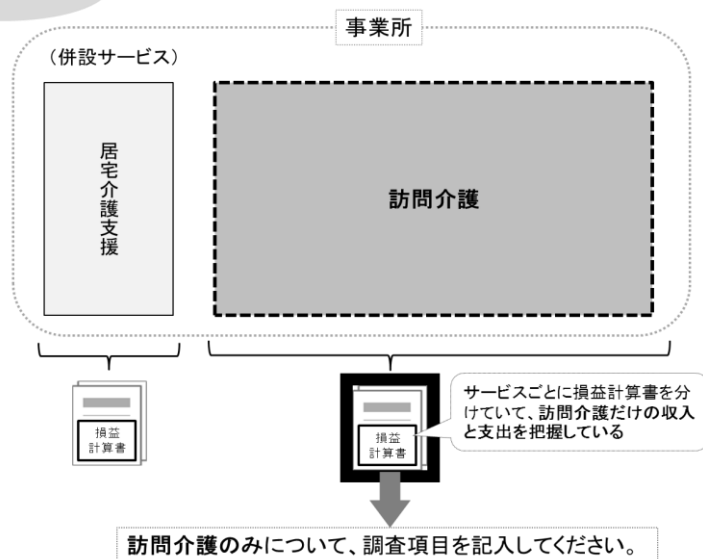
※ 収入は調査対象サービス分を把握しているが、支出は他の併設サービスと一体的にしか把握していないなど、部分的に調査対象サービス分の収入・支出を把握している場合も一体会計としてください。

※ 単独会計の場合、問3(職員数と職員給与)、問4(収入と支出)は、調査対象サービス分についてのみ記入してください。

※ 一体会計の場合、問3(職員数と職員給与)、問4(収入と支出)は、会計を一体的に行っている他の併設サービス分も含めて記入してください。

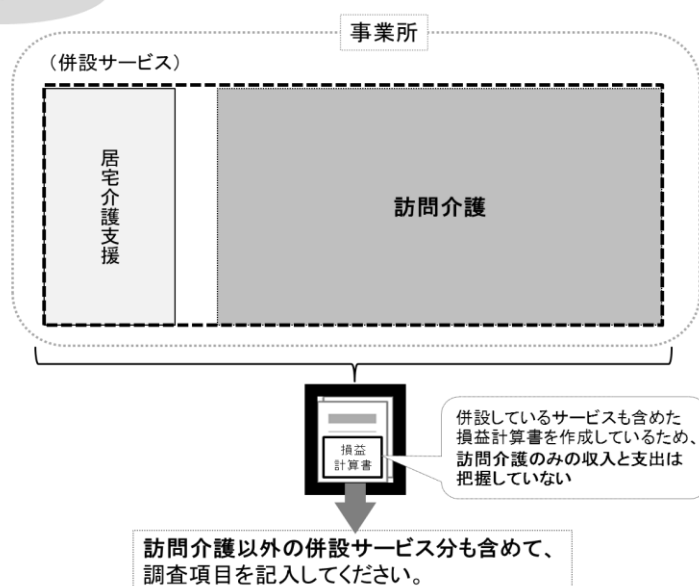
例: 訪問介護を提供し、居宅介護支援を併設している場合

1. 単独会計



※ただし問2(建物の状況)については、併設サービスも含めた施設全体に係る床面積を記入してください。

2. 一体会計



(5) 調査対象サービスの平成31年4月の1か月分の実績について記入してください。

調査対象サービスに対応した項目を印刷

①訪問介護/旧介護予防訪問介護に相当するサービス

訪問介護

○平成31年4月の1か月分の実績について記入してください。

・介護保険利用者へのサービス提供状況について記入してください。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※
実利用者数	人	人	人	人	人	人
延べ訪問回数	回	回	回	回	回	回

※ その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

	身体介護	身体生活	生活援助	通院等乗降介助	合計
類型別延べ訪問回数	回	回	回	回	回
類型別延べ訪問時間数	時間	時間	時間	時間	時間

・介護保険以外の利用者(障害者等)へのサービス提供状況について記入してください。

延べ訪問回数	回
訪問時間合計	時間

旧介護予防訪問介護に相当するサービス

○平成31年4月の1か月分の実績について記入してください。

	要支援1	要支援2	その他※
実利用者数	人	人	人
延べ訪問回数	回	回	回

※ その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

サービス提供延べ時間数	時間
-------------	----

②訪問入浴介護/介護予防訪問入浴介護

訪問入浴介護

○平成31年4月の1か月分の実績について記入してください。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※
実利用者数	人	人	人	人	人	人
延べ訪問回数	回	回	回	回	回	回

※ その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

介護予防訪問入浴介護

○平成31年4月の1か月分の実績について記入してください。

	要支援1	要支援2	その他※
実利用者数	人	人	人
延べ訪問回数	回	回	回

※ その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

③通所介護/旧介護予防通所介護に相当するサービス/地域密着型通所介護

通所介護または地域密着型通所介護

○平成31年4月の1か月分の実績について記入してください。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※
実利用者数	人	人	人	人	人	人
延べ利用者数	人	人	人	人	人	人

※ その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

旧介護予防通所介護に相当するサービス

○平成31年4月の1か月分の実績について記入してください。

	要支援1	要支援2	その他※
実利用者数	人	人	人
延べ利用者数	人	人	人

※ その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

通所介護または地域密着型通所介護と旧介護予防通所介護に相当するサービスをあわせたサービスの提供状況

○平成31年4月の1か月分の実績について記入してください。

食事延べ提供数	食
送迎延べ実施回数	回

※ 1人に対して片道の送迎を行った場合を1回と数えてください。
(1人の人を迎えに行き、送った場合は2回と数えます。)

④短期入所生活介護/介護予防短期入所生活介護

短期入所生活介護

○平成31年4月の1か月分の実績について記入してください。

※ 空床利用している利用者数は含めずに記入してください。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※
実利用者数	人	人	人	人	人	人
延べ利用者数	人	人	人	人	人	人

※ その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

介護予防短期入所生活介護

○平成31年4月の1か月分の実績について記入してください。

※ 空床利用している利用者数は含めずに記入してください。

	要支援1	要支援2	その他※
実利用者数	人	人	人
延べ利用者数	人	人	人

※ その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

短期入所生活介護と介護予防短期入所生活介護をあわせたサービスの提供状況

○平成31年4月の1か月分の実績について記入してください。

※ 空床利用している利用者分は含めずに記入してください。

食事延べ提供数	食
送迎延べ実施回数	回

※ 1人に対して片道の送迎を行った場合を1回と数えてください。
(1人の人を迎えに行き、送った場合は2回と数えます。)

⑤特定施設入居者生活介護/介護予防特定施設入居者生活介護/地域密着型特定施設入居者生活介護

軽費老人ホーム/養護老人ホーム/有料老人ホーム/サービス付き高齢者向け住宅全体

○平成31年4月の1か月分の実績について記入してください。

実利用者数	人
延べ利用者数	人
食事延べ提供数	食

特定施設入居者生活介護

○平成31年4月の1か月分の実績について記入してください。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※
実利用者数	人	人	人	人	人	人
延べ利用者数	人	人	人	人	人	人

※ その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

介護予防特定施設入居者生活介護

○平成31年4月の1か月分の実績について記入してください。

	要支援1	要支援2	その他※
実利用者数	人	人	人
延べ利用者数	人	人	人

※ その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

特定施設入居者生活介護と介護予防特定施設入居者生活介護をあわせたサービスの提供状況

○平成31年4月の1か月分の実績について記入してください。

食事延べ提供数	食
---------	---

地域密着型特定施設入居者生活介護

○平成31年4月の1か月分の実績について記入してください。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※
実利用者数	人	人	人	人	人	人
延べ利用者数	人	人	人	人	人	人

※ その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

食事延べ提供数	食
---------	---

⑥福祉用具貸与/介護予防福祉用具貸与

福祉用具貸与

○平成31年4月の1か月分の実績について記入してください。

実利用者数

人

介護予防福祉用具貸与

○平成31年4月の1か月分の実績について記入してください。

実利用者数

人

⑦定期巡回・随時対応型訪問介護看護

○サービスの形態について、該当する番号に○をつけてください。

1. 一体型

2. 連携型

○平成31年4月の1か月分の実績について記入してください。

※ 訪問看護については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者に対し、「一体型」の事業所が行った場合のみ記入してください。「連携型」の事業所が行った訪問看護の提供状況は記入しないでください。

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※1
実利用者数		人	人	人	人	人	人
訪問介護	実利用者数	人	人	人	人	人	人
	延べ訪問回数	回	回	回	回	回	回
訪問看護	実利用者数	人	人	人	人	人	人
	うち健康保険法等との併給者数 ※2	人	人	人	人	人	人
	延べ訪問回数	回	回	回	回	回	回
	うち健康保険法等との併給者 への訪問回数 ※3	回	回	回	回	回	回

※1 その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

※2 介護保険法による訪問看護利用者のうち、月の途中で健康保険法等による訪問看護を利用した者について記入してください。

※3 介護保険法による訪問看護利用者のうち、月の途中で健康保険法等による訪問看護を利用した者について、健康保険法等による訪問回数を記入してください。

・介護保険以外(健康保険法等のみ、自費等)の利用者へのサービスについて記入してください。

実利用者数

人

延べ訪問回数

回

⑧夜間対応型訪問介護

○平成31年4月の1か月分の実績について記入してください。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※
実利用者数	人	人	人	人	人	人
類型別延べ訪問回数	回	回	回	回	回	回
うち定期巡回	回	回	回	回	回	回
うち随時訪問	回	回	回	回	回	回

※ その他には、非該当の人であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

⑨認知症対応型通所介護/介護予防認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護

○平成31年4月の1か月分の実績について記入してください。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※
実利用者数	人	人	人	人	人	人
延べ利用者数	人	人	人	人	人	人

※ その他には、非該当の人であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

介護予防認知症対応型通所介護

○平成31年4月の1か月分の実績について記入してください。

	要支援1	要支援2	その他
実利用者数	人	人	人
延べ利用者数	人	人	人

※ その他には、非該当の人であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

認知症対応型通所介護と介護予防認知症対応型通所介護をあわせたサービスの提供状況

○平成31年4月の1か月分の実績について記入してください。

食事延べ提供数	食
送迎延べ実施回数	回

※ 1人に対して片道の送迎を行った場合を1回と数えてください。

(1人の人を迎えに行き、送った場合は2回と数えます。)

⑩小規模多機能型居宅介護/介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護

○平成31年4月の1か月分の実績について記入してください。

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※
実利用者数		人	人	人	人	人	人
延べ利用者数		人	人	人	人	人	人
宿泊	実利用者数	人	人	人	人	人	人
	延べ利用者数	人	人	人	人	人	人
通い	実利用者数	人	人	人	人	人	人
	延べ利用者数	人	人	人	人	人	人
訪問	実利用者数	人	人	人	人	人	人
	延べ利用者数	人	人	人	人	人	人

※重複する場合は、それぞれに計上してください。

※ その他には、非該当の人であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

介護予防小規模多機能型居宅介護

○平成31年4月の1か月分の実績について記入してください。

		要支援1	要支援2	その他※
実利用者数		人	人	人
延べ利用者数		人	人	人
宿泊	実利用者数	人	人	人
	延べ利用者数	人	人	人
通い	実利用者数	人	人	人
	延べ利用者数	人	人	人
訪問	実利用者数	人	人	人
	延べ利用者数	人	人	人

※重複する場合は、それぞれに計上してください。

※ その他には、非該当の人であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

小規模多機能型居宅介護と介護予防小規模多機能型居宅介護を合わせたサービスの提供状況

○平成31年4月の1か月分の実績について記入してください。

食事延べ提供数	食
送迎延べ実施回数	回

※ 1人に対して片道の送迎を行った場合を1回と数えてください。
(1人の人を迎えに行き、送った場合は2回と数えます。)

⑪認知症対応型共同生活介護/介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護

○平成31年4月の1か月分の実績について記入してください。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※
実利用者数	人	人	人	人	人	人
延べ利用者数	人	人	人	人	人	人

※ その他には、非該当の人であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

介護予防認知症対応型共同生活介護

○平成31年4月の1か月分の実績について記入してください。

	要支援2	その他※
実利用者数	人	人
延べ利用者数	人	人

※ その他には、非該当の人であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

認知症対応型共同生活介護と介護予防認知症対応型共同生活介護をあわせたサービスの提供状況

○平成31年4月の1か月分の実績について記入してください。

食事延べ提供数	食
---------	---

⑫看護小規模多機能型居宅介護

○平成31年4月の1か月分の実績について記入してください。

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※1
実利用者数		人	人	人	人	人	人
延べ利用者数		人	人	人	人	人	人
宿泊	実利用者数	人	人	人	人	人	人
	延べ利用者数	人	人	人	人	人	人
通い	実利用者数	人	人	人	人	人	人
	延べ利用者数	人	人	人	人	人	人
訪問介護	実利用者数	人	人	人	人	人	人
	延べ利用者数	人	人	人	人	人	人
訪問看護	実利用者数	人	人	人	人	人	人
	うち健康保険法等との併給者数※2	人	人	人	人	人	人
	延べ利用者数	人	人	人	人	人	人
	うち健康保険法等との併給者数※2	人	人	人	人	人	人

※重複する場合は、それぞれに計上してください。

※1 その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

※2 看護小規模多機能型居宅介護の利用者のうち、健康保険法等による訪問看護を利用した者について記入してください。

食事延べ提供数	食
送迎延べ実施回数	回

※ 1人に対して片道の送迎を行った場合を1回と数えてください。

(1人の人を迎えに行き、送った場合は2回と数えます。)

⑬居宅介護支援/介護予防支援

居宅介護支援

○平成31年4月の1か月分の実績について記入してください。

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※
実利用者数		人	人	人	人	人	人
うち4月中の新規の実利用者数		人	人	人	人	人	人

※ その他には、申請中およびケアプランの依頼を受けたが給付管理に至らなかった利用者の人数を記入してください。

介護予防支援

○平成31年4月の1か月分の実績について記入してください。

		要支援1	要支援2	その他※
実利用者数		人	人	人
うち4月中の新規の実利用者数		人	人	人

※ その他には、申請中およびケアプランの依頼を受けたが給付管理に至らなかった利用者の人数を記入してください。

(6) 調査対象サービスと一体的に会計を行っている併設サービスの事業所番号、平成31年4月の1か月分の延べ利用者数等、食事延べ提供数、送迎延べ実施回数を記入してください。

※1 「延べ利用者数等」については、下記の表と記入要領を参照のうえ、対応する内容を記入してください。
※2 「食事延べ提供数」、「送迎延べ実施回数」については、記入要領を参照のうえ、対応する内容を記入してください。

調査対象サービスと一体的に会計を行っている併設サービス											記入内容			
訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション（いずれも介護予防を含む）、訪問介護（旧介護予防を含む）、夜間対応型訪問介護											延べ訪問回数（4月中）			
居宅療養管理指導（介護予防を含む）、福祉用具貸与（介護予防を含む）、居宅介護支援（介護予防を含む）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護											実利用者数（4月中）			
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設											延べ在院（在所）者数（4月中）			
上記以外のサービス											延べ利用者数（4月中）			

サービスの種類		事業所番号											延べ利用 者数等※1	食事延べ 提供数※2	送迎延べ 実施回数※2
(居宅サービス)															
訪問介護（旧介護予防を含む）												1			
訪問入浴介護（介護予防を含む）												2	回		
訪問看護（介護予防を含む）												3	回		
訪問リハビリテーション（介護予防を含む）												4	回		
居宅療養管理指導（介護予防を含む）												5	人		
通所介護（旧介護予防を含む）												6	人	食	回
通所リハビリテーション（介護予防を含む）												7	人	食	回
短期入所生活介護（空床利用分を除く） （介護予防を含む）												8	人	食	回
短期入所療養介護（介護予防を含む）												9	人	食	回
特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）												10	人	食	
福祉用具貸与（介護予防を含む）												11	人		
居宅介護支援（介護予防を含む）												12	人		

サービスの種類		事業所番号											延べ利用 者数等※1	食事延べ 提供数※2	送迎延べ 実施回数※2
(地域密着型サービス)															
定期巡回・随時対応型訪問介護看護												13	人		
夜間対応型訪問介護												14	回		
地域密着型通所介護												15	人		
認知症対応型通所介護（介護予防を含む）												16	人	食	回
小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）												17	人	食	回
認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）												18	人	食	
地域密着型特定施設入居者生活介護												19	人	食	
地域密着型介護老人福祉施設												20	人	食	
看護小規模多機能型居宅介護												21	人	食	回

サービスの種類		事業所番号											延べ利用 者数等※1	食事延べ 提供数※2	送迎延べ 実施回数※2
(施設サービス)															
介護老人福祉施設												22	人	食	
介護老人保健施設												23	人	食	
介護療養型医療施設												24	人	食	
介護医療院												25	人	食	

問2 平成31年4月時点の建物の状況についておうかがいします。

	全体 （一体会計の場合は、会計を一体的に行っているサービス合計）	うち調査対象サービス
建物床面積	m ²	m ²

※ 小数点以下第1位を四捨五入して整数で記入してください。
※ 問1(4)において「一体会計」と回答した場合は、「全体」には、調査対象サービスで利用している床面積と、会計を一体的に行っている他の介護保険サービスや介護保険以外の事業で利用している床面積の合計を記入してください。
問1(4)において「単独会計」と回答した場合は、「全体」には、併設サービスを含めた施設全体に係る床面積を記入してください。

問3

平成31年4月時点の職員数と職員給与についておうかがいします。

- 平成31年4月中に給与を支払った職員数と給与・賞与等について、記入ください。
記入する内容に関しては、必ず記入要領を確認してください。
- 問1(4)において「単独会計」と回答した場合は、常勤・非常勤ともに「調査対象サービス分の換算人員」、非常勤の「実人員」、**「調査対象サービス分の換算人員」に対応する「給料」**(給与・賞与等)を記入してください。
常勤の「実人員」、非常勤の「換算人員」欄は記入不要です。
- 問1(4)において「一体会計」と回答した場合は、会計を一体的に行っている他の介護保険サービス分も含めた常勤・非常勤の「実人員」、非常勤の「換算人員」、常勤・非常勤の「調査対象サービス分の換算人員」、**「実人員」に対応する「給料」**(給与・賞与等)を記入してください。
- ※1

複数の職種に従事している場合は、主として従事している職種のいずれか1つに分類して記入してください。
決めがたい場合は、番号の若い方を優先して記入してください。
- ※2

介護支援専門員・計画作成担当者として従事している者は、1～23のいずれかに分類して記入してください。
主として従事している職種を決めがたい場合は、番号の若い方を優先して記入してください。
- ※3

派遣社員で対応している職種がある場合は、その職員数及び給料は含めないでください。

平成31年4月分

職 種		常 勤								非 常 勤								
		実人員	調査対象サービス分の換算人員	給 料				実人員	換算人員	調査対象サービス分の換算人員	給 料							
				人	人	百万	千				円	人	人	人	百万	千	円	
1 介護老人福祉施設の管理者	1		.						1		.	.						
2 地域密着型介護老人福祉施設の管理者	2		.						2		.	.						
3 その他介護保険事業の管理者 (上記1, 2以外)	3		.						3		.	.						
4 医師	4		.						4		.	.						
5 歯科医師	5		.						5		.	.						
6 薬剤師	6		.						6		.	.						
7 看護師	7		.						7		.	.						
8 准看護師	8		.						8		.	.						
9 介護職員	9		.						9		.	.						
10 うち介護福祉士	10		.						10		.	.						
11 理学療法士	11		.						11		.	.						
12 作業療法士	12		.						12		.	.						
13 言語聴覚士	13		.						13		.	.						
14 歯科衛生士	14		.						14		.	.						
15 柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師	15		.						15		.	.						
16 生活相談員・支援相談員	16		.						16		.	.						
17 うち社会福祉士	17		.						17		.	.						
18 福祉用具専門相談員	18		.						18		.	.						
19 栄養士	19		.						19		.	.						
20 うち管理栄養士	20		.						20		.	.						
21 調理員	21		.						21		.	.						
22 事務職員	22		.						22		.	.						
23 その他	23		.						23		.	.						
24 1～23のうち介護支援専門員・計画作成担当者(再掲)	24		.						24		.	.						
25 1～23のうち訪問介護のサービス提供責任者(再掲)	25		.						25		.	.						

26

通勤手当(再掲)(平成31年4月分)

26

百万

千

円

27

賞与または賞与引当金繰入(平成30年度実績の1／12の金額)

27

百万

千

円

28

退職給与引当金の実施、退職金に関わる
共済等への加入(複数回答可)

(1) 社会福祉施設退職手当等職員共済に加入

(2) 全国社会福祉団体職員退職手当積立基金に加入

(3) 中小企業退職金共済制度に加入

(4) その他共済制度に加入

(5) 退職給与(給付)引当金繰入の実施 ※(1)～(4)以外

(6) 退職金として支出 ※(1)～(5)に計上される分を除く

→掛け金額(平成30年度実績の1／12の金額)

→退職給与(給付)引当金(平成30年度実績の1／12の金額)

→退職金(平成30年度実績の1／12の金額)

28

29

30

31

32

33

百万

千

円

29

法定福利費(事業主負担・平成30年度実績の1／12の金額)

34

百万

千

円

<換算人員の計算方法>

下記計算式によって得られた数値を、小数点以下第2位を四捨五入して、小数点第1位まで計上してください。得られた結果が0. 1に満たない場合は、「0. 1」と記入してください。

※1か月に数回の勤務である場合

職員の1週間の勤務時間

施設が定めている1週間の勤務時間

職員の1か月の勤務時間

施設が定めている1週間の勤務時間×4(週)

問4

(1)平成29年度、平成30年度の事業収入(収益)等についておうかがいします。

- 平成29年度、平成30年度の決算期数値における収入(収益)について記入して下さい。
- 問1(4)において「単独会計」と回答した場合は、調査対象サービス分のみについて記入して下さい。
- 問1(4)において「一体会計」と回答した場合は、会計を一体的に行っているほかの介護保険サービス分も含めた額を記入して下さい。
なお、記入に際しては、問4(1)で記入した収入(収益)に対応した支出(費用)を問4(3)に記入してください。
- 国庫補助金等特別積立金取崩額は、問4(3)事業支出(費用)として記入してください。

科 目		平成29年度決算期数値										平成30年度決算期数値									
		金 額										金 額									
		十億	百万	千	円							十億	百万	千	円						
I 事業活動収入(収益)	1 介護老人福祉施設介護料収入(収益)(利用者負担分を含む)	計	1									1									
	(1)介護老人福祉施設		2									2									
	(2)地域密着型介護老人福祉施設		3									3									
	2 居宅介護料収入(収益)(利用者負担分を含む)	計	4									4									
	(1)訪問介護(平成29年度は介護予防を含む)		5									5									
	(2)訪問入浴介護(介護予防を含む)		6									6									
	(3)通所介護(平成29年度は介護予防を含む)		7									7									
	(4)短期入所生活介護(介護予防を含む)		8									8									
	うち空床利用分(介護老人福祉施設)		9									9									
	うち空床利用分(地域密着型介護老人福祉施設)		10									10									
	(5)特定施設入居者生活介護(介護予防を含む)		11									11									
	(6)福祉用具貸与(介護予防を含む)		12									12									
	(7)定期巡回・随時対応型訪問介護看護		13									13									
	(8)夜間対応型訪問介護		14									14									
	(9)地域密着型通所介護		15									15									
	(10)認知症対応型通所介護(介護予防を含む)		16									16									
	(11)小規模多機能型居宅介護(介護予防を含む)		17									17									
	(12)認知症対応型共同生活介護(介護予防を含む)		18									18									
	(13)地域密着型特定施設入居者生活介護		19									19									
	(14)看護小規模多機能型居宅介護		20									20									
	(15)その他の居宅介護サービス((1)～(14)に該当しないもの)		21									21									
	3 居宅介護支援介護料収入(収益)	計	22									22									
	(1)居宅介護支援介護料収入(収益)		23									23									
	(2)介護予防支援介護料収入(収益) (介護予防支援事業者からの委託料は含まない)		24									24									
	4 介護予防・日常生活支援総合事業費収入(収益)	計	25									25									
	うち旧介護予防訪問介護に相当するサービス(利用者負担分を含む)		26									26									
	うち旧介護予防通所介護に相当するサービス(利用者負担分を含む)		27									27									
	5 保険外の利用料による収入(収益)	計	28									28									
	(1)介護老人福祉施設利用料収入(収益)		29									29									
	① 介護老人福祉施設		30									30									
	② 地域密着型介護老人福祉施設		31									31									
	(2)居宅介護サービス利用料収入(収益)		32									32									
	① 訪問介護(平成29年度は介護予防を含む)		33									33									
	② 訪問入浴介護(介護予防を含む)		34									34									
	③ 通所介護(平成29年度は介護予防を含む)		35									35									
	④ 短期入所生活介護(介護予防を含む)		36									36									
	うち空床利用分(介護老人福祉施設)		37									37									
	うち空床利用分(地域密着型介護老人福祉施設)		38									38									
	⑤ 特定施設入居者生活介護(介護予防を含む)		39									39									
	⑥ 福祉用具貸与(介護予防を含む)		40									40									
	⑦ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護		41									41									
	⑧ 夜間対応型訪問介護		42									42									
	⑨ 地域密着型通所介護		43									43									
	⑩ 認知症対応型通所介護(介護予防を含む)		44									44									
	⑪ 小規模多機能型居宅介護(介護予防を含む)		45									45									
	⑫ 認知症対応型共同生活介護(介護予防を含む)		46									46									
	⑬ 地域密着型特定施設入居者生活介護		47									47									
	⑭ 看護小規模多機能型居宅介護		48									48									
	⑮ その他の居宅介護サービス(①～⑭に該当しないもの)		49									49									

科 目			平成29年度決算期数値										平成30年度決算期数値									
			金 額										金 額									
			十億	百万	千	円							十億	百万	千	円						
I 事業活動収入（収益）（続き）	(3)食費収入(収益)		50										50									
	(4)居住費収入(収益)		51										51									
	(5)介護予防・日常生活支援総合事業利用料収入(収益)		52										52									
	うち旧介護予防訪問介護に相当するサービス		53										53									
	うち旧介護予防通所介護に相当するサービス		54										54									
	(6)管理費収入(収益)		55										55									
	うち特定施設入居者生活介護(介護予防含む)の保険外の利用料に係る収入(収益)		56										56									
	(7)その他の利用料収入(収益)		57										57									
	うち認知症対応型共同生活介護に係るその他の利用料収入(収益)		58										58									
	うち特定施設入居者生活介護(介護予防含む)に係るその他の利用料収入(収益)		59										59									
	6 その他の事業収入(収益)	計	60										60									
	(1)補助金収入(収益)		61										61									
	(2)市町村特別事業収入(収益)		62										62									
	(3)受託収入(収益)		63										63									
	(4)その他		64										64									
	7 その他の収入(収益)	計	65										65									
	① 入居金収入(収益)		66										66									
	うち特定施設入居者生活介護(介護予防含む)の保険外の利用料に係る収入(収益)		67										67									
	② 介護予防支援事業者からの委託に係る収入(収益)		68										68									
	③ ホームヘルプサービスの収入(収益)(障害者等)		69										69									
	④ その他		70										70									
	8 介護報酬査定減		71	▲									71	▲								
事業活動収入(サービス活動収益)計			72										72									

問4

(2)平成29年度、平成30年度の財務活動等による支出についておうかがいします。

- 下記の支出がある場合、資金収支計算書又はキャッシュフロー計算書が、
①介護サービスの種別ごとに区分されている場合、
②介護サービスの種別ごとに区分されてなく、他の介護サービス等と一体となっている場合、
のいずれかを選択してチェックボックスにチェックをつけてください。

↓いずれか1つのチェックボックスにチェックしてください。

☐	①介護サービスの種別ごとに区分されている	→そのまま調査対象サービス分の支出を記入してください。
☐	②介護サービスの種別ごとに区分されてなく、他の介護サービス等と一体となっている	→記入要領を参照し、適切な按分を行ったうえで、調査対象サービス分の支出を記入してください。

- 「設備資金」とは、施設整備及び設備整備に係る資金です。
○ 金額は、利子を含まない元金について、平成29年度、平成30年度に返済した額を記入してください。

科 目			平成29年度決算期数値										平成30年度決算期数値									
			金 額										金 額									
			十億	百万	千	円							十億	百万	千	円						
設備資金借入金元金償還金支出			73										73									
長期運営資金借入金元金償還金支出			74										74									

※ただし調査対象サービスが、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護の場合に限り、上記項目を記入。

問4 (3) 平成29年度、平成30年度の事業支出(費用)についておうかがいします。

○ 事業支出(費用)について、使用している会計基準、指針に該当するページに記入してください。

社会福祉法人会計基準	→(3)－A(本ページ～)
指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針	→(3)－B(19ページ～)
企業会計	→(3)－C(21ページ～)

(3)－A 社会福祉法人会計基準

- 平成29年度、平成30年度の決算期数値における費用額について記入して下さい。
- 問1(4)において「単独会計」と回答した場合は、調査対象サービス分のみについて記入してください。
- 問1(4)において「一体会計」と回答した場合は、会計を一体的に行っている他の介護保険サービス分も含めた額を記入してください。
なお、記入に際しては、問4(1)で記入した収入(収益)に対応した支出(費用)を問4(3)に記入してください。
- ※ 事業開始から1年に満たない場合は、事業開始からの経過月数に応じて1年分を算出してください。
- ※ 各費目において消費税が別途計上されている場合でも、税込み方式(各費目に消費税額を算入した値)で記入してください。

(3)－A		平成29年度決算期数値										平成30年度決算期数値									
科 目		金 額										金 額									
		十億	百万	千	円							十億	百万	千	円						
Ⅱ サ ー ビ ス 活 動 費 用	1 人件費	1										1									
	うち派遣職員費	2										2									
	2 事務費((1)～(18)の合計)	計 3										3									
	(1)福利厚生費	4										4									
	(2)旅費交通費	5										5									
	(3)研修研究費	6										6									
	(4)事務消耗品費	7										7									
	(5)印刷製本費	8										8									
	(6)水道光熱費	9										9									
	(7)燃料費	10										10									
	(8)修繕費	11										11									
	(9)通信運搬費	12										12									
	(10)広報費	13										13									
	(11)業務委託費	小計 14										14									
	① 給食委託費	15										15									
	② 送迎委託費	16										16									
	③ 清掃委託費	17										17									
	④ その他の委託費(①～③に該当しないもの)	18										18									
	(12)保険料	小計 19										19									
	① 自動車保険料(自動車損害賠償責任保険料含む)	20										20									
	② その他の保険料(①に該当しないもの)	21										21									
	(13)賃借料	小計 22										22									
	① 設備器械	23										23									
	② その他の賃借料(①に該当しないもの)	24										24									
	(14)土地・建物賃借料	小計 25										25									
	① 土地	26										26									
	② 建物及び建物付属設備	27										27									
	(15)租税公課	28										28									
	(16)保守料	29										29									
	(17)雑費	30										30									
	(18)その他経費((1)～(17)に該当しないもの)	31										31									

(3) -A			平成29年度決算期数値										平成30年度決算期数値									
科 目			金 額										金 額									
			十億		百万		千		円				十億		百万		千		円			
Ⅱ サービス活動費用 (続き)	3 事業費	計	32										32									
	(1)給食費		33										33									
	(2)介護用品費		34										34									
	(3)保健衛生費		35										35									
	(4)水道光熱費		36										36									
	(5)燃料費		37										37									
	(6)消耗器具備品費		38										38									
	(7)保険料		39										39									
	(8)賃借料	小計	40										40									
	① 設備器械		41										41									
	② その他の賃借料(①に該当しないもの)		42										42									
	(9)車輛費		43										43									
	(10)雑費		44										44									
	(11)その他経費((1)～(10)に該当しないもの)		45										45									
	4 減価償却費	計	46										46									
	(1)建物及び建物付属設備減価償却費		47										47									
	(2)車両船舶設備減価償却費		48										48									
	(3)特殊浴槽減価償却費		49										49									
	(4)その他の減価償却費((1)～(3)に該当しないもの)		50										50									
	5 国庫補助金等特別積立金取崩額		51	▲									51	▲								
	6 徴収不能額		52										52									
	7 徴収不能引当金繰入		53										53									
	8 その他(1～7に該当しないもの)		54										54									
	サービス活動費用計(1～8の合計)		55										55									
	うち消費税課税対象費用計		56										56									
Ⅲ サービス活動外収益			57										57									
うち借入金利息補助金収益			58										58									
Ⅳ サービス活動外費用			59										59									
うち支払利息			60										60									
Ⅴ 特別収益			61										61									
Ⅵ 特別費用			62										62									
うち拠点区分間繰入金費用			63										63									
うち法人本部に帰属する経費:役員報酬等(他の事業のための費用は含まない)			64										64									
うち消費税課税対象費用計			65										65									

(3) -B 指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針

- 平成29年度、平成30年度の決算期数値における支出額について記入して下さい。
- 問1(4)において「単独会計」と回答した場合は、調査対象サービス分のみについて記入してください。
- 問1(4)において「一体会計」と回答した場合は、会計を一体的に行っている他の介護保険サービス分も含めた額を記入してください。
なお、記入に際しては、問4(1)で記入した収入(収益)に対応した支出(費用)を問4(3)に記入してください。

※ 事業開始から1年に満たない場合は、事業開始からの経過月数に応じて1年分を算出してください。

※ 各費目において消費税が別途計上されている場合でも、税込み方式(各費目に消費税額を算入した値)で記入してください。

(3) -B		平成29年度決算期数値										平成30年度決算期数値									
科 目		金 額										金 額									
		十億	百万	千	円							十億	百万	千	円						
Ⅱ 事業活動支出	1 人件費	1										1									
	2 経費 計	2										2									
	(1)直接介護支出 小計	3										3									
	① 給食材料費	4										4									
	② 介護用品費	5										5									
	③ 保健衛生費	6										6									
	④ 消耗器具備品費	7										7									
	⑤ 車両費	8										8									
	⑥ 光熱水費	9										9									
	⑦ 燃料費	10										10									
	⑧ その他の直接介護支出(①～⑦に該当しないもの)	11										11									
	(2)一般管理支出 小計	12										12									
	① 福利厚生費	13										13									
	② 旅費交通費	14										14									
	③ 研修費	15										15									
	④ 通信運搬費	16										16									
	⑤ 事務消耗品費	17										17									
	⑥ 印刷製本費	18										18									
	⑦ 広報費	19										19									
	⑧ 修繕費	20										20									
	⑨ 保守料	21										21									
	⑩ 賃借料 小計	22										22									
	ア 土地	23										23									
	イ 建物及び建物付属設備	24										24									
	ウ 設備器械	25										25									
	エ その他の賃借料(ア～ウに該当しないもの)	26										26									
	⑪ 保険料 小計	27										27									
	ア 自動車保険料(自動車損害賠償責任保険料含む)	28										28									
	イ その他の保険料(アに該当しないもの)	29										29									
	⑫ 租税公課	30										30									
	⑬ 委託費 小計	31										31									
	ア 派遣委託費	32										32									
	イ 給食委託費	33										33									
	ウ 送迎委託費	34										34									
	エ 清掃委託費	35										35									
	オ その他の委託費(ア～エに該当しないもの)	36										36									
	⑭ 雑費	37										37									
	⑮ その他の一般管理支出(①～⑭に該当しないもの)	38										38									

(3) -B			平成29年度決算期数値										平成30年度決算期数値									
科 目			金 額										金 額									
			十億	百万	千	円							十億	百万	千	円						
Ⅱ 事業活動支出（続き）	3 減価償却費	計	39										39									
	(1)建物及び建物付属設備減価償却費		40										40									
	(2)車両船舶設備減価償却費		41										41									
	(3)特殊浴槽減価償却費		42										42									
	(4)その他の減価償却費((1)～(3)に該当しないもの)		43										43									
	4 国庫補助金等特別積立金取崩額		44	▲									44	▲								
	5 徴収不能額		45										45									
	6 引当金繰入	計	46										46									
	(1)徴収不能引当金繰入		47										47									
	(2)修繕引当金繰入		48										48									
	(3)退職給与引当金繰入		49										49									
	(4)賞与引当金繰入		50										50									
	(5)その他引当金繰入((1)～(4)に該当しないもの)		51										51									
	7 その他(1～6に該当しないもの)		52										52									
	事業活動支出計(1～7の合計)		53										53									
	うち消費税課税対象支出計		54										54									
Ⅲ 事業活動外収入			55										55									
	うち借入金利息補助金収入		56										56									
Ⅳ 事業活動外支出			57										57									
	うち借入金利息		58										58									
Ⅴ 特別収入			59										59									
Ⅵ 特別支出			60										60									
	うち会計区分外繰入金支出		61										61									
	うち法人本部に帰属する経費:役員報酬等(他の事業のための費用は含まない)		62										62									
	うち消費税課税対象支出計		63										63									
	うち法人税等		64										64									

(3) - C 企業会計

- 平成29年度、平成30年度の決算期数値における費用額について記入して下さい。
- 問1(4)において「単独会計」と回答した場合は、調査対象サービス分のみについて記入してください。
- 問1(4)において「一体会計」と回答した場合は、会計を一体的に行っている他の介護保険サービス分も含めた額を記入してください。
なお、記入に際しては、問4(1)で記入した収入(収益)に対応した支出(費用)を問4(3)に記入してください。
- ※ 事業開始から1年に満たない場合は、事業開始からの経過月数に応じて1年分を算出してください。
- ※ 各費目において消費税が別途計上されている場合でも、税込み方式(各費目に消費税額を算入した値)で記入してください。

(3) - C		平成29年度決算期数値										平成30年度決算期数値									
科 目		金 額										金 額									
		十億	百万	千	円							十億	百万	千	円						
Ⅱ 売 上 原 価	1 人件費	1										1									
	2 経費 計	2										2									
	(1)給食材料費	3										3									
	(2)車両費	4										4									
	(3)光熱水費	5										5									
	(4)福利厚生費	6										6									
	(5)旅費交通費	7										7									
	(6)研修費	8										8									
	(7)通信運搬費	9										9									
	(8)修繕費	10										10									
	(9)賃借料 小計	11										11									
	① 土地	12										12									
	② 建物及び建物付属設備	13										13									
	③ 設備器械	14										14									
	④ その他の賃借料(①～③に該当しないもの)	15										15									
	(10)保険料 小計	16										16									
	① 自動車保険料(自動車損害賠償責任保険料含む)	17										17									
	② その他の保険料(①に該当しないもの)	18										18									
	(11)租税公課	19										19									
	(12)委託費 小計	20										20									
	① 派遣委託費	21										21									
	② 給食委託費	22										22									
	③ 送迎委託費	23										23									
	④ 清掃委託費	24										24									
	⑤ その他の委託費(①～④に該当しないもの)	25										25									
	(13)その他の経費((1)～(12)に該当しないもの)	26										26									
	3 減価償却費 計	27										27									
	(1)建物及び建物付属設備減価償却費	28										28									
	(2)車両船舶設備減価償却費	29										29									
	(3)特殊浴槽減価償却費	30										30									
	(4)消毒設備減価償却費	31										31									
	(5)福祉用具減価償却費	32										32									
	(6)その他の減価償却費((1)～(5)に該当しないもの)	33										33									
	4 その他の売上原価(1～3に該当しないもの)	34										34									
	売上原価計(1～4の合計)	35										35									
	うち消費税課税対象費用計	36										36									
Ⅲ 本部経費配賦額(他の事業のための費用は含まない)		37										37									
うち消費税課税対象費用計		38										38									
Ⅳ 営業外収益 計		39										39									
1 受取利息		40										40									
2 受取配当金		41										41									
3 補助金収入		42										42									
4 その他の営業外収益(1～3に該当しないもの)		43										43									
Ⅴ 営業外費用 計		44										44									
1 支払利息		45										45									
2 徴収不能額		46										46									
3 その他の営業外費用(1, 2に該当しないもの)		47										47									
Ⅵ 特別利益		48										48									
Ⅶ 特別損失		49										49									
Ⅷ 法人税、住民税及び事業税		50										50									

統計法に基づく一般統計調査

介護事業実態調査（案）
（介護事業経営概況調査）
2019年5月調査



⑤-110

政府統計

居宅サービス・地域密着型サービス事業所票（医療関係）

統計法に基づく国の統計調査です。
調査票情報の秘密の保護に万全を
期します。

調査対象サービスは

（調査対象サービス名）

です。

右に印字した項目は、必ず確認していただき、誤りや訂正がございましたら、恐れ入りますが朱書きで修正をお願い申し上げます。
また、空欄の場合はご記入をお願い申し上げます。

事業所番号	1234567890
施設名	〇〇〇〇〇
所在地	東京都千代田区××1－1
法人名	〇〇〇〇〇
法人番号	1234567890123

ＩＤ	1234567890
パスワード	◎◎◎◎◎

※ この調査は、上記のＩＤ、パスワードにて、調査専用ホームページ（<https://●●●●●>）よりダウンロードしたエクセルファイルにデータを入力し、ファイルをアップロードする方法でもご回答いただけます。

お手数をおかけしますが、下の（１）～（５）に必ずご記入をお願いいたします。

- （１）電話番号：（ ）
- （２）FAX番号：（ ）
- （３）Eメールアドレス： @
- （４）回答担当者：ご氏名 （役職： ）
- （５）調査対象サービスの活動状況（2019年5月1日時点）

（下の1～3のいずれか1つに○）

1. 活動中	2. 休止	3. 廃止
--------	-------	-------

※2、3の場合、今回の調査に記入していただく必要はありませんので、このまま調査票を返送してください。

問 1 施設の概要についておうかがいします。

(1) 開設年月を西暦で記入してください。

西暦

年

月

(2) 経営主体として該当する番号に○をつけてください。

- | | | |
|--------------------|----------------------|------------|
| 1. 都道府県 | 6. 社会福祉協議会 | 9. 営利法人 |
| 2. 市区町村 | 7. 社会福祉法人(社会福祉協議会以外) | 10. その他の法人 |
| 3. 広域連合・一部事務組合 | 8. 社団・財団法人 | 11. 個人 |
| 4. 日本赤十字社・社会保険関係団体 | | |
| 5. 医療法人 | | |

(3) 調査対象サービスにおける会計の期間について、該当する番号に○をつけてください。
3. を選んだ場合は、あわせて期間も記入して下さい。

- | |
|---|
| 1. 年単位 (1月1日～12月31日) |
| 2. 年度単位 (4月1日～翌3月31日) |
| 3. その他 (月 日～翌 月 日) |

(4) 調査対象サービスにおける平成29、30年度の会計の区分状況について、該当する番号に○をつけてください。

【平成29年度】

1. 単独会計: 調査対象サービスごとに費用が区分できているもの
2. 一体会計: 調査対象サービスに係る費用とそれ以外の併設サービス等に係る費用を区分せず一体で計上しているもの

【平成30年度】

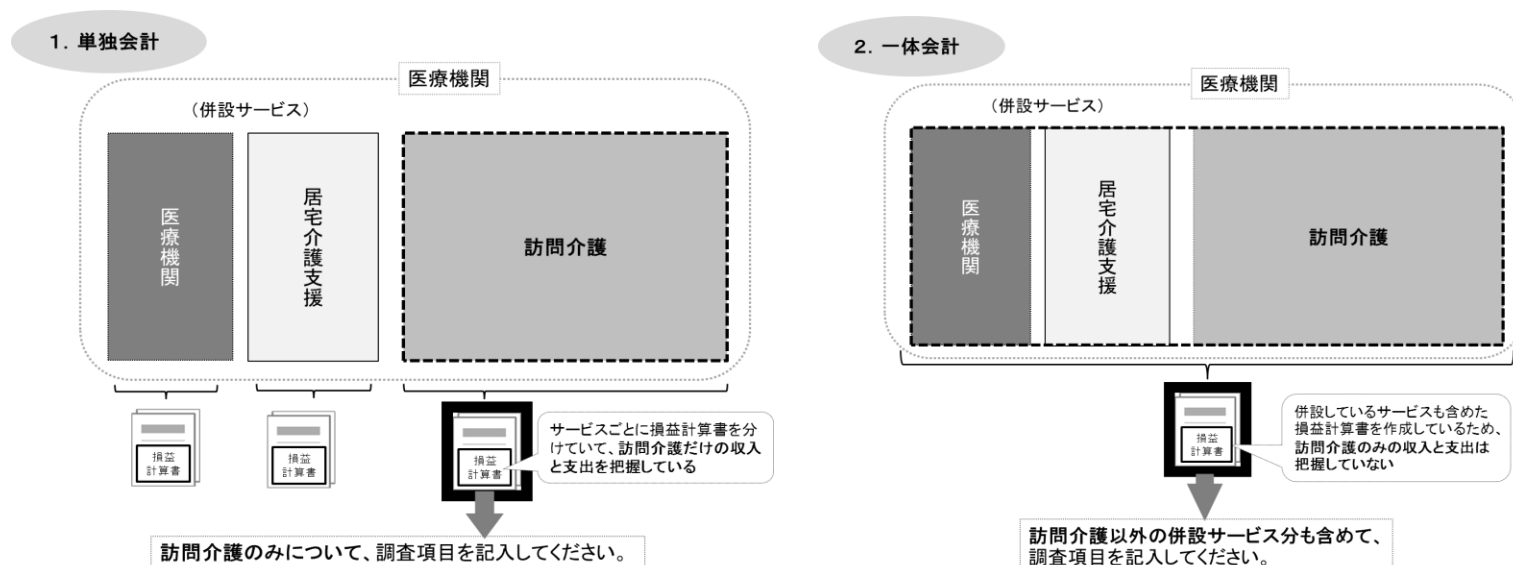
1. 単独会計: 調査対象サービスごとに費用が区分できているもの
2. 一体会計: 調査対象サービスに係る費用とそれ以外の併設サービス等に係る費用を区分せず一体で計上しているもの

※ 収入は調査対象サービス分を把握しているが、支出は他の併設サービスと一体的にしか把握していないなど、部分的に調査対象サービス分の収入・支出を把握している場合も一体会計としてください。

※ 単独会計の場合、問3(職員数と職員給与)、問4(収入と支出)は、調査対象サービス分についてのみ記入してください。

※ 一体会計の場合、問3(職員数と職員給与)、問4(収入と支出)は、会計を一体的に行っている他の併設サービス分も含めて記入してください。

例: 医療機関内で訪問介護を提供し、居宅介護支援を併設している場合



※ただし問2(建物の状況)については、併設サービスも含めた施設全体に係る床面積を記入してください。

(5) 調査対象サービスの平成31年4月の1か月分の実績について記入してください。

医療保険適用部分

医療保険適用部分の実績を記入してください。

病床数	延べ在院者数	食事延べ提供数		患者数
床	人	食	外来	人

介護保険適用部分

介護保険適用部分の実績を記入してください。

調査対象サービスに対応した項目を印刷

①訪問介護/旧介護予防訪問介護に相当するサービス

訪問介護

○平成31年4月の1か月分の実績について記入してください。

・介護保険利用者へのサービス提供状況について記入してください。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※
実利用者数	人	人	人	人	人	人
延べ訪問回数	回	回	回	回	回	回

※ その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

	身体介護	身体生活	生活援助	通院等乗降介助	合計
類型別延べ訪問回数	回	回	回	回	回
類型別延べ訪問時間数	時間	時間	時間	時間	時間

・介護保険以外の利用者(障害者等)へのサービス提供状況について記入してください。

延べ訪問回数	回
訪問時間合計	時間

旧介護予防訪問介護に相当するサービス

○平成31年4月の1か月分の実績について記入してください。

	要支援1	要支援2	その他※
実利用者数	人	人	人
延べ訪問回数	回	回	回

※ その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

サービス提供延べ時間数	時間
-------------	----

②訪問入浴介護/介護予防訪問入浴介護

訪問入浴介護

○平成31年4月の1か月分の実績について記入してください。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※
実利用者数	人	人	人	人	人	人
延べ訪問回数	回	回	回	回	回	回

※ その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

介護予防訪問入浴介護

○平成31年4月の1か月分の実績について記入してください。

	要支援1	要支援2	その他※
実利用者数	人	人	人
延べ訪問回数	回	回	回

※ その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

③訪問看護/介護予防訪問看護

訪問看護

○平成31年4月の1か月分の実績について記入してください。

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護事務所と連携した訪問看護の実績は含めないでください。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※1
実利用者数	人	人	人	人	人	人
うち健康保険法等との併給者数 ※2	人	人	人	人	人	人
延べ訪問回数	回	回	回	回	回	回
うち健康保険法等との併給者への訪問回数 ※3	回	回	回	回	回	回

※1 その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

※2 介護保険法による訪問看護利用者のうち、月の途中で健康保険法等による訪問看護を利用した者について記入してください。

※3 介護保険法による訪問看護利用者のうち、月の途中で健康保険法等による訪問看護を利用した者について、健康保険法等による訪問回数を記入してください。

・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事務所と連携した訪問看護の状況について記入してください。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※1
実利用者数	人	人	人	人	人	人
うち健康保険法等との併給者数 ※2	人	人	人	人	人	人
延べ訪問回数	回	回	回	回	回	回
うち健康保険法等との併給者への訪問回数 ※3	回	回	回	回	回	回

※1 その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

※2 介護保険法による訪問看護利用者のうち、月の途中で健康保険法等による訪問看護を利用した者について記入してください。

※3 介護保険法による訪問看護利用者のうち、月の途中で健康保険法等による訪問看護を利用した者について、健康保険法等による訪問回数を記入してください。

・介護保険以外（健康保険法等のみ、自費等）の利用者へのサービスについて記入してください。

実利用者数	人
延べ訪問回数	回

介護予防訪問看護

○平成31年4月の1か月分の実績について記入してください。

	要支援1	要支援2	その他※1
実利用者数	人	人	人
うち健康保険法等との併給者数 ※2	人	人	人
延べ訪問回数	回	回	回
うち健康保険法等との併給者への訪問回数※3	回	回	回

※1 その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

※2 介護保険法による訪問看護利用者のうち、月の途中で健康保険法等による訪問看護を利用した者について記入してください。

※3 介護保険法による訪問看護利用者のうち、月の途中で健康保険法等による訪問看護を利用した者について、健康保険法等による訪問回数を記入してください。

④訪問リハビリテーション/介護予防訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーション

○平成31年4月の1か月分の実績について記入してください。

・介護保険利用者へのサービス提供状況について記入してください。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※
実利用者数	人	人	人	人	人	人
延べ訪問回数	回	回	回	回	回	回

※ その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

・介護保険以外の利用者へのサービス提供状況について記入してください。

実利用者数	人
延べ訪問回数	回

介護予防訪問リハビリテーション

○平成31年4月の1か月分の実績について記入してください。

	要支援1	要支援2	その他※
実利用者数	人	人	人
延べ訪問回数	回	回	回

※ その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

⑤通所介護/旧介護予防通所介護に相当するサービス/地域密着型通所介護

通所介護または地域密着型通所介護

○平成31年4月の1か月分の実績について記入してください。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※
実利用者数	人	人	人	人	人	人
延べ利用者数	人	人	人	人	人	人

※ その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

旧介護予防通所介護に相当するサービス

○平成31年4月の1か月分の実績について記入してください。

	要支援1	要支援2	その他※
実利用者数	人	人	人
延べ利用者数	人	人	人

※ その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

通所介護または地域密着型通所介護と旧介護予防通所介護に相当するサービスをあわせたサービスの提供状況

○平成31年4月の1か月分の実績について記入してください。

食事延べ提供数	食
送迎延べ実施回数	回

※ 1人に対して片道の送迎を行った場合を1回と数えてください。
(1人の人を迎えに行き、送った場合は2回と数えます。)

⑥通所リハビリテーション/介護予防通所リハビリテーション

通所リハビリテーション

○平成31年4月の1か月分の実績について記入してください。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※
実利用者数	人	人	人	人	人	人
延べ利用者数	人	人	人	人	人	人

※ その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

介護予防通所リハビリテーション

○平成31年4月の1か月分の実績について記入してください。

	要支援1	要支援2	その他※
実利用者数	人	人	人
延べ利用者数	人	人	人

※ その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

通所リハビリテーションと介護予防通所リハビリテーションをあわせたサービスの提供状況

○平成31年4月の1か月分の実績について記入してください。

食事延べ提供数	食
送迎延べ実施回数	回

※ 1人に対して片道の送迎を行った場合を1回と数えてください。
(1人の人を迎えに行き、送った場合は2回と数えます。)

⑦特定施設入居者生活介護/介護予防特定施設入居者生活介護/地域密着型特定施設入居者生活介護

軽費老人ホーム/養護老人ホーム/有料老人ホーム/サービス付き高齢者向け住宅全体

○平成31年4月の1か月分の実績について記入してください。

実利用者数	人
延べ利用者数	人
食事延べ提供数	食

特定施設入居者生活介護

○平成31年4月の1か月分の実績について記入してください。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※
実利用者数	人	人	人	人	人	人
延べ利用者数	人	人	人	人	人	人

※ その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

介護予防特定施設入居者生活介護

○平成31年4月の1か月分の実績について記入してください。

	要支援1	要支援2	その他※
実利用者数	人	人	人
延べ利用者数	人	人	人

※ その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

特定施設入居者生活介護と介護予防特定施設入居者生活介護をあわせたサービスの提供状況

○平成31年4月の1か月分の実績について記入してください。

食事延べ提供数	食
---------	---

地域密着型特定施設入居者生活介護

○平成31年4月の1か月分の実績について記入してください。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※
実利用者数	人	人	人	人	人	人
延べ利用者数	人	人	人	人	人	人

※ その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

食事延べ提供数	食
---------	---

⑧福祉用具貸与/介護予防福祉用具貸与

福祉用具貸与

○平成31年4月の1か月分の実績について記入してください。

実利用者数

人

介護予防福祉用具貸与

○平成31年4月の1か月分の実績について記入してください。

実利用者数

人

⑨定期巡回・随時対応型訪問介護看護

○サービスの形態について、該当する番号に○をつけてください。

1. 一体型

2. 連携型

○平成31年4月の1か月分の実績について記入してください。

※ 訪問看護については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者に対し、「一体型」の事業所が行った場合のみ記入してください。「連携型」の事業所が行った訪問看護の提供状況は記入しないでください。

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※1
実利用者数		人	人	人	人	人	人
訪問介護	実利用者数	人	人	人	人	人	人
	延べ訪問回数	回	回	回	回	回	回
訪問看護	実利用者数	人	人	人	人	人	人
	うち健康保険法等との併給者数 ※2	人	人	人	人	人	人
	延べ訪問回数	回	回	回	回	回	回
	うち健康保険法等との併給者 への訪問回数 ※3	回	回	回	回	回	回

※1 その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

※2 介護保険法による訪問看護利用者のうち、月の途中で健康保険法等による訪問看護を利用した者について記入してください。

※3 介護保険法による訪問看護利用者のうち、月の途中で健康保険法等による訪問看護を利用した者について、健康保険法等による訪問回数を記入してください。

・介護保険以外（健康保険法等のみ、自費等）の利用者へのサービスについて記入してください。

実利用者数	人
延べ訪問回数	回

⑩夜間対応型訪問介護

○平成31年4月の1か月分の実績について記入してください。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※
実利用者数	人	人	人	人	人	人
類型別延べ訪問回数	回	回	回	回	回	回
うち定期巡回	回	回	回	回	回	回
うち随時訪問	回	回	回	回	回	回

※ その他には、非該当の人であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

⑪認知症対応型通所介護/介護予防認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護

○平成31年4月の1か月分の実績について記入してください。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※
実利用者数	人	人	人	人	人	人
延べ利用者数	人	人	人	人	人	人

※ その他には、非該当の人であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

介護予防認知症対応型通所介護

○平成31年4月の1か月分の実績について記入してください。

	要支援1	要支援2	その他※
実利用者数	人	人	人
延べ利用者数	人	人	人

※ その他には、非該当の人であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

認知症対応型通所介護と介護予防認知症対応型通所介護をあわせたサービスの提供状況

○平成31年4月の1か月分の実績について記入してください。

食事延べ提供数	食
送迎延べ実施回数	回

※ 1人に対して片道の送迎を行った場合を1回と数えてください。

(1人の人を迎えに行き、送った場合は2回と数えます。)

⑫小規模多機能型居宅介護/介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護

○平成31年4月の1か月分の実績について記入してください。

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※
実利用者数		人	人	人	人	人	人
延べ利用者数		人	人	人	人	人	人
宿泊	実利用者数	人	人	人	人	人	人
	延べ利用者数	人	人	人	人	人	人
通い	実利用者数	人	人	人	人	人	人
	延べ利用者数	人	人	人	人	人	人
訪問	実利用者数	人	人	人	人	人	人
	延べ利用者数	人	人	人	人	人	人

※重複する場合は、それぞれに計上してください。

※ その他には、非該当の人であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

介護予防小規模多機能型居宅介護

○平成31年4月の1か月分の実績について記入してください。

		要支援1	要支援2	その他※
実利用者数		人	人	人
延べ利用者数		人	人	人
宿泊	実利用者数	人	人	人
	延べ利用者数	人	人	人
通い	実利用者数	人	人	人
	延べ利用者数	人	人	人
訪問	実利用者数	人	人	人
	延べ利用者数	人	人	人

※重複する場合は、それぞれに計上してください。

※ その他には、非該当の人であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

小規模多機能型居宅介護と介護予防小規模多機能型居宅介護を合わせたサービスの提供状況

○平成31年4月の1か月分の実績について記入してください。

食事延べ提供数	食
送迎延べ実施回数	回

※ 1人に対して片道の送迎を行った場合を1回と数えてください。

(1人の人を迎えに行き、送った場合は2回と数えます。)

⑬認知症対応型共同生活介護/介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護

○平成31年4月の1か月分の実績について記入してください。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※
実利用者数	人	人	人	人	人	人
延べ利用者数	人	人	人	人	人	人

※ その他には、非該当の人であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

介護予防認知症対応型共同生活介護

○平成31年4月の1か月分の実績について記入してください。

	要支援2	その他※
実利用者数	人	人
延べ利用者数	人	人

※ その他には、非該当の人であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

認知症対応型共同生活介護と介護予防認知症対応型共同生活介護を合わせたサービスの提供状況

○平成31年4月の1か月分の実績について記入してください。

食事延べ提供数	食
---------	---

⑭看護小規模多機能型居宅介護

○平成31年4月の1か月分の実績について記入してください。

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※1
実利用者数		人	人	人	人	人	人
延べ利用者数		人	人	人	人	人	人
宿泊	実利用者数	人	人	人	人	人	人
	延べ利用者数	人	人	人	人	人	人
通い	実利用者数	人	人	人	人	人	人
	延べ利用者数	人	人	人	人	人	人
訪問介護	実利用者数	人	人	人	人	人	人
	延べ利用者数	人	人	人	人	人	人
訪問看護	実利用者数	人	人	人	人	人	人
	うち健康保険法等との併給者数※2	人	人	人	人	人	人
	延べ利用者数	人	人	人	人	人	人
	うち健康保険法等との併給者数※2	人	人	人	人	人	人

※重複する場合は、それぞれに計上してください。

- ※1 その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。
- ※2 看護小規模多機能型居宅介護の利用者のうち、健康保険法等による訪問看護を利用した者について記入してください。

食事延べ提供数	食
送迎延べ実施回数	回

※ 1人に対して片道の送迎を行った場合を1回と数えてください。
(1人の人を迎えに行き、送った場合は2回と数えます。)

⑮居宅介護支援/介護予防支援

居宅介護支援

○平成31年4月の1か月分の実績について記入してください。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※
実利用者数	人	人	人	人	人	人
うち4月中の新規の実利用者数	人	人	人	人	人	人

※ その他には、申請中およびケアプランの依頼を受けたが給付管理に至らなかった利用者の人数を記入してください。

介護予防支援

○平成31年4月の1か月分の実績について記入してください。

	要支援1	要支援2	その他※
実利用者数	人	人	人
うち4月中の新規の実利用者数	人	人	人

※ その他には、申請中およびケアプランの依頼を受けたが給付管理に至らなかった利用者の人数を記入してください。

(6) 調査対象サービスと一体的に会計を行っている併設サービスの事業所番号、平成31年4月の1か月分の延べ利用者数等、食事延べ提供数、送迎延べ実施回数を記入してください。

※1 「延べ利用者数等」については、下記の表と記入要領を参照のうえ、対応する内容を記入してください。

※2 「食事延べ提供数」、「送迎延べ実施回数」については、記入要領を参照のうえ、対応する内容を記入してください。

調査対象サービスと一体的に会計を行っている併設サービス	記入内容
訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション（いずれも介護予防を含む）、訪問介護（旧介護予防を含む）、夜間対応型訪問介護	延べ訪問回数（4月中）
居宅療養管理指導（介護予防を含む）、福祉用具貸与（介護予防を含む）、居宅介護支援（介護予防を含む）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護	実利用者数（4月中）
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設	延べ在所（在院）者数（4月中）
上記以外のサービス	延べ利用者数（4月中）

サービスの種類	事業所番号		延べ利用者数等※1	食事延べ提供数※2	送迎延べ実施回数※2
（居宅サービス）					
訪問介護（旧介護予防を含む）		1			
訪問入浴介護（介護予防を含む）		2	回		
訪問看護（介護予防を含む）		3	回		
訪問リハビリテーション（介護予防を含む）		4	回		
居宅療養管理指導（介護予防を含む）		5	人		
通所介護（旧介護予防を含む）		6	人	食	回
通所リハビリテーション（介護予防を含む）		7	人	食	回
短期入所生活介護（空床利用分を除く）（介護予防を含む）		8	人	食	回
短期入所療養介護（介護予防を含む）		9	人	食	回
特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）		10	人	食	
福祉用具貸与（介護予防を含む）		11	人		
居宅介護支援（介護予防を含む）		12	人		

サービスの種類	事業所番号		延べ利用者数等※1	食事延べ提供数※2	送迎延べ実施回数※2
（地域密着型サービス）					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		13	人		
夜間対応型訪問介護		14	回		
地域密着型通所介護		15	人	食	回
認知症対応型通所介護（介護予防を含む）		16	人	食	回
小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）		17	人	食	回
認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）		18	人	食	
地域密着型特定施設入居者生活介護		19	人	食	
地域密着型介護老人福祉施設		20	人	食	
看護小規模多機能型居宅介護		21	人	食	回

サービスの種類	事業所番号		延べ利用者数等※1	食事延べ提供数※2	送迎延べ実施回数※2
（施設サービス）					
介護老人福祉施設		22	人	食	
介護老人保健施設		23	人	食	
介護療養型医療施設		24	人	食	
介護医療院		25	人	食	

問2 平成31年4月時点の建物の状況についておうかがいします。

	全体 （一体会計の場合は、会計を一体的に行っているサービス合計）	うち調査対象サービス
建物床面積	m ²	m ²

※ 小数点以下第1位を四捨五入して整数で記入してください。

※ 問1(4)において「一体会計」と回答した場合は、「全体」には、調査対象サービスで利用している床面積と、会計を一体的に行っている他の介護保険サービスや介護保険以外の事業で利用している床面積の合計を記入してください。
問1(4)において「単独会計」と回答した場合は、「全体」には、併設サービスを含めた施設全体に係る床面積を記入してください。

問3 平成31年4月時点の職員数と職員給与についておうかがいします。

- 平成31年4月中に給与を支払った職員数と給与・賞与等について、記入ください。
記入する内容に関しては、必ず記入要領を確認してください。
- 問1(4)において「単独会計」と回答した場合は、常勤・非常勤ともに「調査対象サービス分の換算人員」、非常勤の「実人員」、**「調査対象サービス分の換算人員」に対応する「給料」**(給与・賞与等)を記入してください。
常勤の「実人員」、非常勤の「換算人員」欄は記入不要です。
- 問1(4)において「一体会計」と回答した場合は、会計を一体的に行っている他の介護保険サービス分も含めた常勤・非常勤の「実人員」、非常勤の「換算人員」、常勤・非常勤の「調査対象サービス分の換算人員」、**「実人員」に対応する「給料」**(給与・賞与等)を記入してください。
- ※1 複数の職種に従事している場合は、主として従事している職種のいずれか1つに分類して記入してください。
決めがたい場合は、番号の若い方を優先して記入してください。
- ※2 介護支援専門員・計画作成担当者として従事している者は、1～22のいずれかに分類して記入してください。
主として従事している職種を決めがたい場合は、番号の若い方を優先して記入してください。
- ※3 派遣社員で対応している職種がある場合は、その職員数及び給料は含めないでください。

平成31年4月分

職 種		常 勤							非 常 勤									
		実人員	調査対象サービス分の換算人員	給 料				実人員	換算人員	調査対象サービス分の換算人員	給 料							
				人	人	百万	千				円	人	人	人	百万	千	円	
1 病院・診療所の管理者	1		.						1		.	.						
2 その他介護保険事業の管理者	2		.						2		.	.						
3 医師	3		.						3		.	.						
4 歯科医師	4		.						4		.	.						
5 薬剤師	5		.						5		.	.						
6 看護師	6		.						6		.	.						
7 准看護師	7		.						7		.	.						
8 介護職員	8		.						8		.	.						
9 うち介護福祉士	9		.						9		.	.						
10 理学療法士	10		.						10		.	.						
11 作業療法士	11		.						11		.	.						
12 言語聴覚士	12		.						12		.	.						
13 歯科衛生士	13		.						13		.	.						
14 柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師	14		.						14		.	.						
15 生活相談員・支援相談員	15		.						15		.	.						
16 うち社会福祉士	16		.						16		.	.						
17 福祉用具専門相談員	17		.						17		.	.						
18 栄養士	18		.						18		.	.						
19 うち管理栄養士	19		.						19		.	.						
20 調理員	20		.						20		.	.						
21 事務職員	21		.						21		.	.						
22 その他	22		.						22		.	.						
23 1～22のうち介護支援専門員・計画作成担当者(再掲)	23		.						23		.	.						
24 1～22のうち訪問介護のサービス提供責任者(再掲)	24		.						24		.	.						
百万 千 円																		
25 通勤手当(再掲)(平成31年4月分)											25							
百万 千 円																		
26 賞与または賞与引当金繰入(平成30年度実績の1／12の金額)											26							
百万 千 円																		
27 退職給与引当金の実施、退職金に関わる共済等への加入(複数回答可)	(1) 社会福祉施設退職手当等職員共済に加入	→掛け金額(平成30年度実績の1／12の金額)							27									
	(2) 全国社会福祉団体職員退職手当積立基金に加入								28									
	(3) 中小企業退職金共済制度に加入								29									
	(4) その他共済制度に加入								30									
	(5) 退職給与(給付)引当金繰入の実施 ※(1)～(4)以外	→退職給与(給付)引当金(平成30年度実績の1／12の金額)							31									
	(6) 退職金として支出 ※(1)～(5)に計上される分を除く	→退職金(平成30年度実績の1／12の金額)							32									
百万 千 円																		
28 法定福利費(事業主負担・平成30年度実績の1／12の金額)											33							

<換算人員の計算方法>
下記計算式によって得られた数値を、小数点以下第2位を四捨五入して、小数点第1位まで計上してください。得られた結果が0.1に満たない場合は、「0.1」と記入してください。

職員の1週間の勤務時間
施設が定めている1週間の勤務時間

※1か月に数回の勤務である場合
職員の1か月の勤務時間
施設が定めている1週間の勤務時間×4(週)

問4

(1)平成29年度、平成30年度の事業収益等についておうかがいします。

- 平成29年度、平成30年度の決算期数値における収益について記入して下さい。
- 問1(4)において「単独会計」と回答した場合は、調査対象サービス分のみについて記入して下さい。
- 問1(4)において「一体会計」と回答した場合は、会計を一体的に行っているほかの介護保険サービス分も含めた額を記入して下さい。
なお、記入に際しては、問4(1)で記入した収益に対応した費用を問4(3)に記入してください。

科 目		平成29年度決算期数値										平成30年度決算期数値									
		金 額										金 額									
		十億	百万	千	円							十億	百万	千	円						
I 医 業 ・ 介 護 収 益	医業収益	1										1									
	介護報酬収益 計	2										2									
	1 施設介護料収益(利用者負担分を含む) 小計	3										3									
	(1)介護老人保健施設	4										4									
	(2)介護療養型医療施設	5										5									
	(3)介護医療院	6										6									
	2 居宅介護料収益(利用者負担分を含む) 小計	7										7									
	(1)訪問介護(平成29年度は介護予防を含む)	8										8									
	(2)訪問入浴介護(介護予防を含む)	9										9									
	(3)訪問看護(介護予防を含む)	10										10									
	(4)訪問リハビリテーション(介護予防を含む)	11										11									
	(5)通所介護(平成29年度は介護予防を含む)	12										12									
	(6)通所リハビリテーション(介護予防を含む)	13										13									
	(7)短期入所療養介護(介護予防を含む)	14										14									
	(8)特定施設入居者生活介護(介護予防を含む)	15										15									
	(9)福祉用具貸与(介護予防を含む)	16										16									
	(10)居宅療養管理指導(介護予防を含む)	17										17									
	(11)定期巡回・随時対応型訪問介護看護	18										18									
	(12)夜間対応型訪問介護	19										19									
	(13)地域密着型通所介護	20										20									
	(14)認知症対応型通所介護(介護予防を含む)	21										21									
	(15)小規模多機能型居宅介護(介護予防を含む)	22										22									
	(16)認知症対応型共同生活介護(介護予防を含む)	23										23									
	(17)地域密着型特定施設入居者生活介護	24										24									
	(18)看護小規模多機能型居宅介護	25										25									
	(19)その他の居宅介護サービス((1)～(18)に該当しないもの)	26										26									
	3 居宅介護支援介護料収益 小計	27										27									
	(1)居宅介護支援介護料収益	28										28									
	(2)介護予防支援介護料収益 (介護予防支援事業者からの委託料は含まない)	29										29									
	4 介護予防・日常生活支援総合事業費収益 小計	30										30									
	うち旧介護予防訪問介護に相当するサービス(利用者負担分を含む)	31										31									
	うち旧介護予防通所介護に相当するサービス(利用者負担分を含む)	32										32									
	5 保険外の利用料による収益 小計	33										33									
	(1)施設利用料収益 小計	34										34									
	① 介護老人保健施設	35										35									
	② 介護療養型医療施設	36										36									
	③ 介護医療院	37										37									

科 目					平成29年度決算期数値										平成30年度決算期数値																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
					金 額										金 額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
					十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
Ⅰ 医 業 ・ 介 護 収 益 （ 続 き ）	(2)居宅介護サービス利用料収益	小計	38										38																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														

問4

(2)平成29年度、平成30年度の財務活動等による支出についておうかがいします。

- 下記の支出がある場合、資金収支計算書又はキャッシュフロー計算書が、
- ①介護サービスの種別ごとに区分されている場合、
 - ②介護サービスの種別ごとに区分されてなく、他の介護サービス等と一体となっている場合、
- のいずれかを選択してチェックボックスにチェックをつけてください。

↓いずれか1つのチェックボックスにチェックしてください。

☐	①介護サービスの種別ごとに区分されている	→そのまま調査対象サービス分の支出を記入してください。
☐	②介護サービスの種別ごとに区分されてなく、他の介護サービス等と一体となっている	→記入要領を参照し、適切な按分を行ったうえで、調査対象サービス分の支出を記入してください。

- 「設備資金」とは、施設整備及び設備整備に係る資金です。
- 金額は、利子を含まない元金について、平成29年度、平成30年度に返済した額を記入してください。

				平成29年度決算期数値										平成30年度決算期数値									
科 目				金 額										金 額									
				十億	百万	千	円							十億	百万	千	円						
設備資金借入金の返済による支出				77										77									
長期運営資金借入金の返済による支出				78										78									

※ただし調査対象サービスが、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護の場合に限り、上記項目を記入。

問4

(3) 平成29年度、平成30年度の事業費用についておうかがいします。

- 事業費用について、使用している会計基準、指針に該当するページに記入してください。
- | | |
|-------------------------------|----------------|
| 介護老人保健施設会計・経理準則 | →(3)－A(本ページ～) |
| 病院会計準則 | →(3)－B(21ページ～) |
| 介護医療院会計・経理準則(平成30年度) | →(3)－C(23ページ～) |
| 指定老人訪問看護の事業及び指定訪問看護の事業の会計経理準則 | →(3)－D(25ページ～) |
| 企業会計 | →(3)－E(26ページ～) |
- ※平成30年度より介護医療院会計・経理準則を使用している場合、平成30年度分は介護医療院会計・経理準則((3)－C)へ記入してください。

(3)－A 介護老人保健施設会計・経理準則

- 平成29年度、平成30年度の決算期数値における費用額について記入して下さい。
- 問1(4)において「単独会計」と回答した場合は、調査対象サービス分のみについて記入してください。
- 問1(4)において「一体会計」と回答した場合は、会計を一体的に行っている他の介護保険サービス分も含めた額を記入してください。
なお、記入に際しては、問4(1)で記入した収益に対応した費用を問4(3)に記入してください。
問4(1)において、医療サービスによる収益を含めて記入した場合は、問4(3)に医療サービスに係る費用を含めて記入してください。
- ※ 事業開始から1年に満たない場合は、事業開始からの経過月数に応じて1年分を算出してください。
- ※ 各費目において消費税が別途計上されている場合でも、税込み方式(各費目に消費税額を算入した値)で記入してください。

(3)－A		平成29年度決算期数値										平成30年度決算期数値									
		金 額										金 額									
科 目		十億 百万 千 円										十億 百万 千 円									
Ⅱ 施設 運営 事業 等 費用	1 給与費	1										1									
	2 医薬品費	2										2									
	3 給食用材料費	3										3									
	4 施設療養材料費・施設療養消耗器具備品費	4										4									
	5 その他の材料費	5										5									
	6 経費 計	6										6									
	(1)福利厚生費	7										7									
	(2)消耗品費	8										8									
	(3)消耗器具備品費	9										9									
	(4)車両費	10										10									
	(5)光熱水費	11										11									
	(6)修繕費	12										12									
	(7)通信費	13										13									
	(8)賃借料 小計	14										14									
	① 土地	15										15									
	② 建物及び建物附属設備	16										16									
	③ 設備器械	17										17									
	④ その他の賃借料(①～③に該当しないもの)	18										18									
	(9)保険料 小計	19										19									
	① 自動車保険料(自動車損害賠償責任保険料含む)	20										20									
	② その他の保険料(①に該当しないもの)	21										21									
	(10)租税公課	22										22									
	(11)徴収不能損失	23										23									
	(12)その他の経費((1)～(11)に該当しないもの)	24										24									

(3) -A			平成29年度決算期数値								平成30年度決算期数値							
科 目			金 額								金 額							
			十億	百万	千	円					十億	百万	千	円				
Ⅱ 施設 運営 事業 等 費用 (続 き)	7 委託費	計	25								25							
	(1)派遣委託費		26								26							
	(2)患者用給食委託費		27								27							
	(3)送迎委託費		28								28							
	(4)寝具類洗濯・賃貸委託費(病衣除く)		29								29							
	(5)清掃委託費		30								30							
	(6)各種器械保守委託費		31								31							
	(7)その他の委託費((1)～(6)に該当しないもの)		32								32							
	8 研修費		33								33							
	9 減価償却費	計	34								34							
	(1)建物及び建物付属設備減価償却費		35								35							
	(2)医療用器械設備減価償却費		36								36							
	(3)車両船舶設備減価償却費		37								37							
	(4)特殊浴槽減価償却費		38								38							
	(5)その他の減価償却費((1)～(4)に該当しないもの)		39								39							
	10 本部費(他の事業のための費用は含まない)		40								40							
	11 その他(1～10に該当しないもの)		41								41							
	施設運営事業等費用計(1～11の合計)		42								42							
	うち消費税課税対象費用計		43								43							
Ⅲ	施設運営事業外収益	計	44								44							
	1 受取利息・配当金		45								45							
	2 その他の施設運営事業外収益(1に該当しないもの)		46								46							
Ⅳ	施設運営事業外費用		47								47							
	うち支払利息		48								48							
Ⅴ	特別損益		49								49							
	1 特別利益		50								50							
	2 特別損失		51								51							
	うち法人税等		52								52							

(3) -B 病院会計準則

- 平成29年度、平成30年度の決算期数値における費用額について記入して下さい。
- 問1(4)において「単独会計」と回答した場合は、調査対象サービス分のみについて記入してください。
- 問1(4)において「一体会計」と回答した場合は、会計を一体的に行っている他の介護保険サービス分も含めた額を記入してください。
なお、記入に際しては、問4(1)で記入した収益に対応した費用を問4(3)に記入してください。
問4(1)において、医療サービスによる収益を含めて記入した場合は、問4(3)に医療サービスに係る費用を含めて記入してください。

※ 事業開始から1年に満たない場合は、事業開始からの経過月数に応じて1年分を算出してください。

※ 各費目において消費税が別途計上されている場合でも、税込み方式(各費目に消費税額を算入した値)で記入してください。

(3) -B		平成29年度決算期数値										平成30年度決算期数値									
科 目		金 額										金 額									
		十億		百万		千		円				十億		百万		千		円			
Ⅱ 医 業 ・ 介 護 費 用	1 給与費	1										1									
	2 医薬品費	2										2									
	3 給食用材料費	3										3									
	4 診療材料費・医療消耗器具備品費	4										4									
	5 経費 計	5										5									
	(1)福利厚生費	6										6									
	(2)通信費	7										7									
	(3)消耗品費	8										8									
	(4)消耗器具備品費	9										9									
	(5)車両費	10										10									
	(6)光熱水費	11										11									
	(7)修繕費	12										12									
	(8)賃借料 小計	13										13									
	① 土地	14										14									
	② 建物及び建物附属設備	15										15									
	③ 設備器械	16										16									
	④ その他の賃借料(①～③に該当しないもの)	17										17									
	(9)保険料 小計	18										18									
	① 自動車保険料(自動車損害賠償責任保険料含む)	19										19									
	② その他の保険料(①に該当しないもの)	20										20									
	(10)租税公課	21										21									
	(11)徴収不能損失	22										22									
	(12)その他の経費((1)～(11)に該当しないもの)	23										23									

(3) -B			平成29年度決算期数値										平成30年度決算期数値									
科 目			金 額										金 額									
			十億	百万	千	円							十億	百万	千	円						
Ⅱ 医業・介護費用 (続き)	6 委託費	計	24										24									
	(1)派遣委託費		25										25									
	(2)患者用給食委託費		26										26									
	(3)送迎委託費		27										27									
	(4)寝具類洗濯・賃貸委託費(病衣除く)		28										28									
	(5)清掃委託費		29										29									
	(6)各種器械保守委託費		30										30									
	(7)その他の委託費((1)～(6)に該当しないもの)		31										31									
	7 研究研修費		32										32									
	8 減価償却費	計	33										33									
	(1)建物及び建物付属設備減価償却費		34										34									
	(2)医療用器械設備減価償却費		35										35									
	(3)車両船舶設備減価償却費		36										36									
	(4)特殊浴槽減価償却費		37										37									
	(5)その他の減価償却費((1)～(4)に該当しないもの)		38										38									
	9 本部費(他の事業のための費用は含まない)		39										39									
	10 その他(1～9に該当しないもの)		40										40									
	医業・介護費用計(1～10の合計)		41										41									
	うち消費税課税対象費用計		42										42									
Ⅲ	医業・介護外収益	計	43										43									
	1 受取利息・配当金		44										44									
	2 その他の医業・介護外収益(1に該当しないもの)		45										45									
Ⅳ	医業・介護外費用		46										46									
	うち支払利息		47										47									
Ⅴ	特別損益		48										48									
	1 特別利益		49										49									
	2 特別損失		50										50									
Ⅵ	税金		51										51									

(3) -C 介護医療院会計・経理準則

- 平成30年度の決算期数値における費用額について記入して下さい。
- 問1(4)において「単独会計」と回答した場合は、調査対象サービス分のみについて記入してください。
- 問1(4)において「一体会計」と回答した場合は、会計を一体的に行っている他の介護保険サービス分も含めた額を記入してください。
なお、記入に際しては、問4(1)で記入した収益に対応した費用を問4(3)に記入してください。
問4(1)において、医療サービスによる収益を含めて記入した場合は、問4(3)に医療サービスに係る費用を含めて記入してください。
- ※ 事業開始から1年に満たない場合は、事業開始からの経過月数に応じて1年分を算出してください。
- ※ 各費目において消費税が別途計上されている場合でも、税込み方式(各費目に消費税額を算入した値)で記入してください。

(3) -C		平成30年度決算期数値											
科 目		金 額											
		十 億			百 万			千			円		
Ⅱ 施設運営事業等費用	1 給与費	1											
	2 医薬品費	2											
	3 給食用材料費	3											
	4 施設療養材料費・施設療養消耗器具備品費	4											
	5 その他の材料費	5											
	6 経費 計	6											
	(1) 福利厚生費	7											
	(2) 消耗品費	8											
	(3) 消耗器具備品費	9											
	(4) 車両費	10											
	(5) 光熱水費	11											
	(6) 修繕費	12											
	(7) 通信費	13											
	(8) 賃借料 小計	14											
	① 土地	15											
	② 建物及び建物附属設備	16											
	③ 設備器械	17											
	④ その他の賃借料(①～③に該当しないもの)	18											
	(9) 保険料 小計	19											
	① 自動車保険料(自動車損害賠償責任保険料含む)	20											
	② その他の保険料(①に該当しないもの)	21											
	(10) 租税公課	22											
	(11) 徴収不能損失	23											
	(12) その他の経費((1)～(11)に該当しないもの)	24											

(3) -C		平成30年度決算期数値											
科 目		金 額											
		十億	百万	千	円								
Ⅱ 施設運営事業等費用（続き）	7 委託費	計	25										
	(1)派遣委託費		26										
	(2)患者用給食委託費		27										
	(3)送迎委託費		28										
	(4)寝具類洗濯・賃貸委託費(病衣除く)		29										
	(5)清掃委託費		30										
	(6)各種器械保守委託費		31										
	(7)その他の委託費((1)～(6)に該当しないもの)		32										
	8 研修費		33										
	9 減価償却費	計	34										
	(1)建物及び建物付属設備減価償却費		35										
	(2)医療用器械設備減価償却費		36										
	(3)車両船舶設備減価償却費		37										
	(4)特殊浴槽減価償却費		38										
	(5)その他の減価償却費((1)～(4)に該当しないもの)		39										
	10 本部費(他の事業のための費用は含まない)		40										
	11 その他(1～10に該当しないもの)		41										
	施設運営事業等費用計(1～11の合計)		42										
	うち消費税課税対象費用計		43										
Ⅲ 施設運営事業外収益		計	44										
1 受取利息・配当金			45										
2 その他の施設運営事業外収益(1に該当しないもの)			46										
Ⅳ 施設運営事業外費用			47										
うち支払利息			48										
Ⅴ 特別損益			49										
1 特別利益			50										
2 特別損失			51										
うち法人税等			52										

(3) -D 指定老人訪問看護の事業及び指定訪問看護の事業の会計経理準則

- 平成29年度、平成30年度の決算期数値における費用額について記入して下さい。
- 問1(4)において「単独会計」と回答した場合は、調査対象サービス分のみについて記入してください。
- 問1(4)において「一体会計」と回答した場合は、会計を一体的に行っている他の介護保険サービス分も含めた額を記入してください。
なお、記入に際しては、問4(1)で記入した収益に対応した費用を問4(3)に記入してください。
問4(1)において、医療サービスによる収益を含めて記入した場合は、問4(3)に医療サービスに係る費用を含めて記入してください。

※ 事業開始から1年に満たない場合は、事業開始からの経過月数に応じて1年分を算出してください。

※ 各費目において消費税が別途計上されている場合でも、税込み方式(各費目に消費税額を算入した値)で記入してください。

(3) -D		平成29年度決算期数値										平成30年度決算期数値									
科 目		金 額										金 額									
		十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円
II 事業費用	1 人件費	1										1									
	2 材料費	2										2									
	3 経費 計	3										3									
	(1)福利厚生費	4										4									
	(2)旅費交通費	5										5									
	(3)通信費	6										6									
	(4)消耗品費	7										7									
	(5)消耗器具備品費	8										8									
	(6)車両費	9										9									
	(7)光熱水費	10										10									
	(8)修繕費	11										11									
	(9)賃借料 小計	12										12									
	① 土地	13										13									
	② 建物及び建物附属設備	14										14									
	③ 設備器械	15										15									
	④ その他の賃借料(①～③に該当しないもの)	16										16									
	(10)保険料 小計	17										17									
	① 自動車保険料(自動車損害賠償責任保険料含む)	18										18									
	② その他の保険料(①に該当しないもの)	19										19									
	(11)租税公課	20										20									
	(12)徴収不能損失	21										21									
	(13)その他の経費((1)～(12)に該当しないもの)	22										22									
	4 委託費 計	23										23									
	(1)派遣委託費	24										24									
	(2)清掃委託費	25										25									
	(3)その他の委託費((1)、(2)に該当しないもの)	26										26									
	5 研修費	27										27									
	6 減価償却費 計	28										28									
	(1)建物及び建物付属設備減価償却費	29										29									
	(2)車両船舶設備減価償却費	30										30									
	(3)その他の減価償却費((1)、(2)に該当しないもの)	31										31									
	7 本部費(他の事業のための費用は含まない)	32										32									
	8 その他(1～7に該当しないもの)	33										33									
	事業費用計(1～8の合計)	34										34									
	うち消費税課税対象費用計	35										35									
III 事業外収益	計	36										36									
	1 受取利息・配当金	37										37									
	2 その他の事業外収益(1に該当しないもの)	38										38									
IV 事業外費用		39										39									
	うち支払利息	40										40									
V 特別損益		41										41									
	1 特別利益	42										42									
	2 特別損失	43										43									
	うち法人税等	44										44									

(3) -E 企業会計

- 平成29年度、平成30年度の決算期数値における費用額について記入して下さい。
- 問1(4)において「単独会計」と回答した場合は、調査対象サービス分のみについて記入してください。
- 問1(4)において「一体会計」と回答した場合は、会計を一体的に行っている他の介護保険サービス分も含めた額を記入してください。
なお、記入に際しては、問4(1)で記入した収益に対応した費用を問4(3)に記入してください。
問4(1)において、医療サービスによる収益を含めて記入した場合は、問4(3)に医療サービスに係る費用を含めて記入してください。

※ 事業開始から1年に満たない場合は、事業開始からの経過月数に応じて1年分を算出してください。

※ 各費目において消費税が別途計上されている場合でも、税込み方式(各費目に消費税額を算入した値)で記入してください。

(3) -E		平成29年度決算期数値										平成30年度決算期数値									
科 目		金 額										金 額									
		十億		百万		千		円				十億		百万		千		円			
Ⅱ 売 上 原 価	1 人件費	1										1									
	2 経費 計	2										2									
	(1)給食材料費	3										3									
	(2)車両費	4										4									
	(3)光熱水費	5										5									
	(4)福利厚生費	6										6									
	(5)旅費交通費	7										7									
	(6)研修費	8										8									
	(7)通信運搬費	9										9									
	(8)修繕費	10										10									
	(9)賃借料 小計	11										11									
	① 土地	12										12									
	② 建物及び建物付属設備	13										13									
	③ 設備器械	14										14									
	④ その他の賃借料(①～③に該当しないもの)	15										15									
	(10)保険料 小計	16										16									
	① 自動車保険料(自動車損害賠償責任保険料含む)	17										17									
	② その他の保険料(①に該当しないもの)	18										18									
	(11)租税公課	19										19									
	(12)委託費 小計	20										20									
	① 派遣委託費	21										21									
	② 給食委託費	22										22									
	③ 送迎委託費	23										23									
	④ 清掃委託費	24										24									
	⑤ その他の委託費(①～④に該当しないもの)	25										25									
	(13)その他の経費((1)～(12)に該当しないもの)	26										26									
	3 減価償却費 計	27										27									
	(1)建物及び建物付属設備減価償却費	28										28									
	(2)車両船舶設備減価償却費	29										29									
	(3)特殊浴槽減価償却費	30										30									
	(4)消毒設備減価償却費	31										31									
	(5)福祉用具減価償却費	32										32									
	(6)その他の減価償却費((1)～(5)に該当しないもの)	33										33									
	4 その他の売上原価(1～3に該当しないもの)	34										34									
	売上原価計(1～4の合計)	35										35									
	うち消費税課税対象費用計	36										36									
Ⅲ 本部経費配賦額(他の事業のための費用は含まない)		37										37									
うち消費税課税対象費用計		38										38									
Ⅳ 営業外収益 計		39										39									
1 受取利息		40										40									
2 受取配当金		41										41									
3 補助金収入		42										42									
4 その他の営業外収益(1～3に該当しないもの)		43										43									
Ⅴ 営業外費用 計		44										44									
1 支払利息		45										45									
2 徴収不能額		46										46									
3 その他の営業外費用(1, 2に該当しないもの)		47										47									
Ⅵ 特別利益		48										48									
Ⅶ 特別損失		49										49									
Ⅷ 法人税、住民税及び事業税		50										50									

2019 年度介護報酬改定に関する審議報告

社会保障審議会介護給付費分科会

2018 年 12 月 26 日

介護職員の処遇改善については、2017 年度の臨時改定も含めこれまで数度にわたる取組を行ってきたが、今般「新しい経済政策パッケージ」(2017 年 12 月 8 日閣議決定)において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認めることを前提に、介護サービス事業所における勤続年数 10 年以上の介護福祉士について月額平均 8 万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費 1000 億円程度を投じ、処遇改善を行う。」とされ、2019 年 10 月の消費税率引上げに伴う報酬改定において対応することとされた。

また、介護保険サービス等に関する消費税の取扱いについては、2019 年 10 月に予定されている消費税率 10% への引上げに伴い、介護サービス施設・事業所に実質的な負担が生じないよう、対応について検討する必要がある。

当分科会においては介護職員の処遇改善及び介護保険サービス等に関する消費税の取扱いについて議論を行ってきたが、これまでの議論に基づき、2019 年度介護報酬改定に関する基本的な考え方を以下のとおり取りまとめたので報告する。

1. 介護職員の処遇改善

(1) 基本的な考え方

- 介護職員の処遇を含む労働条件については、本来、労使間において自律的に決定すべきものであるが、現下の厳しい介護人材不足、依然として小さくない他産業との賃金差等の中、介護離職ゼロ等に向けて介護職員の確保、定着につなげていくためには、公費・保険料による政策的対応も必要である。その際、今後も確実な処遇改善を担保するためには、現行の処遇改善加算と同様、介護報酬における加算として必要な対応を講ずることが適当であると考えられる。
- このため、2019 年度介護報酬改定では、現行の介護職員処遇改善加算に加えて、介護職員の更なる処遇改善を行うこととし、具体的には、リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、介護職員の更なる処遇改善を行うことが適当である。
- その際、新しい経済政策パッケージにおいて、「他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認めることを

前提」とされていることを踏まえ、介護職員の更なる処遇改善という趣旨を損なわない程度において、介護職員以外の職種にも一定程度処遇改善を行う柔軟な運用を認めることが適当である。

- また、今般の処遇改善について、介護人材の確保等の目的が達成されたか効果検証を行うとともに、介護職員の確保に当たっては、処遇改善だけではなく離職防止に向けた総合的な取組を行うことが適当である。
- なお、介護職員の処遇改善については、例外的かつ経過的な取扱いとして設けられたことを踏まえるべき、その必要性は認めつつも、保険者や利用者の負担に配慮すべきとの意見があった一方で、従来の交付金から財源の安定性の観点から加算で行うことになった経緯を踏まえるべき、更なる処遇改善を引き続き検討していくべきとの意見があった。
- 本分科会で出された意見も踏まえつつ、処遇改善の在り方については、今般の処遇改善の施行状況等を踏まえ引き続き検討することが適当である。

(2) 加算の対象(取得要件)

- 加算対象のサービス種類としては、今般の更なる処遇改善がこれまでの数度にわたり取り組んできた介護職員の処遇改善をより一層進めるものであることから、これまでの介護職員処遇改善加算と同様のサービス種類とすることが適当である。
- 長く働き続けられる環境を目指す観点から、一定のキャリアパスや研修体制の構築、職場環境等の改善が行われることを担保し、これらの取組を一層推進するため、
 - ・ 現行の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までを取得している事業所を対象とすることとし、加えて、
 - ・ 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
 - ・ 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていることを求め、加算の取得要件とすることが適当である。その際、職場環境等要件に関し、実効性のあるものとなるよう検討することが適当である。
- なお、これまで処遇改善の対象となっていないサービス種類についても、これらのサービス種類における担い手不足や医療ニーズ対応の必要性、賃金の実態等を踏まえ、加算の対象とすべきとの意見や、現行の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)の取得に向けた支援を強化すべきとの意見もあった。

(3) 加算率の設定

① サービス種類ごとの加算率

- ・ 介護職員確保に向けた処遇改善を一層進めるとともに、人材定着にもつながるよう、経験・技能のある介護職員が多いサービス種類を高く評価することとし、サービス種類ごとの加算率は、それぞれのサービス種類ごとの勤続 10 年以上の介護福祉士の数に応じて設定することが適当である。

② サービス種類内の加算率

- ・ 現時点で把握可能なデータや、事業所や自治体の事務負担、新しいサービス種類・事業所があることに、一定の留意をした上で、同じサービス種類の中でも、経験・技能のある介護職員の数が多い事業所や職場環境が良い事業所について更なる評価を行うことが望ましい。
- ・ このため、介護福祉士の配置が手厚いと考えられる事業所を評価するサービス提供体制強化加算等の取得状況を加味して、加算率を二段階に設定することが適当である。なお、経験・技能のある介護職員が多い事業所や職場環境が良い事業所をより精緻に把握する観点から、その方法について、今後検討することが必要である。

(4) 事業所内における配分方法

- (1)の基本的な考え方を踏まえ、経験・技能のある介護職員、その他の介護職員、その他の職種の順に配分されるよう、事業所内の配分方法は以下のとおりとすることが適当である。なお、配分に当たっては、経験・技能のある介護職員、その他の介護職員、その他の職種について、こうした区分ごとの平均の処遇改善額を比較することとし、それぞれの区分内での一人ひとりの処遇改善額は柔軟に設定できることとする。

① 経験・技能のある介護職員、その他の介護職員、その他の職種の設定の考え方

- ・ 経験・技能のある介護職員は、勤続 10 年以上の介護福祉士を基本とし、介護福祉士の資格を有することを要件としつつ、勤続 10 年の考え方については、事業所の裁量で設定できることとする。
- ・ その他の介護職員は、経験・技能のある介護職員以外の介護職員とする。
- ・ その他の職種は、介護職員以外の全ての職種の職員とする。

② 具体的な配分の方法

- ・ 経験・技能のある介護職員において、月額8万円の処遇改善となる者又は処遇改善後の賃金が役職者を除く全産業平均賃金(年収 440 万円)以上となる者を設定・確保すること。これにより、リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を実現する。

※ 小規模な事業所で開設したばかりである等、設定することが困難な場合は合理的な説明を求める。

- ・ 経験・技能のある介護職員は、平均の処遇改善額がその他の介護職員の2倍以上とすること。
- ・ その他の職種は、平均の処遇改善額がその他の介護職員の2分の1を上回らないこと(※)。また、更なる処遇改善において、リーダー級の介護職員について他産業と遜色のない賃金水準を目指す中で、改善後の賃金額が役職者を除く全産業平均賃金(年収 440 万円)を超えない場合に改善を可能とすること。

※ 平均賃金額について、その他の職種がその他の介護職員と比べて低い場合は、柔軟な取扱いを可能とする。

- なお、その他の職種への配分について、より事業所の裁量を認めるべきであるとの意見や、一部の職員に過度に配分することによる職場環境への影響に留意すべきとの意見、小規模事業所について、法人単位での対応を可能とする等の配慮を求める意見もあった。

2. 介護保険サービス等に関する消費税の取扱い

(1) 基本単位数の取扱い

- 基本単位数の上乗せ率については、人件費、その他の非課税品目を除いた課税経費の割合を算出し、これに税率引上げ分を乗じて基本単位数への上乗せ率を算出することが適当である。

(2) 加算の取扱い

- 課税経費の割合が大きいと考えられる加算については、基本単位数への上乗せと同様に課税費用に係る上乗せを行うことが適当である。
- 一方、上乗せすべき単位数が1単位に満たない等個別に上乗せ分を算出して対応することが困難な加算については、基本単位数への上乗せに際し、これらの加算に係る消費税負担分も含めた上乗せ対応を行うことが適当である。
- その際、単位数ではなく基本単位数の割合で設定されている加算や、交通費相当額で設定される福祉用具貸与に係る加算については、上乗せ対応を行わないことが適当である。

(3) 区分支給限度基準額

- 消費税引上げに伴う基本単位数等への上乗せ対応を行うことにより、従前と同量のサービスを利用しているにもかかわらず、区分支給限度基準額を超える利用者が新たに生じる可能性があること等から、消費税率引上げの影響分について、区分支給限度基準額を引き上げることが適当である。

(4) 基準費用額、負担限度額

- 2017 年度介護事業経営実態調査による平均的な費用額と基準費用額を設定した際の平均的な費用額に一定の変動幅がみられるとともに、一部費用については、消費税率引上げにより負担が増加することが見込まれる。このため、利用者負担への影響を加味しつつ、8%から10%への消費税率引上げによる影響分を現行の基準費用額に上乗せを行うことが適当である。
- また、基準費用額については、今後介護事業経営実態調査で実態を把握した上で、どのような対応を図るべきか引き続き検討することが適当である。
- 他方、食費・居住費に係る負担限度額については、入所者の所得状況等を勘案して決めており、これは消費税率の引上げにより直接的に変動するものではないことから、見直しは行わないことが適当である。
- なお、基準費用額について実態把握の方法に関する意見や、消費税の影響分のみならず実態を踏まえた対応を行うべきとの意見もあった。

(5) 特定福祉用具販売、住宅改修サービス費及び福祉用具貸与

- 特定福祉用具販売及び住宅改修サービス費については、市場価格による保険給付が行われており、特段の対応は行わない一方で、本年 10 月から設定された福祉用具貸与の上限額について、税率引上げ分を引上げることが適当である。

◆ 平成30年度介護報酬改定を踏まえた今後の課題及び次期改定に向けた検討について

○「平成30年度介護報酬改定に関する審議報告」において検討が必要とされた事項等を以下の形で整理を行う。

「平成30年度介護報酬改定に関する審議報告」に示された今後の主な課題

【横断的事項】

- 同一建物等居住者へのサービス提供に係る報酬見直しの影響について
- 介護サービスの質の評価・自立支援に向けたエビデンスの集積について
- 外部のリハビリテーション専門職等との連携に関する実施状況や効果検証について
- 介護人材確保のための、介護ロボットやAI・ICTなど最新技術の活用について
- はり師、きゅう師が新たに機能訓練指導員の対象となることの影響検証について
- 介護職員処遇改善加算のあり方について
- サービス提供責任者や居宅介護支援事業所の管理者の要件見直しの影響について
- 基準費用額や地域区分に関する実態把握や今後の対応の検討について
- 地域包括ケアシステム推進のための、見直し実施状況の把握及び今後の対応について
- 介護サービスの適正化や重点化、及び報酬体系の簡素化について

【居宅系】

- 「訪問介護」における、今回の各種見直しの影響について
- 「ケアマネジメント」における、公正中立性を確保するための取組及び質の向上のための指標の検討について
- 「共生型サービス」の実施状況把握や、地域共生社会実現のためのあり方等について
- 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」のオペレーター兼務などの要件緩和の影響について

【施設系】

- 「介護医療院」への転換状況把握や、転換促進のための検討について
- 「介護保険施設」のリスクマネジメントに関する実態把握や今後の対応の検討について

各種調査・研究

介護報酬改定の効果検証及び調査研究

各種調査・研究
を活用し実態を
把握

(介護サービスの経営状況等
に関する事項)

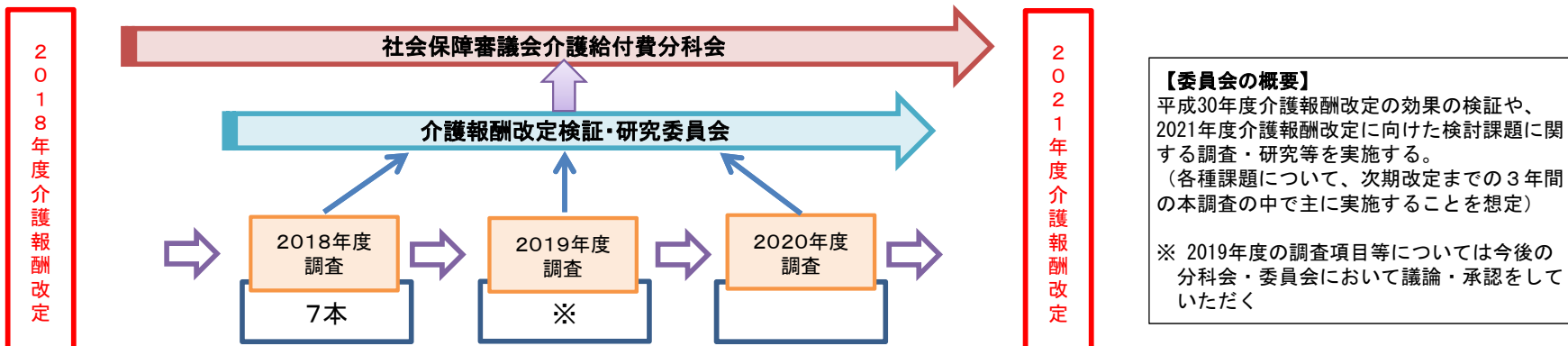
介護事業経営概況調査
介護事業経営実態調査

(介護従事者の処遇改善及び
処遇改善加算に関する事項)

介護従事者処遇状況等調査

その他、老人保健健康
増進等事業等を活用

介護報酬改定検証・研究委員会について(2018年度～2020年度)【全体像】



社保審一介護給付費分科会	
第168回（H31. 2. 13）	参考資料 3

介護給付費分科会一介護事業経営調査委員会	
第27回（H31. 1. 24）	参考資料

2019年度介護事業経営概況調査の実施について

介護事業経営概況調査・介護事業経営実態調査の調査対象期間（イメージ）

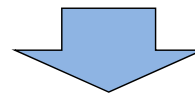
今回の調査対象期間（2018（平成30）年度介護報酬改定時における調査と同様）

	改定前年 2017（平成29）年度	改定後 1 年目 2018（平成30）年度	改定後 2 年目 （2019年度）	改定後 3 年目 （2020年度）
概況調査 （改定後 2 年目）	改定前後の 2 年分のデータを把握		調査 → 集計	
実態調査 （改定後 3 年目）			改定後 2 年目の 1 年分のデータを把握	調査 → 集計

（参考）2018（平成30）年度介護報酬改定時における調査対象期間の見直し

見直し前の調査対象期間（2015（平成27）年度介護報酬改定時における調査）

	改定前年 2011（平成23）年度	改定後 1 年目 2012（平成24）年度	改定後 2 年目 2013（平成25）年度	改定後 3 年目 2014（平成26）年度
概況調査 （改定後 2 年目）		改定前後 1 年分の データを把握	調査 → 集計	
実態調査 （改定後 3 年目）			改定後 2 年目の 3 月（1 か月分） のデータを把握	調査 → 集計



見直し後の調査対象期間（2018（平成30）年度介護報酬改定時における調査）

	改定前年 2014（平成26）年度	改定後 1 年目 2015（平成27）年度	改定後 2 年目 2016（平成28）年度	改定後 3 年目 2017（平成29）年度
概況調査 （改定後 2 年目）	改定前後の 2 年分のデータを把握		調査 → 集計	
実態調査 （改定後 3 年目）			改定後 2 年目の 1 年分のデータを把握	調査 → 集計

平成30年度介護報酬改定の概要

社保審－介護給付費分科会

第158回（H30.1.26）

資料 1

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、国民1人1人が状態に応じた適切なサービスを受けられるよう、平成30年度介護報酬改定により、質が高く効率的な介護の提供体制の整備を推進。

平成30年度介護報酬改定

改定率: +0.54%

I 地域包括ケアシステムの推進

- 中重度の要介護者も含め、どこに住んでいても適切な医療・介護サービスを切れ目なく受けることができる体制を整備

【主な事項】

- 中重度の在宅要介護者や、居住系サービス利用者、特別養護老人ホーム入所者の医療ニーズへの対応
- 医療・介護の役割分担と連携の一層の推進
- 医療と介護の複合的ニーズに対応する介護医療院の創設
- ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保
- 認知症の人への対応の強化
- 口腔衛生管理の充実と栄養改善の取組の推進
- 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

II 自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現

- 介護保険の理念や目的を踏まえ、安心・安全で、自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスを実現

【主な事項】

- リハビリテーションに関する医師の関与の強化
- リハビリテーションにおけるアウトカム評価の拡充
- 外部のリハビリ専門職等との連携の推進を含む訪問介護等の自立支援・重度化防止の推進
- 通所介護における心身機能の維持に係るアウトカム評価の導入
- 褥瘡の発生予防のための管理や排泄に介護を要する利用者への支援に対する評価の新設
- 身体的拘束等の適正化の推進

III 多様な人材の確保と生産性の向上

- 人材の有効活用・機能分化、ロボット技術等を用いた負担軽減、各種基準の緩和等を通じた効率化を推進

【主な事項】

- 生活援助の担い手の拡大
- 介護ロボットの活用の促進
- 定期巡回型サービスのオペレーターの専任要件の緩和
- ICTを活用したリハビリテーション会議への参加
- 地域密着型サービスの運営推進会議等の開催方法・開催頻度の見直し

IV 介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保

- 介護サービスの適正化・重点化を図ることにより、制度の安定性・持続可能性を確保

【主な事項】

- 福祉用具貸与の価格の上限設定等
- 集合住宅居住者への訪問介護等に関する減算及び区分支給限度基準額の計算方法の見直し等
- サービス提供内容を踏まえた訪問看護の報酬体系の見直し
- 通所介護の基本報酬のサービス提供時間区分の見直し等
- 長時間の通所リハビリの基本報酬の見直し

平成30年度介護報酬改定に関する審議報告（抜粋）

（社会保障審議会介護給付費分科会（平成29年12月18日））

IV 今後の課題

- 平成30年度介護報酬改定の基本的考え方や各サービスの報酬・基準の見直しの方角については以上のとおりであり、今回の報酬改定に基づき、団塊の世代が皆75歳以上となっている2025年に向けて、国民一人一人が状態に応じた適切なサービスを受けられるよう、着実に対応していくことが求められる。
- その上で、今回の介護報酬改定の影響を把握するとともに、次期介護報酬改定に向けて、見直すべき事項がないか、検討を進めるべきである。
 - 特に、次期介護報酬改定までに検討を進めるべきと考えられる事項について、以下のとおりまとめたので、厚生労働省において着実に対応することを求めたい。
 - なお、検討に当たっては、介護保険法の目的である要介護者等の尊厳の保持や、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするという視点に基づいて検討が進められるべきである。
 - また、しっかりとしたデータに基づく検討を行うことが必要であり、介護報酬改定の効果検証及び調査研究、介護事業経営実態調査の更なる精緻化を進めるとともに、各種の調査・研究等を通じて、実態をしっかりと把握することが必要である。

■類似の実態調査との比較

	介護事業経営実態調査	医療経済実態調査 (医療機関等調査)	障害福祉サービス等 経営実態調査
調査対象	全ての介護保険サービス(介護保険施設、居宅サービス事業所、地域密着型サービス事業所)	病院、一般診療所、歯科診療所及び1か月間の調剤報酬明細書の取扱件数が300件以上の保険薬局	障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、障害児入所施設、障害児通所支援事業所
調査周期	3年周期	2年周期	3年周期
調査時期	5月	6月	4月
調査対象期間	直近の事業年(度)の1年間の状況を調査	直近の2事業年(度)の2年間の状況を調査	直近の事業年(度)の1年間の状況を調査
調査方法	郵送＋電子調査	郵送＋電子調査	郵送＋電子調査
調査対象施設数	31,944か所(H29年)	8,779か所(H29年)	17,449か所(H29年)
有効回答数	15,062か所(H29年)	4,938か所(H29年)	8,997か所(H29年)
有効回答率	47.2%(H29年)	56.2%(H29年)	51.6%(H29年)
公表時期	調査年の10月	調査年の11月	調査年の11月
抽出率	(H29年) 介護老人福祉施設 1/4 訪問介護・通所介護 1/10 居宅介護支援 1/20等 サービスの種類により1/1～1/20	(H29年) 病院 1/3(特定機能病院、歯科大学病院、こども病院は1/1) 一般診療所 1/20 歯科診療所 1/50 保険薬局 1/25	(H29年) 行動援護 2/3 短期入所 就労継続支援A型 1/4 就労継続支援B型 1/20 等 サービスの種類により1/1～1/20